住友商事 | Enriching lives and the world



Sustainability Report 2026

サステナビリティレポート

Contents

グループ長メッセージ 02

住友商事のサステナビリティ 04
- サステナビリティ経営 04
- サステナビリティ経営のガバナンス 07
- マテリアリティ 11
- ステークホルダーエンゲージメント 18
- サステナブルファイナンス 19
- イニシアチブへの参画 22
- 外部からの評価 27

ESG データ 32
- 環境関連データ 32
- 社会関連データ 42
- ガバナンス関連データ 47

環境 51
- 環境マネジメント 52
- 気候変動 59
- 自然資本 121
- 天然資源の持続的活用・循環型経済 159

社会 171
- サプライチェーン・マネジメント 172
- 人権の尊重 181
- 人財 200
- 従業員の安全 244
- 社会的責任 250
- 社会貢献活動 266

ガバナンス 267
- コーポレートガバナンス 268
- グループガバナンス 290
- コンプライアンス 291
- リスクマネジメント 299
- 情報セキュリティ 303
- BCP（事業継続計画）・BCM（事業継続マネジメント） 305
- 内部統制 308

グループ長メッセージ



社会課題の解決を起点に、事業ポートフォリオ変革・組織力強化・サステナビリティを通じて企業価値向上を実現していきます。

社会課題の解決を通じた持続的成長の実現

私たちは、「住友の事業精神」および住友商事グループの経営理念を基盤に、競争優位を発揮しマテリアリティで掲げる社会課題の解決を通じて持続的成長を実現していくとの考えを揺るがず貫いています。持続可能な社会への貢献と当社グループの成長は一体不可分であり、引き続き中長期視点に立った価値創造に取り組んでまいります。

事業ポートフォリオ変革の加速

中期経営計画2026も最終年度に入り「強みを核とした成長」と「成長の原動力の強化」による成果が、事業ポートフォリオ変革へ繋がってきていると実感しています。
事業ポートフォリオ変革では4つの事業戦略分類を活用し、成長事業への経営資源の重点配分と資産入替による新陳代謝の加速を進めています。その結果、デジタル、リース、不動産、エネルギーソリューションなどの成長分野を中心に着実に成長しています。一方で、各事業環境やパフォーマンスを見極め柔軟に戦略分類の変更を行い、新たな目標を着実に果たすことで事業ポートフォリオ全体の収益力向上を図っています。また、世界中の拠点からのインテリジェンスを活用しながら、多面的にリスクと機会を分析し、経営会議や取締役会を通じて事業ポートフォリオの更なる変革に向けた議論を進めています。

自律的意思決定を支える組織の進化

こうした事業ポートフォリオ変革を支えるため、事業を一番よく知る営業現場が関係者を巻き込み自律的に高度な意思決定を行う仕組みが重要です。SBU制の導入により戦略が明確化され戦略遂行スピードは速まりました。また、SBUを複数束ねるグループにおいても、自律的に戦略見直に伴うSBUの統廃合等、アジャイルに組織体制を見直す動きも始まっています。
経営の意思決定機関である経営会議では、構成メンバーや決議方法の見直しにより議論が活性化しています。全社最適の視点から経営資源配分や事業ポートフォリオ変革、投資・撤退案件の議論に注力し、適時適切な意思決定を図ってきました。
過去からの議論や取り組みに加えこうした組織の変化が、近年の大型投資や資産入替の着実な実行につながっています。また今中計で組成された都市総合開発グループやエネルギートランスフォーメーショングループでは、従来と異なる組み合わせのSBUが同グループに属することで多様な経験値や知見が融合し、案件の発掘・組成能力が向上しており、ビジネス拡大への手応えを感じています。

非財務と財務の連関を通じた企業価値向上

サプライチェーン全体を見渡したうえで気候変動・人権の尊重・自然資本の保護といったテーマに取り組むことは、単なるリスク対応にとどまらず、総合商社の新たな事業機会につながるものだと確信しています。そのため当社は、サステナビリティの取り組みを営業現場に浸透させ、各組織がサステナビリティに係るリスクと機会を把握し、適切に対応していく体制を目指しています。第一弾として、2025年度には、気候変動をテーマに各営業組織でリスクと機会を捉えて戦略を構築し、アクションプランの立案・モニタリングまで行うプロセスを導入しました。実行力を持ってPDCAを回すことで、こうした取り組みを継続的に深化させてまいります。
各営業組織が掲げる成長戦略においては、住友の事業精神に根差した社会課題解決に資する事業を通じた成長を、という考えが根底にあり、これを事業戦略や投資判断に反映していくことが重要です。こうした取り組みを通じて、事業ポートフォリオ変革を進めるとともに、中長期的な企業価値向上につなげていきます。住友の歴史を背景に積み上げてきた信頼というアセットを活かしながら、ステークホルダーの皆様との真摯な対話を継続し、その声を経営に活かすよう努めてまいります。

常務執行役員
企画グループ長
サステナビリティ・DE&I推進グループ長
CSO・CSDO
江田　麻季子

サステナビリティ経営

サステナビリティに関する考え方

当社グループでは、「Enriching lives and the world」 をコーポレートメッセージとして掲げ、持続可能な社会の実現と豊かな暮らしづくりをめざし、世界各国で事業を展開しております。このメッセージの背景には、「自利利他公私一如」という住友グループの事業精神を伝える言葉があり、「住友の事業は、住友自身を利するとともに、国家を利し、かつ社会を利するほどの事業でなければならない」という想いが込められているものです。この考えは、当社グループのサステナビリティ経営の源泉であり、社会課題をめぐる長期的な事業環境変化を見通して戦略的に経営資源を配分し、当社の強みを活かしながら社会が真に必要とする価値を創造し続けること、それこそが持続可能な社会と住友商事の持続的な成長を実現するとの信念で、サステナビリティ経営を進めています。

住友の事業精神

今日の住友商事グループは、グローバルに事業を展開する総合商社で、その直接のルーツである1919年の大阪北港株式会社の設立から100年の歴史がありますが、「住友の事業精神」を生んだ住友の経営の歩みは、430年前にさかのぼります。当時の事業の柱に銅の精錬事業があり、その後、別子銅山を開坑し銅の採掘に進出しました。
住友商事の全ての従業員は、住友の源流である別子銅山の歴史について学びます。別子銅山は、近代的経営で日本の産業振興をリードしましたが、一方、近隣の山林乱伐、製錬所からの亜硫酸ガス排出による煙害で周辺の森林を荒廃させ、農作物に被害を与えたときには、当時の住友の指導者が、製錬所の無人島への移転に乗り出し、別子銅山の植林事業を進めました。
住友の先人が、短期的な利益を犠牲にしてでも、事業を取り巻く自然環境や地域社会の持続性を守る決断をしたことは、「自利利他公私一如（じりりたこうしいちにょ）」の精神とともに、今も住友商事の役職員一人ひとりの心に根付き、我々は、当社の事業は公益に資するものであるべきだということに確信を持っています。

住友の事業精神

経営理念と行動指針

住友商事グループは、今、世界の63の国と地域において、約500社のグループ企業と約8万人の従業員を擁し、さまざまな顧客、地域住民、取引先、パートナー、従業員と関わりながら事業活動を進めています。我々の活動の舞台、ステークホルダーとの関わりは世界中に広がっており、地球環境を守り、世界の発展と全てのステークホルダーのより豊かな暮らしを実現することが、我々の役割だと考えています。

経営理念と行動指針

マテリアリティ

マテリアリティは、当社グループが取り組むべき重要な社会課題とその解決に向けた一歩進んだ中長期のコミットメントであり、社会課題の解決を通じて持続的な成長を実現していきます。

マテリアリティ

企業活動を支える原則・方針

当社は国際行動規範を尊重するとともに、以下の原則・方針を定めています。これらを遵守しつつ、ビジネスパートナーやステークホルダーの皆さまとの連携を通じ社会課題の解決に取り組むことで、さらなる成長を実現してまいります。

環境

- 環境方針
- 気候変動問題に対する方針
- ISO14001マネジメントシステム認証

社会

- 持続可能なサプライチェーン行動方針

サプライチェーンに関する個別方針

 - 森林経営方針
 - 林産物調達方針

- 人権方針
- グローバル人材マネジメントポリシー
- 国連グローバルコンパクト10原則の支持
- 社会貢献活動の基本的な考え方

ガバナンス

- コーポレートガバナンス原則
- 住友商事グループ・コンプライアンス・ポリシー
- リスクマネジメントの基本方針
- プライバシー・ポリシー
- グループ税務方針
- 情報開示方針
- 情報セキュリティ基本方針
- 住友商事グループ贈賄防止指針

サステナビリティ経営のガバナンス

サステナビリティ経営のガバナンス

サステナビリティに関する取締役会の役割

取締役会は、当社グループの幅広い事業活動において、サステナビリティ関連の多様な機会とリスクを踏まえて、重要な経営事項を決定するとともに、経営会議及び執行役員が行う意思決定及び業務執行を監督しています。

重要な経営事項の意思決定については、取締役会が、経営会議やその諮問機関である全社投融資委員会、サステナビリティ推進委員会、全社経営戦略推進サポート委員会等での検討を経て取締役会に付議された、サステナビリティ関連方針・目標の策定・改訂、サステナビリティ関連を含む事業ポートフォリオ全体のリスクと機会、サステナビリティ推進に係る重要な取組、重要な個別案件の実施の是非等についての審議・決定を行っています。

また、取締役会は、各事業分野の戦略とその進捗状況、並びにサステナビリティ関連を含む事業ポートフォリオ全体のリスクと機会の状況について定期的に報告を受けています。具体的には、マテリアリティに基づく中長期目標の進捗状況のレビューやサステナビリティ関連方針の遵守状況に関するレビュー、サステナビリティ関連のリスクと機会などの全社的な施策・テーマに関する報告を年に複数回受けており、取締役会として業務執行側の取組状況を監督しています。

なお、取締役会は、その役割を十分に果たすため、取締役会として備えるべき知識・経験・能力等（以下、「スキル」）を特定しており、そのスキルの一つにサステナビリティを設定しています。各取締役が有するスキルは、その経歴、知識、経験、能力、保有資格、具体的な成果等を総合的に考慮し、各取締役と協議の上で決定しており、サステナビリティに係るスキルを有する複数の取締役を含み、取締役会を構成しています。詳細は「当社取締役会が備えるべき知識・経験・能力等（スキル）および各取締役・監査役が有するスキル」をご参照ください。

加えて、取締役を含む当社役員がサステナビリティ経営へのコミットメントをより強く意識できるよう、非財務指標「気候変動問題対応」、「女性活躍推進」、「従業員エンゲージメント」の評価結果を役員の報酬に反映しています。詳細は、「役員報酬制度」を参照ください。

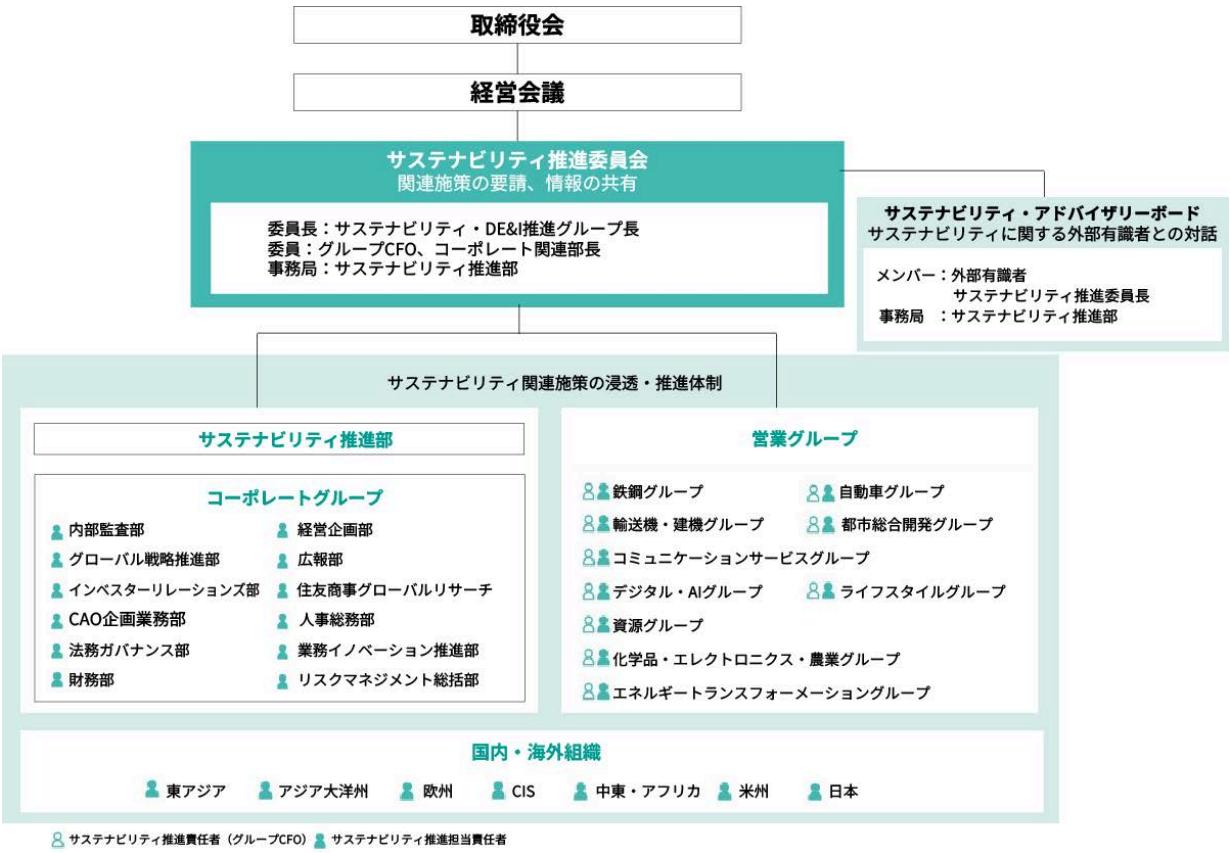
サステナビリティに関する経営会議・執行役員の役割

当社グループのサステナビリティ関連の重要な経営事項の意思決定及び業務執行は、社内規程の定めに応じて経営会議及び執行役員が行っています。経営会議はサステナビリティ関連の多様なリスク及び機会を評価・管理し、効果的な意思決定を行うため、サステナビリティ推進委員会等に諮問した上で、総合的な意思決定を行っています。

また、サステナビリティ関連の取組やリスクと機会への対応については、サステナビリティを推進する施策の企画や社内浸透を担当する専門組織であるサステナビリティ推進部と、当社の経営計画全体や重要施策の企画を行う経営企画部等の関連コーポレート組織、各営業グループ、海外地域組織のサステナビリティ推進担当者が連携し、グループ内の調査機関や各営業組織、海外拠点等からもたらされる情報等を基に、全社的企画や施策の立案や推進を行っています。

加えて、ESGに関する社外有識者で構成される「サステナビリティ・アドバイザリーボード」を設置し、当社のサステナビリティ経営全般について助言・提言を得て取り進めています。

当社のサステナビリティ経営におけるガバナンス体制図は次の通りです。



サステナビリティ推進委員会

2025年度に議論・報告された主なテーマ

- マテリアリティに基づく各SBUの取り組み進捗
- カーボンニュートラル化目標の更新
- 気候変動に関する取り組み
- 自然資本に関する取り組み
- 人権に関する取り組み
- 社会・環境リスク管理の状況
- SSBJ基準に向けた対応状況
- ESG格付け評価結果
- 環境マネジメント活動
- 社会貢献活動

サステナビリティ・アドバイザリーボード

2025年度に議論された主なテーマ

- サステナビリティ推進体制の強化
- カーボンニュートラル化目標の更新
- 気候変動に関する取り組み
- 自然資本に関する取り組み
- 人権に関する取り組み

2025年度はサステナビリティ・アドバイザリーボードを3回開催しました。アドバイザリーボードメンバーからは、カーボンニュートラル化目標の更新や、自然資本および人権における当社の取り組み方針などについて、一定の評価と共に、助言・提言を得ました。引き続きアドバイザリーボードメンバーはじめ、様々なステークホルダーとの対話を通じながら、取り組みを進めてまいります。



アドバイザー（2026年度時点）※敬称略、前列左より

東梅貞義　WWFジャパン　事務局長
三宅香　日本気候リーダーズ・パートナーシップ　業務執行理事
梅津英明　森・濱田松本法律事務所外国法共同事業　弁護士
冨田秀実　一般社団法人サステナビリティ経営研究所　代表理事

マテリアリティ

マテリアリティ

住友商事グループの根底には、住友の約400年にわたる持続的な発展の基盤となった住友の事業精神が流れています。そうした事業精神の一つに「自利利他公私一如」があり、その説くところは、自らに価値をもたらすと同時に取り巻く社会にも価値をもたらし、ともに成長を実現することにあると考えます。

この精神は、住友商事グループの経営理念に受け継がれています。私たちは常に変化を先取りして新たな価値を創造し、広く社会に貢献するグローバルな企業グループであり続けたいとの思いを胸に事業活動に取り組んできました。

マテリアリティは、当社グループが取り組むべき重要な社会課題とその解決に向けた一歩進んだ中長期のコミットメントであり、社会課題の解決を通じて持続的な成長を実現してまいります。



安心で豊かな暮らしを実現する

さまざまな国や地域の人々のニーズを先取りし、全ての人々が心身ともに豊かな暮らしをおくり、当社グループと地域社会がともに成長・発展する好循環を生み出します。



気候変動問題を克服する

それぞれの産業や地域等の有する特性を踏まえながら、社会の脱炭素化にステークホルダーとともに取り組み、カーボンニュートラルでレジリエントな社会の実現を推進します。



自然資本を保全・再生する

自然と共生する社会の実現に向けて、事業による自然資本への負荷を回避・最小化するとともに、循環型経済の構築等を通じて、自然資本を保全するのみならず再生・有効活用も追求していきます。



人権を尊重する

サプライチェーンに関わるすべてのステークホルダーの人権の尊重に努めることが、あらゆる企業活動の基盤です。負の影響の把握・是正に取り組むとともに、ステークホルダーの安心・安全の実現を目指します。



人材育成とDE&Iを推進する

DE&Iを価値創造、イノベーション、競争力の源泉と位置づけ、多様なバックグラウンドを有する人財が各々のフィールドで能力を最大限に発揮して、新たな価値や革新を生み出せるように、最重要の経営資本である人財の育成・活躍推進に取り組みます。



ガバナンスを維持・強化する

事業環境の変化に機敏に対応する自律的なグループ経営体制を構築し、効率的かつ健全で透明性のあるガバナンス体制を維持・強化します。

項目ごとの長期・中期目標は「長期・中期目標に対する進捗と主な取り組み」をご覧ください。

特定・更新プロセス

住友の事業精神、住友商事グループの経営理念を踏まえ2017年に『マテリアリティ』を特定し、2024年には社会課題の一層の深刻化や当社グループの強み、ステークホルダーからの期待も踏まえ、改めて価値創造の観点から社内外のステークホルダーと約1年にわたり議論を行い、経営会議、取締役会での承認を経て、更新しました。

STEP 1：調査



国連が2015年に採択した「SDGs」（※1）や「IIRCの国際統合報告フレームワーク」（※2）などの国際的なガイドラインを参照するとともに、機関投資家や有識者との意見交換も実施し、社会とともに持続的に成長するための重要な課題を当社として特定する方法を検討しました。

※1 Sustainable Development Goalsの略。2030年までの世界規模の課題が盛り込まれた17の目標。2015年に国連総会で全ての加盟国(193カ国)により採択された。

※2 IIRC(国際統合報告評議会)が公表した、長期にわたる価値創造能力を説明する重要な情報(財務／非財務)を明瞭・簡潔かつ比較可能な形式で表す企業報告を進化させるための枠組み。

STEP 2：当社ビジネスと社会課題の整理、重要課題の抽出

社会課題を網羅的に包含していると考えられるSDGsを基に、社内各営業部署が現在、事業を通じて解決している社会課題と、今後、事業を通じて解決していきたい社会課題を整理しました。住友の事業精神、住友商事グループの経営理念を踏まえて、上記の整理を参照しつつ、現在の自らの強みと将来果たすべき役割について考慮した上で、当社が特に重要と捉え、解決に向け優先的に取り組む社会課題、およびその解決のために必要となる当社自身の課題を抽出しました。

STEP 3：社内外ステークホルダーとの意見交換・特定

国際機関や機関投資家などの外部有識者と意見交換を行うとともに、社内アンケートによる全役職員からの意見収集なども実施することで、社内外ステークホルダーが当社の企業活動に寄せる関心や期待を把握することに努め、議論を重ねました。
抽出された課題および当社グループにおけるその位置付けについてサステナビリティ推進委員会で議論を行い、経営会議および取締役会での審議および決議を経て特定しました。

STEP 4：更新

当社グループの強みやステークホルダーから寄せられる期待、外部環境の変化等を勘案しながら、更新の要否を定期的に確認しています。

長期・中期目標に対する進捗

それぞれのマテリアリティに対する長期目標・中期目標を設定し、この達成に向けグループ全社で取り組んでいます。また、それぞれのStrategic Business Unit（SBU）においても具体的な目標とアクションプランを定め、事業を通して取り組みを推進しています。これらの内容やその進捗状況については、経営会議の諮問機関であるサステナビリティ推進委員会でモニタリングし、経営会議・取締役会へ報告しています。各マテリアリティに対する長期・中期目標と2025年度の代表的な全社施策の事例については、ページ下部をご覧ください。

マテリアリティと長期・中期目標

マテリアリティ	長期目標	中期目標
安心で豊かな暮らしを実現する	• 地域社会・経済の発展への貢献	• 安全・快適でレジリエントな産業・社会インフラの整備 • 生活者の暮らしをより豊かにする高度なサービス・機能の提供
	• 良質な教育の提供による未来を担う人づくり	• 事業活動及び社会貢献活動を通じた未来を担う人材の育成 　○ 職業訓練や地域課題に照らした教育機会の提供、受益者の拡大 　○ 毎年5%以上の社員参加を通じた100SEED(※1)の推進
気候変動問題を克服する	• 2050年の当社グループのカーボンニュートラル化（※2） • 社会のカーボンニュートラル化への貢献	• 当社グループのカーボンニュートラル化対象のGHG排出量を、2035年度までに30%以上削減（2024年度比） • 個別事業における取り組みの推進 　○ 火力発電事業のCO_2排出量を2035年度までに40%以上削減し、そのうち、石炭火力発電事業は60%以上削減する（2019年度比） 　○ 化石エネルギー権益事業のうち、一般炭鉱山開発事業は、今後新規の権益取得は行わず、持分生産量を2020年代後半にゼロにする。天然ガス開発事業は、社会のエネルギー・トランジションに資する案件に限り取り組む 　○ 再生可能エネルギー発電事業を拡大する（目標持分発電容量1.5GW[2019年]→5GW以上[2030年]） • サプライチェーン全体を俯瞰した持続可能なエネルギーシステムとカーボンサイクルの構築 　○ エネルギー効率･炭素効率の改善、省エネルギー化を促進する事業の拡大 　○ 再生可能エネルギーや新たな電力・エネルギーサービスの拡大、電化・燃料転換の促進、水素等のカーボンフリーエネルギーの開発・展開 　○ CO_2吸収・固定・利活用の推進

マテリアリティ	長期目標	中期目標
自然資本を保全・再生する	• 循環型経済の構築やサプライチェーンマネジメント等を通じた自然と共生する社会の実現	• 2030年ネイチャーポジティブに向けた取組みの促進 ○ 各事業における自然関連リスク・機会の把握 ○ 主要な天然資源関連商品の持続可能な調達を含めた、サプライチェーン全体でのリスク低減の推進 ○ ネイチャーポジティブ・循環経済への転換を促す製品・サービス・仕組みづくりによる新規事業の開発
人権を尊重する	• 全事業・サプライチェーンにおけるすべてのステークホルダーの人権の尊重	• 国連『ビジネスと人権に関する指導原則』『人権方針』に則った人権尊重の浸透・徹底 ○ サプライチェーン全体の人権デューデリジェンス、グリーバンスメカニズム(※3)のさらなる強化を通じた人権リスクの低減 ○ ステークホルダーエンゲージメントや情報開示充実を通じた取り組みの促進と透明性の向上 • 安全な職場環境の確保
人材育成とDE&Iを推進する	• 多様な社員一人ひとりが自分らしく、イキイキと力を発揮できる職場の実現	• 意思決定ポジションにおける多様性の向上 • インクルーシブリーダーシップの醸成
ガバナンスを維持・強化する	• 当社グループの企業価値向上に資するガバナンス体制の構築	• 経営の効率性・健全性・透明性を確保するための監督機能の更なる実効性向上 • 事業環境の変化に機敏に対応するためのグループ経営体制の整備

※1 住友商事グループの社員参加型の社会貢献活動プログラム
※2 カーボンニュートラル化対象範囲はScope1・2及びScope3（Category13及び15）
※3 サプライチェーンを含む事業活動全体に関し、人権侵害等に関する従業員・地域住民等ステークホルダーからの訴えを受け付け、問題解決につなげる仕組み

2025年度の代表的な全社施策の事例

マテリアリティ	長期目標	FY25までの取り組み状況	今後の取り組み方針
安心で豊かな暮らしを実現する	地域社会・経済の発展への貢献 良質な教育の提供による未来を担う人づくり	・各営業グループの事業を通じて地域社会・経済への発展に継続貢献 ・教育をテーマとした社員参加型社会貢献活動「100SEED」を推進	・取り組み継続に加え、社会的に意義のある事業を通じて経済的価値を創出するという当社グループ価値観のさらなる浸透
気候変動問題を克服する	2050年の当社グループのカーボンニュートラル化 社会のカーボンニュートラル化への貢献	・Scope1/2に加えScope3全カテゴリーの実績開示 ・カーボンニュートラル化目標を更新 ・営業グループ単位の気候変動関連モニタリング開始（排出減・機会創出） ・削減貢献量の算定及び再生可能エネルギー事業による数値の開示	・気候関連のリスク及び機会の財務的影響の把握・開示 ・事業を通じたサプライチェーン全体の排出量削減推進 ・官民連携を通じたGX推進の取り組み拡大
自然資本を保全・再生する	循環型経済の構築やサプライチェーンマネジメント等を通じた自然と共生する社会の実現	・優先事業（高リスク事業）の特定及びTNFDに基づく開示 ・循環型経済のイニシアチブに参画	・サプライチェーンを含めた優先事業を中心とするリスク分析・取り組み・開示の継続実施 ・循環型経済のイニシアチブに継続参画
人権を尊重する	全事業・サプライチェーンにおける全てのステークホルダーの人権尊重	・優先事業（高リスク事業）の特定及び開示 ・ワークショップ研修等を通じた社内教育を促進	・サプライチェーンを含めた優先事業を中心とするリスク分析・取組・開示の継続実施 ・人権教育の継続実施、グリーバンスメカニズムの周知・運用強化
人材育成とDE&Iを推進する	多様な社員一人ひとりが自分らしく、イキイキと力を発揮できる職場の実現	・プロフェッショナル人財の確保・育成に向けた、WILL選考（初期配属確約）の実施、社内公募制の拡大、デジタルスキルに関する社内認定制度の導入準備 ・経営人財育成に向けた、次世代経営人財の特定と組織の枠を超えた戦略的配置サイクルの実行 ・重要ポジションにおける多様な人財のサクセッションパイプラインを充実・強化	・グローバルベースでの適所適材の推進とそれを実現するための人財の可視化 ・プロフェッショナル人財・経営人財の育成に向けた各種施策の立案・実行
ガバナンスを維持・強化する	当社グループの企業価値向上に資するガバナンス体制の構築	・監査等委員会設置会社へ移行すると同時に、取締役会の機能を「経営の大きな方向性を示し、大局的かつ多様性に富んだ視点から経営執行に対する実効性の高い監督を行うとともに、全社経営に影響を及ぼす重要な意思決定を行う」と再定義 ・当該監督機能発揮に向けて、社外取締役を過半数化	・取締役会のモニタリングボードとしての機能、実効性の一層の向上に向け、議題設定等の運営上の工夫を図る ・取締役会の議論の深化・高度化に資するサポート体制強化を進める

全社施策の詳細はこちらをご参照ください

- 社会貢献活動
- 気候変動
- 天然資源の持続的活用・循環型経済
- 生物多様性
- 人権の尊重
- 人財
- コーポレートガバナンス

ステークホルダーエンゲージメント

ステークホルダーとの関わり

当社グループは、私たちを取り巻くさまざまなステークホルダーとの対話を大切にしています。各ステークホルダーと信頼関係を築くため、積極的な活動情報の提供と継続的なコミュニケーションに努めています。今後ともこれらの取り組みを通じ、ステークホルダーから当社に対する期待や懸念について認識し、サステナビリティの推進、当社の長期的な企業価値向上を図ります。



ステークホルダー	主な対話手段
株主・投資家金融機関	株主総会、決算説明会、IR Day、統合報告書、有価証券報告書、株主通信、ウェブサイト、格付機関対応、各種面談 等
政府機関・経済団体	統合報告書、国内外の政府機関・国際機関との対話、官公庁との審議会・懇談会への参加、財界・業界団体を通じた活動 等
地域社会	統合報告書、各事業活動における地域住民との対話やコミュニティ支援、社会貢献活動 等
取引先・顧客・消費者	統合報告書、ウェブサイト、広告・CM、お問合せ窓口、サプライチェーン調査 等
NGO・NPO	統合報告書、各事業活動におけるNGO・NPOとの協働・対話、社会貢献活動における協働、各種調査対応 等
従業員	統合報告書、社内報、イントラネット、各種研修・セミナー、労使懇談会、エンゲージメントサーベイ、スピーク・アップ制度 等

サステナブルファイナンス

目的

住友商事グループが進めるサステナビリティ経営を幅広いステークホルダーの皆さまに認識いただくとともに、資金調達面においても推進することを目的に、サステナブルファイナンス・フレームワークを策定しています。

サステナブルファイナンス・フレームワーク

サステナブルファイナンス・フレームワークは、国際資本市場協会（ICMA）が定める「グリーンボンド原則2021」、「ソーシャルボンド原則2023」、「サステナビリティボンド・ガイドライン2021」、ローン・マーケット・アソシエーション（LMA）、アジア太平洋ローン・マーケット・アソシエーション（APLMA）およびローン・シンジケーション＆トレーディング・アソシエーション（LSTA）が定める「グリーンローン原則2023」、「ソーシャルローン原則2023」に則り、4要件（1. 調達資金の使途、2. プロジェクトの評価および選定のプロセス、3. 調達資金の管理、4. レポーティング）の指針を示したものです。

- サステナブルファイナンス・フレームワーク

セカンドパーティ・オピニオン

本フレームワークの上記各原則への適合性評価については、外部評価機関である格付投資情報センター（R&I）からセカンドパーティ・オピニオンを取得しています。

- セカンドパーティ・オピニオン

レポーティング

回号	第1回グリーンボンド（60回債）	第2回グリーンボンド（64回債）	グリーン・シンジケートローン	第3回グリーンボンド（68回債）
発行日	2022年5月24日	2023年9月6日	2024年12月14日	2025年2月20日
償還日	2032年5月24日	2033年9月6日	2031年12月14日	2030年2月20日
期間	10年	10年	7年	5年
金額	200億円	100億円	200億円	200億円
レポーティング	レポーティング	レポーティング	レポーティング	
外部機関レビュー	レビュー	レビュー 和文仮訳	レビュー	

※ 第1回および第2回グリーンボンドについては、2022年2月策定のグリーンファイナンス・フレームワークに基づき、発行しています。
「サステナブルファイナンス・フレームワーク」は上記グリーンファイナンス・フレームワークの内容を包含する改定版として2024年2月に策定しています。

- グリーンファイナンス・フレームワーク
- サステイナリティクス社によるセカンドパーティ・オピニオン

資金充当状況

（単位：億円）

適格事業区分	第1回 グリーンボンド	第2回 グリーンボンド	グリーン・ シンジケートローン	第3回 グリーンボンド	計
	2022年5月	2023年9月	2024年12月	2025年2月	
再生可能エネルギー	52	79	0	110	241
生物自然資源及び土地利用に係る環境持続型管理	51	21	0	0	72
クリーン輸送	82	0	0	0	82
エネルギー効率	15	0	69	0	84
持続可能な水資源及び排水管理	0	0	0	0	0
グリーンビルディング	0	0	131	90	221
必要不可欠なサービスへのアクセス	0	0	0	0	0
計	200	100	200	200	700

2026年3月時点

イニシアチブへの参画

国連グローバル・コンパクト

グローバル・コンパクトは、1999年にアナン前国連事務総長が提唱し、翌年ニューヨークの国連本部で正式に創設されたものです。住友商事は、2009年3月に、当社グループの経営理念と共通の価値観を提唱する国連グローバル・コンパクトの10原則に署名しました。当社は、世界中の役職員に本趣旨を周知するとともに、常に10原則の価値観を企業活動に照らして改善点を見極め、より一層の企業価値向上に取り組んでいます。

また、日本のローカル・ネットワークであるグローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパンの活動にも会員企業の一社として積極的に参画しています。

グローバル・コンパクト10原則

［人権］　企業は、

1. 国際的に宣言されている人権の保護を支持、尊重し、
2. 自らが人権侵害に加担しないよう確保すべきである。

［労働基準］　企業は、

3. 組合結成の自由と団体交渉の権利の実効的な承認を支持し、
4. あらゆる形態の強制労働の撤廃を支持し、
5. 児童労働の実効的な廃止を支持し、
6. 雇用と職業における差別の撤廃を支持すべきである。

［環境］　企業は、

7. 環境上の課題に対する予防原則的アプローチを支持し、
8. 環境に関するより大きな責任を率先して引き受け、
9. 環境に優しい技術の開発と普及を奨励すべきである。

［腐敗防止］　企業は、

10. 強要と贈収賄を含むあらゆる形態の腐敗の防止に取り組むべきである。

※ 住友商事は、グローバル・コンパクト10原則が準拠する世界人権宣言を支持しています。

日本経済団体連合会・経団連自然保護協議会

当社は、日本経済団体連合会の環境・エネルギー関係の委員会である「環境安全委員会/地球環境部会」に参加し、温暖化や気候変動への対応、経済と両立する環境政策の実現等に取り組んでいます。加えて、経団連加盟企業の中から、自然保護や生物多様性の保全に積極的に取り組む企業によって構成された「経団連自然保護協議会」にも参加し、2020年1月、当社は経団連及び経団連自然保護協議会が策定した「経団連生物多様性宣言・行動指針（改訂版）」への賛同を行いました。本宣言は、自然共生社会の構築を通じた持続可能な社会の実現のために、企業の立場から生物多様性保全の問題に取り組む決意と行動指針を示したものです。
今後も生物多様性及び自然の営みの重要性を認識し、持続可能な社会の実現に向け、生物多様性の維持・保全に取り組んでいきます。

日本貿易会

日本貿易会の「サステナビリティ推進委員会」に参加し、低炭素社会や循環型社会の構築、環境関連法規への対応について検討する他、「社会貢献・ABIC委員会」に参加し、ABICの活動拡大に向けた連携、商社業界の社会貢献活動についての情報交換を行っています。参画にあたっては、業界団体の気候変動に対する取り組みが当社方針と合致しているか確認しています。

WBCSD（持続可能な開発のための世界経済人会議）

当社は2026年5月、持続可能な開発のための世界経済人会議（World Business Council for Sustainable Development：以下「WBCSD」）に加盟しました。WBCSDは、世界の主要企業が加盟するサステナビリティに特化した国際団体であり、企業間の連携を通じた変革を促進するグローバルなコミュニティです。
WBCSDへの加盟を通じて、多様な企業と連携してツールやフレームワークの策定に貢献するとともに、サステナビリティに関する知見の獲得と実務への展開を図りながら、引き続きサステナビリティ経営を進めていきます。

WBCSD ウェブサイト

GXフューチャー・コンソーシアム／リーグへの参画

当社は「気候変動問題に対する方針」において、「ビジネスパートナーや公共機関と協力した取り組みや提言などを通じて、社会のカーボンニュートラル化に貢献する」と掲げており、経済産業省が主導し2023年に設立された旧GXリーグの活動にも構想段階から賛同表明を行って、継続的に取り組んできました。

こうした背景も踏まえ、GXの取組をより一層推進すべく、旧GXリーグの機能も集約して2026年4月に立ち上げられたGXフューチャー・コンソーシアムにも継続入会しました。 加えて、GXフューチャー・コンソーシアムの下に設けられたGXフューチャー・リーグにも入会し、GX関連ルール形成への取り組みを継続して、社会のカーボンニュートラル化への貢献に積極的に取り組んでいきます。

GX フューチャー・コンソーシアム ウェブサイト

環境省「デコ活」への参画

当社は、2024年4月に、環境省が推進する「デコ活」の下で、デコ活宣言及びデコ活応援団への参画を行いました。デコ活は、2050年カーボンニュートラル及び2030年度削減目標の実現に向けて、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を強力に後押しするための新しい国民運動であり、当社は、デコ活宣言として、社会のカーボンニュートラル化へ貢献するため、当社グループの再生可能エネルギー供給量を2030年までに5GW以上まで拡大することを目指し、引き続き、国内外における再生可能エネルギー導入に取り組む旨を宣言しています。

当社は、デコ活を通じて、当社が取り組む社会のカーボンニュートラル化に貢献する事業の発信や国内の多様なステークホルダーとのネットワーキングを行っていきます。

日本CCS調査・Global CCS Institute・アジアCCUSネットワーク

日本CCS調査㈱に参画し、CO_2を回収し地中貯留するCCS技術及びCO_2の化学合成等の活用に関する実証試験を行っています。また、Global CCS Institute（GCCSI）に参画し、CCSの実施に望ましい条件整備を目指しています。さらに2021年からはアジアCCUSネットワークに参画し、アジア諸国に対してCCUSに関する知見の共有と啓蒙活動を行っています。

気候関連財務情報開示（TCFD）

気候関連財務情報開示の重要性を認識し、TCFD（※）の提言に賛同し、提言に沿った情報開示のさらなる拡充に取り組んでいきます。

※ 金融安定理事会によって設立された気候関連財務情報開示タスクフォース（Task Force on Climate-related Financial Disclosures）。2017年6月に気候関連財務情報の積極的開示を促す「最終提言」を公表。

TCFD提言に基づく情報開示

サーキュラーパートナーズへの参画

当社は、2024年3月に、経済産業省が推進する「サーキュラーパートナーズ(CPs)」に参画しました。CPsは、サーキュラーエコノミー（CE）に野心的・先駆的に取り組む、国、自治体、大学、企業・業界団体、関係機関・関係団体等を構成員とする連携組織であり、同枠組みの下で、CEの実現に必要となる施策についての検討を実施しています。
当社は、CPsを通じてルール形成への参画やビジネスパートナーとのネットワーキングを図りつつ、引き続き、更なるCE関連事業の推進を図り、循環型経済の構築に貢献していきます。また、2031年9月末までに、下水汚泥焼却灰(7.5千トン)を原料にリン酸を3千トン製造することをCE関連事業の具体的な目標の一つに掲げて、取組を進めています。

Circular Partners

サーキュラーパートナーズ ウェブサイト

自然関連財務情報開示（TNFD）

当社事業は、多くの自然資本と関わっており、自然資本の保全は当社にとって重要な課題です。当社は2022年6月にTNFD（※）の理念や活動を支持しサポートするTNFDフォーラムに参画しました。また2024年1月には、TNFDが2023年9月に公表した開示提言を早期採用する「TNFD Early Adopter」に登録しました。事業を通じて自然資本の保全・回復に向けた取組みを加速させることを目的に、2025年度にTNFD提言に基づく開示を行いました。

※ 自然関連財務情報開示タスクフォース（Taskforce on Nature-related Financial Disclosures）。自然資本及び生物多様性に関するリスクや機会を適切に評価し、開示するための枠組みを構築する国際的なイニシアチブ。

TNFD提言に基づく開示

公益社団法人 企業市民協議会（CBCC）

日本企業が海外進出先のコミュニティから、良き企業市民として受け入れられるための活動支援を目的として、経団連の呼び掛けにより1989年に「企業市民協議会（CBCC）」が設立されました。当社は会員として、CSRに関する最新情報収集、国内外の関係機関等とのCSR対話等に取り組んでいます。

外部からの評価

FTSE4Good Index Series / FTSE JPX Blossom Japan Index / FTSE JPX Blossom Japan Sector Relative Index

当社は、「FTSE4Good Index Series」、「FTSE JPX Blossom Japan Index」ならびに「FTSE JPX Blossom Japan Sector Relative Index」の構成銘柄に選定されています。「FTSE4Good Index Series」とは、FTSE Russellが定める環境・社会・ガバナンス（以下ESG）面で優れた企業銘柄を選定した株式指標です。また、「FTSE JPX Blossom Japan Index」及び「FTSE JPX Blossom Japan Sector Relative Index」とは、同じくFTSE Russell社が開発したESG面に優れた日本企業のパフォーマンスを反映するインデックスであり、年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）がESG指数として採用する等、ESG投資のための代表的な指数の一つになっています。

- FTSE4Good
- FTSE JPX Blossom Japan Index
- FTSE JPX Blossom Japan Sector Relative Index

MSCI日本株ESGセレクト・リーダーズ指数

2026 CONSTITUENT MSCI日本株
ESGセレクト・リーダーズ指数

当社は、「MSCI日本株ESGセレクト・リーダーズ指数」の構成銘柄に選定されています。（2026年6月時点）
MSCI日本株ESGセレクト・リーダーズ指数は、親指数（MSCI日本株IMI指数）構成銘柄の中から、各GICS®業種分類の銘柄数50%を目標に、ESG評価に優れた企業を選別して構築される指数です。同指数は、年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）がESG指数として採用しています。

※ 当社のMSCI指数への組み入れ、および本ページにおけるMSCIのロゴ、商標、サービスマークまたは指数名称の使用は、MSCIまたはその関連会社による当社への後援、保証、販促には該当しません。MSCI指数はMSCIの独占的財産です。MSCI指数の名称およびロゴはMSCIまたはその関係会社の商標またはサービスマークです。

Morningstar 日本株式 ジェンダー・ダイバーシティ・ティルト指数（除くREIT）

当社は、「Morningstar 日本株式 ジェンダー・ダイバーシティ・ティルト指数（除くREIT）」の構成銘柄に選定されています。（2025年12月時点）
同指数は、Equileapが提供するデータと評価手法を活用し、確立されたジェンダー・ダイバーシティ・ポリシーが企業文化として浸透している企業、および、ジェンダーに関係なく従業員に対し平等な機会を約束している企業に重点をおいた投資が可能となるよう設計されています。スコア順に5段階のグループに分類されており、当社は上から3番目の「グループ3」に位置します。
同指数は、年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）がESG指数として採用しています。

S&P/JPXカーボン・エフィシェント指数

当社は、「S&P/JPXカーボン・エフィシェント指数」の構成銘柄に選定されています（2025年12月時点）。同指数は、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックス社による、ESGのうちE（環境）に着目したもので、年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）がESG指数として採用しています。

SOMPOサステナビリティ・インデックス

当社は、SOMPOアセットマネジメント社が運用する「SOMPOサステナビリティ・インデックス」の構成銘柄に選定されています（2026年6月時点）。2012年8月にSOMPOアセットマネジメント社が開始した「SOMPOサステナブル運用」は、ESG評価が高い企業に幅広く投資する、年金基金・機関投資家向けの運用プロダクトです。

2026
Sompo Sustainability Index

CDP

2025年に実施されたCDP（※）の質問書に対する回答の結果、気候変動「B：マネジメントレベル」、ウォーター「A：リーダーシップレベル」、フォレスト「A-：リーダーシップレベル」の評価を取得しました。

※ CDP：企業や自治体の環境への取り組み情報を収集し、分析した結果を公開する英国ベースの国際的な非政府組織。環境関連の調査では世界最大規模であり、毎年企業からの回答状況を基にA, A-, B, B-, C, C-, D, D-の8段階評価が付与されます。 700以上の国際的な金融機関がCDPを通じた情報開示を支持しており、その運用資産総額は世界の金融資産の4分の1を占めています。現在では、世界の時価総額の3分の2に相当する、130か国にわたり拠点を持つ企業が、CDPを通じて重要な環境データを開示しています。

女性活躍推進法に基づく優良企業「えるぼし」企業認定

2016年5月から、女性活躍推進法で定められている「一定の基準を満たし、女性の活躍推進に関する状況等が優良な企業」と認められ、2つ星の「えるぼし」企業として認定を受けています。

厚生労働省次世代認定マーク「プラチナくるみん」

2015年から、くるみん認定を受けた企業の中でも、さらに両立支援の取り組みが進んでいる「子育てサポート」企業として、厚生労働大臣の「プラチナくるみん認定」を受けています。

経済産業省「健康経営優良法人」

経済産業省より優良な健康経営を実践している法人として、「健康経営優良法人」の認定を10年連続（2017～2026年）受けています。

Nextなでしこ共働き・共育て支援企業

当社は、2026年3月、2025年度「Nextなでしこ共働き・共育て支援企業」に選定されました。
Nextなでしこ共働き・共育て支援企業は、経済産業省と東京証券取引所が「共働き・共育てを可能にする男女問わない両立支援」に関する取り組みが特に優れた企業を選定するものです。

厚生労働省「輝くテレワーク賞 優秀賞」

厚生労働省が実施する「輝くテレワーク賞」において、2020年度に「優秀賞」を受賞しました。「輝くテレワーク賞」は、テレワークの活用によって、ワーク･ライフ･バランスの実現等に顕著な成果をあげた企業・団体に授与されるものであり、「優秀賞」は特にその取り組みが優秀と認められる企業・団体に対して表彰されるものです。

経済産業省「DX認定事業者」選定

経済産業省が定める「DX認定制度」に基づく「DX認定事業者」に選定されました。DX認定制度は「情報処理の促進に関する法律」に基づき、DX推進の準備が整っていると認められる企業をDX認定事業者として選定するものです。

「企業フィランソロピー大賞」 特別賞 受賞

当社がグローバルで取り組む社会貢献活動プログラム「100SEED」は、企業が行う社会課題の解決や社会の健全な発展に寄与する活動を顕彰する「第19回企業フィランソロピー大賞」（主催：公益社団法人日本フィランソロピー協会）において、特別賞「種まきセンチュリー賞」を受賞しています。（受賞年：2022年）

環境関連データ

環境関連データ

第三者保証

当社のWebサイト【環境関連データ】に開示している2025年度の環境パフォーマンス指標の一部は、独立した第三者であるKPMGあずさサステナビリティ(株)の保証を得ています。
詳細は【環境関連データ】をご参照ください。

集計範囲

- GHG排出量の集計範囲は、2023年度よりGHGプロトコル（2004）の経営支配力基準に基づき、当社単体、連結子会社、共同支配事業としております。また、エネルギー使用量・電力使用量、取水量、排水量、廃棄物排出量等の環境指標についても同一の集計範囲としています。これにより、共同支配事業については、2022年度までは当該事業における環境データの報告期間の3月末時点の出資比率相当を算入していましたが、2023年度より経営支配力を持つ場合のみ、当該事業における各指標の全量を算入しています。
- 環境（資源・廃棄物）と環境（その他）における「単体（国内）」の対象範囲は、本社、国内支社・支店・営業所です。

環境（気候変動）

GHG排出量（Scope 1, 2）

（単位：千t-CO_2e）

項目		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
合計		2,293	2,081	5,102	7,157	7,284
（内訳）	Scope 1	1,621	1,528	4,530	6,666	6,799
	Scope 2	672	553	572	490	485

※ Scope 1にはエネルギー起源CO_2ならびにエネルギー起源CO_2以外のGHG排出量を含みます。
※ GHG排出量の定量化は、活動量データの測定、及び排出係数の決定に関する不確実性ならびに地球温暖化係数の決定に関する科学的不確実性にさらされています。
※ 電力のCO_2排出係数（マーケット基準）：
（国内単体）2024年度より電力会社別の基礎排出係数（非化石電源調整済）、2023年度～2021年度は調整後排出係数を使用。
（国内連結子会社）全電源平均・受電端を使用。
（海外）国際エネルギー機関（International Energy Agency, IEA）が発行する最新の国別の排出係数を使用。2025年度は「Emissions Factors 2025」に記載された2023年の排出係数を使用。
なお、一部の発電事業会社では2024年度から所在国が公表する排出係数を使用しています。
※ 電力以外のCO_2排出係数（国内・海外全拠点）：環境省の「温室効果ガス算定・報告マニュアル」を参照。
※ 2025年度のScope 1及びScope 2の実績7,284千t-CO_2eの事業別内訳は、発電事業以外659千t-CO_2e、発電事業6,626千t-CO_2eです。
※ 住友商事が東京都内に所有している事業所におけるCO_2排出量は、以下の公表サイトを参照ください。

- 2020年度実績地球温暖化対策報告書
- 2021年度実績地球温暖化対策報告書
- 2022年度実績地球温暖化対策報告書
- 2023年度実績地球温暖化対策報告書
- 2024年度実績地球温暖化対策報告書
- 東京都中小規模事業所を対象とする「地球温暖化対策報告書制度」公表サイト

GHG排出量（Scope 1＜エネルギー起源CO_2以外のGHG排出量＞）

（単位：千t-CO_2e）

項目		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
合計		232	260	45	36	45
（内訳）	非エネルギー起源CO_2	―	―	―	―	―
	メタン（CH4）	129	153	0	0	0
	一酸化二窒素（N2O）	103	107	45	36	44
	ハイドロフルオロカーボン（HFCs）	―	―	―	―	―
	パーフルオロカーボン類（PFCs）	―	―	―	―	―
	六ふっ化硫黄（SF6）	―	―	―	―	―
	三ふっ化窒素（NF3）	―	―	―	―	―

※ 温室効果ガス排出量算定･報告･公表制度を踏まえ、2022年度まではガス毎の排出量合計がCO_2換算で3,000tを超える排出のあった事業会社を対象としていましたが、2023年度より3,000tの基準は廃止し、軽微な排出を除き全件対象としています。

GHG排出量（Scope 3）

GHG排出量（Scope 3）については、以下リンク先をご参照ください。

GHG排出量（Scope 3）

エネルギー使用量・電力使用量

項目	単位	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
エネルギー使用量	千GJ	28,680	25,027	66,237	89,316	90,478
電力使用量	MWh	1,645,278	1,336,280	1,470,838	1,444,035	1,297,936

※ エネルギー使用量には、2022年度以前はバイオマス燃料由来のエネルギーを含まず、2023年度からバイオマス燃料由来のエネルギーを含んでいます。

※ バイオマス発電所で燃焼したバイオマス燃料からのエネルギー使用量は、2024年度までは低位発熱量を用いて算定していましたが、2025年度より高位発熱量へ変更しています。なお、2025年度において、当該バイオマス燃料からのエネルギー使用量を低位発熱量で算定した場合のエネルギー使用総量は約89,352千GJとなります。

※ 電力のエネルギー使用量の換算係数：3.6（MJ/kWh）を使用

※ 電力以外のエネルギー使用量の換算係数：「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」（省エネ法）を参照

※ 電力使用量には、集計範囲に含まれる発電事業者から購入した電力及び再生可能エネルギー（バイオマス除く）による発電量のうち、自家消費した電力を含んでいます。

※ 2025年度電力使用量のうち、再生可能エネルギー（バイオマス燃料由来の自家発電自家消費除く）由来の電力使用量は160,221 MWhでした。

※ 電力使用量 の2025年度における2024年度比の主な減少要因は、データセンターにおける電力使用量の取扱いの見直しによるものです。具体的には、データセンター利用者がエネルギー管理権原を有する機器（ハウジング／コロケーション）に係る電力使用量を、当社グループの集計対象外としております。2025年度において2024年度同様の算定を行った場合の電力使用量は1,391,418 MWhです。なお、集計対象外とした電力使用に伴うGHG排出量は、住友商事連結グループの活動に関連することから、住友商事連結グループのScope 3カテゴリー13として新たに計上しています。

環境（水資源）

取水量

項目		単位	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
合計		千m^3	78,107	66,452	1,525,114	1,623,781	1,624,946
（水源別内訳）	上水道、工業用水		6,809	7,357	7,374	5,917	5,845
	地下水		34,342	19,454	20,328	26,622	9,193
	河川・湖		35,998	37,680	28,641	32,192	12,695
	海		3	4	1,468,770	1,559,050	1,597,212
	雨水		955	1,957	0	0	0
連結収益あたりの取水量		千m^3/百万円	0.014	0.010	0.221	0.223	0.221

（取水量のうち）水ストレス地域における取水量

項目		単位	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
合計		千m^3	2,897	4,351	921	833	1,084
（水源別内訳）	上水道、工業用水		895	1,007	621	546	884
	地下水		956	199	296	283	195
	河川・湖		87	1,185	0	0	0
	海		3	4	4	4	5
	雨水		955	1,957	0	0	0
拠点数		拠点	53	84	84	102	97

※ 水ストレス地域における取水量は、世界資源研究所（WRI）が提供している「WRI Aqueduct」上で、水リスクレベルが3（High）以上の拠点を集計しています。

排水量

（単位：千m^3）

項目		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
合計		7,205	7,185	1,471,837	1,563,653	1,588,345
（放流先内訳）	下水道	2,540	2,444	3,206	2,793	3,169
	地下水	230	40	0	3	4
	河川・湖	3,461	3,681	3,236	5,642	3,025
	海	974	1,020	1,465,395	1,555,214	1,582,146

環境（資源・廃棄物）

項目	対象範囲	単位	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
廃棄物排出量	連結	t	36,413	33,200	35,033	35,105	34,204
事業系一般廃棄物 リサイクル量	単体（国内）		44	47	74	82	81
事業系一般廃棄物 最終処分量			2	2	3	3	3
事業系一般廃棄物 リサイクル率		%	95.6	95.8	96.4	96.5	96.4
プラスチック使用製品産業廃棄物等 排出量		t	151	213	212	193	218
プラスチック使用製品産業廃棄物等 再資源化量			21	36	60	52	60
プラスチック使用製品産業廃棄物等 熱回収量			93	139	108	112	137
有害廃棄物排出量（特別管理産業廃棄物）			1.36	0.72	0.55	0.54	0.56
大気汚染物質排出量（NOx, SOxを含む）			0	0	0	0	0
紙使用量		千枚	5,254	5,887	5,769	5,695	5,255

※ 廃棄物排出量は事業系一般廃棄物を対象としており、産業廃棄物、有価物は対象外です。

環境（その他）

項目		対象範囲	単位	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
ISO14001取得事業所比率		単体（国内）	%	100	100	100	100	100
環境関連法規違反（罰金100万円以上など）	罰金件数	単体（国内）	件	0	0	0	0	0
	罰金額		百万円	0	0	0	0	0

GHG排出量（Scope 3）

GHG排出量（Scope 3）

1 参照したガイドライン

GHGプロトコル「Corporate Value Chain (Scope 3) Accounting and Reporting Standard」
環境省が主導するグリーンバリューチェーンプラットフォームの各種情報源

2 対象範囲

- 住友商事連結グループ（単体及び連結子会社）
 但し、重要性の観点より、事業収益規模が小さくかつ多排出事業に該当しない一部事業会社を除く

3 第三者保証

- Scope 3排出量実績は、独立した第三者であるソコテック・サーティフィケーション・ジャパン(株)の保証を得ています。

独立した第三者保証報告書

4 主要な算定方法

カテゴリー			活動量事例	排出原単位として利用している主なデータソース
上流	1	購入した製品・サービス	• 購入した商品、原材料の物量もしくは金額	• サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出量等の算定のための排出原単位データベース • Ecoinvent社LCAデータベース • サプライヤーへの実績値ヒアリングもしくは公開値からの推計
	2	資本財	• 購入した資本財の金額	• サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出量等の算定のための排出原単位データベース
	3	Scope 1, 2に含まれない燃料及びエネルギー関連活動	• 購入した燃料及び熱、電力の量	• サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出量等の算定のための排出原単位データベース • LCIデータベースIDEA
	4	輸送、配送（上流）	• 荷物重量及び輸送距離、もしくは輸送費	• UK Government GHG Conversion Factors for Company Reporting • サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出量等の算定のための排出原単位データベース
	5	事業から出る廃棄物	• 一般廃棄物及び産業廃棄物の物量	• サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出量等の算定のための排出原単位データベース
	6	出張	• 従業員の人数	• サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出量等の算定のための排出原単位データベース
	7	雇用者の通勤	• 従業員の人数	• サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出量等の算定のための排出原単位データベース
	8	リース資産（上流）	• 該当取引無し	ー

カテゴリー			活動量事例	排出原単位として利用している主なデータソース
下流	**9**	**輸送、配送（下流）**	• 荷物重量及び輸送距離、もしくは輸送費	• UK Government GHG Conversion Factors for Company Reporting • サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出量等の算定のための排出原単位データベース
	10	**販売した製品の加工**	• 販売した中間品の物量	• 合理的な仮定に基づき中間品が最終製品に加工されるまでのシナリオを策定 • Ecoinvent社LCAデータベース
	11	**販売した製品の使用**	• 販売した製品の物量	• 合理的な仮定に基づき使用シナリオを策定
	12	**販売した製品の廃棄**	• 販売した製品の物量	• サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出量等の算定のための排出原単位データベース
	13	**リース資産（下流）**	• リースした製品の物量	• 合理的な仮定に基づき使用シナリオを策定
	14	**フランチャイズ**	• 該当取引無し	ー
	15	**投資**	• 持分法適用関連会社及び一般投資先のScope 1, 2実績または収益、もしくは当社投資額	• サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出量等の算定のための排出原単位データベース

5 排出量実績

（単位：千t-CO2e）

カテゴリー			2024年度	2025年度
上流	1	購入した製品・サービス	32,713	31,807
	2	資本財	629	590
	3	Scope 1, 2に含まれない燃料及びエネルギー関連活動	4,542	4,115
	4	輸送、配送（上流）	2,308	2,304
	5	事業から出る廃棄物	21	22
	6	出張	28	27
	7	雇用者の通勤	23	24
	8	リース資産（上流）	-	-
下流	9	輸送、配送（下流）	301	124
	10	販売した製品の加工	1,031	2,539
	11	販売した製品の使用	38,015	33,273
	12	販売した製品の廃棄	245	332
	13	リース資産（下流）	20,052	18,707
	14	フランチャイズ	-	-
	15	投資	17,778	16,305
合計			117,688	110,169

注記

※ 第三者商品の売買取引（トレーディング）については、IFRS15号収益認識基準に基づき、当社グループが本人取引に該当する場合に限る

※ 住友商事連結グループ間取引については、同一の排出源に対しダブルカウントが明らかな場合のみ、グループ内の二重計上を排除する目的で対象外とする

※ Cat4/9輸送に関する排出について、重要性の低い国内輸送は除く

※ 販売した中間製品について、最終製品までの加工プロセスが把握できない場合は、算定対象外とする

社会関連データ

社会関連データ

社会（人員データ）

項目		対象範囲	単位	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
従業員数		連結	人	74,253	78,235	79,692	83,327	82,488
臨時従業員数				28,169	30,222	29,529	27,483	22,032
従業員数【男女別】	男性	単体	人	3,852	3,761	3,695	3,636	3,578
	女性			1,298	1,307	1,325	1,327	1,360
	計			5,150	5,068	5,020	4,963	4,938
新卒採用者数（※1）	男性	単体	人	75	72	63	62	58
	女性			31	29	37	36	42
	計			106	101	100	98	100
新卒採用者における女性比率		単体	%	28.6	28.7	37	37	42
従業員の契約社員又は派遣社員といった非正社員比率		単体	%	6.5	7.3	7.8	7.0	8.2
キャリア採用者数	男性	単体	人	14	47	68	46	33
	女性			6	28	20	18	19
	計			20	75	88	64	52
障がい者雇用率（※2）		単体	%	2.09	2.25	2.29	2.45	2.65
管理職数（※3）	男性	単体	人	2,540	2,523	2,520	2,638	2,618
	女性			204	232	267	306	332
	計			2,744	2,755	2,787	2,944	2,950

項目		対象範囲	単位	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
女性管理職比率（※3）		単体	%	7.4	8.4	9.6	10.4	11.3
女性部長級比率（※3）		単体	%	0.8	1.4	2.4	2.6	2.6
団体交渉協定の対象となる全従業員の割合		単体	%	60.4	62.3	64.7	66.4	66.3
平均勤続年数	男性	単体	年・カ月	19年2カ月	19年1カ月	18年11カ月	18年10カ月	18年10カ月
	女性			16年4カ月	16年6カ月	16年6カ月	16年6カ月	16年7カ月
	全体平均			18年6カ月	18年5カ月	18年4カ月	18年4カ月	18年3カ月
男女間賃金差異（※4）	正規雇用	単体	%	ー	58.7	59	61.4	62.6
	非正規雇用		%	ー	48.9	46.3	49.7	49.3
	全労働者		%	ー	59.6	59.6	62.2	63.1

※1 2022年度より医療従事職を含めた人数に算出方法を変更しており、過年度の数値についても組み替えております。

※2 当該年度6月1日時点の数値です。

※3 翌4月1日時点の数値です。2022年度より算出方法を変更しており、過年度の数値についても組み替えております。

※4 男女間賃金差異の計算対象項目：例月給(基本給、調整給、出向手当、別居手当、在宅勤務手当、時間外勤務手当、管理職深夜割増手当)、賞与

差異理由：当社は、「Pay for Job, Pay for Performance」の考え方に基づいた報酬制度を設計しており、職務・役割の大きさが同一である職務等級であれば、性別による賃金の差はありません。男女間の賃金差異が生じる主な要因としては、男性に比べて女性における管理職比率が低く女性管理職数が少ないことが挙げられます。その背景としては、当社では従来、採用時に２つの職掌区分を設けており、女性社員の多くが、原則転居を伴う転勤のない事務職掌（主に事務実務に従事し、プロフェッショナル職掌の業務を支える役割を担う職掌）に属しておりました。これに対して2022年に職掌を一本化し、個々人のスキル・能力・意欲等に応じて柔軟にキャリア形成ができる制度へ移行しました。その結果、旧事務職掌に属していた社員の中からも管理職への登用が進んでおり、女性の管理職が今後増加していく過程で、男女間の賃金差異は着実に縮小していくものと考えております。

社会（働き方）

項目		対象範囲	単位	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
フルタイム従業員の離職率	男性	単体	%	3.4	3.1	2.8	1.9	2.0
	女性			3.0	2.8	3.5	2.8	1.9
	計			3.3	3.0	3.0	2.1	2.0
自己都合による退職比率（※1）		単体	%	3.0	2.6	1.6	1.4	1.0
月間法定時間外平均		単体	時間・分	12時間20分	10時間55分	9時間51分	9時間51分	9時間51分
年間有給休暇取得日数平均		単体	日	12.8	13.7	14.3	14.1	14.5
配偶者出産休暇取得者数		単体	人	70	86	86	109	97
子の看護欠勤取得者数		単体	人	169	194	243	266	331
介護休業取得者数		単体	人	0	1	0	0	1
産前産後欠勤取得者数		単体	人	70	65	63	52	59
育児休職を取得する権利を有していた従業員数	男性	単体	人	156	168	165	173	152
	女性			60	51	63	53	52
	計			216	219	228	226	204
育児休職取得者数	男性	単体	人	41	61	48	89	66
	女性			62	51	63	52	51
	計			103	112	111	141	117
男性の育児休業取得率（※2）		単体	%	ー	67.0	63.6	78.6	79.6
育児休職から復職した従業員数	男性	単体	人	36	58	50	96	88
	女性			8	64	52	57	58
	計			44	122	102	152	146

項目		対象範囲	単位	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
育児休職後の復職率（※3）	男性	単体	%	100	100	100	100	100
	女性			100	95	98	100	98
	計			100	98	99	100	99
短時間勤務制度利用者数		単体	人	200	195	190	187	204
労働基準法違反件数		単体	件	5	3	0	1	1

※1 2023年度より算出対象範囲を一部変更

※2 男性の育児休業取得率は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成３年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成３年労働省令第25号)第71条の6第2号における育児休業等及び育児目的休暇の取得割合を算出したもの。

※3 2022 年度より算出対象範囲を一部変更

社会（労働安全衛生）

項目	対象範囲	単位	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
労働災害発生件数	単体	件	2	2	5	2	5
労働災害による死亡者数			1	0	0	0	0
LTI（休業災害）発生件数	単体	件	1	0	0	2	2
LTIFR（休業災害度数率）			0.11	0	0	0.23	0.25

社会（人材育成）

項目		対象範囲	単位	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
能力開発研修（※1）	のべ研修受講者数	単体	人	44,876	92,446	40,530	65,432	73,799
	のべ総研修受講時間		時間	119,894	177,320	106,605	142,460	131,140
	従業員一人当たりの平均時間（※2）			23.4	32.3	21.2	28.7	26.6
	従業員一人当たりの平均研修日数		日	3.2	4.5	2.9	4.0	3.7
海外派遣者数		単体	人	976	921	926	934	942
海外研修者数		単体	人	76	60	65	64	57
従業員1人当たりの年間教育訓練費用		単体	円	327,587	380,624	322,335	287,085	127,582

※1 住友商事社員及び海外拠点や事業会社における採用社員を対象にした本社主催の研修です。2023年度より算出対象範囲を一部変更しています。
2024年度からは、e-learningプラットフォームの「LinkedIn Learning」を導入しています。
※2 2023年度より算出対象範囲を一部変更

社会（その他）

項目	対象範囲	単位	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
ボランティア休暇（※）取得者数	単体	人	10	1	7	13	13
政治献金額	単体	百万円	28	28	28	28	28

※ 住友商事は社員が積極的にボランティア活動に参加できるよう、ボランティア休暇制度を設けています。
年間5日の取得が可能です。

ガバナンス関連データ

ガバナンス関連データ

ガバナンス（取締役会、監査役会、指名・報酬諮問委員会）

項目			対象範囲	単位	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
取締役会（※）	社内	男性	単体	人	6	6	6	6	5
		女性			0	0	0	0	0
		計			6	6	6	6	5
	独立社外	男性			3	3	3	3	3
		女性			2	2	2	2	2
		計			5	5	5	5	5
	計				11	11	11	11	10
取締役における女性比率（※）				%	18	18	18	18	20
取締役会開催回数				回	22	18	17	16	16

項目			対象範囲	単位	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
監査役会（※）	社内	男性	単体	人	2	2	2	2	2
		女性			0	0	0	0	0
		計			2	2	2	2	2
	独立社外	男性			2	2	2	2	2
		女性			1	1	1	1	1
		計			3	3	3	3	3
	計				5	5	5	5	5
財務及び会計に関する知見を有する監査役の人数（※）					1	1	1	1	1
監査役会開催回数				回	17	17	16	17	17
指名・報酬諮問委員会（※）	社内	男性	単体	人	2	2	2	2	2
		女性			0	0	0	0	0
		計			2	2	2	2	2
	独立社外	男性			2	2	1	2	2
		女性			1	1	2	1	1
		計			3	3	3	3	3
	計				5	5	5	5	5
指名・報酬諮問委員会における社外取締役比率（※）				%	60	60	60	60	60
指名・報酬諮問委員会開催回数				回	7	7	9	8	8

※ 各年度6月末時点の数字

なお、2025年6月の第157期定時株主総会において、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社への移行を決議しており、上記総会終了後の人員数は監査等委員でない取締役10名（うち、社外取締役5名）、監査等委員である取締役5名（うち、社外取締役3名）です。

ガバナンス（報酬）

項目			対象範囲	単位	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
取締役報酬（監査等委員である取締役を除く）	取締役（社外取締役・監査等委員である取締役を除く）（※）	例月報酬	単体	百万円	380	427	442	435	438
		取締役賞与			513	537	397	287	253
		ストックオプション			ー	ー	ー	ー	—
		譲渡制限付株式報酬			21	ー	ー	ー	—
		業績連動型株式報酬			65	91	107	110	ー
		譲渡制限付業績連動型株式報酬			121	296	749	506	531
		計			1,099	1,351	1,695	1338	1223
	社外取締役（監査等委員である取締役を除く）	例月報酬			95	104	107	114	116
監査等委員である取締役報酬	監査等委員である取締役（社内）	例月報酬	単体	百万円	—	—	—	—	81
	監査等委員である取締役（社外）	例月報酬			—	—	—	—	54

項目			対象範囲	単位	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
監査役報酬	社内監査役	例月報酬	単体	百万円	87	87	91	98	25
	社外監査役	例月報酬			54	59	61	65	17
監査報酬（あずさ監査法人）	監査業務に係る報酬	単体	ー	百万円	504	521	525	546	570
		連結子会社			489	495	530	642	732
		計			993	1,016	1,055	1188	1302
	非監査業務に係る報酬	単体			26	20	16	19	20
		連結子会社			55	105	76	12	17
		計			81	125	92	31	37

※ 当社は、2025年6月に機関設計を「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」に移行しております。
移行前の2021年度～2024年度実績は社外取締役・監査役を除く取締役を対象としています。

ガバナンス（コンプライアンス）

項目		対象範囲	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
コンプライアンスに関する研修その他の啓発活動	実施回数	本社・国内/ 海外法人（※1）	140回以上	160回以上	100回以上	130回以上	160回以上
	受講者数		のべ20,990人以上	のべ29,580人以上	のべ13,580人以上	のべ14,530人以上	のべ22,980人以上
上記のうち、贈収賄・腐敗防止に関する研修その他の啓発活動	実施回数		50回以上	70回以上	40回以上	10回以上	80回以上
	受講者数		のべ5,450人以上	のべ10,240人以上	のべ4,600人以上	のべ6,600人以上	のべ10,540人以上

※1 住友商事の本社又は国内/海外法人が主催したもので、国内外の事業会社向けの研修を含みます。

環 境

環境マネジメント ―― 52

気候変動 ―― 59

自然資本 ―― 121

天然資源の持続的活用・循環型経済 159

環境マネジメント

環境方針

住友グループは、約400年の歴史を通じて、産業の発展と地域社会や自然環境との共存に力を注いできました。住友商事グループもまた、事業活動を通じた環境保全に取り組んでいます。気候変動を緩和する低炭素社会の構築、生物多様性と地球環境の保全、エネルギー、水ならびに資源のサステナブルな活用、汚染の防止や廃棄物排出抑制といった、さまざまなテーマを、誰もが取り組むべき最重要かつ長期的な課題と捉え、以下の環境方針を定め、実行します。

この環境方針をグループ各社で共有してISO14001環境マネジメントシステムを活用した環境管理を行い、事業に伴う環境負荷の低減および事業を通じた環境改善への取り組みを推進しています。

なお、同方針の制定・改定にあたっては、取締役会の承認を得ています。

I. 基本理念

住友商事グループは、グローバル企業として、環境問題が地球的規模の広がりを持つとともに、次世代以降にも及ぶ長期的な問題であることを認識し、健全な事業活動を通じて、社会・経済の発展と地球環境の保全が両立した「持続可能な発展」の実現に向け努力する。

II. 基本方針

住友商事グループは、国内外におけるさまざまな事業活動を行うにあたり、以下の方針に従い、グループ会社が協力して、この環境の基本理念の実現に努める。

1 **環境に対する基本姿勢**

良き企業市民として、当社の行動指針に沿い、地球環境の保全に十分配慮する。

2 **環境関連法規の遵守**

国内外の環境関連法規及び同意した協定等を遵守する。

3 **自然環境への配慮**

自然生態系等の環境保全ならびに生物多様性の維持・保全に十分配慮する。

4 **気候変動への対応**

気候変動の緩和及び気候変動の影響への適応に十分配慮する。

5 **資源・エネルギーの有効活用**

資源・エネルギーの有限性を認識し、その有効利用に努める。

6 **循環型社会構築への寄与**

廃棄物の発生抑制・再利用・リサイクルに取り組み、循環型社会の構築に向け努力する。

7 **環境保全型事業の推進**

総合力を生かし、環境保全型事業を推進し、社会の環境負荷の低減に貢献する。

8 **環境管理の確立**

環境マネジメントシステムを活用して、環境目的・目標を設定、定期的な見直しを行い、その継続的改善を図りつつ、環境汚染の予防に努める。

9 **環境方針の周知と開示**

この環境方針は、住友商事グループで働くすべての人に周知するとともに広く開示する。

目標

住友商事グループでは、環境負荷の低減および環境に有益な活動の推進に取り組んでいます。

住友商事では、EMSリーダーが自部署の環境側面（環境に影響を与える原因）を抽出し、その環境側面が環境に与える影響の大きさに対して評価を行い、関連する遵守義務を考慮しつつ、リスクおよび機会を特定します。EMSプロモーターがそれらを考慮してグループごとの著しい環境側面、リスクおよび機会を特定し、サステナビリティ推進部が全社を取りまとめ、サステナビリティ推進委員会において、環境目標の達成状況についてレビューすると共に、翌年の環境目標を決定します。

住友商事の環境目標

環境目標	
環境関連法規等の遵守	• 廃棄物処理法等の環境関連法規違反の防止に努める
環境保全型事業の推進	• サプライチェーン全体を俯瞰した持続可能なエネルギーシステムとカーボンサイクルの構築 （再生可能エネルギー事業等の拡大） • ネイチャーポジティブ・循環経済への転換を促す製品・サービス・仕組みづくりによる新規事業の開発 • 主要な天然資源関連商品の持続可能な調達を含めた、サプライチェーン全体でのリスク低減の推進
環境負荷管理および低減	• 当社グループのカーボンニュートラル化対象のGHG排出量を、2035年度までに30%以上削減（2024年度比）すべく、サプライチェーンも含めた事業実施に伴う環境影響の把握と負荷低減に努める • 各事業における自然関連リスク・機会の把握
環境教育、環境に関するコミュニケーションの推進	• 環境保全他に関する啓発セミナーなどの開催 • 非財務情報開示の拡充

住友商事国内単体の環境データの目標と実績

当社は、2050年カーボンニュートラルや循環経済の実現に向け、電力使用量、水使用量、廃棄物排出量について、2017年度に以下の目標を機関決定しました。
なお、原単位および総量は、海外を除く住友商事単体（本社、国内支社・支店・営業所）を対象に算出しています。

	目標
電力使用量	2013年度を基準に、原単位で年平均1%以上削減し2035年度までに2013年度比▲20%以上削減する。
水使用量	2010年度を基準に、原単位で年平均1%以上削減する。
廃棄物排出量	2010年度を基準に、原単位で年平均1%以上削減する。

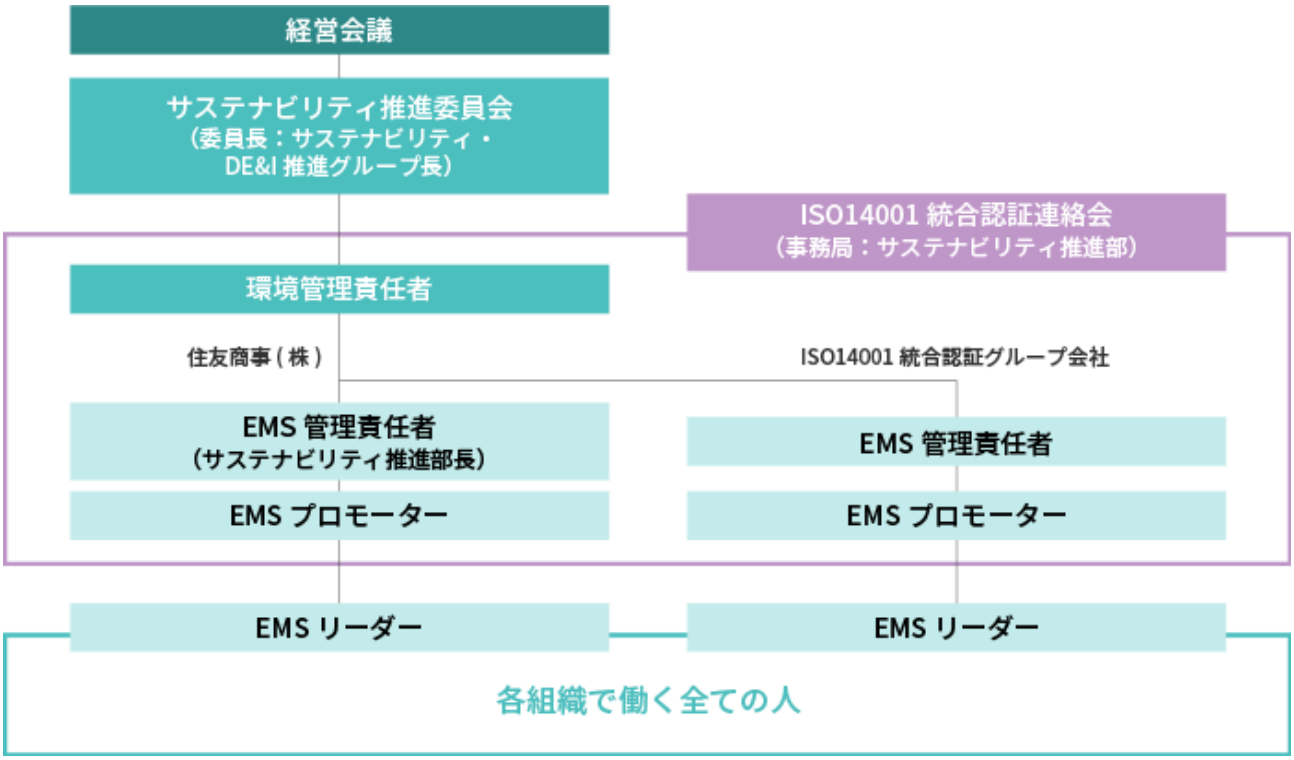
長期目標を踏まえて算出した2025年度の目標と実績、および2026年度目標は以下の通りです。

指標		基準年度実績	2025年度		2026年度目標
			目標	実績	
電力使用量	**総量 (MWh)**	7,859	5,239	3,551	5,287
	原単位 (MWh/m^2)	0.1079	0.0956	0.0636	0.0947
水使用量	**総量 (m^3)**	32,191	22,867	10,601	22,597
	原単位 (m^3/人)	6.93	5.96	2.77	5.90
廃棄物排出量	**総量 (t)**	508	361	84	357
	原単位 (t/人)	0.109	0.094	0.022	0.093

マネジメント体制

環境マネジメント体制

住友商事グループでは、環境方針に則り、サステナビリティ推進委員会を中心とした環境マネジメント体制を運営しています。また、ISO14001環境マネジメントシステム（EMS）に関しては、1999年6月に住友商事単体（東京、大阪）でISO14001認証を取得して以来、認証の対象範囲を拡大し、当社国内拠点および一部のグループ会社の計約2万人が活動しています。当社とISO14001統合認証グループ会社からなるISO14001統合認証連絡会では、環境マネジメント活動に係る取組みの連絡および情報の共有を行い、必要に応じて、住友商事のサステナビリティ推進委員会に対し意見具申を行います。サステナビリティ推進委員会は重要性に応じ、経営会議、取締役会にも付議・報告します。



※ EMS：環境マネジメントシステム（Environmental Management System）

ISO14001統合認証グループ会社

（2026年3月現在・住友商事およびグループ会社23社）

住友商事九州株式会社、住友商事北海道株式会社、住友商事東北株式会社、
住商メタルワン鋼管株式会社、住友商事グローバルメタルズ株式会社、住商エアロシステム株式会社、
住友三井オートサービス株式会社、SMAサポート株式会社、住友商事パワー＆モビリティ株式会社、
住友商事マシネックス株式会社、住商グローバル･ロジスティクス株式会社、SCSK株式会社、
SCSK NECデータセンターマネジメント株式会社、住商モンブラン株式会社、住商フーズ株式会社、
千葉共同サイロ株式会社、SMB建材株式会社、住商マテリアル株式会社、住商メタレックス株式会社、
住友商事ケミカル株式会社、住商グローバルエレクトロニクス株式会社（スミトロニクス）、
住商ファーマインターナショナル株式会社、住商アグロインターナショナル株式会社

（参考）住友商事グループのISO14001取得事業所比率

- ISO14001取得事業所比率

マネジメント活動

内部環境監査

環境マネジメントシステムの適切な運用のために、毎年、住友商事およびISO14001統合認証グループ会社において、以下の監査重点項目に従い、内部環境監査を実施しています。

＜監査重点項目＞
（1）環境目標設定の適切性
（2）環境実行計画の進捗管理
（3）法的およびその他の要求事項の遵守評価
（4）教育・訓練の実施・拡充

外部監査

一般財団法人日本品質保証機構によるISO14001環境マネジメントシステムの認証審査を受けています。認証取得後、3年ごとの更新を行っており、1年目、2年目は維持審査、3年目は更新審査を繰り返し受審しています。2025年度は2026年2月に審査を受け、登録認証の維持が認められました。

ISO14001登録証



教育・啓発活動

住友商事グループ社員が環境保全活動を行うにあたり、さまざまな教育プログラムを展開しています。環境関連法令研修、社外専門家による地球環境問題の啓発セミナー等を開催し、グループ社員全員の環境意識の向上に努めています。

テーマ	内容	開催回数
ISO14001 環境マネジメントシステム講習会 （動画公開）	経営理念と環境への取り組みの浸透、ならびに ISO14001 国際規格に準拠した環境マネジメントシステムのプロセスの習得。	通年
内部環境監査員講習会	内部環境監査の基本事項や進め方に関する講義。演習を通して有効性監査ができる内部環境監査員を養成。	年1回
産業廃棄物処理業務講習会	産業廃棄物の排出事業者責任、委託基準や適正処理の方法等実務知識の講義。	年2回
環境関連法令研修	環境関連法規の最新動向と基礎知識、ならびに法令遵守の留意点を講義。	年2回
環境基本教育 （e-learning）	住友商事グループの環境方針と環境マネジメントシステムについての理解と浸透を目的として実施。	年1回

気候変動

当社は、気候変動問題に対する取り組みをさらに推進するため、2026年2月に住友商事グループのカーボンニュートラル化目標を更新しました。

また、2025年度分の有価証券報告書において、将来のSSBJ基準による法定開示を見据えて、気候関連を含む当社グループの見通しに影響を与えると合理的に見込み得るトピックスについて、投資家にとって有用な情報を一部先行して開示しています。

TCFD提言に基づく情報開示

〜はじめに〜　1. ガバナンス　2. 戦略　3. リスク管理
4. 指標及び目標　5. 取り組み事例

〜はじめに〜

当社は、気候変動がもたらすリスク及び機会を把握し、事業活動に活かすべく、2019年3月に気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）の提言に賛同し、以降TCFDのフレームワークに基づいた開示を行っています。

1. ガバナンス

監督

当社グループの幅広い事業活動において、気候関連の多様なリスク及び機会を踏まえた重要な経営事項の決定と、経営会議及び執行役員が行う意思決定及び業務執行の監督については、取締役会が責任を持って行っています。

気候関連の重要な経営事項の意思決定については、取締役会規程等において明確に定められた権限分担に基づいて、取締役会が、経営会議やその諮問機関であるサステナビリティ推進委員会等での検討を経て取締役会に付議された、気候関連方針・目標の策定・改訂、気候関連を含む事業ポートフォリオ全体のリスク及び機会、サステナビリティ推進に係る重要な取組、重要な個別案件の実施の是非等についての審議・決定を行っています。取締役会は、気候関連を含む事業ポートフォリオ全体のリスク及び機会の分析・対応状況について、少なくとも半期ごとに報告を受けています。
また、取締役会は、個別事業で認識している気候関連のリスク及び機会の分析・対応状況、モニタリング指標等についても、年次でサステナビリティ推進部より報告を受けており、経営会議等の業務執行側の取組状況を監督しています。

なお、取締役を含む当社役員がサステナビリティ経営へのコミットメントをより強く意識できるよう、非財務指標「気候変動問題対応」の評価結果を役員の報酬に反映しています。詳細は、当社ウェブサイトの「役員報酬制度」を参照ください。

また、取締役会は、その役割を十分に果たすため、取締役会として備えるべき知識・経験・能力等(以下、「スキル」)を特定しており、そのスキルにはサステナビリティが含まれています。各取締役が有するスキルは、その経歴、知識、経験、能力、保有資格、具体的な成果等を総合的に考慮し、各取締役と協議の上で決定しており、サステナビリティに係るスキルを有する複数の取締役を含み、取締役会を構成しています。詳細は、当社ウェブサイトの「当社取締役会が備えるべき知識・経験・能力等（スキル）および各取締役が有するスキル」を参照ください。

業務施行

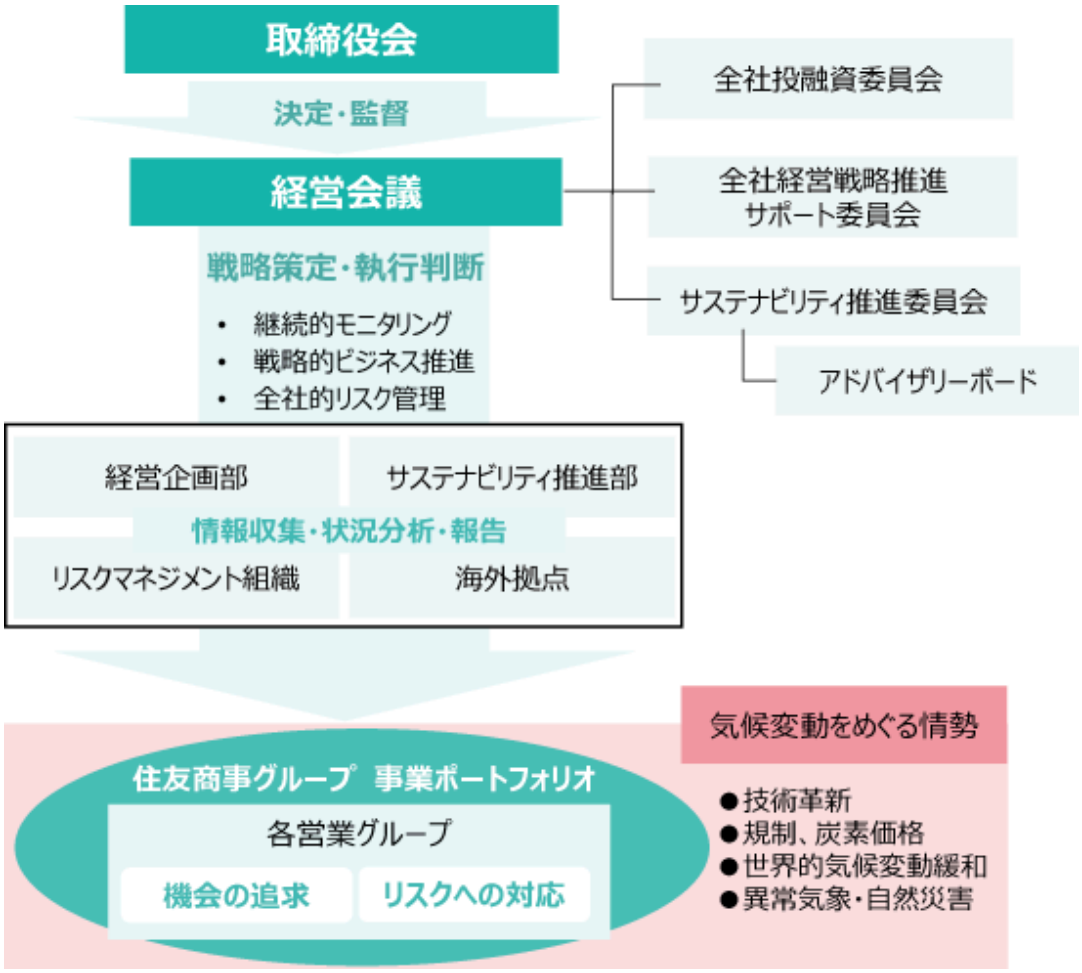
当社グループの気候関連の重要な経営事項の意思決定及び業務執行は、社内規程の定めに応じて経営会議及び執行役員が行っています。経営会議は気候関連の多様なリスク及び機会を評価・管理し、効果的な意思決定を行うため、サステナビリティ推進委員会等に諮問した上で、総合的な意思決定を行っています。

なお、気候関連の取組やリスク及び機会への対応については、サステナビリティを推進する施策の企画や社内浸透を担当する専門組織であるサステナビリティ推進部と、当社の経営計画全体や重要施策の企画を行う経営企画部等の関連コーポレート組織、各営業グループ、海外地域組織の各トピックス推進担当者が連携し、グループ内の調査機関や各営業組織、海外拠点等からもたらされる情報等を基に、全社的企画や施策の立案や推進を行っています。

加えて、ESGに関する社外有識者で構成される「サステナビリティ・アドバイザリーボード」を設置し、当社のサステナビリティ経営全般について助言・提言を得て取り進めています。

当社の気候関連のガバナンス体制図は次のとおりです。
当社のサステナビリティ経営を含むコーポレートガバナンスの状況等の詳細は、当社ウェブサイトの「コーポレートガバナンス」ページ参照ください。

＜気候関連のガバナンス体制（2026年6月時点）＞



2. 戦略

当社は、パリ協定における世界的合意を重視し、同協定に掲げられた社会のカーボンニュートラル化目標の達成により積極的に貢献するため、「気候変動問題に対する方針」を掲げ、事業活動を行っています。2019年に取締役会にて決議・制定後、随時見直しを行っており、Scope3排出量の算定・開示が完了したことやサステナビリティ開示基準(SSBJ基準)の適用を見据え、説明責任を強化することを目的とし、2026年2月に、当社グループのカーボンニュートラル化目標をGHGプロトコルに基づく排出量区分に合わせた設定に更新しました。

気候変動問題に対する方針

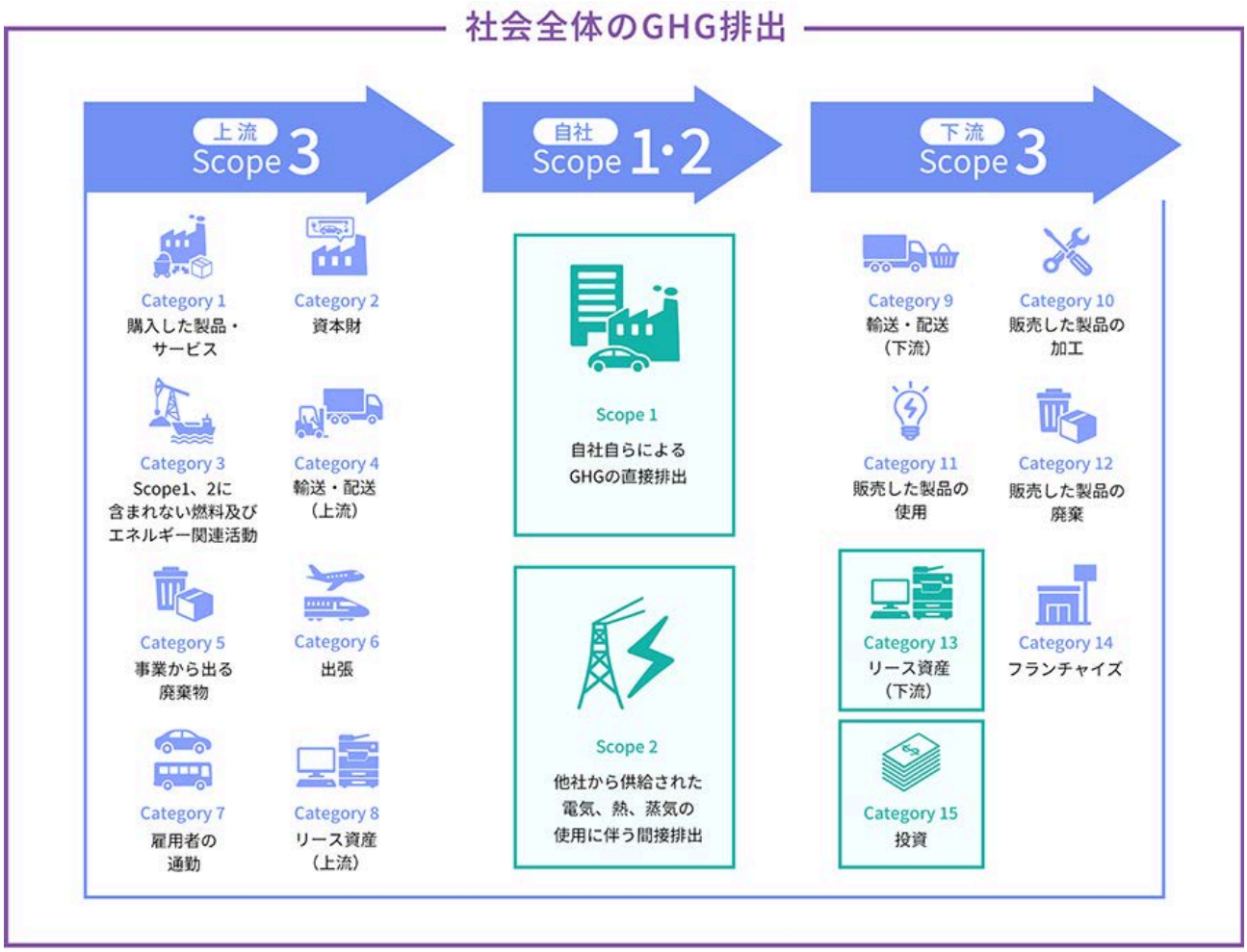
基本方針

- 2050年に住友商事グループのカーボンニュートラル化を目指す（※）。
- 持続可能なエネルギーサイクル実現のため、社会全体のGHG排出削減や炭素除去に資する技術・ビジネスモデルを開拓する。
- ビジネスパートナーや公共機関と協力した取り組みや提言などを通じて、社会のカーボンニュートラル化に貢献する。

事業における方針

- 社会全体のGHG排出削減に資する再生可能エネルギー化やエネルギー活用の効率化、および燃料転換を促進する。
 また、再生可能エネルギーを主体とした新たなエネルギーマネジメントやモビリティサービスの提供、水素社会などの実現に取り組む。
- 発電事業については、地域社会における経済や産業の発展に不可欠なエネルギーを安定的に供給するとともに、経営資源を、より環境負荷の低い発電ポートフォリオに継続的にシフトする。
- 火力発電、化石エネルギー権益の開発については、2050年のカーボンニュートラル化を前提として取り組む。
 - 石炭火力発電については、新規の発電事業･建設工事請負には取り組まない。
 また、石炭火力発電事業については、2035年度までにCO_2排出量を60%以上削減（2019年度比）し、2040年代後半には全ての事業を終え石炭火力発電事業から撤退する。
 - 一般炭鉱山開発事業については、今後新規の権益取得は行わず、持分生産量を2020年代後半にゼロにする。天然ガス開発事業は、社会のエネルギー・トランジションに資する案件に限り取り組む。

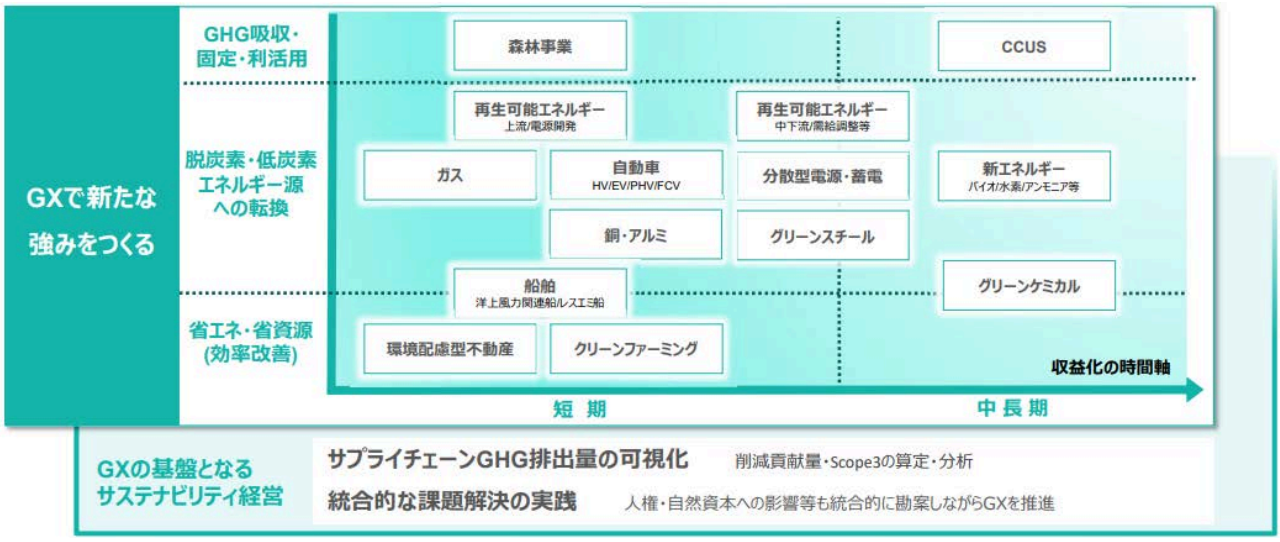
※ カーボンニュートラル化対象範囲はScope1・2およびScope3（Category13および15）。カーボンニュートラル化とは、当社グループのGHG排出を削減したうえで、炭素除去など国際的に認められた方法により、残余排出量を実質ゼロとすること。



社会全体のGHG排出　(約580億t-CO_2e（※))
当社グループのGHG排出 (2025年度実績：約117百万t-CO_2e)
当社グループのカーボンニュートラル化対象範囲のGHG排出 (2025年度実績：約42百万t-CO_2e)

※ 出典：国連環境計画（UNEP）Emissions Gap Report 2025 | UNEP - UN Environment Programme

また、2024年度から始まった新中期経営計画では、短期的には、強み・競争優位のある当社事業をGXでさらに強化してまいります。同時に様々な産業分野において、市場形成を含めた収益化までの時間軸も考慮して取り組み、中長期的には、GXで将来の新たな強みをつくります。



削減貢献量

削減貢献量とは、新たな製品・サービスが既存商品を代替することで、世の中から回避された排出量を定量化したものです。当社事業による社会のカーボンニュートラル化への貢献度を可視化する指標として社内の議論に活用しています。脱炭素社会へのトランジションは長期にわたるプロセスであり、その過程では多様な新製品・サービスが必要となります。当社グループは、より低炭素な商品の開発に加え、再生可能エネルギーに不可欠な素材の供給や、市場拡大に向けた取り組みを進めています。
その一例として、以下に再生可能エネルギー事業の運営による2025年度の削減貢献量（ストックベース）を開示します。

貢献内容	ベースライン	算出式	削減貢献量
再生可能エネルギーを創出することによる貢献	各国のエネルギーミックス	発電設備容量[MW/年] × 年間稼働時間 × 排出係数[tCO_2/MWh] × 当社持分比率	3,265千tCO_2e

なお、削減貢献量は、当社事業による社会への貢献度を示す参考指標であり、当社グループのGHG排出量を相殺するものではありません。

※ 参考とした主なガイドライン

- GXリーグ 「気候関連の機会における開示・評価の基本指針」（2023）
- WBCSD／WRI 「GHG Protocol Corporate Accounting and Reporting Standard」（2019）
- WBCSD／Net Zero Initiative 「Guidance on Avoided Emissions」（2023）
- 経済産業省 「温室効果ガス削減貢献定量化ガイドライン」（2018）

個別事業別の気候関連のリスク及び機会

当社グループの各事業におけるビジネスモデルを踏まえ、当社グループの見通しに影響を与えると合理的に見込み得る気候関連のリスク及び機会は以下のとおりです。個別事業別に下表のとおり整理しています。
なお、以下のリスク及び機会は、「3.リスク管理」に記載のプロセスで識別しています。

- 物理的リスク
 気候変動によって引き起こされる農作物の収量減リスク、洪水による操業停止リスク
- 移行リスク
 脱炭素社会への移行に伴う事業の縮小リスク、カーボンプライシング及びエネルギー価格高騰による財務インパクト
- 事業機会
 脱炭素社会への移行に伴う事業の拡大機会、低炭素製品への移行機会

事業	区分	内容	時間軸・財務的影響		
			短期	中期	長期
鋼管事業	移行リスク	脱炭素社会への移行に伴う事業の縮小リスク		小	中
		カーボンプライシングによる財務インパクト		小	小
船舶事業	移行リスク	脱炭素社会への移行に伴う事業の縮小リスク		小	小
	事業機会	脱炭素社会への移行に伴う事業の拡大機会			
自動車事業	移行リスク	カーボンプライシングによる財務インパクト		小	中
小売事業	移行リスク	カーボンプライシングによる財務インパクト		小	小
		エネルギー価格高騰による財務インパクト		ー	ー
食料事業	移行リスク	カーボンプライシングによる財務インパクト		小	小

事業	区分	内容	時間軸・財務的影響		
			短期	中期	長期
銅事業	移行リスク	カーボンプライシングによる財務インパクト		小	小
	事業機会	脱炭素社会への移行に伴う事業の拡大機会		＋	＋
アルミ事業	移行リスク	カーボンプライシングによる財務インパクト		小	中
一般炭・原料炭事業	移行リスク	脱炭素社会への移行に伴う事業の縮小リスク		小	小
		カーボンプライシングによる財務インパクト	小		
鉄鉱石事業	移行リスク	脱炭素社会への移行に伴う事業の縮小リスク		小	小
化学品事業	事業機会	脱炭素社会への移行に伴う事業の拡大機会		小	小
農業資材 ディストリビューター事業	物理的リスク	農作物の収量減リスク	中	中	中
発電事業	物理的リスク	洪水による操業停止リスク	中	中	
	移行リスク	脱炭素社会への移行に伴う事業の縮小リスク	小	小	小
天然ガス・LNG事業 (上流権益)	移行リスク	脱炭素社会への移行に伴う事業の縮小リスク		小	－
		カーボンプライシングによる財務インパクト		大	

事業	区分	内容	時間軸・財務的影響		
			短期	中期	長期
天然ガス・LNG事業(トレード)	移行リスク	脱炭素社会への移行に伴う事業の縮小リスク			小
	事業機会	脱炭素社会への移行に伴う事業の拡大機会		小	小
		低炭素製品への移行機会		小	小
海洋油・ガス 生産設備傭船事業	移行リスク	脱炭素社会への移行に伴う事業の縮小リスク	小	小	小

※ 当社グループの個別事業に好影響を及ぼす、悪影響を及ぼす
対象事業への財務的影響額の詳細は「個別事業別の気候関連のリスク及び機会に関する分析」をご覧ください
（＋もしくは－表記の場合には、財務的影響は算出していないもののリスク・機会が該当するもの）

対象事業への財務的影響額 (親会社の所有者に帰属する当期利益への影響額)

大 ： ±300億円以上～500億円未満
中 ： ±100億円以上～300億円未満
小 ： ±100億円未満

時間軸

短期 2026年 ： 当社グループの中期経営計画の期間と整合(2026年度は、現行の同計画対象期間の最終年度)
中期 2035年 ： 当社グループの中間削減目標の期間に整合させるため
長期 2050年 ： 2050年に当社グループのカーボンニュートラル化を目指していることに整合させるため

個別事業別の気候関連のリスク及び機会に関する分析

当社グループの見通しに影響を与え得る個別事業別の気候関連のリスク及び機会について、次のとおり分析しています。

リスクによって予想される対象事業への財務的影響は、当社としての対応策を考慮せず、物理的リスクの場合には2100年までに産業革命以降4℃上昇想定のIPCC（※1）によるRCP8.5シナリオ（※2）をベースとして、移行リスクの場合にはIEA(International Energy Agency：国際エネルギー機関)のNZE(Net Zero Emission)シナリオ（※3）をベースとして算出しています。一方、機会によって予想される対象事業への財務的影響は、IEAのNZEシナリオを考慮して算出しています。
移行リスクのうち脱炭素社会への移行に伴う事業の縮小リスク及び脱炭素社会への移行に伴う事業の拡大機会に関しては、事業環境が大きく変化した際に、事業の耐性及び新たなビジネス機会を客観的に評価する観点から、中期及び長期の時間軸における当社個別事業に対する影響について、NZEシナリオに加えてSTEPS(The Stated Policies)シナリオ（※4）も用い、各シナリオが想定する社会や経済の状況をもとに分析しています。
なお、これらのシナリオは当社の経営方針や事業戦略の前提を示すものではありません。

※1 Intergovernmental Panel on Climate Change：気候変動に関する政府間パネル
※2 Representative Concentration Pathway：産業革命以降、2100年までに4℃上昇を想定したシナリオ
※3 1.5℃上昇：世界全体での2050年ネットゼロ達成からバックキャストしたシナリオ
※4 2.5℃上昇：現行政策及び実施表明済の今後の追加政策がすべて実施された場合に予想されるシナリオ

カーボンプライシングによる財務インパクトの算出方法について

カーボンプライシングによって将来与えると予想される財務的影響については、以下の3事業を除き、当報告期間における対象事業のGHG排出量(Scope1・2)実績に、IEAが発行する「World Energy Outlook 2025」に掲載されたNZEシナリオの炭素価格の見通しを掛け合わせて算出しています。なお、権益事業については既存事業を採掘終了まで継続保有する前提としています。

- 鋼管事業：
 欧州域内排出量取引(EU-ETS)や炭素国境調整措置(CBAM)の導入により影響を受ける可能性がある欧州向けビジネスの当報告期間実績より算出。

- 一般炭・原料炭事業：
 事業所在国において炭素税が既に導入されていることから、当報告期間における対象事業のGHG排出量(Scope1・2)実績に、事業所在国が定める炭素クレジット単位を掛け合わせて算出。

- 天然ガス・LNG事業(上流権益)：
 既に参画しているプロジェクトで生産されるLNGの使用時に排出されるGHG排出量の当社持分見通しに、IEAにおけるNZEシナリオの炭素価格の見通しを掛け合わせて算出。

鋼管事業

移行リスク	鋼管事業においては、脱炭素社会への移行に伴う事業の縮小リスク及びカーボンプライシングによる財務インパクトを認識しています。
リスク詳細	**■脱炭素社会への移行に伴う事業の縮小リスク** IEAのNZEシナリオにおいては化石燃料の需要減少が見込まれており、それに伴い、化石燃料の採掘・輸送・貯蔵に使用されるエネルギー鋼管の販売量が減少するリスクを認識しています。 ＜時間軸＞中期・長期 **■カーボンプライシングによる財務インパクト** 欧州域内排出量取引(EU-ETS)や炭素国境調整措置(CBAM)の導入により、欧州域内の競合メーカーとの間に競争力の差が生じ、欧州における鋼管販売量が減少するリスクを認識しています。 ＜時間軸＞中期・長期
当期/翌期の財務的影響	当期・翌期における重大な財務的影響はありません。
戦略・緩和策	**■脱炭素社会への移行に伴う事業の縮小リスク** 引き続きCCS・CCUS・地熱発電用といった気候変動対策の鋼管の販売に加え、エネルギー企業に対する鋼管販売以外の周辺ビジネスを拡充してまいります。 **■カーボンプライシングによる財務インパクト** 官民・業界団体を挙げた高炉低炭素化の促進等、様々な取り組みが行われている中、当社も当該取り組みを支援する社内組織を通じ、高炉から電炉への転換や製鉄還元方法の低炭素化等、上流(仕入先である製鉄メーカー)の低炭素化を引き続き支援してまいります。また、下流(客先であるエネルギー企業)に対しても、排出量削減に伴う環境価値に対する理解やコスト負担を得られるよう働き掛けてまいります。
予想される財務的影響	**■脱炭素社会への移行に伴う事業の縮小リスク** ＜財務的影響＞中期：ネガティブ小、長期：ネガティブ中 (STEPSシナリオの場合には、中期・長期ともにポジティブ小) NZEシナリオにおいては化石燃料の需要減少が見込まれており、それに伴うエネルギー鋼管の需要への影響については引き続き注視してまいります。 一方で、世界経済の成長や人口増加に伴いエネルギー需要は今後も増加することが見込まれていることから、化石燃料の採掘は継続するものと想定し、引き続きエネルギー鋼管の需要が維持される前提での戦略を立てています。 **■カーボンプライシングによる財務インパクト** ＜財務的影響＞中期・長期：ネガティブ小 戦略・緩和策の実施に伴い上流の競争力を回復させることで、上記の財務的影響は低減可能であると考えています。

船舶事業

移行リスク 事業機会	船舶事業においては、脱炭素社会への移行に伴う事業の縮小リスク及び事業の拡大機会を同時に認識しています。
リスク・機会詳細	海運需要については中長期的に、STEPSシナリオでは増加、NZEシナリオではほぼ横ばいが見込まれています。 脱炭素社会への移行の中で、石炭需要の減少に伴い石炭輸送の需要が減少することに起因して、石炭輸送に一部従事する当社が保有・管理するばら積み船の傭船料収入が減少するリスクを認識しています。 また、国際海事機関(IMO: International Maritime Organization)や各国当局による環境規制・課税等の導入により、低炭素技術への投資負担や運航コストが増加する可能性がある一方、ゼロエミッション船・低炭素船（※）に対する需要が高まることが予想され、ばら積み船の貨物・用途変更、ゼロエミッション船・低炭素船の導入により、傭船収益や売船収益が増加する機会を認識しています。 ＜時間軸＞中期・長期 ※ LNG燃料船、メタノール燃料船、アンモニア燃料船等
当期/翌期の財務的影響	当期・翌期における重大な財務的影響はありません。
戦略・緩和策	石炭を含むばら積み船の貨物需要や、各国の法規制、市場、ゼロエミッション船・低炭素船の技術やコストの動向を引き続き注視しながら、環境規制の将来的な導入等を見据え、保有船のポートフォリオにおけるゼロエミッション船・低炭素船の比率の引き上げ、次世代燃料船の保有スキームの検討、傭船需要のヒアリング等を実施してまいります。
予想される財務的影響	＜財務的影響＞中期・長期：ポジティブ小 (STEPSシナリオの場合には、中期：ポジティブ小、長期：ポジティブ中) 石炭輸送の需要減少に伴い、石炭輸送に従事するばら積み船の需要が低下する場合にも、世界経済の成長や人口増加に伴い、石炭以外の輸送におけるばら積み船の需要は増加を見込んでいます。 国際的な環境規制の動向次第ではあるものの、中長期的には次世代燃料船建造や既存船への省エネデバイス装着等に対する投資を実施し、今後導入される規制への早期対応より、将来的な炭素税負担・規制違反に伴う罰金や非効率船の淘汰による代替コストを回避することによる相対的な収益力の向上、グリーン運賃享受による収益性の向上を見込んでいます。

自動車事業

移行リスク	自動車事業においては、カーボンプライシングによる財務インパクトを認識しています。
リスク詳細	炭素税導入に伴い、製造時の熱源として化石燃料あるいは電力を使用している事業において、炭素税負担相当分の利益率が低下するリスクを認識しています。 ＜時間軸＞中期・長期
当期/翌期の財務的影響	当期・翌期における重大な財務的影響はありません。
戦略・緩和策	カーボンニュートラルに向けた打ち手に関して、製造領域の事業会社各社との協議を開始しています。最も排出量の多い事業会社においては、2050年にScope1・2排出量ゼロを目指すロードマップを策定済です。2018年度を基準にGHG排出量削減率をモニタリングしており、環境負荷低減に向けた具体的な打ち手として使用電力のグリーン化を進めています。 なお、当該事業会社において2022年度にCNロードマップを策定した際には、2030年度までに2018年度比30%削減をマイルストーンとしていたものの、2024年度に前倒しで達成しています。引き続き従来方針のとおり、使用設備の省エネ化・電化並びに使用電力のグリーン化を拡大することで、サプライチェーン全体の環境負荷削減に取り組んでまいります。
予想される財務的影響	＜財務的影響＞中期：ネガティブ小、長期：ネガティブ中 戦略・緩和策の実施に伴い、使用設備の省エネ化・電化への投資、使用電力のグリーン化に伴う電力コストの増加が見込まれる一方、上記の財務的影響の低減は可能であると考えています。 なお、カーボンプライシングによる財務インパクトはサプライチェーン全体の課題であり、客先・サプライヤーとの対話を重ねてまいります。

小売事業

移行リスク	小売事業においては、カーボンプライシングによる財務インパクト及びエネルギー価格高騰による財務インパクトを認識しています。
リスク詳細	**■カーボンプライシングによる財務インパクト** 炭素税導入に伴い、エネルギー使用量の多い製造工程・配送過程(※)において、炭素税負担の原価転嫁により利益率が低下するリスクを認識しています。 ＜時間軸＞中期・長期 ※ 自社物流センターにおける運行管理、自社加工センターでの製造、 自社営業拠点の運営(販売・加工場所)、 自社物流工程(自社物流センターから営業拠点への配送) **■エネルギー価格高騰による財務インパクト** エネルギー価格高騰に伴い、自社営業拠点及び物流センター・加工センターにおいて、操業コストが増加するリスクを認識しています。 ＜時間軸＞中期・長期
当期/翌期の財務的影響	当期・翌期における重大な財務的影響はありません。
戦略・緩和策	**■カーボンプライシングによる財務インパクト** GHG排出量削減を目的として、省エネ設備や、高効率保管設備の導入及びトラック運行回数の削減による物流の効率化に取り組んでいます。 今後、2050年カーボンニュートラル化目標達成に向けたロードマップ策定の検討を行い、引き続きトラック運行回数の低減等による物流の効率化に取り組んでまいります。 **■エネルギー価格高騰による財務インパクト** 引き続き従来方針のとおり、自社営業拠点におけるエネルギー使用量の抑制及び価格競争力の高い電力会社起用によるエネルギー単価の抑制に取り組むとともに、中長期的に省エネ設備の導入を加速してまいります。
予想される財務的影響	**■カーボンプライシングによる財務インパクト** ＜財務的影響＞中期・長期：ネガティブ小 戦略・緩和策の実施に伴い、中長期的にはGHG排出量の削減を目的とした省エネ設備導入及び物流効率化に伴う支出を予定しており、上記の財務的影響は低減可能であると考えています。 **■エネルギー価格高騰による財務インパクト** 中長期的には、省エネ設備導入及び更新に伴う支出を見込んでおり、戦略・緩和策の実施に伴い、想定される財務的影響は限定的となる見込みです。

食料事業

移行リスク	食料事業においては、カーボンプライシングによる財務インパクトを認識しています。
リスク詳細	炭素税導入に伴い、自社農園における果物生産及び自社追熟加工施設における追熟加工において、炭素税負担の原価転嫁により利益率が低下するリスクを認識しています。 ＜時間軸＞中期・長期
当期/翌期の財務的影響	当期・翌期における重大な財務的影響はありません。
戦略・緩和策	低窒素肥料への切り替えによる肥料由来排出の削減、再生可能エネルギーの導入拡大に引き続き取り組んでまいります。
予想される財務的影響	＜財務的影響＞中期・長期：ネガティブ小 短期的には、省エネ設備導入に伴う支出を見込んでおり、戦略・緩和策の実施に伴い、上記の財務的影響は低減可能であると考えています。

銅事業

移行リスク 事業機会	銅事業においては、カーボンプライシングによる財務インパクト及び脱炭素社会への移行に伴う事業の拡大機会を認識しています。
リスク・機会詳細	**■カーボンプライシングによる財務インパクト** 当社保有権益の鉱山における生産活動において、環境規制の強化に伴う操業コストの増加リスクを認識しています。 ＜時間軸＞中期・長期 **■脱炭素社会への移行に伴う事業の拡大機会** 世界的な再生可能エネルギーやEVを含むクリーンエネルギー用途の拡大、AIデジタル化の進展等を背景に、IEAのSTEPSシナリオ及びNZEシナリオともに銅需要の中長期的な増加が見込まれており、銅需要増加に起因する銅価格の上昇に伴い、当社保有権益の鉱山における生産・販売活動において、収益の増加機会を認識しています。 ＜時間軸＞中期・長期
当期/翌期の財務的影響	当期・翌期における重大な財務的影響はありません。
戦略・緩和策	**■カーボンプライシングによる財務インパクト** 一部鉱山においては、既に再生可能エネルギーへのシフト等を実施し、GHG排出量を削減してまいりました。今後、他の鉱山においても、使用電力を再生可能エネルギーに100%シフトすることを予定しています。 **■脱炭素社会への移行に伴う事業の拡大機会** 操業鉱山の減耗や新規鉱山の開発難易度、環境保護規制強化等の影響により、供給量の拡大が難しい傾向が続くことが見込まれています。同時に、サプライチェーン全体での環境負荷低減への対応が重要となっており、このような環境下において、環境・社会への配慮を行いながら、中長期にわたり安定的な供給を継続することが求められています。 当社としては、海外銅鉱山への出資を通じた新規権益取得や既存権益の生産量拡大、脱炭素化を支える銅の安定供給に貢献するとともに、銅製品の安定調達に対応し、当社事業の持続的な収益機会の確保を図っています。あわせて、操業の効率化や環境負荷の低減、製品ライフサイクル全体を通じた資源循環の高度化等を通じ、持続可能な形での銅供給に取り組んでいます。
予想される財務的影響	**■カーボンプライシングによる財務インパクト** ＜財務的影響＞中期・長期：ネガティブ小 戦略・緩和策の実施に伴い、今後さらなる規制強化が行われる場合にも、財務的影響は限定的となる見込みです。 **■脱炭素社会への移行に伴う事業の拡大機会** ＜財務的影響＞中期・長期：ポジティブ (STEPSシナリオの場合にも、中期・長期ともにポジティブ) ※ 銅需要の変化に伴う銅価格の変動は不確実性が高く、財務的影響の算出は困難。

アルミ事業

移行リスク	アルミ事業においては、カーボンプライシングによる財務インパクトを認識しています。
リスク詳細	当社アルミ製錬所におけるアルミ製錬プロセスにおいて、カーボンプライシングによる操業コストの増加リスクを認識しています。 ＜時間軸＞中期・長期
当期/翌期の財務的影響	当期・翌期における重大な財務的影響はありません。
戦略・緩和策	電解工程における操業改善によるGHG排出量の削減に取り組んでおり、現在、再生可能エネルギー証書(REC：Renewable Energy Certificate)の取得を取り進めています。 なお、主要事業会社においては、2050年カーボンニュートラル目標を策定しています。
予想される財務的影響	＜財務的影響＞中期：ネガティブ小、長期：ネガティブ中 上記の戦略・緩和策以外にもGHG排出量削減に寄与する複数の取り組みを検討しており、上記の財務的影響は低減可能であると考えています。

一般炭・原料炭事業

移行リスク	一般炭・原料炭事業においては、脱炭素社会への移行に伴う事業の縮小リスク及びカーボンプライシングによる財務インパクトを認識しています。
リスク詳細	**■脱炭素社会への移行に伴う事業の縮小リスク** 原料炭需要の減少や顧客構造の変化に伴い、当社保有の原料炭上流権益事業において、収益の減少リスク及び資産評価リスクを認識しています。 ＜時間軸＞中期・長期 **■カーボンプライシングによる財務インパクト** GHG排出に対する規制強化(特にメタン)及び炭素税導入に伴い、当社保有権益の炭鉱における生産活動において、操業コストが増加するリスクを認識しています。 なお、事業所在国政府により、既に当該国内におけるGHG排出削減量が定められています。 ＜時間軸＞短期 ※ 先進国を中心とした多くの国におけるエネルギー政策において、石炭火力発電はガス火力発電、そして再生可能エネルギー発電への転換が計画されていることから、石炭火力発電に用いられる一般炭の需要も減少することが見込まれています。斯様な環境を踏まえ、一般炭鉱山開発事業については、当社気候変動問題に対する方針に則り、今後新規の権益取得は行わず、持分生産量を2020年代後半までにゼロとすることで、中期・長期の時間軸において撤退済予定のため財務的影響はありません。 ※ 原料炭事業については、中期・長期の時間軸において既存保有権益は終掘予定です。

当期/翌期の財務的影響	当期において炭素税の支払いが発生しているものの、当期の財務的影響を受け、翌期において資産及び負債の帳簿価額に与える重大な影響は見込んでおりません。 ＜当期の財務的影響＞ネガティブ小
戦略・緩和策	**■脱炭素社会への移行に伴う事業の縮小リスク** 原料炭事業については、当社が保有する権益は原料炭の中でも高品位の原料炭を産出しており、IEAのSTEPSシナリオ及びNZEシナリオのいずれの場合においても一定の需要が維持される見込みのため、原料炭事業が受ける影響は限定的となる見通しです。今後もこうした特性を有する原料炭を産出する炭鉱への出資を検討してまいります。 一方で、原料炭事業を取り巻く外部環境として、許認可等の理由により新規原料炭炭鉱の立ち上げが近年遅延する傾向があることを認識しています。 **■カーボンプライシングによる財務インパクト** 当社保有権益においては、操業効率の改善を通じた排出量の削減に取り組んでおります。また、バイオディーゼル燃料への活用等も想定した炭鉱跡地活用事業(ポンガミア植林事業)や、露天掘り炭鉱においてガス抜き事業を行うLoop社等への出資を通して、脱炭素に貢献しております。 今後も引き続き、事業所在国政府により定められた排出量の削減及び自助努力による排出量の削減に取り組んでまいります。
予想される財務的影響	**■脱炭素社会への移行に伴う事業の縮小リスク** ＜財務的影響＞中期・長期：ネガティブ小 (STEPSシナリオの場合にも、中期・長期ともにネガティブ小) 上記のとおり、一般炭鉱山開発事業は今後新規の権益取得は行わず、持分生産量を2020年代後半までにゼロとする方針であり、中期・長期の時間軸において撤退済予定のため財務的影響はありません。当社資源ポートフォリオにおける一般炭権益の割合は相対的に小さく、現行保有する権益についても近い将来にマインライフの終了を迎える予定です。同権益は需要が相対的に高い高品位炭を産出しておりコスト競争力もあるため、需要減の局面においても一定の価格下振れ耐性を備えています。 原料炭については、長期的には多くの国・地域における炭素税の導入・強化等の政策進展を背景に、CO_2排出量の少ない低炭素製鉄法の実用化や電炉鋼比率の増加が進み、需要の減少が見込まれています。ただし、CCUS等のCO_2回収・貯留技術との組み合わせにより、高炉による製鉄事業は当面維持される見込みです。また、当社グループの上流権益投資事業は海上貿易市場向けであり、海上貿易市場における原料炭需要はSTEPSシナリオでは増加、NZEシナリオでは限定的な減少が見込まれており、STEPSシナリオ及びNZEシナリオともに供給減が需要減に先行して発生する見通しです。当社が保有する権益は原料炭の中でも高品位の原料炭を産出しており、IEAのSTEPSシナリオ及びNZEシナリオのいずれの場合においても一定の需要が維持される見込みのため、原料炭事業が受ける影響は限定的となる見通しです。 **■カーボンプライシングによる財務インパクト** ＜財務的影響＞短期：ネガティブ小 2026年度通期予想に炭素税を織り込んでいます。

鉄鉱石事業

移行リスク	鉄鉱石事業においては、脱炭素社会への移行に伴う事業の縮小リスクを認識しています。
リスク詳細	鉄鋼メーカーにおける高炉から電炉への転換に起因する鉄鉱石需要の減少に伴い、当社鉄鉱石上流権益事業において、収益の減少リスク及び資産評価リスクを認識しています。 ＜時間軸＞中期・長期
当期/翌期の財務的影響	当期・翌期における重大な財務的影響はありません。
戦略・緩和策	当社の鉄鉱石関連事業では、中国・日本を中心としたアジアへの資源の安定供給に貢献しています。当社が保有する権益は、中期以降の時間軸において、多くが希少性の高い高品位鉄鉱石となる予定であり、電炉比率の増加に伴う鉄鉱石需要の減少による影響は軽微となる見通しです。今後も引き続き、鉄鋼業における脱炭素社会への移行対応における製鉄法・製鋼法の変化による需要への影響を注視し、販売先の多様化・分散を通じて鉄鉱石の安定供給に向けたアクションを推進してまいります。
予想される財務的影響	＜財務的影響＞中期・長期：ネガティブ小 (STEPSシナリオの場合には、中期・長期ともに中立) NZEシナリオにおいては、鉄鋼業における電炉比率の増加に伴い鉄鉱石需要が減少する可能性があるものの、高炉法・電炉法の双方において需要が高まる高品位鉄鉱石への影響は軽微となる見込みです。上記のとおり、当社が保有する複数権益における生産物は、多くが高品位鉄鉱石となる予定であり、需要減少による影響は軽微若しくは回避可能であることを認識しています。

化学品事業

事業機会	化学品事業においては、脱炭素社会への移行に伴う事業の拡大機会を認識しています。
機会詳細	**■グリーンケミカル商材における機会** 脱炭素社会への移行に伴い、グリーンケミカル商材に対する需要が増大することを見込んでおり、当社グリーンケミカル販売事業において、グリーンケミカル商材の積極的な販促による収益増加の機会を認識しています。 ＜時間軸＞中期・長期 **■プロパン商材における機会** STEPSシナリオにおいてLNGの中長期的な需要増加が見込まれることに伴い、LNG液化プロセスにおいて冷媒として使用されるプロパンも需要が増加することを見込んでおり、プロパン販売事業における収益増加の機会を認識しています。 ＜時間軸＞中期・長期
当期/翌期の財務的影響	当期・翌期における重大な財務的影響はありません。
戦略	**■グリーンケミカル商材における機会** バイオ化学品取扱のため、ISCC PLUS認証(国際持続可能性カーボン認証)を取得しており、顧客の需要及びそれに見合う形のサプライヤーを見つけるべく調査を実施してまいりました。今後も、社会の要請に基づき必要な認証があればさらに取得することとし、今後拡大することが予想される需要をタイムリーに把握し、それに対応するサプライヤーを見つけるべく、引き続き情報入手を進めてまいります。 **■プロパン商材における機会** 製造拠点を新規設立したことにより、LNG向けプロパン販売の機会を継続的に取り込むことができる事業基盤を構築しています。
予想される財務的影響	**■グリーンケミカル商材における機会** ＜財務的影響＞中期・長期：ポジティブ小 (STEPSシナリオの場合にも、中期・長期ともにポジティブ小) グリーンケミカル商材に対する需要増加は、NZEシナリオにおいてより顕著となる見通しです。 **■プロパン商材における機会** ＜財務的影響＞中期・長期：ポジティブ小 (STEPSシナリオの場合にも、中期・長期ともにポジティブ小) LNG液化プロセスにおいて冷媒として使用されるプロパンの需要増加は、STEPSシナリオにおいてより顕著となる見通しです。

農業資材ディストリビューター事業

物理的リスク	農業資材ディストリビューター事業においては、農作物収量減リスクを認識しています。
リスク詳細	平均気温の上昇に伴い干ばつの発生可能性が高まる中で、干ばつが発生した場合、農作物収量減による農家の採算悪化に伴い、農業関連販売活動において、売上減少リスク及び貸倒引当金増加リスクを認識しています。 ＜時間軸＞短期・中期・長期
当期/翌期の財務的影響	当期・翌期における重大な財務的影響はありません。
戦略・緩和策	売上変動に対する耐性を高めるべく、販管費の適切なコントロールや固定費構造の最適化を図るとともに、与信審査の厳格化、担保取得比率の向上に既に取り組んでおり、継続してまいります。
予想される財務的影響	＜財務的影響＞ 短期・中期・長期：ネガティブ中 リスクが顕在化した際には、売上の減少及び貸倒引当金の増加が見込まれます。戦略・緩和策の実施に伴い、与信審査プロセスの高度化に伴う管理コストの増加、与信審査の厳格化に伴う販売機会の減少が見込まれますが、当該リスクの低減に取り組んでいます。

発電事業(石炭火力発電事業、ガス火力発電事業)

物理的リスク 移行リスク	発電事業においては、洪水による事業停止リスク及び脱炭素社会への移行に伴う事業の縮小リスクを認識しています。
リスク詳細	**■洪水による事業停止リスク** 平均気温や海水温度の上昇に伴い多雨等の天候不順の発生可能性が高まる中で、洪水が発生した場合、当社石炭火力発電所において、事業停止時の機会損失及び設備復旧費用の発生リスクを認識しています。 ＜時間軸＞短期・中期 **■脱炭素社会への移行に伴う事業の縮小リスク** 石炭火力発電については、先進国から段階的な縮小が進み、STEPSシナリオ及びNZEシナリオともに、今後大幅な需要の減少が見込まれています。また、ガス火力発電事業においても、STEPSシナリオにおいては需要の増加が見込まれる一方、NZEシナリオにおいては減少が見込まれています。 上記を踏まえ、石炭火力発電・ガス火力発電の需要低下に伴う事業規模の縮小及び座礁資産となるリスクが挙げられるものの、当社石炭火力発電事業及びガス火力発電事業においては、長期売電契約を締結しているため、需要減少に伴う財務的影響は限定的となる見通しです。 ＜時間軸＞短期・中期・長期 ※ 当社気候変動問題に対する方針に則り、2040年代後半にはすべての石炭火力発電事業から撤退するため、長期の時間軸において石炭火力発電既存事業は終了予定。
当期/翌期の財務的影響	当期・翌期における重大な財務的影響はありません。
戦略・緩和策	**■洪水による事業停止リスク** リスク顕在化時の損失に備え、操業保険を調達しています。 **■脱炭素社会への移行に伴う事業の縮小リスク** 長期売電契約を締結しているため、石炭火力発電・ガス火力発電の需要減少に伴う財務的影響は限定的であるものの、発電事業所在国における環境規制・関連法則には適切に対応しており、脱炭素化を取り巻く動向は引き続き注視してまいります。
予想される財務的影響	**■洪水による事業停止リスク** ＜財務的影響＞ 短期・中期：ネガティブ中 当該リスクに対する戦略・緩和策として、上記に記載のとおり操業保険の調達に係るコストが発生しているものの、リスクが顕在化した際の損失は操業保険でカバーされるため、財務的影響は限定的となる見込みです。 **■脱炭素社会への移行に伴う事業の縮小リスク** ＜財務的影響＞ 短期・中期・長期：ネガティブ小 (STEPSシナリオの場合にも、短期・中期・長期ともにネガティブ小) ガス火力発電については、総発電量に占める割合は中長期的には低下するものの、水素やCCUS等の新技術の活用によるCO_2排出量の削減検討が進むとも考えられ、エネルギー・トランジションを進める上で、電力安定供給の観点からも引き続き重要な発電手段として一定の供給が求められることが考えられます。 上記のとおり、石炭火力発電事業及びガス火力発電事業ともに長期売電契約を締結しているため、需要減少に伴う財務的影響は限定的となる見通しで、発電事業所在国における環境規制・関連法則には適切に対応しており、当該対応費用についても長期売電契約の範囲であるため財務的影響は限定的です。

天然ガス・LNG事業(上流権益)

移行リスク	天然ガス・LNG事業(上流権益)においては、脱炭素社会への移行に伴う事業の縮小リスク及びカーボンプライシングによる財務インパクトを認識しています。
リスク詳細	**■脱炭素社会への移行に伴う事業の縮小リスク** 天然ガス・LNGの需要は、STEPSシナリオでは2030年代半ばまで堅調に拡大する一方、NZEシナリオでは中長期的に減少が見込まれており、当社LNG上流権益事業において、ガス需要が減少するリスクを認識しています。 ＜時間軸＞中期・長期 **■カーボンプライシングによる財務インパクト** 参画先プロジェクトで生産されるLNGの主な販売先において、炭素税/炭素賦課金が導入された場合、事業の収益性を押し下げるリスクを認識しています。 ＜時間軸＞中期 ※ 長期の時間軸において、既存事業はプロジェクトの生産計画上、生産終了予定。
当期/翌期の財務的影響	当期・翌期における重大な財務的影響はありません。
戦略・緩和策	**■脱炭素社会への移行に伴う事業の縮小リスク** 既存プラントを活用した低コストでの追加開発の実施等により、既存資産の競争力の維持・向上に努めています。また、新規案件については各国の政策転換やカーボンプライシング導入等も考慮の上、中長期的な視点で戦略地域を絞り、LNGトレード、中下流事業を組み合わせた天然ガス・LNGバリューチェーンの構築による機会の最大化に取り組んでいます。引き続きCCS・CCUS等の低炭素技術導入や再生可能エネルギーとのベストミックスを図りながらカーボンニュートラル化社会への移行を支えるTransition Fuelの需要を確保し、エネルギーの安定供給へ貢献してまいります。 **■カーボンプライシングによる財務インパクト** 一部プロジェクトで生産するガス・LNGの一部は、事業所在国内向けに発電用途で供給しています。未だ電源構成の大半が石炭火力である地域において、本プロジェクトへの取り組みは各国のエネルギーミックス改善及びGHG排出量削減に寄与しています。さらには、現在実行中の拡張開発計画にはCCUSが含まれており、低炭素社会における既存資産の価値向上にも取り組んでいます。 また、上記とは異なる国におけるプロジェクトでは、GHG排出量が極めて少ないクリーンなFEEDガスを使用しLNGを生産しており、低炭素なエネルギー供給に貢献しています。

予想される財務的影響	**■脱炭素社会への移行に伴う事業の縮小リスク** ＜財務的影響＞ 中期：ネガティブ小 (STEPSシナリオの場合には、中期：ポジティブ小) ※ 既存事業を採掘終了まで継続保有する前提としており、長期の時間軸において既存事業は終了予定。 低炭素社会への移行局面においては、石炭の代替としての発電燃料のほか、石油化学製品の原料やアンモニア、輸送用燃料として、天然ガス・LNGは引き続き重要な役割を果たす見込みです。短中期的には、特にASEANを中心に需要が増加すると見込んでおり、アジア大洋州(インド含)におけるビジネス機会の増加が期待されています。長期的には、再生可能エネルギー等の普及により、新興国における需要の増加は相殺され、需要は減少傾向になることが見込まれるものの、再エネ不稼働時のバランシング機能等、天然ガスは引き続き重要な役割を果たすと考えています。 **■カーボンプライシングによる財務インパクト** ＜財務的影響＞中期：ネガティブ大 一部プロジェクトにおいては、短期的には、販売先エリアでの炭素税/炭素賦課金の導入予定はないため、財政状態・財務業績への影響は見込まれておりません。製造プラントから排出されるCO_2削減策としてCCUS実行に伴う支出は、プロジェクトの費用に含まれており追加コストは発生しない見込みです。また、上記とは異なる国におけるプロジェクトでは、製造プラントから排出されるGHG排出量の上限数量が設定されており、それを上回った数量についてはカーボンクレジットにてオフセットを予定しています。当該支出もプロジェクト費用に既に含まれています。 中長期的には、どちらのプロジェクトにおいても、主な販売先エリアで炭素税/炭素賦課金が導入された場合には、事業の収益性を押し下げるリスクを認識しています。

天然ガス・LNG事業(トレード)

移行リスク 事業機会	当社ガストレードにおいては、脱炭素社会への移行に伴う事業の縮小リスク、脱炭素社会への移行に伴う事業の拡大機会及び低炭素製品への移行機会を認識しています。
リスク・機会詳細	**■脱炭素社会への移行に伴う事業の縮小リスク** 天然ガス・LNGの需要は、中長期的に、STEPSシナリオでは増加見込みであるものの、NZEシナリオでは減少が見込まれており、当社ガストレード事業において、ガス需要低下に伴う当期利益の減少リスクを認識しています。 ＜時間軸＞長期 **■脱炭素社会への移行に伴う事業の拡大機会** 化石燃料からの代替燃料として天然ガスの需要増加、AI向け電力需要を賄うガス火力発電需要向けの天然ガスの需要増加に伴い、ガストレード事業の収益が増加する機会を認識しています。 ＜時間軸＞中期・長期 **■低炭素製品への移行機会** ガストレードで培ったトレードノウハウが活かせる他商品でのトレード事業進出に伴い、ガス以外のトレード事業において、収益が増加する機会を認識しています。 ＜時間軸＞中期・長期
当期/翌期の財務的影響	脱炭素社会への移行に伴う事業の縮小リスク及び脱炭素社会への移行に伴う事業の拡大機会については、当期・翌期における重大な財務的影響はありません。 低炭素製品への移行機会については、既に電力・環境商品のトレード事業に進出済であり、当期において電力・環境商品のトレード事業における収益を認識しています。なお、翌期において資産及び負債の帳簿価額に与える重大な影響は見込んでおりません。 ＜当期の財務的影響＞ポジティブ小
戦略・緩和策	ガストレード取引の拡大、ガストレード以外のトレード事業拡大に向けて、必要な組織体制整備・専門人員登用を進めています。 並行してガバナンス体制の強化も追求しつつ、従来の天然ガス・LNG、既に進出済の電力・環境商品に加え、ガストレードで培ったトレードノウハウが活かせる商品トレードへの進出により、トレード事業を拡大してまいります。
予想される財務的影響	**■脱炭素社会への移行に伴う事業の縮小リスク** ＜財務的影響＞ 中期：中立、長期：ネガティブ小 (STEPSシナリオの場合には、中期・長期ともにポジティブ小) 天然ガス・LNGの需要減少が見込まれるNZEシナリオにおいては、ガス需要低下に伴う当期利益減少リスクを認識しています。一方、上記「天然ガス・LNG事業(上流権益)」に記載のとおり、低炭素社会への移行局面においては、石炭の代替としての発電燃料のほか、石油化学製品の原料やアンモニア、輸送用燃料として引き続き重要な役割を果たす見込みです。 **■脱炭素社会への移行に伴う事業の拡大機会、低炭素製品への移行機会** ＜財務的影響＞中期・長期：ポジティブ小 人員整備に伴い人件費は増加するものの、電力・環境商品に加え、トレードノウハウが活かせる商品トレードへの進出により、さらなる当期利益の積み上げを見込んでいます。

海洋油・ガス生産設備傭船事業

移行リスク	海洋油・ガス生産設備傭船事業においては、脱炭素社会への移行に伴う事業の縮小リスクを認識しています。
リスク詳細	天然ガスの需要は、中長期的にSTEPSシナリオでは増加、NZEシナリオでは減少、石油の需要は、中長期的にSTEPSシナリオでは横ばい、NZEシナリオでは減少見込みです。 石油及びガスの需要減少や規制変化に伴う事業脆弱化リスクが挙げられるものの、当社海洋油・ガス生産設備傭船事業では長期傭船契約を締結しているため、需要低下に伴う財務的影響は限定的となる見込みです。 ＜時間軸＞短期・中期・長期
当期/翌期の財務的影響	当期・翌期における重大な財務的影響はありません。
戦略・緩和策	上記のとおり、長期傭船契約を締結しているため、需要低下に伴う財務的影響は限定的となる見込みであるものの、事業所在国における環境規制・関連法則には適切に対応しており、脱炭素化を取り巻く動向は引き続き注視してまいります。
予想される財務的影響	＜財務的影響＞ 短期・中期・長期：ネガティブ小 (STEPSシナリオの場合にも、短期・中期・長期ともにネガティブ小) 上記のとおり、長期傭船契約を締結しているため、需要低下に伴う財務的影響は限定的となる見込みです。

気候関連レジリエンス

上記のとおり認識している当社グループの見通しに影響を与え得る個別事業別の気候関連の各リスクに対して、戦略・緩和策に既に取り組んでおり、引き続き戦略・緩和策の計画を立てております。戦略・緩和策の実施に伴い、不確実性を減らし、リスクが顕在化した場合にも財務的影響の低減は可能と認識しております。また、当社の事業ポートフォリオは多岐にわたる複数の産業と地域に広く分散しており、当社グループの事業継続に与える影響は限定的であることを認識しております。また、上記のとおり認識しているすべての移行リスクについて、NZEシナリオにおける財務的影響の総額を踏まえた場合にも、脱炭素社会に移行する中で、当社グループの事業継続にはレジリエンスが担保されていることを認識しております。

なお、上記のとおり認識している当社グループの見通しに影響を与え得る個別事業別の気候関連の各機会に対しても、顕在化に向けた戦略を立てて取り組んでおり、当社グループの強みを核とした新たな成長を加速させてまいります。

3. リスク管理

事業ポートフォリオ全体における気候関連のリスク管理

事業ポートフォリオ全体における気候関連のリスクのモニタリング状況については、経営会議や取締役会に定期的に報告しています。経営会議や取締役会がリスクの状況を把握し、今後の管理・対応方針につき議論の上、経営の戦略的判断を可能にする体制を整えることで、事業ポートフォリオ全体において許容できないリスクがあれば、関連コーポレート部署と共同でエクスポージャーの削減を含む対応を検討する体制となっています。
事業ポートフォリオ全体における気候関連全般のリスク管理のプロセスについては、前報告期間から変更はありません。

個別事業におけるサステナビリティ関連のリスク管理

個別事業においては、新規事業を検討・実施する際の審査過程において、気候関連のリスクの評価や対応策の確認を行っています。事業実施に関する審査過程においては、気候関連のリスク及び機会に関する評価シートを各SBUが作成し、同一のセクターや国に属する先行事例等から、潜在的なリスク及び機会の発生可能性や顕在化時に生じる社会・環境、並びに自社事業に与える影響をSBU自らが特定・評価した上で、サステナビリティ推進部が関連する外部情報を参照の上、レビューしています。全社投融資委員会は、特定・評価したサステナビリティ関連のリスク及び機会を踏まえ、対象事業の価値創造及び価値毀損に関する重要な対応策の検討・確認を行っています。

既存事業に関しても、当社グループが取り組むべき重要な社会課題とその解決に向けた一歩進んだ中長期のコミットメントとして特定した6つのマテリアリティとは別に、当社グループの見通しに影響を与えると合理的に見込み得る各事業における気候関連を含むサステナビリティ関連のリスク及び機会について、「潜在的な財務的影響の程度」及び「発生可能性」の2軸で総合評価の上、識別しています。
当社グループの各事業について、SASB基準に基づき、IEAが発行する「World Energy Outlook 2025」のシナリオ等を別途参照の上、バリューチェーン全体におけるリスク及び機会を検討しています。なお、2025年度の分析は、住友商事単体、連結子会社、火力発電事業・化石エネルギー権益事業及びScope3 多排出事業を取り扱う持分法適用関連会社を対象としています。

潜在的な財務的影響の程度	短期・中期・長期（※）の時間軸において、リスクが顕在化した際の財務的影響の程度について、閾値を設定の上、評価しています。 なお、定量化が難しい場合には、定性的要因(評判の毀損、ステークホルダーからの信頼損失等)についても考慮に入れています。
発生可能性	当社は、発生可能性を、過去のデータ、シナリオ分析、他社でのリスク顕在化事例等を用いて、閾値を設定の上、評価しています。
その他	評価の際には、関連リスクが一過性もしくは累積であるのか、また内部活動もしくは外部環境より生じるものかについても考慮しています。

※ 時間軸：短期 2026年、中期 2035年、長期 2050年

識別したリスク及び機会に対しては、各営業グループにおいて、定期的にモニタリングを実施し、課題がある場合はその事業の特性に応じて改善を進めます。当社グループの事業活動の影響について、地域住民やNGO等、ステークホルダーから問題の指摘を受けた場合は、実態を踏まえて、対話・協議を行い、改善に努めています。リスク及び機会のモニタリング状況と対応策・対応状況については、経営会議、取締役会に定期的に報告しています。

なお、当社グループの見通しに影響を与えると合理的に見込み得る各事業におけるリスク及び機会については、上記のプロセスにより、気候関連以外にも、自然資本、人的資本、ガバナンスにおいて識別しています。

また、当社グループにおいては、気候関連を含むサステナビリティ関連のリスクについて、他の種類のリスクと密接に関連していることを認識しており、当社の事業活動に伴うあらゆる不確実性をリスクと捉え、リターンとのバランスを前提とした当社グループの計画的かつ統合的なリスクマネジメントの枠内において管理しており、他の種類のリスクと比較して優先順位付けは行っておりません。

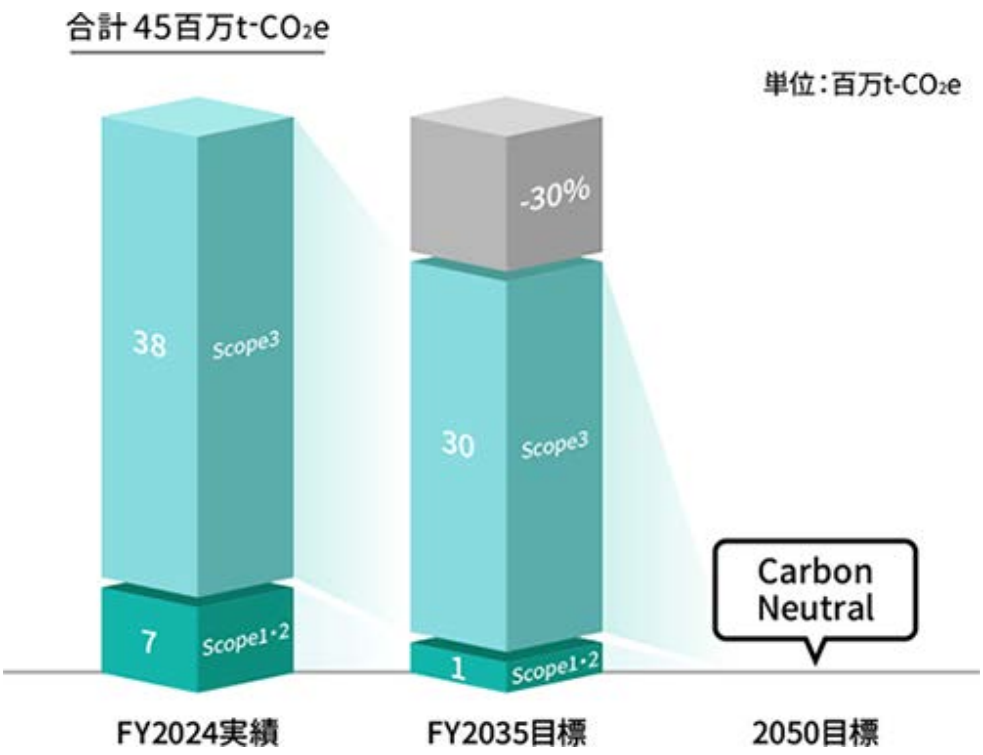
4. 指標及び目標

当社グループカーボンニュートラル化目標

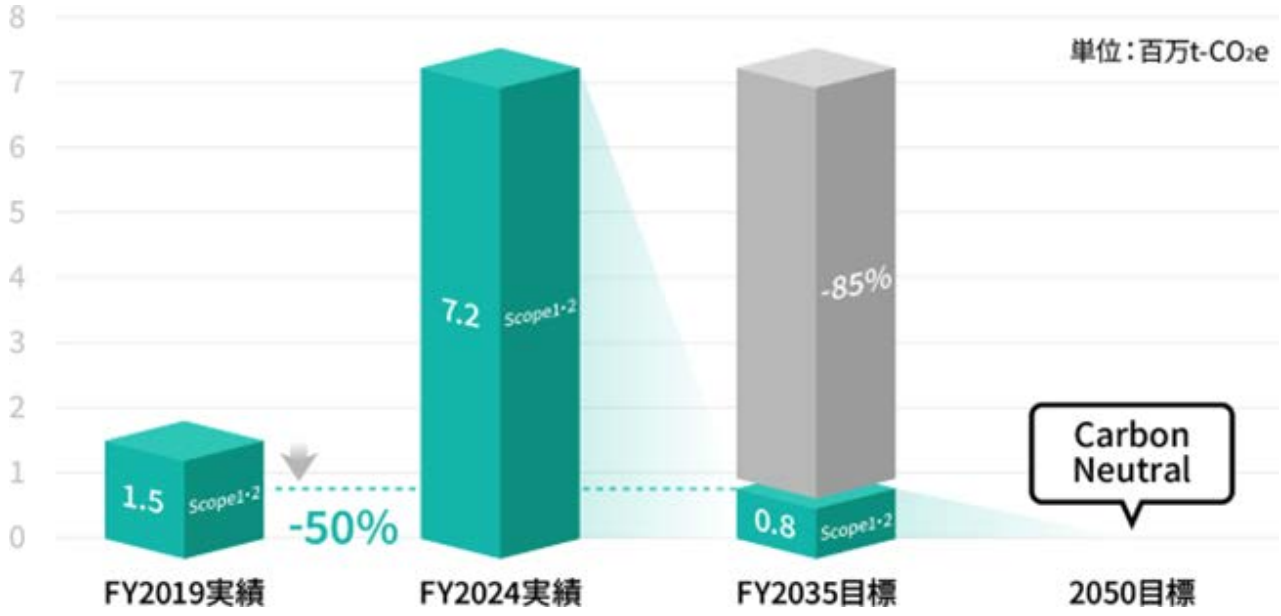
当社グループは、「気候変動問題に対する方針」及び「マテリアリティ」に係る長期・中期目標を制定し、2050年に当社グループのカーボンニュートラル化を推進するとともに、社会のカーボンニュートラル化に貢献していくことを目指しています。
カーボンニュートラル化対象範囲であるScope1・2及びScope3(Category13及び15)については、2024年度を基準年として、長期目標として2050年カーボンニュートラル化、中間削減目標として2035年度に排出量の総量を基準年度比30%(内訳：Scope1・2 85%、Scope3(Category13及び15) 20%)以上削減を目指しています。2050年カーボンニュートラル化とは、当社グループのGHG排出を削減した上で、炭素除去など国際的に認められた方法により、残余排出量を実質ゼロとすることを指します。なお、カーボンニュートラル化は、CO_2のみならず、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン類、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素を含むGHGを対象範囲としています。
当該目標は、当社グループとして、パリ協定及び関連する世界的な合意を重視し、同協定に掲げられた社会のカーボンニュートラル化目標の達成に、より積極的な役割を果たすことを目的としています。 排出削減目標達成に向け、設備の省エネルギー化や入替え、再生可能エネルギーの調達等、各現場の事業環境に合わせた着実な削減努力を続けていきます。
当社グループの気候関連目標のレビューは、経営会議を経た上で、取締役会にて行っています。当社グループの気候関連目標の進捗モニタリング指標としては、Scope1・2、Scope3(Category13及び15)の推移となっています。
なお、2050年カーボンニュートラル化達成に向けて、「火力発電事業及び化石エネルギー権益事業」は、当社グループが排出削減を進める重点領域であり、両事業の排出量は、当社の投融資姿勢を各ステークホルダーに伝える重要な情報と捉えています。GHGプロトコルに基づく新たなカーボンニュートラル化対象範囲においては、両事業のすべての排出量を捕捉できないこと（※）を踏まえ、年度ごとの両事業の排出量についてもモニタリング及び開示を継続しています。

※ 火力発電事業及び化石エネルギー権益事業の合計排出量(2024年度排出量合計50百万t-CO_2e)の約7割は、新たに設定する「Scope1・2及びScope3(Category13及び15)」の対象範囲に含まれるが、約3割は当社グループが少数株主として投資する事業におけるサプライチェーン上の排出量であるなどの理由により、当社Scope1・2・3の対象範囲外となるもの。

【カーボンニュートラル化目標】

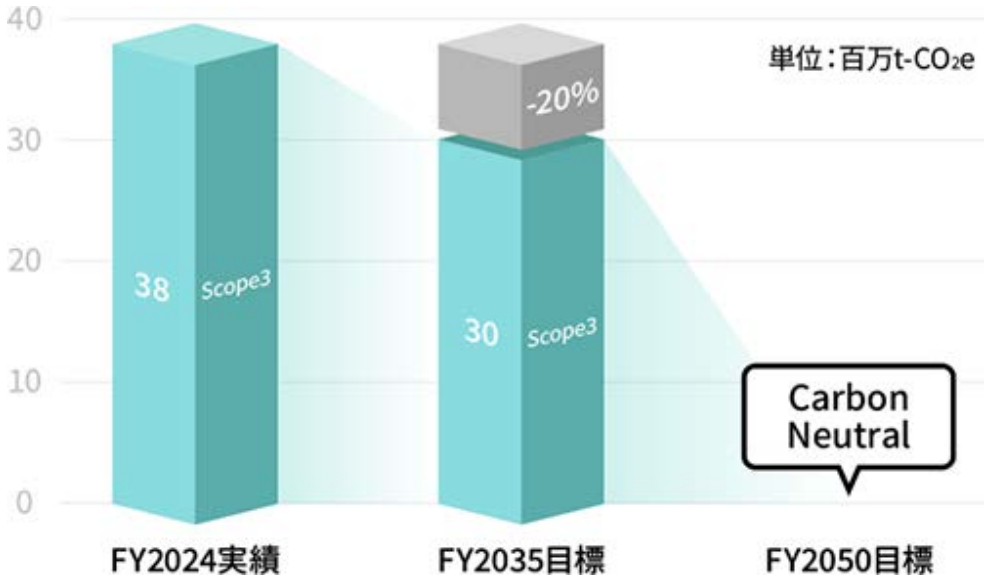


＜Scope1・2＞
基準年度：2024年度7.2百万t-CO2e
中間目標：2035年度0.8百万t-CO2e(基準年度比85%減)
長期目標：2050年カーボンニュートラル化



- 2035年度の排出量目標値である0.8百万t-CO2eは、2019年度のScope1・2の合計1.5百万t-CO2eに対し50%以上の排出削減となり、2019年度を基準年としていた従前の中間目標を維持した水準となります。
- 2024年度のScope1・2は2019年度比約6百万t-CO2e増加していますが、2019年度には建設中であったVan Phong火力発電所(当社100%保有)が、2024年度に稼働開始したことによるものです。同発電所は持分の50%譲渡が決定しており、譲渡後はScope3 Category15にて持分相当の排出量を認識する予定です。

＜Scope3(Catagory13及び15)＞
基準年度：2024年度38百万t-CO_2e
中間目標：2035年度30百万t-CO_2e(基準年度比20%減)
長期目標：2050年カーボンニュートラル化



- 2024年度時点では、Scope3の大半は火力発電事業による排出ですが、地域社会における経済や産業の発展に不可欠なエネルギーを安定的に供給するとともに、経営資源をより環境負荷の低い発電ポートフォリオに継続的にシフトする方針です。
- 2035年度の排出量見込みは、Van Phong火力発電所の持分の50%譲渡後の排出量を含みます。

当社グループ カーボンニュートラル化対象 GHG排出量(速報値)

(単位：千t-CO_2e)

		2024年度（基準年度）	2025年度	増減	削減率（基準年度比）
Scope1		6,666	6,799	+133	2.0%
Scope2		490	485	△5	△1.0%
Scope3	Category13 リース資産（下流）	20,052	18,707	△1,345	△6.7%
	Category15 投資	17,778	16,305	△1,473	△8.3%

※1 確定値については、後日、当社HPに掲載予定です。

※2 集計対象範囲は、以下のとおりです。
Scope1・2：GHGプロトコル(2004)の経営支配力基準に基づく、当社単体、連結子会社及び共同支配事業
Scope3：当社単体、及び連結子会社（ただし、重要性の観点より、事業収益規模が小さくかつ多排出事業に該当しない一部事業会社を除く）

※3 Scope1の数値には、エネルギー起源CO_2とエネルギー起源CO_2以外のGHG排出量を含みます。

※4 Scope1・2の算定にあたっては、GHGプロトコルを参考に策定した会社方針に基づき算定しています。また排出原単位は、環境省が公表する温室効果ガス排出量算定・報告公表制度の排出係数を使用しているほか、IEAが発行する「Emissions Factors 2025」に掲載された2023年の国別の排出係数等を使用しています。

※5 Scope3の算定にあたっては、GHGプロトコル「Corporate Value Chain(Scope3) Accounting and Reporting Standard」、及び環境省が主導するグリーンバリューチェーンプラットフォームの各種情報源を参照しています。また、算定時点で入手可能な最新の実績値、経済データ及び係数をもとに算定しています。なお、排出原単位として利用している主なデータソースは、以下のとおりです。
Category13：合理的な仮定に基づく使用シナリオにより設定した排出原単位
Category15：サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出量等の算定のための排出原単位データベース

火力発電事業及び化石エネルギー権益事業に伴うCO2排出量（※1）

(単位：千t-CO2e)

指標	2019年度（基準年度）	2024年度	2025年度	削減率（基準年度比）
火力発電事業（※2）	43,126	38,612	37,322	△13.5%
うち、石炭火力発電事業（※2）	34,452	32,429	31,722	△7.9%
化石エネルギー権益事業（※3）	15,808	11,564	11,320	△28.4%
うち、一般炭鉱山開発事業	12,538	10,248	9,938	△20.7%

※1 発電事業の稼働済案件、及び化石エネルギー権益に係る実績は第三者機関のアドバイスを受けて算定。
※2 建設中案件の推計値及び持分法適用関連会社の排出も含む。
※3 生産されたエネルギー資源の、他社の使用に伴う間接的CO2排出を算定。

石炭関連事業の取り組み方針

- 石炭火力発電事業
 新規の発電事業･建設工事請負には取り組まず、2035年度までにCO2排出量を60%以上削減(2019年度比)し、2040年代後半にはすべての事業を終え石炭火力発電事業から撤退します。
 ホスト国・地域社会等のステークホルダーとの真摯な対話を踏まえた合意形成、既存設備の脱炭素化・低炭素化に向けた検討・取り組みの追求、再生可能エネルギー等への電源シフトに向けたホスト国への最大限の支援等を行いながら、事業撤退の前倒しも排除せずあらゆるオプションを追求し、当社及び社会全体の脱炭素化を図ります。

- 一般炭鉱山開発事業
 今後新規の権益取得は行わず、持分生産量を2020年代後半にゼロにします。

気候関連のリスク及び機会に該当する事業の総資産実績総額及び全体に占める割合

当社グループの見通しに影響を与えると合理的に見込み得る気候関連の物理的及び移行リスクに対する脆弱な資産、及び当社グループ全体の総資産に占める割合は以下のとおりです。物理的リスクに対する脆弱な資産は物理的リスクに該当する事業の総資産を、移行リスクに対する脆弱な資産は移行リスクに該当する事業の非流動資産を対象としています。なお、移行リスクに対する脆弱な資産について、当社グループの見通しに影響を与えると合理的に見込み得る移行リスクのうち、予想される財務的影響が限定的とされる事業は対象外としています。
また、当社グループの見通しに影響を与えると合理的に見込み得る気候関連の機会と整合した総資産、及び当社グループ全体の総資産に占める割合は以下のとおりです。

- 物理的リスク ・・・ 564,893 百万円　(当社グループ全体に占める割合 4.1%)
- 移行リスク ・・・ 796,029 百万円　(当社グループ全体に占める割合 5.8%)
- 事業機会 ・・・ 328,956 百万円　(当社グループ全体に占める割合 2.4%)

＜2026年3月31日時点＞

気候関連のリスク及び機会に対応する資本投下

当社グループの見通しに影響を与えると合理的に見込み得る気候関連のリスク及び機会について、それらに対応する重要な資本投下はありません (2026年3月31日時点)。
なお、当社は、当社グループが進めるサステナビリティ経営を幅広いステークホルダーの皆さまに認識いただくとともに、資金調達面においても推進することを目的に、サステナブルファイナンス・フレームワークを策定しています。詳細は、当社ウェブサイトの「サステナブルファイナンス」ページを参照ください。

発電事業　持分発電容量

(MW)

	2026年3月末時点
石炭火力	5,172
ガス火力	2,525
再生可能エネルギー（※）	2,227
全体	9,927

※ 住友商事51%出資のファンド運営会社が運営するファンドが保有する持分容量を含みます。なお、再生可能エネルギーの持分発電容量については、2019年（基準年度）の1,397MWから、2030年に5,000MW以上に拡大することを目標としています。

内部炭素価格

2023年4月より、当社内で内部炭素価格制度(ICP)を運用し炭素排出コストを算出しています。カーボンニュートラル社会の実現に資する新たな事業機会創出に向けた全社の施策検討や投資判断時の将来事業への影響等の確認に活用しています。
当社ICPにおいては、IEAが発行するWorld Energy Outlook 2024のNZEシナリオの炭素価格の見通しを使用し、新規及び既存案件の所在地に応じたシナリオ分析を行っています。

＜当社ICPにおける炭素価格＞

(単位：米ドル/t- CO_2)

	2035年	2040年	2050年
ネットゼロ公約済み先進国	180	205	250
ネットゼロ公約済み新興国・発展途上国	125	160	200
ネットゼロ未公約の特定の新興国・発展途上国	50	85	180
その他の新興国・発展途上国	25	35	55

5. 取り組み事例

6カ所の太陽光発電所、3カ所の風力発電所を運営

太陽光、風力、バイオマス、地熱といった再生可能エネルギーを使用する発電所の中で、いま日本で最も発電量が多いのは太陽光発電です。メガソーラーと呼ばれる大規模な太陽光発電所の建設が各地で始まったのは、再生可能エネルギー固定価格買取制度がスタートした2012年のことでした。

住友商事は、1990年代から、家庭用ソーラーパネルに利用されるポリシリコンなどの素材を海外から輸入する一方、日本のメーカーが製造したソーラーパネルを海外に輸出するビジネスも手掛けていました。

その後、欧州、米国でのメガソーラー事業へ参画し、2012年以降、日本国内での太陽光発電事業に乗り出しました。現在は全国6カ所で太陽光発電事業を運営しています。

風力発電所の建設が国内で本格的に始まったのは、太陽光発電よりも早い2000年代初頭でした。当社は風力発電の黎明期（れいめいき）である2004年に風力発電所の運営を開始。2025年4月には、それまで茨城県鹿嶋市と秋田県男鹿市で運営を続けてきた2カ所に加えて、福島県阿武隈地域で国内最大級となる陸上風力発電所が商業運転を開始しました。



鹿島灘に面した埋立地一帯に立地。風車のタワーには、鹿島アントラーズや企業ロゴが掲示（サミットウインドパワー鹿嶋風力発電所）



男鹿市は年間平均風速が毎秒6メートルを超える場所が多く、風力発電に適している（男鹿風力発電所）

阿武隈風力発電事業を通じて「福島を再生可能エネルギー先駆けの地」へ

2025年4月には、福島県再生可能エネルギー推進ビジョンおよび福島新エネ社会構想の下、2022年4月より建設を進めてきた、阿武隈風力第一発電所、阿武隈風力第二発電所、阿武隈風力第三発電所、阿武隈風力第四発電所（以下総称して「阿武隈風力発電所」）がFIP制度（※1）に基づく商業運転を開始しました。

阿武隈風力発電所は、福島県田村市、大熊町、浪江町、葛尾村にまたがる阿武隈地域の稜線上に1基当たりの出力が3,200キロワットの風力発電機を46基設置した、国内最大級の陸上風力発電所です。総発電容量は約14万7,000キロワットとなり、年間想定発電量は約12万世帯分の消費電力量に相当します。

阿武隈風力発電所で発電した再生可能エネルギー電力は、コーポレートPPA（※2）により福島県内に事業拠点を持つ複数の企業および自治体へ供給され、売電収入の一部は福島県再生可能エネルギー復興推進協議会を通じて発電所が立地する市町村などにおける地域の復興事業資金として活用されます。

今後も発電所の安定的な運営と地域への還元を通じ、福島県内のエネルギー需要量の100%以上に相当する量の再生可能エネルギーを生み出す「再生可能エネルギー先駆けの地」の実現と復興支援に取り組んでいきます。

※1 フィード・イン・プレミアム（FIP）制度。再生可能エネルギーの発電業者に対して電力を販売した時価格に一定の補助額（プレミアム）を付与することで、事業者の投資インセンティブを促し、再生可能エネルギーをさらに普及促進することが目的の制度。卸売電力市場もしくは各需要家に対し直接電力を販売する

※2 PPAはPower Purchase Agreement（電力購入契約）の略。企業が再生可能エネルギー電力を発電事業者から長期にわたって購入する契約



阿武隈風力発電所

南相馬の太陽光発電所を福島復興のシンボルに

太陽光発電の最も新しい取り組みは、東日本大震災で大きな被害を受けた福島県南相馬市での発電容量92メガワットの大型メガソーラーの開発です。津波による大規模被害を受け、地盤が沈下した沿岸一帯の土地を有効活用するために、震災1年後の2012年に地元自治体などの協力を得て、発電所建設の計画に着手しました。その後、幾多の障害を乗り越えて、第一期工事は18年3月、第二期工事は18年12月より商業運転を開始しています。

福島県は、40年を目途に県内のエネルギー需要を100パーセント再生可能エネルギーでまかなう目標を立てています。東京ドーム32個分に相当する広大な土地に設置された2つの太陽光発電所は、同目標の推進力となるばかりでなく、いまだ途上にある被災地復興のシンボル的存在でもあります。

建設した発電所を長期にわたって運用し、固定価格買取期間が終了したのちも、環境に優しくコスト競争力のある電力を社会に継続的に供給していく。それが住友商事のビジョンです。実現のために最も重要なのは、地元の人々との信頼関係です。地域住民に受け入れられ、長く愛される施設となって、初めて、数十年にわたる長期運用が実現可能となります。



第一期工事・真野右田海老発電所



第二期工事・原町東発電所

グループ内連携で最適な電力マネジメントを実現する

太陽光発電や風力発電は、気象状況によって電力供給が左右されるという弱点があります。その弱点をカバーし、電力供給を安定化させるために、蓄電池等を活用し、最適な電力マネジメントを実現していくこと。さらに、グループ内で大型バイオマス発電所を保有・運営し、その電気を使って電力小売ビジネスを手掛けるサミットエナジーなどと連携しながら、需要家に継続的かつ安定的に電力を届けていくことが、これからの住友商事の再生可能エネルギー事業の目標です。



現地での定例会では、関係会社でパネル点検を実施（第2期工事・原町東発電所）

新たな再生可能エネルギー発電所を開発中

日本政府は、2040年に国内電力消費における再生可能エネルギーの比率目標を40～50パーセントとしました。当社グループは、カーボンフリーエネルギーの開発・展開を進め、30年までに再生可能エネルギー供給を500万キロワット以上とする中期目標を掲げています。目標達成に向け、新たな再生可能エネルギー発電所の開発を日本国内で進めています。

そして、注目されている国内洋上風力発電については、経済産業省／国土交通省が実施する再エネ海域利用法に基づく洋上風力事業者選定の入札において、23年12月に長崎県西海市江島沖案件の事業者に選定されました。29年8月の商業運転開始に向け、各種調査・設計業務等を進めていますが、様々な漁業振興策や地域振興策も実施し、地域と一体となった事業を目指しています。

当社は今後もこれまで長年にわたり積み重ねてきた太陽光、風力、バイオマス発電の運営経験を生かし、日本における再生可能エネルギー発電の発展や持続可能な社会の実現に貢献していきます。

関連情報

- 南相馬市　真野・右田・海老地区における太陽光発電所建設工事の竣工について
- 南相馬市 原町東地区における太陽光発電事業の着工について
- 秋田県男鹿市にて大型風力発電所の新設を決定
- 長崎県西海市江島沖における洋上風力発電事業者に選定

インドネシアの電力供給を支える地熱発電

気象の影響を受けにくい再生可能エネルギー

地熱発電は再生可能エネルギーを利用した発電方法の一つであり、基本的な仕組みは、火山の地下などにあるマグマの熱によって温められた地下水の蒸気でタービンを回し、発電を行うというシンプルなものです。化石燃料を必要としないため環境負荷が低く、燃料市況に電力価格が左右されないこと、太陽光や風力発電など気象の影響を受けやすい他の発電方法と比べて、安定した電力を得られることなどが大きな特徴です。

一方で、地熱発電は地中深く井戸の掘削を進めなければ、発電に利用できる十分な蒸気が得られるかどうか分からないというリスクを伴っています。実際2,000～3,000メートルの井戸を掘り進めたのちに、十分な蒸気が得られないことが分かり、発電プロジェクトが頓挫してしまうこともあります。地表からの調査ノウハウ、掘削開発のための資金と時間、さらには多少の運を必要とするのが地熱発電事業なのです。





ウルブル生産井からの集蒸気配管（左はウルブル発電所、右はラヘンドン発電所）

世界第2位の「地熱大国」インドネシア

発電インフラのビジネスモデルは、大きく「EPC」と「IPP」の2つに分けられます。EPCとは、発電所の設計（Engineering）、調達（Procurement）、建設（Construction）を受託する建設工事請負のことです。EPCでは、通常完成した施設を現地政府や企業に納入した時点で完了します。IPPは独立系発電業者（Independent Power Producer）を意味し、事業者は発電施設のオーナーとなって継続的に売電を行います。

住友商事は、将来の電源多様化を見据え、地熱発電が大型化・実用化された黎明期から着目し、1970年代に関連設備の納入を開始しました。世界第2位の地熱資源を有するインドネシアでは、1995年に地熱発電への取り組みを開始し、1997年に初の地熱発電所EPC案件を受注、今日まで計12案件（計17ユニット/総発電量約900メガワット）に関わってきました。これは、同国における地熱総発電容量の約40パーセントを占め、日本の総合商社ではトップの実績です。

当社が多くの受注実績を持つ要因の一つに、パートナーシップの力があります。当社は地熱発電所用蒸気タービン製造の最大手である富士電機との協業に加えて、土木・据え付け工事や現地調達を担当するインドネシアのレカヤサの協力を受けて、数々の地熱EPC案件を成功させてきました。当社が近年手掛けた代表的なEPCには、スラウェシ島北部のラヘンドン地熱発電所、スマトラ島南部のウルブル地熱発電所などがあります。





地熱発電所の多くは、山奥の未開の地。ウルブル発電所があるスマトラ島では、スマトラタイガーと遭遇する恐怖とも戦った（左はウルブル発電所、右はラヘンドン発電所）

粘り強く進めたIPPプロジェクト

インドネシア初となる当社の地熱IPPプロジェクトは、2011年にスタートしたスマトラ島西部のムアララボ地熱発電事業です。

地熱発電所の建設は、一般に火山近くの未開の地で、手つかずの山地を切り拓くところから実際の開発はスタートします。とりわけムアララボは、最も近い空港から陸路で4～5時間を要する極めてアクセスの悪い場所です。12年3月、当社がパートナーと共に出資する現地事業会社はインドネシア国営電力会社と30年間の長期売電契約（PPA）を締結し、インドネシア財務省からの政府保証を得たのち、現地で試掘開発に着手しました。

しかし、試掘の結果、当初見通しより発電規模を縮小せざるを得ない事態となり、政府および国営電力会社とプロジェクトの諸条件について再交渉を行いました。再交渉の妥結には2年弱を要しましたが、政府・国営電力会社・事業者がお互いに納得できる内容で合意することができ、その後発電所建設のファイナンス組成に取り組みました。最初のPPA締結から5年後の17年3月にようやくファイナンスクローズを達成し発電所の建設を開始しました。

この発電所建設において、当社はEPCも請け負いました。「当社にとってインドネシア初の地熱IPPプロジェクトを期限通りに完工して、インドネシアの電力供給に貢献する」という目標に向け、他のIPPプロジェクトで培った事業者としてのノウハウのみならず、豊富な地熱EPCの経験も生かし、当社電力ビジネスの総合力をもって完工を目指しました。そして、19年12月、無事商業運転を開始することができ、今日まで安定操業を継続しています。

インドネシアにおいて日本企業が試掘前の最も初期の段階から海外地熱鉱区を開発した前例はなく、インドネシア国内の制度が未整備な中でプロジェクト諸条件の交渉やファイナンス組成に時間がかかりましたが、無事に発電所の完工を実現し、次のプロジェクトにつながる土台を築くことが出来ました。

本プロジェクトの開発過程で余剰蒸気が確認されたことから、現在隣接地に同規模の発電所を建設する拡張プロジェクトを進めています。数年間に及ぶインドネシア国営電力会社とのPPA諸条件の改定交渉を経て、24年12月に改訂PPA締結、25年4月にファイナンスクローズを達成し、発電所増設工事を開始しました。27年10月の商業運転開始を目指しており、商業運転開始後は、インドネシア国営電力会社へ2052年末まで約25年にわたって売電し、既設発電所と合わせ約90万世帯相当分の電力供給に貢献する見込みです。

また、現在当社は同じスマトラ島における次の地熱IPPプロジェクトであるラジャバサ地熱発電事業の開発も進めています。





ムアララボ発電所の生産井掘削現場と全景

2030年までに地熱発電容量を2.5倍に

世界第4位の2億7,000万人を超える人口を擁し、年率5パーセント前後の経済成長を続けるインドネシアでは、再生可能エネルギーへのシフトと安定的な電力供給が国家的な課題となっています。インドネシアが有する豊富な地熱資源を利用した地熱発電は、この2つの課題を同時に解決する有効な手段として認識されており、同国政府は、現在の2,400メガワットの地熱発電容量を、2030年までに5,800メガワットに増やす計画を立てています。そして当社には、過去20数年間に及ぶ地熱発電所建設とムアララボ地熱発電事業の経験を生かし、この計画の実現に寄与していくことが期待されています。

地熱発電事業には、他の電源開発にはない特有のリスクが存在します。当社はこれまでに蓄積してきた知見・ノウハウをもとに、政府系機関、金融機関などと連携し、リスクをマネージしながらインドネシアの低炭素化社会の実現に寄与していきます。





現場では良好なコミュニケーションが非常に大切。地元民との交流や現地での雇用にも力を入れている



関連情報

- インドネシアにおけるムアララボ地熱発電所の商業運転開始について
- インドネシアPT Pertamina Geothermal Energy向けラヘンドン地熱発電所5号機、6号機建設工事受注について
- インドネシアPT. Pertamina Geothermal Energy向けウルブル地熱発電所3号機、4号機建設工事受注について
- インドネシアで大型地熱発電事業に開発初期段階から参画
- インドネシアにおけるムアララボ地熱発電事業の持分買い増しについて
- インドネシア ムアララボ地熱発電事業の拡張に向けた融資契約を締結

欧州における数々の洋上風力発電プロジェクトに参画

欧州で急速に導入が進む洋上風力発電

EUは、2030年までに域内のエネルギー消費に占める再生可能エネルギーの割合を少なくとも42.5パーセントにまで高めるという目標を掲げています。中でも欧州で急速に導入が進んでいるのが、海上に設置した巨大な風力タービン（風車）で電気を起こす洋上風力発電です。ノルウェー、デンマーク、ドイツ、オランダ、ベルギー、フランス、英国などに囲まれた北海を中心とした海域における風力発電所建設が、現在急ピッチで進められています。

洋上風力発電の最大のメリットは、風を遮る山や建物が一切ないことです。そのため、風の力を効率よく発電に結び付けられるだけでなく、発電量の予測も立てやすいという特長があります。

また、施設を建設できる広大なスペースがあることから、制約の多い陸上と異なり、大型風車の輸送が容易であることも洋上風力発電の大きなメリットです。特に北海は、沖合40キロメートル以上まで遠浅が続く、風力発電所建設に非常に適した地形を持ちます。



白鷺（しらさぎ）との別名を持つ、洋上の風車

ベルギーで4つのプロジェクトに参画

住友商事が洋上風力発電事業に参入したのは2014年にさかのぼります。

ベルギーでは、当時稼働中・建設中・開発中の案件であった「ベルウインド」「ノースウインド」「ノーベルウインド」「ノースウェスター2」にそれぞれ事業参画しました。これらの巨大な風車群を建設し運転するには、安定した資金力に加え、プロジェクトを確実に遂行するマネジメント力、オペレーション力が求められます。当社は、火力発電所の建設・運転の経験、さらに北米、中国、南アフリカにおける陸上風力発電事業のノウハウを生かして、ベルギーで洋上風力発電プロジェクトを成功させてきました。



据付船に降り注ぐ北海の朝日。昼夜問わずに建設は進む



洋上に凛（りん）とそびえ立つ変電所

欧州で拡大するプロジェクト参画　ベルギーから英国、そしてフランスへ

欧州における住友商事の洋上風力発電事業の拠点は、ドイツのデュッセルドルフを中心とし、英国のロンドン、フランスのパリにあります。当社は、発電事業者として現地にしっかり根を下ろしながら、総合商社ならではのネットワークを駆使して情報を集め、常に新規事業の可能性を探ってきました。

住友商事が洋上風力発電事業に参画したのは2014年にさかのぼります。ベルギーで複数案件に参画し、プロジェクトを成功に導きました。その後、2016年、17年と英国での洋上風力発電プロジェクト「ギャロパー」「レースバンク」に立て続けに参画できたのも、ベルギーでのプロジェクトが評価されたことに加えて、現地での地道な活動があったからです。ベルギーのプロジェクトを上回る大規模な英国の2つの風力発電案件は、「レースバンク」が18年3月、「ギャロパー」が9月に完工、その運転フェーズにおいても、ベルギーでの経験が生かされています。これに引き続き、当社は「ギャロパー」の拡張案件である「ファイブ・エスチュアリーズ」の開発に取り組んでいます。

18年にはベルギー、英国に引き続き、フランスでも洋上風力発電プロジェクト「ル・トレポール」「ノワールムーティエ」に事業参画しました。「ル・トレポール」は英仏海峡洋上沖合約15キロメートル、「ノワールムーティエ」はフランス・ビスケー湾沖合約12キロメートルの海域において開発を進め、2023年4月には両件ともにファイナンスクローズ（※）を達成、「ノワールムーティエ」は2026年4月に運転開始、「ル・トレポール」は現在運転開始に向けた工事を進めています。この両プロジェクトの総発電容量は合計約1GWで、約160万人分に相当する電気を供給します。

このように欧州の洋上風力発電市場は年々拡大の基調にあります。今後、将来の普及が見込まれる浮体式洋上風力発電プロジェクトも含め、欧州各国でのプロジェクトに参画し、事業を拡大させていくことが当社の目標です。発電の安定性を高めながら、コスト面での優位性を追求し、欧州市民に向けて電力を継続的に供給していくことを目指しています。

※「ファイナンスクローズ」：プロジェクトへの融資契約を締結し、貸し出しに関する要件を満たすこと



時に海は厳しい顔を見せるが、それでも風車は回る

アジア地域での展開の可能性も

欧州以外の地域では、アジア、オセアニア、北米も洋上風力発電の好適地として世界から注目されています。

アジアでは、風力資源の豊富な広い海洋があるという地形上の利点があり、政府が再生可能エネルギーを重視する姿勢を鮮明に打ち出している日本に加え、ベトナム等も注目を集めています。当社が2023年に経済産業省および国土交通省より事業者として選定された、長崎県西海江島沖における洋上風力発電事業においても、これまでの欧州での洋上風力発電事業の経験を最大限活かし、開発を進めています。



時間の移り変わりともに、さまざまに表情を変える風車

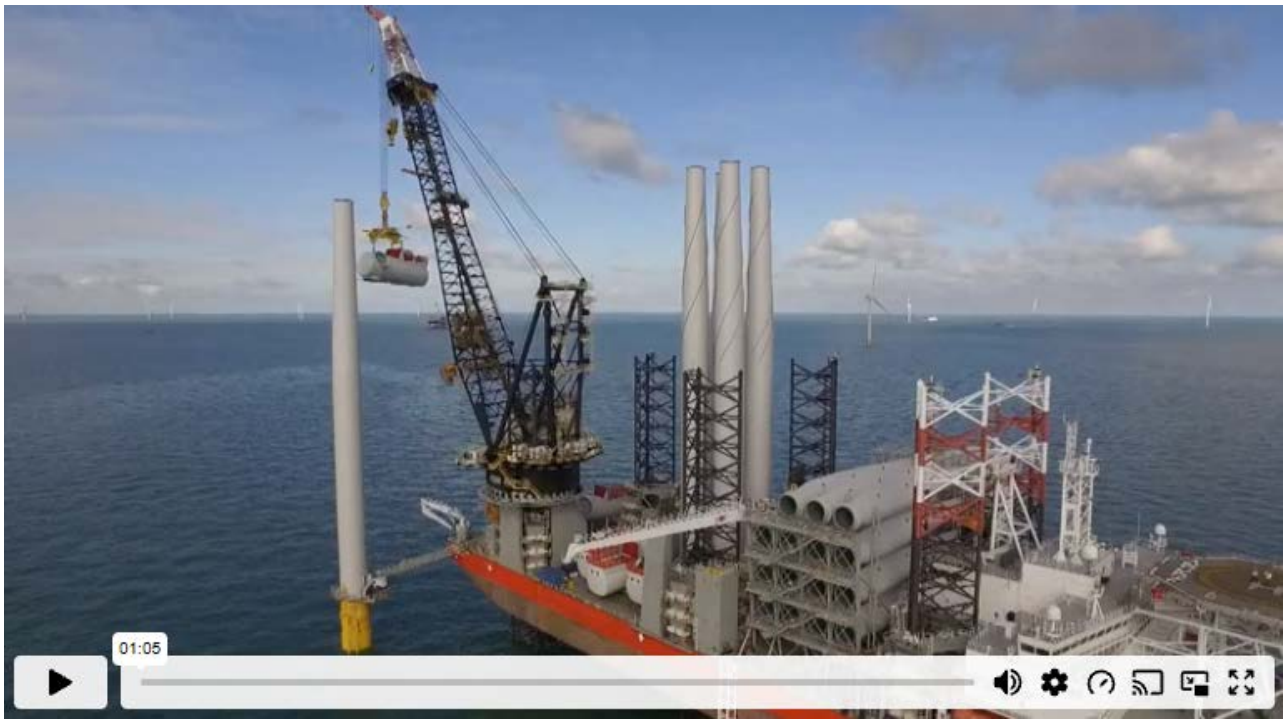
再生可能エネルギー事業拡大に向けたファンドの設立

住友商事は、未来に向けて地球環境と共生し、社会に貢献できるエネルギー事業を確立していくことを電力事業の目標として掲げています。

19年、住友商事、三井住友銀行および日本政策投資銀行は、共同で出資するファンド運営会社であるスプリング・インフラストラクチャー・キャピタル（SIC）を通じて、1号ファンドを設立しました。日本初の海外洋上風力発電事業投資ファンドであるこのファンドでは、当社が参画する英国の洋上風力発電所をシードアセット（ファンドの投資対象資産）として組み入れました。また22年には2号ファンドを設立し、国内太陽光発電所をシードアセットとして組み入れています。

SICを通じて、機関投資家に対して国内外の再生可能エネルギー発電資産への投資機会を提供するとともに、再生可能エネルギーを中心とした世界のインフラ整備に貢献していきます。

環境との共生と、電力に支えられた快適で心躍る生活を両立させるために、当社は再生可能エネルギー事業を力強く推進していきます。



関連情報

- ベルギーにおけるNorthwester 2 洋上風力発電所の完工について
- イギリスにおける洋上風力発電事業Five Estuaries案件の開発参画について
- フランス洋上風力発電事業ノワールムーティエが完工、商業運転開始
- 仏ル・トレポール洋上風力発電事業におけるプロジェクトファイナンス組成および建設工事開始について
- 再生可能エネルギーファンドの設立について

サステナブルな木材資源をグローバル市場へ

自ら森林を経営して世界のカーボンニュートラル実現へ貢献

木材は計画的に伐採と育林を繰り返すことで、永久に再生が可能な循環資源。人間にとっては最も身近な資源の一つでもあります。住友商事の木材ビジネスは、日本に木材を輸入して高度経済成長を支えたことから始まりました。2000年代には森林経営にもビジネスの幅を広げ、よりサステナブル（持続可能）な森林資源の確保と活用に取り組んできました。

さらに、自ら経営する森林から生み出される木材製品の供給を、市場が成熟し、大きな成長が期待しにくい日本だけではなく、今後の拡大が見込まれる世界各国へと広げています。

森林にはCO_2を吸収し固定する機能があり、適切な管理・伐採を通じて世界のカーボンニュートラルに貢献できます。当社が保有・管理する森林でも環境に配慮した伐採活動を実施しており、持続可能な森林経営を行っています。今後は、これまで培ってきた森林経営に関する知見・ノウハウを活用しながら、さらにグローバルな森林資源拡大に取り組んでいきます。



ニュージーランドの木材輸出港

ニュージーランドでは植林によるサステナブルな森林経営を実現

当社は2013年3月に、ニュージーランドの森林を獲得し、サミット・フォーレスト・ニュージーランドとして事業展開しています。ニュージーランド北島にある、約5万ヘクタールの森林で育つラジアタパインと呼ばれるマツの原木が、中国をはじめとしたアジア地域に向けて輸出されています。

森林の経営は、間引きや枝打ちといった育林の手間や、山火事や暴風被害などのリスクも抱えます。さらに伐採した木材を運び出すための、道路や港などのインフラ整備も必要となるにもかかわらず、当社があえて自ら森林経営に携わるのは、長期にわたって木材の安定供給を維持するためです。



生態系に配慮して経営するニュージーランドの森林では野生の馬が生息する

サミット・フォーレスト・ニュージーランドでは、木を“植えて、育てて、伐採する”、地球環境に配慮した木材資源の供給が、30年サイクルで行われています。

この森林では、これまで林業に従事してきた地元住民を雇用。森をよく知る彼らにより、伐採や植林、育林などの作業が効率よく分業され、1年間に約60万立方メートル（25メートルプール約900個分）の木材を出荷しています。野生の馬が木々の間を駆け抜ける、そんな自然の姿が保たれているのも特長です。

木材の単なる売買ではなく、その土地にしっかりと根づいた手法で森林経営を行う当社の姿勢は、現地でも高く評価されています。また、植林地における地形の把握や伐採面積の確認といった伐採オペレーションにドローンや衛星写真を活用するなど、先進技術も積極的に取り入れています。



ニュージーランド北島の林区保有面積は約5万ヘクタールと広大

関連情報

サミット・フォーレスト・ニュージーランド

再生可能エネルギー関連事業

中長期的にエネルギー供給の担い手として成長が期待される再エネによる発電事業に参画し、気候変動の緩和に貢献しています。

（2026年3月31日現在）

燃料	発電所	国	発電容量（MW）
太陽光	大阪ひかりの森プロジェクト	日本	10.0
	ソーラーパワー西条	日本	29.0
	ソーラーパワー北九州	日本	16.0
	ソーラーパワー苫小牧	日本	15.0
	ソーラーパワー南相馬・鹿島	日本	59.9
	ソーラーパワー南相馬・原町	日本	32.3
	EVM/EVM2	スペイン	14.0
風力	男鹿風力発電所	日本	28.8
	サミットウィンドパワー（鹿嶋）	日本	20.0
	阿武隈風力発電所	日本	147.2
	大唐中日（赤峰）新能源	中国	50.0
	Stanton Wind Energy	米国	120.0
	Cimarron Ⅱ Wind	米国	131.1
	Ironwood Wind	米国	167.9
	Amunet	エジプト	500.0
洋上風力	Northwind	ベルギー	216.0
	Nobelwind	ベルギー	165.0
	Northwester2	ベルギー	219.0
	Galloper	イギリス	352.8

燃料	発電所	国	発電容量（MW）
木質バイオマス	サミット半田パワー	日本	75.0
	サミット明星パワー	日本	50.0
	サミット酒田パワー	日本	50.0
	仙台港バイオマスパワー	日本	112.0
地熱	Muara Laboh 1	インドネシア	85.0
	Muara Laboh 2	インドネシア	83.0
水力	CBK	フィリピン	797.0
	Dak Di 1&2	ベトナム	48.0

国内外不動産事業における環境関連認証の取得及びグリーンボンドの発行

当社不動産事業では、環境・社会・ガバナンス（以下「ESG」）に係る基本的な方針を定め、実践しています。その一環として、CASBEE、BELS等の不動産環境性能評価を取得したオフィスビル、物流施設の調達資金を中心に、2024年度より当社サステナブルファイナンス（※）への充当も開始しました。
また、当社グループの住商リアルティ・マネジメント（株）では、SOSiLA物流リート投資法人をはじめとする同社運用中ファンド物件において、CASBEE、DBJ Green Building、LEED、BELS等の不動産環境性能評価を取得、SOSiLA物流リート投資法人（以下「本投資法人」）としても、2025年に実施されたGRESBリアルエステイト評価において「5スター」、ESG情報開示の充実度を測るGRESB開示評価において「A」評価を取得しました。本投資法人は、J-REIT初の取り組みとして、IPO当初からグリーンファイナンス・フレームワークの策定を行う等、グリーンファイナンスによる資金調達を通じて、ESGに配慮した資産運用を推進しています。ESG投融資に関心を持つ投資家層の拡大を通じた資金調達基盤の強化を目指すため、2022年7月に16億円、2023年6月に30億円のグリーンボンドを発行しました。グリーンファイナンスで調達した資金は、以下のいずれかの適格クライテリアを満たすグリーン適格資産の既存若しくは新規資産の取得資金（取得予定を含む）、グリーン適格資産の改修工事資金またはそれらに要した借入金（グリーンローンを含む）・投資法人債（グリーンボンドを含む）の返済・償還資金に充当されます。

※ 当社サステナブルファイナンスの詳細は、サステナブルファイナンスページをご参照下さい。

＜適格クライテリア＞

- **グリーンビルディング**
 下記のいずれかの認証を取得済又は今後取得予定の物件
 - CASBEE建築（新築）・CASBEE不動産: S、A又はB＋
 - 自治体版CASBEE: S、A又はB＋
 ※ 工事完了日から3年以内のものに限る
 DBJ Green Building認証における3つ星、4つ星、又は5つ星
 - BELS評価（平成28年度基準）における3つ星、4つ星、又は5つ星
 ※ 物流施設においてBEI＝0.75超を除く
 BELS評価（令和6年度基準）におけるレベル6、レベル5又はレベル4
 - LEED認証におけるSilver、GoldまたはPlatinum
- **工事改修**
 保有資産に係る、以下のいずれかをみたす改修工事
 - CO_2、エネルギー、水等の使用量または排出量の削減等、環境面において有益な改善を目的としたもの
 （従来比30%以上の使用量または排出量の削減効果が見込まれるもの）
 - 上記適格クライテリアを満たす環境認証の取得、再取得、または1段階以上の改善
- **省エネルギー**
 - 設備空調機器の更新、照明器具のLED化及び蓄電システムの導入に関する費用
 （従来比30%のエネルギー削減効果が見込まれるもの）
- **再生可能エネルギー**
 再エネ発電設備の取得または設置
 （なお、保有物件の敷地内または屋上に設置するものをいいます。）

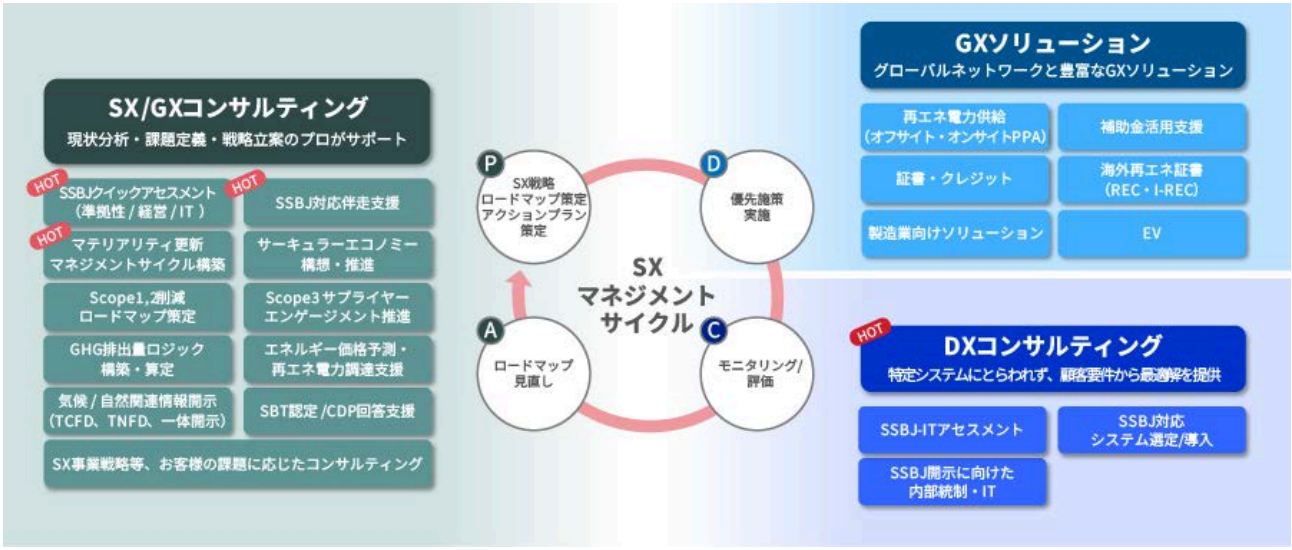
住商リアルティマネジメント（株）運用中ファンド物件における主な環境関連認証の取得状況（2025年11月時点）

取得認証	物件名称	評価
CASBEE：10物件	SOSiLA横浜港北	不動産Aランク
	SOSiLA相模原	不動産Aランク
	SOSiLA春日部	不動産Aランク
	SOSiLA川越	不動産Aランク
	SOSiLA西淀川Ⅰ	不動産Aランク
	SOSiLA西淀川Ⅱ	不動産Aランク
	SOSiLA海老名	不動産Sランク
	SOSiLA板橋	不動産Aランク
	SOSiLA尼崎	不動産Sランク
	SOSiLA八潮	不動産Sランク
BELS：10物件	SOSiLA横浜港北	☆☆☆☆☆
	SOSiLA相模原	☆☆☆☆☆
	SOSiLA春日部	☆☆☆☆☆
	SOSiLA川越	☆☆☆☆☆
	SOSiLA西淀川Ⅰ	☆☆☆☆☆
	SOSiLA海老名	☆☆☆☆☆
	SOSiLA西淀川Ⅱ	☆☆☆☆☆
	SOSiLA板橋	☆☆☆☆☆
	SOSiLA尼崎	☆☆☆☆☆
	SOSiLA八潮	☆☆☆☆☆

サステナビリティ経営実現の伴走型支援を行う「GXコンシェルジュ」

企業のサステナビリティ経営実現のためにはSX(Sustainability Transformation)/GX(Green Transformation)戦略やアクションプランの策定から、ソリューション導入、評価・見直しを継続して行うプロセスの構築が必要となります。当社は、このような法人のお客様のサステナビリティ経営支援を実現し、また、マテリアリティの一つである「気候変動問題を克服する」に取り組むべく、アビームコンサルティングと共同で「株式会社GXコンシェルジュ」を設立しました。同社はサステナビリティ経営に関するコンサルティングサービスとして、GHG排出量算定やTCFD／TNFD提言に基づく情報開示支援、短期長期エネルギー価格予測、再エネ調達戦略策定などの幅広いメニューを持っています。また、コンサルティングで特定したお客様の課題に対して、当社グループが保有するGHG削減ソリューション、ならびにDXソリューションをワンストップで提供し、社会のSX/GX推進に資する事業を展開しています。
さらに、直近ではSSBJ基準での非財務情報開示、マテリアリティ更新、サーキュラーエコノミー構築など、高度化する顧客のニーズに応じてサービスを拡大しています。

当社グループは幅広い業界のサプライチェーンに深く関与していることから、今後もGXコンシェルジュを通じて取引先企業や事業パートナーとともに、持続可能な社会の実現を目指していきます。



八重洲通フィルテラスZEB Ready認証取得

当社が共同事業者と開発を進めていた八重洲通フィルテラスが2025年1月に竣工いたしました。本物件は、当社が開発するオフィスビルとしては初めてZEB Ready認証を取得しました。ZEB Ready認証は、さまざまな省エネ施策を通じて、建物で発生する一次消費エネルギーを、基準エネルギー対比で50%以上削減できる、非住宅建築物に与えられるものです。本オフィスビルでは、外装にLow-Eガラスやライトシェルフを採用し、空調設備の高効率化、室内照度の変更や照明制御装置の追加等を採用することでBEI値0.48（基準比52%削減）を達成し、環境負荷の小さい省エネ建築への取り組みを実現化しました。八重洲通フィルテラスを含め、9棟のオフィスビル（現在開発中含む）でZEB認証を取得しており、今後開発される物件でもZEB認証を取得する予定です。



国内不動産事業におけるGHG排出量削減に向けた取り組み

当社が開発、または保有するオフィスビル、商業施設、集合住宅、物流施設について、脱炭素化に向けた取り組みを推進するため、GXコンシェルジュを活用し、GHG排出量を算定・可視化、2050年のカーボンニュートラル達成に向けたGHG削減シナリオを検討しています。
GHG削減に向けた具体的な取り組みとして、オフィスビルでは中古物件のリノベーションによるEmbodied Carbon（EC）の削減にも取り組んでおり、WORK VILLA MITOSHIRO / KYOBASHI / HIRAKAWACHOが竣工しております。その中でも、WORK VILLA MITOSHIROにおいては、ZEB Orientedを満たす水準の省エネ化によりOperational Carbon（OC)の削減を実現する等、環境配慮型事業に注力しています。
また物流施設（SOSiLAシリーズ）では、入居企業やSOSiLA物流リート投資法人の投資家に環境性能の高い物流施設を提供するため、環境認証の取得や、屋上への太陽光パネル設置等によるグリーン電力の確保を行っています。







環境配慮型データセンターの運営

当社グループのデジタル・AI事業の中核を担うSCSKグループは、事業を通じた社会課題解決により、社会とともに持続的な成長を図る「サステナビリティ経営」を推進しており、優先的に取り組む課題を7つのマテリアリティとして策定しています。データセンターは、加速する企業のデジタル化に対応するITインフラ基盤としての役割を担うとともに、マテリアリティの一つである「地球環境への貢献」に寄与する取り組みとして、データセンター運営における環境負荷低減に向けた各種施策を推進しています。気候変動の対応として、CO_2などの温室効果ガス排出量削減により、地球温暖化の進行を抑制する「緩和」策と、気候変動に伴う気象災害などに備える「適応」策の両面で取り組みを進めております。

環境負荷低減への貢献　- グリーンITの推進

SCSKグループでは、データセンター事業において、省エネIT機器や、高効率の冷却用空調機器の採用、サーバー仮想化・クラウドサービス等の省電力に貢献するサービス提供を通じて環境負荷低減を実施しております。

自然災害に対するレジリエントな社会づくりへの貢献

SCSKデータセンターは、自然災害に強い堅牢なファシリティとして認定されており、データセンターを利用いただくお客様の事業継続性を担保し、レジリエンス強化に貢献しております。災害発生時には、データセンターの一部をお客様のディザスタリカバリルームとしてご利用いただけるよう備えており、様々な面からお客様の事業継続のサポートを実施しております。

今後、さらなる省電力化や自然エネルギーの活用を推進することで、温室効果ガス排出量削減に向けて意欲的に取り組むとともに、環境に配慮した事業活動の実践や、環境に貢献する事業機会の創出を通じて、脱炭素社会の実現、持続可能な社会の発展に貢献していきます。

西鉄グループとのレトロフィットEVバス事業

当社は、西日本鉄道（以下、西鉄）と既存ディーゼルバスを電動化改造するレトロフィットEVバス事業を展開しています。バス業界でもCO_2排出削減は重要課題の一つであり、近年EVバスの重要性が高まっていますが、車両価格が高額なため、現時点で導入状況はまだ限定的です。当社は、この課題解決を目指し、当社出資先のRAC Electric Vehicle社（台湾）のEVバス量産技術を活用し、EVキットを同社から調達し、西鉄グループ傘下の西鉄車体技術（株）にて改造作業を行うことで、低価格のEVバス製造を実現しました。

本事業は、地域社会・経済の発展、循環経済、気候変動緩和等に資する取り組みであり、当社として、この国産レトロフィットEVバスを西鉄および国内バス事業者向けに導入拡大していくことで、日本のバス業界の脱炭素化に貢献していきます。



国内で組み立てたレトロフィットEVバス（2023年6月から福岡市で営業運行開始）

鉱山建機の電動化・自動化を通じて鉱山現場のGHG排出量削減に貢献

当社は、現在30か国以上で展開しているコマツ製鉱山・建設機械を中心とした販売代理店事業を通じ、鉱山会社各社のGHG排出量削減に貢献しています。具体的には、カナダやフィンランドにおいて、トローリーアシストシステムを活用した一部工程の電動化や、無人ダンプトラック運行システム(Autonomous Haulage System/AHS)導入によるオペレーションの効率化を通じ、GHG排出量を抑制した鉱山オペレーションが実現しています。また、グローバルエンジニアリング企業のABBとMOUを締結し、鉱山現場のGHG削減に繋がる技術を搭載した鉱山建機の実装支援など、顧客に対するワンストップでのソリューション提供に向け協業しています。鉱山現場は地域や現場毎に状況が異なるため、排出量削減に向けてはその特性に応じた最適なソリューションの提供が求められます。当社は、代理店事業を通じて培った顧客との強固な関係性をてこに、今後も顧客や現場のニーズに合った製品・サービスを提供していきます。





物流における環境負荷低減の取り組み

物流手配・管理における基本的な考え方

住友商事グループは、事業活動を通じた社会課題の解決を重要な経営課題と位置付け、物流分野においても環境負荷の低減に取り組んでいます。
多様な事業を展開する当社グループにおいては、各事業の特性を踏まえながら、サプライチェーン全体の最適化を通じて輸送に伴う環境負荷の低減を図るべく、現在国際貿易の物流に関するデータの収集・可視化・分析を広げ、輸送効率の向上やエネルギー使用量の削減を図るとともに、取引先や物流事業者と連携した継続的な改善を推進しています。
また、次世代輸送技術や低炭素エネルギーの活用など、新たな物流ソリューションの創出にも取り組み、持続可能な社会の実現に貢献していきます。

主な取り組み

物流におけるエネルギー使用の合理化と輸送効率の向上に向け、主に以下の取り組みを推進しています。

1. サプライチェーン全体の最適化
 - 輸送実態の把握・分析による非効率領域の特定
 - 輸送ルート・配送計画の見直しによる効率化
 - デジタル技術を活用した物流の可視化・高度化
2. 輸送効率・積載効率の向上
 - 商品仕様や梱包方法の工夫による積載率の向上
 - 輸送量に応じた車種選定や混載輸送の活用
 - 拠点・在庫配置の最適化による輸送距離の削減
3. 輸送手段の最適化
 - 長距離輸送における鉄道・海上輸送の活用
 - 企業間連携による共同輸送・共同配送の推進
4. 次世代物流・低炭素技術の活用
 - 動車両等の環境配慮型輸送手段の導入支援
 - エネルギーマネジメントを含む物流関連サービスの展開
 - 新たな輸送技術（例：電動航空機等）の活用検討

今後の方向性

住友商事グループは、物流を単なるオペレーションにとどめず、サプライチェーン全体の価値向上を支える重要な機能と位置付けています。
今後も、グループ内外のパートナーとの連携、データ活用および技術革新を通じて、環境負荷低減と事業価値の向上を両立し、持続可能な物流の実現に貢献していきます。

自然資本

基本的な考え方

住友商事グループは、「住友の事業精神」や経営理念に則り、当社グループの持続的な成長と社会課題の解決を目指しています。
当社グループの事業活動は、地球上の多様な自然資本により生み出される生態系サービスに大きく依存しているとともに、インパクトを与えています。このため、当社グループの「環境方針」で明示している通り、「自然生態系等の環境保全並びに生物多様性の維持・保全に十分配慮する」ことは当社グループにとって重要な課題であると認識しています。
近年気候変動や生物多様性の損失をはじめとする自然資本を巡る課題が深刻化する中、当社グループは2024年5月にマテリアリティを更新し、「自然資本を保全・再生する」を新たに掲げました。また、昆明・モントリオール生物多様性枠組の目標年である2030年を見据え、中期目標として「2030年ネイチャーポジティブに向けた取り組みの促進」を設定しています。あわせて、この中期目標に対する理解醸成と取り組み強化を目的として、当社グループにおけるネイチャーポジティブに向けた取り組みを「事業による自然資本への影響を最小化し、自然資本の保全・再生に向けてビジネスを変革し続けていくこと」と定義しました。

当社グループは、事業がバリューチェーン全体を通じてどのように自然に依存し、インパクトを与えているのかを把握するとともに、そこから生じる事業上のリスクと機会を評価し、自然資本の保全・再生と企業価値の向上の両立を目指して取り組みを進めていきます。

自然資本のマテリアリティ



自然資本を保全・再生する

自然と共生する社会の実現に向けて、事業による自然資本への負荷を回避・最小化するとともに、循環型経済の構築等を通じて、自然資本を保全するのみならず再生・有効活用も追求していきます。

マテリアリティ	長期目標	中期目標
自然資本を保全・再生する	• 循環型経済の構築やサプライチェーンマネジメント等を通じた自然と共生する社会の実現	• 2030年ネイチャーポジティブに向けた取組みの促進 ○ 各事業における自然関連リスク・機会の把握 ○ 主要な天然資源関連商品の持続可能な調達を含めた、サプライチェーン全体でのリスク低減の推進 ○ ネイチャーポジティブ・循環経済への転換を促す製品・サービス・仕組みづくりによる新規事業の開発

水資源

企業にとって水資源は欠かせない重要な自然資本である一方、人口増や経済発展に伴う水需要の増加により、水不足に陥る地域は今後ますます拡大します。経済協力開発機構（OECD）によると、世界の水需要は2000年から2050年までに55%増加し、2050年には2億4千万人が清潔な水を入手できない状況にあり、また、14億人が基本的な公衆衛生のない状況におかれると見込まれています。

水ストレスの高い地域も含む世界各地で事業を展開している当社グループは、水資源の有限性を十分認識した上で、本課題をリスクと機会の両側面で捉え、事業活動における水の使用に関し、持続可能性を追求するために、水使用の適切な管理、リサイクル・再利用の促進、適切な排水処理の徹底に努めるとともに、水インフラビジネスの展開等を通じて課題解決に取り組んでいきます。

- 水資源に関する環境関連データ
- 水ビジネスへの取り組み

汚染防止

グローバルに幅広い地域で事業を展開している住友商事グループは、環境方針で示しているとおり、環境関連法規の遵守、循環型社会構築への寄与に努めます。具体的には、排水・汚泥・排気などによる汚染防止について、法令基準の遵守のみならず、廃棄物の削減・再利用・リサイクルなどの環境負荷低減などに取り組み、持続可能な社会を実現していくことが重要だと考えており、各事業活動を通じて課題解決に取り組んでいきます。

- 農薬・肥料販売事業における環境負荷軽減のための取り組み

TNFD提言に基づく情報開示

目次

- 1. はじめに
- 2. 一般要件
- 3. ガバナンス
- 4. 戦略
- 5. リスクとインパクトの管理
- 6. 測定指標とターゲット
- Appendix: 新規事業開発

1. はじめに

当社は、2022年6月にTNFD（※）の理念に賛同し、その活動を支援しサポートするTNFDフォーラムに参画しました。また2024年1月には、TNFDが2023年9月に公表した開示提言を早期採用する「TNFD Early Adopter」に取締役会の決議を経て登録し、2025年9月の本開示に至りました。

TNFD提言に基づいた開示およびステークホルダーとの対話を通じて、事業による自然資本の保全・再生に向けた取り組みを加速させていきます。

※ Taskforce on Nature-related Financial Disclosures（自然関連財務情報開示タスクフォース）。自然資本及び生物多様性に関するリスクや機会を適切に評価し、開示するための枠組みを構築する国際的な組織。

2. 一般要件

6つの一般要件への対応は以下のとおりです。

マテリアリティの適用
当社グループは、自然への依存・インパクト、リスク・機会（以下「自然関連課題」）によって当社グループに及ぼす実質的な影響（財務的マテリアリティ）に加え、自然に与える影響（インパクトマテリアリティ）も考慮する、ダブルマテリアリティの考え方を採用しています

開示のスコープ
依存・インパクトの概観評価にあたっては、当社グループの事業全体を14のセクターに分類した上でバリューチェーンを含む分析を行い、その結果を開示しています。また今回は、特に直接操業の依存・インパクトが大きいと評価された鉱山セクターと農業セクターを優先セクターとして、自然関連課題の詳細な分析を行っています。

自然関連課題がある地域
自然関連課題の検討においては地域特性を考慮することが重要であるとの認識のもと、優先セクター（鉱山・農業）に紐づく29の重要な拠点および5つの優先事業を対象にロケーション分析を行っています。

他のサステナビリティ関連の開示との統合
当社グループは、TNFDに基づく開示に加え、気候変動についてはTCFDに基づく開示を実施しているほか、人権を含むテーマ別の開示も行っています。これらのテーマは相互に関連していると認識しており、投資時の社会・環境リスクの評価など統合的なリスクマネジメントを実施しています。

検討される対象期間
リスク・機会の重要性の評価にあたっては、2030年を中期、2050年を長期の対象期間として設定し、検討を行いました。この期間設定は、当社グループの「マテリアリティ」に係る中長期目標や気候変動に関するリスク・機会の検討におけるシナリオ分析の対象期間と整合しています。

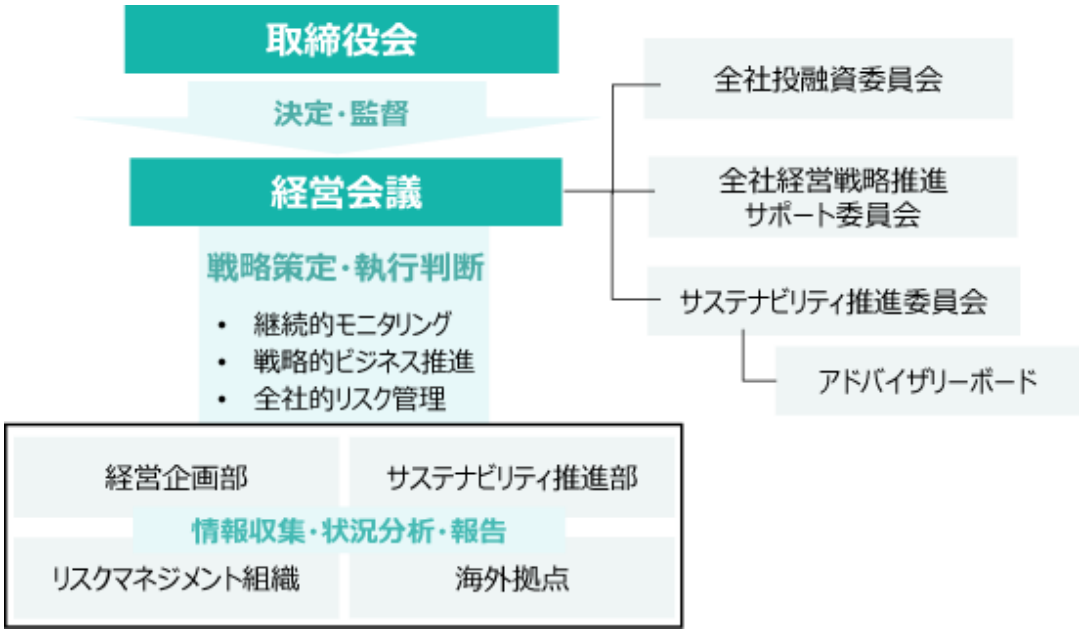
先住民族、地域社会と影響を受けるステークホルダーとのエンゲージメント
自然関連課題の検討・管理の上では、自然のみならず、先住民族や地域コミュニティを含む影響を受けるステークホルダーとのエンゲージメントも重要な要素であると認識しています。当社グループは、「環境方針」および「人権方針」に基づき、従来より個別事業ごとに先住民や地域コミュニティを含むステークホルダーに及ぼす影響を特定し、ステークホルダー・エンゲージメントを実施しています。

3. ガバナンス

3.1 ガバナンス体制

当社グループの自然関連課題を含むサステナビリティ関連の多様なリスク・機会並びに依存・インパクトを踏まえた重要な経営事項の決定と、経営会議および執行役員が行う意思決定や業務執行の監督については、取締役会が責任を持って行っています。取締役会は、サステナビリティ関連を含む事業ポートフォリオ全体のリスク・機会の分析・対応状況について、少なくとも半期ごとに報告を受けています。また、個別事業で認識しているサステナビリティ関連のリスク・機会並びに依存・インパクトの分析・対応状況、モニタリング指標等についても、年次でサステナビリティ推進部より報告を受けており、経営会議等の業務執行側の取り組み状況を監督しています。

また、社内規定の定めに応じて重要な経営事項の意思決定および業務執行は、経営会議および執行役員が行っています。経営会議はサステナビリティ関連の多様なリスク・機会並びに依存・インパクトを評価・管理し、効果的な意思決定を行うため、サステナビリティ推進委員会等に諮問した上で、総合的な意思決定を行っています。



また、サステナビリティ推進委員会に対して自然関連課題を含むサステナビリティに関する助言を行う外部有識者からなるサステナビリティ・アドバイザリーボードを設置し、複雑で専門性を要する課題に関する経営の意思決定に反映させる体制としています。2024年5月の自然資本のマテリアリティへの追加や、その取り組み強化等について、サステナビリティ・アドバイザリーボードより助言を得て取り進めています。

当社グループでは取締役会・経営会議での議論を経て各種方針を定め、その方針に基づき事業運営をしています。ガバナンス体制の詳細および各種方針については当社ウェブサイト「サステナビリティ経営」および「サステナビリティ経営のガバナンス」をご参照ください。

3.2 人権方針とステークホルダー・エンゲージメント

当社グループは、広く社会に貢献するグローバルな企業グループを目指し、人間尊重を経営姿勢の基本とすることを経営理念の中で掲げています。こうした考えのもと、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」等の国際基準に則り、「人権方針」を制定しました。
当社グループは、人権尊重へのコミットメントの一環として、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」「自由意思による、事前の、十分な情報に基づいた同意（free, prior and informed consent：FPIC）」の原則などの、先住民族の権利に関する国際規範を尊重しています。また、先住民族が在住する地域での事業活動においては、先住民族が有する固有の文化や歴史を認識した上で、各国・各地域で適用される法令や環境許認可等を遵守し、先住民族および地域コミュニティへの配慮を行いながら操業しています。

高リスク事業を対象としたセクター・製品固有のリスクの整理結果等の人権デューデリジェンスの実施・進捗、個別の取り組みについては当社ウェブサイト「人権の尊重」をご参照ください。

4. 戦略

4.1 開示構成

本開示においては、バリューチェーン（以下、VC）を含む当社グループの事業全体における自然資本への依存・インパクトを把握した上で、優先セクターおよび優先事業を特定し、マテリアルな依存・インパクト、リスク・機会を評価しました。以下のプロセスに沿って、当社グループ全体の概観評価および鉱山・農業セクターにおける自然関連課題の分析結果を開示します。

【各プロセスの概要】

1　**VCを含む当社グループの事業全体における自然への依存・インパクトの概観評価**
当社グループの事業全体における自然への依存・インパクトの全体像を把握するため、VCを含む当社グループの事業全体を対象に、「ENCORE」（※）を用いた依存・インパクトの概観評価を実施しました。その結果、直接操業による自然へのインパクトが相対的に大きいと評価された2セクター（鉱山・農業）を優先セクターと選定し、詳細分析を実施しました。

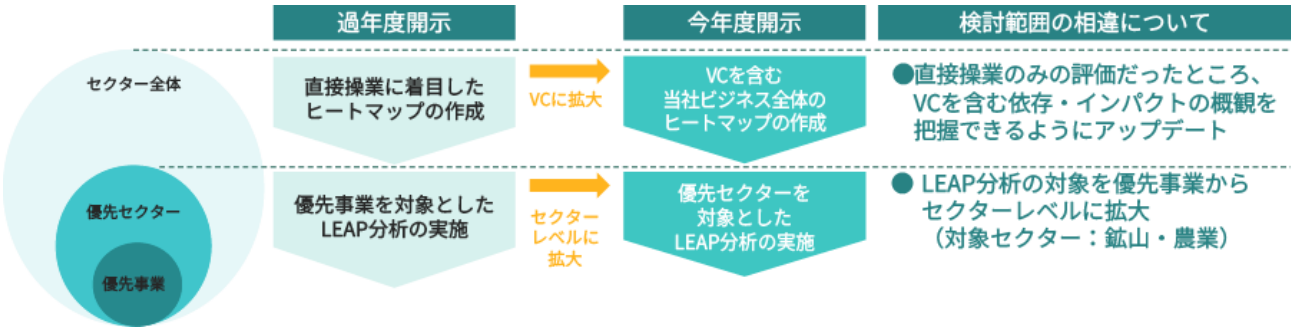
※ ENCORE：セクターごとの自然資本への依存やインパクトのレベルを評価するツール。国連機関UNEP-WCMC等複数の団体により維持管理されている。

2　**優先セクター（鉱山・農業）におけるLEAP分析**
優先セクターにおけるマテリアルな自然関連課題を特定するため、VC全体の依存・インパクトおよびリスク・機会を分析するとともに、拠点情報および各種ツールをもとに要注意地域（※）の評価・優先地域の洗い出しを行いました。

※ 要注意地域：TNFDの示す優先地域に含まれる、生態学的にセンシティブな地域を指す。TNFD上では要注意地域と自然への依存・インパクトがマテリアルな地域（重要地域）を合わせて優先地域と定義されている。

3　**優先セクター内の優先事業におけるLEAP分析**
優先セクター内での分析結果や投下資本額の規模、戦略的な重要性を踏まえて特定された優先事業を対象に、さらに詳細なLEAP分析を実施しました。

過年度開示からの主な変更点：



4.2 VCを含む当社グループの事業全体による自然への依存・インパクトの概観評価

自然への依存・インパクトの評価

当社グループの事業全体における自然資本への依存・インパクトの全体像を把握するため、「ENCORE」を用いて評価を実施しました。過年度は直接操業を対象として評価していましたが、今回はVCに拡大し自然への依存・インパクトを評価しました。VCに拡大した評価を行うにあたっては、過年度の評価時から「ENCORE」の評価結果が更新されているため、改めて直接操業を含む事業全体の評価を実施しています。
当社グループの事業全体を14のセクターに分類（※）の上、各事業のVCにおける事業段階を整理し評価しました。

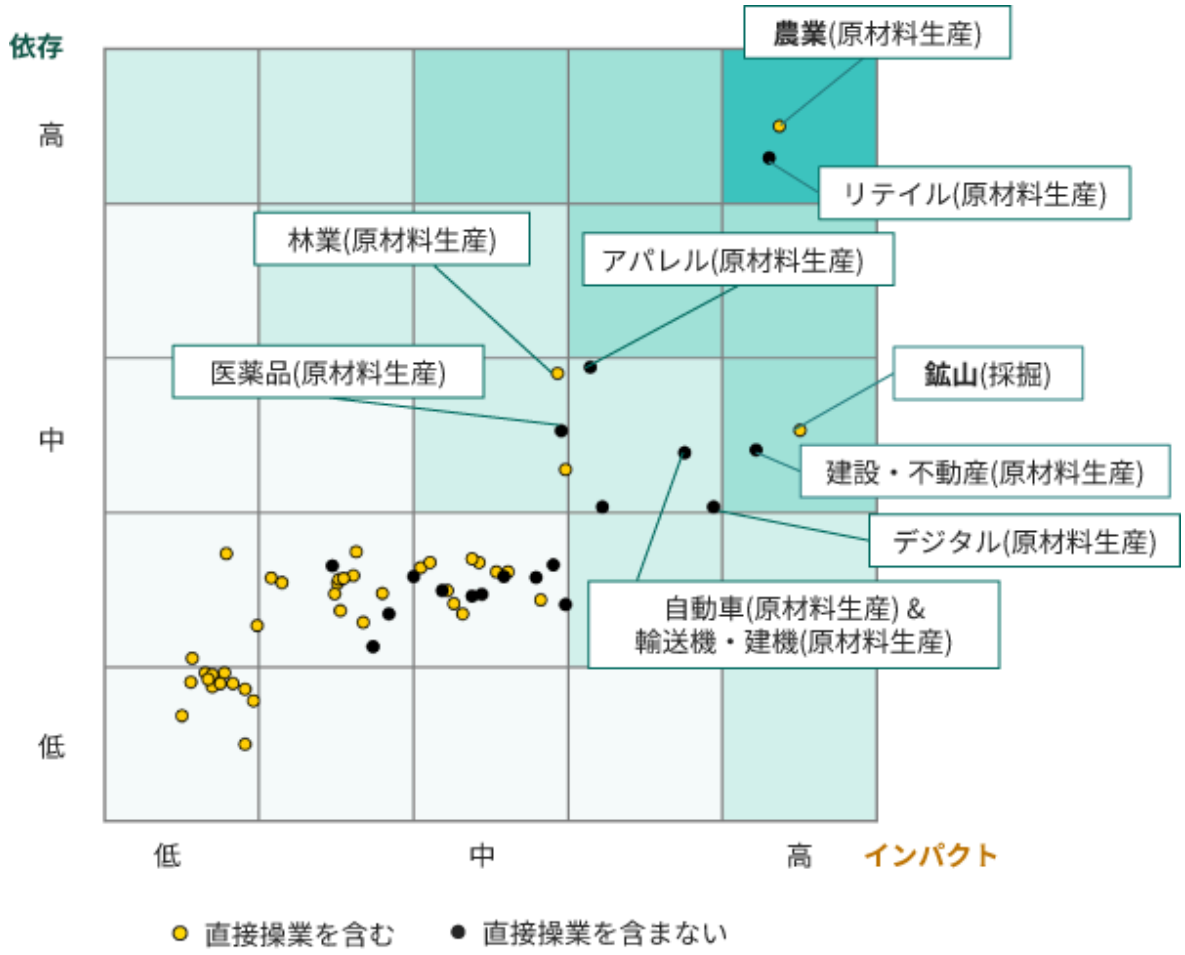
※ 下記セクターについては、過年度のセクター分類から変更

過年度	今回
「住宅建設」、「建設資材生産」、「インフラ建設」	「建設・不動産」
「水力発電」、「地熱発電」、「太陽光発電」、「火力発電」	「発電」

ヒートマップ概観

セクター	事業段階	直接操業	陸、淡水、海洋利用の変化			気候変動	資源使用、資源補充		汚染、汚染除去						供給サービス		調整・維持サービス										文化的サービス	
			土地利用	淡水利用	海洋利用	温室効果ガス排出	水利用	その他の資源利用	廃棄物	大気汚染	水質・土壌汚染物質	水質・土壌汚染物質（栄養）	かく乱	生物学的変化	淡水供給	その他の供給サービス	汚染浄化				水流調整	気候の調整	洪水・暴風緩和			土壌と土砂の保持	その他の調整・維持サービス	
																	固体廃棄物浄化	大気浄化	空気ろ過	水質浄化			洪水緩和	暴風雨の緩和	降雨パターンの調整			
農業	原材料生産	●	H	H	-	M	H	ND	H	M	H	H	M	H	H	H	M	M	M	VH	H	VH	H	H	VH	VH	VH	-
	製造・包装	●	L	-	-	L	M	L	M	M	M	H	M	ND	M	ND	M	L	VL	H	M	VL	M	M	L	L	VL	ND
	販売	●	L	-	-	M	M	-	VL	L	L	-	L	ND	M	-	ND	-	-	ND	M	L	L	L	VL	L	VL	-
	輸送・廃棄	●	L	VL	L	M	L	-	L	L	L	L	L	M	VL	M	VH	L	VL	M	L	L	L	L	L	L	VL	VH
林業	原材料生産	●	VH	M	ND	M	M	VH	L	H	M	H	H	M	H	H	L	ND	H	VH	M	H	M	L	VH	H	VH	ND
	加工	●	L	-	-	M	M	-	M	M	M	-	H	ND	L	-	M	L	M	-	M	L	M	M	M	L	VL	-
	販売		L	-	-	M	M	-	VL	L	L	-	L	ND	M	-	ND	-	-	ND	M	L	L	L	VL	L	-	-
	輸送・廃棄		L	VL	M	M	L	-	L	M	L	M	M	M	L	M	VH	L	VL	M	L	L	L	M	L	L	VL	VH
リテイル	原材料生産		H	H	H	M	H	VH	H	M	H	H	M	H	H	H	M	M	M	VH	H	H	H	H	VH	VH	H	VH
	製造・包装		L	-	-	L	M	M	M	L	M	H	M	ND	M	VH	M	L	VL	VH	H	VL	M	M	M	L	VL	VH
	販売	●	L	-	-	M	M	-	VL	M	VL	-	VL	VH	M	ND	ND	-	VL	ND	M	L	M	L	VL	L	VL	-
	輸送・廃棄		L	VL	L	M	L	-	L	L	L	L	L	M	VL	M	VH	L	VL	M	L	L	L	L	L	L	VL	VH
鉱山	採掘	●	M	VH	VH	H	M	H	H	H	VH	ND	VH	L	H	VL	L	M	VL	VH	H	M	H	M	VH	M	L	-
	加工	●	L	-	-	M	M	-	M	M	VH	M	H	-	M	-	L	L	L	M	M	L	M	M	M	L	VL	-
	販売	●	L	-	-	M	M	-	VL	L	L	-	L	ND	M	-	ND	-	-	ND	M	L	L	L	VL	L	VL	-
	輸送・廃棄・リサイクル	●	M	ND	M	M	L	-	L	M	L	M	M	M	L	M	VH	L	VL	M	L	L	L	L	M	L	VL	VH
石油ガス	採掘	●	L	M	M	M	L	-	L	H	H	L	H	VL	L	VL	L	L	VL	VL	M	L	M	L	M	L	VL	VH
	輸送	●	M	VL	M	M	L	ND	L	M	L	L	L	M	VL	M	ND	VL	VL	M	L	L	L	M	L	M	VL	VH
	販売	●	M	M	L	L	L	-	VL	L	L	-	L	ND	L	-	L	-	VL	M	L	L	L	L	VL	L	VL	-
建設・不動産	原材料調達		M	H	H	H	M	H	M	H	H	ND	H	L	H	L	L	M	VL	H	H	M	H	M	VH	M	H	-
	加工・製造	●	L	M	-	M	M	-	M	M	H	M	M	ND	M	-	M	L	VL	M	M	L	M	M	L	L	VL	VH
	販売	●	L	-	-	M	M	-	VL	L	VL	ND	VL	ND	L	-	VL	-	VL	ND	M	L	L	L	VL	L	VL	VH
	建築・土木	●	L	M	M	M	L	-	M	L	H	VH	H	L	L	VL	M	L	VL	M	M	L	M	M	H	M	VL	-
	運営・鉄道製造・修理	●	L	-	L	VL	L	-	VL	L	L	L	M	ND	L	-	L	L	VL	L	L	L	L	L	VL	L	VL	VH
	輸送・廃棄・リサイクル		M	VL	M	H	M	ND	M	M	M	M	H	M	L	M	VH	L	L	M	M	L	L	L	M	L	VL	VH
自動車	原材料生産		M	VH	VH	M	M	H	H	H	VH	H	VH	L	M	M	L	M	L	H	H	M	H	M	VH	M	VH	-
	部品製造	●	L	-	-	M	L	-	L	M	H	M	M	-	M	-	L	L	L	M	M	L	M	M	L	M	VL	VH
	製造	●	L	-	-	L	L	-	L	L	M	-	M	ND	L	-	L	L	VL	M	M	L	M	M	VL	L	VL	ND
	販売・リース 他	●	L	ND	ND	M	M	-	VL	L	L	L	L	L	VL	ND	ND	-	VL	ND	L	L	L	L	VL	M	VL	VH
	輸送・廃棄・リサイクル		M	VL	M	H	M	-	M	M	M	M	H	M	L	M	VH	L	VL	M	M	L	L	M	M	L	VL	VH
輸送機・建機	原材料生産		M	VH	VH	M	M	H	H	H	VH	H	VH	L	M	M	L	M	L	H	H	M	H	M	VH	M	VH	-
	部品製造		L	-	-	M	L	-	M	M	VH	M	H	-	M	-	L	L	L	M	M	L	M	M	M	L	VL	VH
	製造	●	L	-	-	L	M	-	L	L	M	-	M	ND	M	-	L	L	VL	M	M	L	M	M	L	L	VL	VH
	販売・リース 他	●	L	L	L	L	M	-	VL	M	L	L	L	L	L	VL	ND	L	VL	ND	M	L	M	M	VL	L	VL	VH
	輸送・廃棄・リサイクル		M	L	M	H	L	-	L	M	L	L	VH	VH	VL	-	ND	VL	VL	M	L	L	L	M	M	L	VL	VH
化学品	原材料生産		M	H	H	H	M	M	M	H	VH	ND	VH	VL	M	L	L	M	VL	VH	H	L	H	M	VH	M	VL	-
	製造	●	L	-	-	M	M	-	M	M	VH	VH	VH	-	M	-	M	L	VL	M	M	L	M	M	L	M	VL	-
	販売	●	L	-	-	M	M	-	VL	L	L	-	L	M	M	-	ND	-	VL	ND	M	L	L	L	VL	L	VL	-
	輸送・廃棄	●	M	L	L	H	L	-	L	M	L	L	M	M	L	M	VH	L	VL	M	L	L	L	M	M	L	VL	VH
医薬品	原材料生産		M	VH	VH	M	M	ND	M	H	H	H	H	M	M	H	M	L	L	H	M	M	H	M	H	M	VH	ND
	製造	●	L	-	-	M	M	-	M	M	H	M	H	ND	M	H	M	L	VL	H	M	L	M	M	L	L	VL	VH
	販売	●	L	-	-	M	M	-	VL	M	L	-	L	ND	L	-	ND	-	VL	ND	M	L	M	M	VL	M	VL	-
	保健衛生・開発	●	L	ND	ND	VL	L	VL	M	L	L	ND	L	L	L	M	M	VL	VL	H	L	L	L	L	-	L	L	VH
	輸送・廃棄		M	L	M	H	L	-	L	M	L	M	H	M	L	M	VH	L	VL	M	L	L	L	M	M	L	VL	VH
デジタル	原材料生産		M	VH	VH	M	M	H	H	H	VH	M	VH	L	H	VL	L	M	L	H	H	L	H	M	H	M	L	-
	製造	●	L	-	L	L	L	-	L	M	M	-	M	-	M	-	L	L	VL	M	M	L	M	M	L	L	VL	-
	販売	●	L	-	-	M	M	-	VL	L	L	-	L	ND	L	-	ND	-	VL	ND	L	L	L	L	VL	L	VL	-
	輸送・廃棄・リサイクル		M	L	M	H	M	-	L	M	M	M	H	H	L	M	VH	VL	VL	M	L	L	L	L	M	L	VL	VH
	情報通信業	●	L	L	L	L	L	-	VL	VL	L	-	L	ND	VL	-	ND	-	L	ND	VL	L	VL	L	VL	VL	VL	VH
アパレル	原材料生産		M	M	-	M	H	ND	H	H	H	VH	M	VH	H	H	M	M	L	H	H	M	H	H	VH	H	VH	-
	製造	●	L	-	-	L	M	-	M	M	M	M	M	-	M	-	M	L	VL	M	M	L	M	M	VL	L	VL	VH
	販売	●	L	-	-	M	M	-	VL	M	L	-	L	ND	L	-	ND	-	VL	ND	M	L	M	M	VL	M	VL	-
	輸送・廃棄・リサイクル		M	L	M	H	M	-	L	M	M	M	H	H	L	M	VH	L	VL	M	L	L	L	M	H	L	VL	VH
発電	建設・補修	●	L	H	M	L	L	-	L	L	M	-	M	L	M	-	L	L	VL	M	M	L	M	M	M	M	VL	-
	燃料調達	●	L	M	H	H	L	ND	L	M	H	L	M	L	L	L	L	L	VL	M	M	L	M	L	L	L	VL	VH
	発電・供給	●	M	M	M	M	L	M	L	H	M	M	M	-	M	H	L	-	VL	M	M	M	M	L	L	M	VL	-
	廃棄・リサイクル	●	M	ND	ND	H	M	-	M	M	H	H	H	M	M	-	VH	L	L	M	M	VL	VL	L	M	VL	VL	-
物流	燃料生産		L	-	-	M	L	-	M	H	VH	-	VH	-	L	-	L	L	VL	H	M	L	M	M	-	M	VL	-
	陸運	●	M	-	-	M	M	-	L	M	L	M	M	H	VL	M	ND	VL	VL	ND	L	M	M	M	M	M	VL	VH
	水運	●	-	M	M	H	L	-	M	VH	L	M	H	H	L	-	ND	VL	VL	M	M	M	H	H	H	M	VL	VH
	空運	●	M	L	L	H	M	-	VL	M	L	L	VH	VH	VL	-	ND	VL	VL	ND	VL	M	VL	L	VH	L	VL	-
	倉庫・荷役他	●	L	VL	L	M	L	-	L	L	L	L	VL	M	VL	ND	ND	-	VL	ND	VL	L	L	L	VL	L	VL	ND

概観評価の次に、高依存・高インパクトの事業段階をより正確に把握するため、ENCOREの評価結果を統合し、依存・インパクトの2軸の評価を実施しました。



※ 太字は詳細評価を実施する優先セクター

自然へのインパクトは鉱山セクターの「採掘」および農業の「原材料生産」を筆頭に、リテイル、建設・不動産、デジタル、自動車、輸送機・建機セクターの「原材料生産」が大きいことが確認されました。
また、自然への依存は農業、林業、リテイル、アパレルセクターなどの「原材料生産」、鉱山セクターの「採掘」が大きいことが確認されました。

今回分析の対象範囲をVC全体に拡大したことにより、直接操業外のVC上でも自然への依存・インパクトが高い事業段階があることが確認されました。これらを踏まえて、VCを含む分析の必要性を認識し、後段の優先セクターのLEAP分析においてもVCを含む検討を実施しています。

4.3 優先セクター（鉱山・農業）のLEAP分析

依存・インパクト

ENCOREの情報をもとに直接操業の依存・インパクトが大きいと評価された鉱山・農業セクターに着目して、VC全体を含むセクターの自然関連課題の詳細評価を行いました。
セクターレベルでの依存・インパクトの検討においては、次の手順を踏みました。

① セクターレベルで一般的に考えられる依存・インパクトの検討
② 当社グループの操業国におけるリスク顕在化事例の確認
③ マテリアルな依存・インパクトの評価

【参考：評価方法】

① セクターレベルでの依存・インパクトの検討においては、ENCOREの評価結果のほかにTNFDセクターガイダンス、SASBスタンダードといった各種文献を参照し、鉱山・農業セクターのVC段階ごとに一般的にどのように自然に依存し、インパクトを与えているかの整理を実施しました。

② 各VC段階における直接操業国でのリスク顕在化事例の発生の有無を確認し、当社グループの操業国における実態を加味した評価に更新しました。

③依存・インパクトごとにマテリアルと判断する評価基準を設定の上、セクター・VC段階ごとのマテリアルな依存・インパクトを特定しました。なお、直接操業外のビジネスについては一般的な依存・インパクトの整理となります。

【鉱山】



◎マテリアルな依存・インパクト
○セクターとして関連性があるものの、当社グループにとって重要度が落ちると判断した依存・インパクト
赤枠：直接操業が関係する事業段階

鉱山セクターにおいては、特に開発・採掘段階において土地の開発による「土地・淡水利用の変化」や重機等による「温室効果ガス排出」、操業に必要な「水利用」、鉱滓などの「廃棄物の発生」やそれに伴う「水質汚染・土壌汚染」、「大気汚染物質の排出」、重機等の騒音・振動による「生態系のかく乱」といった様々な観点でマテリアルなインパクトが多く特定されました。また、操業に必要な「淡水供給、水流調整、水質浄化」や安定した操業に必要な「調整・維持サービス（気候の調整、洪水緩和・暴風雨の緩和、降雨パターンの調整、土壌と土砂の保持）」への依存がマテリアルであると評価されました。

【農業】



◎マテリアルな依存・インパクト
○セクターとして関連性があるものの、当社グループにとって重要度が落ちると判断した依存・インパクト
赤枠：直接操業が関係する事業段階

農業セクターにおいては、特に原材料生産段階において自然との関係性が深く、生育に必要な「淡水供給、水流調整」や「花粉媒介」への依存、植物の生育において重要な「土質調整、水質浄化」、水災・土砂災害の被害を低減するような「調整・維持サービス（気候の調整、洪水緩和・暴風雨の緩和、降雨パターンの調整、土壌と土砂の保持）」、病害虫からの保護に重要な「生物的防除」への依存がマテリアルであると評価されました。また耕作地の開発による「土地・淡水利用の変化」や「水利用」、肥料・農薬による「水質汚染・土壌汚染」や「かく乱」、「廃棄物の発生」といった観点のインパクトがマテリアルであると評価されました。

リスク・機会

特定したマテリアルな依存・インパクトからどのような自然関連リスク・機会が発生するかを検討し、発生可能性や定性的な重要性（事業継続へのインパクト、社会・環境へのインパクト、財務的なインパクト）といった観点から、特に当社グループにとって重要なリスク・機会項目を評価・特定しました。
当社グループの直接操業が関与するそれぞれの主要なリスク・機会の要因は、以下の通りです。

【鉱山】



リスク分類		採掘	加工	輸送 / 販売
物理的	急性	・水災・土砂災害の増加による施設・インフラの損害の発生、操業停止		
			・水災・土砂災害の増加によるサプライチェーン途絶	
	慢性	・水資源供給の不安定化		
		・気温上昇による労働生産性の低下、機器の効率低下		
移行	政策	・取水規制や自然保護を目的とした開発・採掘時の環境管理規制の強化 ・廃石、尾鉱・閉山管理に関する規制強化	・鉱山運営サプライヤーに対する環境法規制の強化	
		・原材料のトレーサビリティ等に関する情報開示規制の強化		
				・輸送に関係する規制の強化（バラスト水等）
	政策/技術	・廃石・尾鉱からの酸性坑廃水（AMD）、金属溶出への対応の強化		
		・炭素価格の導入、気候変動適応への対応の発生 ・節水や省エネルギー設備、排水基準遵守のための設備導入の必要が生じる		
	市場	・環境負荷の高い鉱物に対する顧客の選好の低下 ・事業活動が自然に悪影響を与えた場合の資金調達の制限、ESG投資の活発化による、対応できなかった場合の機会の喪失		
	評判/賠償責任	・操業における水の大量消費に対する評判/訴訟リスク		
		・鉱滓ダムの事故など、操業において重大な汚染の発生	・汚染物質・薬品等の非意図的な流出の発生	
			・VC上で汚染や重要な生態系の毀損等が発生	
機会		・海水淡水化設備の設置や再生水利用の取り組み等による水使用量の削減、それによる評判向上		
		・事業を通じたネガティブインパクトを低減させる取り組みや技術投資、ポジティブインパクトを拡大させる取り組みによる企業としての評判の向上 ・環境負荷の低い鉱山資源に対する顧客の選好の上昇		

【農業】



リスク分類		原材料生産	加工・製造	輸送 / 販売
物理的	急性	・水災・土砂災害、土壌侵食の激甚化、頻度増加による施設・インフラの損害の発生、操業停止	・水災・土砂災害の増加による施設・インフラの損害の発生、操業停止 ・水災・土砂災害の増加によるサプライチェーン途絶	
	慢性	・水資源供給の不安定化		
		・気温上昇による生育不良、病害虫の増加、花粉媒介者の減少 ・慢性的な土質の低下		
移行	政策	・森林リスクコモディティ等に対する環境法規制の強化	・森林リスクコモディティ等に対する環境法規制の強化	
		・事業活動が自然に与える汚染に関する規制の厳格化		
				・輸送に関係する規制の強化（バラスト水等）
	政策/技術	・炭素価格の導入、気候変動適応への対応の発生 ・環境負荷の低い技術の開発・普及への投資の必要が発生		
	市場	・環境負荷の高い農産物に対する顧客の選好の低下 ・事業活動が自然に悪影響を与えた場合の資金調達の制限、ESG投資の活発化による、対応できなかった場合の機会の喪失		
	評判/賠償責任	・土地利用による重要な生態系(原生林・湿地・泥炭地等)の毀損、汚染による周辺環境・社会への影響の発生	・VC上で汚染や重要な生態系の毀損等が発生	
機会		・環境負荷の低い農産物に対する顧客の選好の上昇 ・農薬使用量の削減やバイオ農薬・緩効性肥料等の取り組みによるVC上での環境負荷の低減 ・事業を通じたネガティブインパクトを低減させる取り組みや技術投資、ポジティブインパクトを拡大させる取り組みの実施		

優先地域

自然に関連する依存・インパクト、リスク・機会の重要性は場所により大きく異なることから、地域性を考慮する必要があります。優先セクター（鉱山・農業）に紐づく29の重要な拠点に対して、生態学的に要注意な地域に位置する事業を特定するためのロケーション分析を実施、さらにマテリアルな依存（「淡水供給」）・インパクト（「水利用」、「土地／淡水利用」および「汚染」）の評価を関連付けることで優先地域を特定しました。

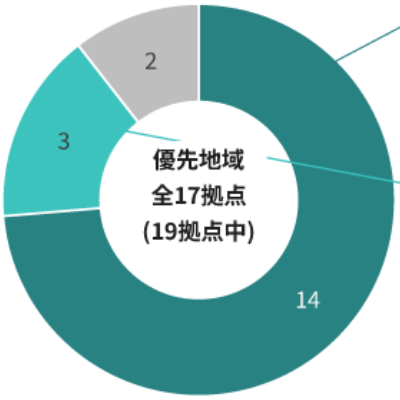
なお、ロケーション分析では、立地ごとのリスクを分析できる外部ツールが現時点では限られていることから、「Aqueduct」、「Global Forest Watch」の2つのツール（※）を使用し、「水ストレス」、「生態系のセンシティビティ」、「樹木被覆の減少」、「先住民族・コミュニティの土地」の４つの項目にて分析しました。

※ Aqueduct：WRI（World Resources Institute、世界資源研究所）が開発した、水ストレス等の分析ツール。
Global Forest Watch：WRIが開発・運営する、森林の減少と気候変動への影響を把握するためのツール。

分析項目	分析ツールと指標	主要な評価の観点	マテリアルな依存・インパクト	段階別評価
水ストレス	**Aqueduct** ・水ストレス	事業地が水ストレスの高い地域に立地しているかどうか	事業活動に伴う取水により地域の水資源に影響を及ぼす可能性がある。資源が枯渇した場合、事業活動が影響を受ける可能性がある。	3段階評価 高/中/低
生態系センシティビティ	**Global Forest Watch** ・生物多様性（KBA、AZE） ・土地利用（保護地域） ・土地被覆（原生林・マングローブ林）	事業地と生物多様性に重要なエリアや、生態系の十全性が高いエリアとの距離がどれぐらいあるか	保護区や生物多様性が高いエリアなど、貴重な自然環境へ影響を及ぼす可能性がある。	3段階評価 高/中/低
樹木被覆の減少	**Global Forest Watch** ・森林の変化（樹木被覆の減少）	事業拠点周辺における樹木被覆の減少が大きいエリアがあるか	土壌の保持や洪水や暴風雨からの保護といった樹木が持つ機能が低下することで、事業活動が影響を受ける可能性がある。	2段階評価 高/低
先住民族・コミュニティの土地	**Global Forest Watch** ・土地利用（先住民族・コミュニティの土地）	事業拠点周辺における先住民族やコミュニティの土地・領土があるか	先住民族やコミュニティの土地や領土が分布するエリアへ影響を及ぼす可能性がある。	3段階評価 高/中/低

優先地域の評価の結果、各セクターの優先地域の割合は以下の通りです。

【鉱山】



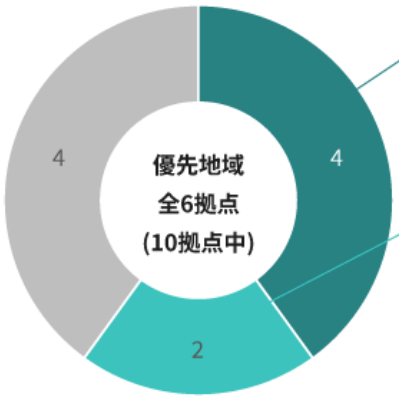
優先地域①

- 「淡水供給」への依存、「水利用」、「土地/淡水利用」、「汚染」のインパクトの全ての観点で関連する要注意地域の評価が中以上であった拠点、もしくはいずれかの観点で関連する要注意地域の評価が大であった拠点
- 19 拠点中 14 拠点が該当

優先地域②

- 「淡水供給」への依存、「水利用」、「土地/淡水利用」、「汚染」のインパクトのいずれかの観点で関連する要注意地域の評価が中であった拠点
- 19 拠点中 3 拠点が該当

【農業】



優先地域①

- 「土地/淡水利用」、「汚染」のインパクトの両方の観点で関連する要注意地域の評価が中以上であり、いずれかの評価が大であった拠点
- 10 拠点中 4 拠点が該当

優先地域②

- 「土地/淡水利用」、「汚染」のインパクトいずれかの観点で関連する要注意地域の評価が中以上であった拠点
- 10 拠点中 2 拠点が該当

※ 農業の拠点において、水ストレスの評価が中程度以上の拠点は存在しませんでした。

自然へのリスク・インパクトの低減策

当社グループでは、事業による自然へのリスクやインパクトを最小化させるために様々な取り組みを行っています。
まず、「環境方針」において、自然生態系等の環境保全並びに生物多様性の維持・保全に十分配慮することを掲げています。
また、サプライチェーンにおける自然関連リスクへの対応を強化するため、2026年7月に「持続可能なサプライチェーン行動方針」を改訂し、サプライヤーに対して環境保全や生物多様性への配慮等を求めています。さらに、自然関連リスクが高い特定の調達品目については、個別商材の調達方針を制定し、サプライチェーン上の環境・社会課題への対応を推進しています。
当社グループはAR3T（※）の観点から、鉱山・農業セクター等においては以下のインパクトの低減や機会に繋がる取り組みを実施しています。

セクター	取り組み事例		AR3T分類
鉱山	Quebrada Blanca	• 銅鉱山での海水淡水化設備の設置・利用	回避・軽減
	Oresteel	• Khumani鉱山での水回収、貯水設備の建設、雨水管理の改善 • Black Rock鉱山での再生水利用、取水原単位管理	回避・軽減
	MUSA	• ドライスタッキングシステムの導入 • 鉄鉱石鉱山での植物・野生動物レスキュー、原生植生保護（保護エリアの設定）、動物モニタリング	復元・再生
農業	Fyffes	• 水管理計画の策定・実行 • 農薬流出の低減、農薬・肥料使用の削減または回避のための取り組み • 包装材のリサイクル・再利用化への取り組み	回避・軽減
		• 農園内外の保全地域、自然植生保全、再植林、生物多様性調査	復元・再生
関連事業	農薬・肥料販売事業	• 農薬空容器の回収・リサイクル、バイオ農薬への取り組み、農薬だけに頼らない環境負荷の低いIPM（Integrated Pest Management）、緩効性肥料・バイオスティミュラントの拡販	回避・軽減
全体	• 持続可能なサプライチェーン行動方針に基づく改善要請・支援・取引見直し		回避・変革



※ AR3T：回避、軽減、復元、再生、変革活動（Avoid, Reduce, Restore, Regenerate, Transformative action）の略語であり、ミティゲーション・ヒエラルキーの原則に沿ったSBTN（Science Based Targets Network）の提示するフレームワーク。ミティゲーション・ヒエラルキーとは、自然に関連するリスクやインパクトを予測し、重大なインパクトを未然に回避し、回避措置の実施後も残るインパクトを最小化し、インパクトが発生した場合は復元し、重大な残存インパクトがある場合はオフセットするための、一連の行動を指す。

4.4 優先セクター内の優先事業におけるLEAP分析

優先事業の特定およびLEAP分析

鉱山・農業セクターの関係事業のうち、優先地域の評価結果や投下資本額の規模や戦略的な重要性を踏まえて当社グループにおける自然資本の観点での優先事業を特定し、4.3 優先セクター（鉱山・農業）のLEAP分析で使用した外部ツールを利用しながら優先事業におけるLEAP分析・モニタリングを実施しております。尚、過年度優先事業であったUAEガス火力発電事業：Hamriyahも分析・モニタリング対象です。

セクター	事業
農業	• 欧米州青果事業：Fyffes
鉱山	• チリ銅鉱山事業：Quebrada Blanca • 南アフリカ鉄鉱石・マンガン鉱山事業：Oresteel • ブラジル鉄鉱石鉱山事業：MUSA
火力発電	• UAEガス火力発電事業：Hamriyah

なお、「先住民族・コミュニティの土地」については、5事業のロケーション分析では土地・領土の権利侵害のリスクが高であるエリアに位置する事業は確認されなかったため、以降の記載を省略しています。 ただし、リスク分析の結果に関わらず、当社グループは人権尊重へのコミットメントの一環として「先住民族の権利に関する国際連合宣言」「自由意思による、事前の、十分な情報に基づいた同意（free, prior and informed consent：FPIC）」の原則などの、先住民族の権利に関する国際規範を尊重しています。また、先住民族が在住する地域での事業活動においては、先住民族が有する固有の文化や歴史を認識し、それぞれの国や地域で適用される法令や環境許認可等を遵守しており、先住民族・コミュニティへの配慮を行いながら操業しています。

各事業の結果

I. 【農業セクター】欧米州青果事業：Fyffes

①事業概要

当社の子会社であるFyffes（以下「本事業」）は、青果の生産や流通、販売を幅広く手掛けている事業です。バナナ、パイナップルを主力商品として取り扱い、中南米を中心に生産・調達した青果物を、欧州、北米で販売しております。

②Locate/Evaluate（発見・診断）

【セクターの依存・インパクト】

セクターレベルでの依存・インパクトの分析の結果、農業セクターでは一般的に「水の利用」と「土地の利用」によるインパクトが特に大きく、「植生」や「地下水」に依存しているとされています。

【ロケーション分析】

「水ストレス」「生態系センシティビティ」「樹木被覆の減少」について、中南米の農園についてロケーション分析を実施しました。

分析の結果、いずれの拠点でも水ストレスは高くないことが確認されました。一方で、生態系センシティビティについては、一部の拠点において、近隣に国際的に重要性が認知されている、「KBA（Key Biodiversity Area）」（ベリーズ、コスタリカ）または「生物圏保存地域（ユネスコエコパーク）」（コスタリカ）が存在することが確認されました。また、一部拠点の周辺地域において、樹木被覆の減少がみられることが確認されました。

③Assess（分析）

【想定される事業へのリスク評価と対応策】

- 潜在的なリスクの認識・分析結果

 セクターの一般的な依存・インパクト及びロケーション分析の結果、生態系のセンシティビティおよび樹木被覆の減少が特に対処が必要なリスクとなるため、それらの潜在的なリスクの将来変化を把握するべく、物理的リスクおよび移行リスクのシナリオ分析を実施しました。

 ＜物理的リスク＞
 Climate Impact Explorer（※）を用いて樹木被覆や生態系センシティビティへの影響が大きい洪水リスクのシナリオ分析を実施しました。その結果、将来に渡って洪水発生リスクは低いことが確認されました。

 ※ Climate Impact Explorer：地域別・シナリオ別に物理的リスクを分析できるClimate Analyticsが開発したツール。

 ＜移行リスク＞
 土地改変による森林減少防止を目的とした規制が国・地域レベルで進展することで、関連品目に対しトレーサビリティ対策の強化等にコストが発生する可能性が考えられます。そのため、規制・市場・レピュテーション・技術の４つの観点のうち、規制リスクが主に対処するべきリスクであると考えられます。

- 潜在的なリスクに対する本事業の評価と対応策

 本事業においては、サステナビリティ課題に関するマテリアリティ分析を継続的に実施しており、生態系保全や森林伐採や土壌侵食等を重要な課題として認識しています。そのため、2021年には本事業のコスタリカのバナナ農園がレインフォレスト・アライアンス2020認証を世界で初めて取得しました。また、土壌劣化を抑制するための土地保全プログラムを実施しており、所有地全体の約20%がその対象となっています。具体的には、バナナやパイナップル農園周辺での保全地域の設定、土壌浸食を防ぐための自然植生の保全や再植林、農場および約3,000ヘクタールの保全地域での生物多様性調査や保全計画策定等を実施しています。さらに、生態系や樹木被覆や水域を保全するため、農薬使用量減少に関する様々な病害虫管理の取り組みを実施しています。

 そのため、生態系のセンシティビティや樹木被覆の減少に係る潜在的なリスクへの対応策を既に備えていると考えています。

 対応策の更なる詳細は、Fyffes社が発行するサステナビリティレポートをご覧ください。

④Prepare（準備）

【今後の対応】

今後も、保全地域での取り組みの継続や生物多様性調査の結果をモニタリングすることによって、生態系や樹木被覆の減少抑制への取り組みを継続していきます。また、新規の農地開発を考慮する際には、今後高まるであろう規制リスクへの対応も考慮し、森林破壊防止に向けた取り組み・モニタリングを継続していきます。

【目標・指標】

潜在的なリスク	指標	データ	TNFD指標番号
生態系センシティビティ	陸域生態系の保全範囲	2024年時点で約2,819ヘクタールの保全地域を設定済 （保有地の約20%相当）	C1.1

II. 【鉱山セクター】チリ銅鉱山事業：Quebrada Blanca

①事業概要

Quebrada Blanca銅鉱山事業（以下、「本事業」）は当社、住友金属鉱山株式会社（以下、「住友金属鉱山」）およびカナダの資源メジャー企業であるテック・リソーシズ（Teck Resources Limited）がチリ共和国北部のタラパカ州にて共同で運営する銅鉱山事業であり、当社および住友金属鉱山は2019年から参画しています。本事業はフェーズ2の操業を2023年より開始しており、今後25年以上にわたる長期安定的な生産を続ける計画です。

②Locate/Evaluate（発見・診断）

【セクターの依存・インパクト】

セクターレベルでの依存・インパクトの分析の結果、鉱山セクターでは一般的に、「水の利用」、「陸上生態系の利用」によるインパクトが特に大きいとされています。

【ロケーション分析】

本事業では「水ストレス」「生態系センシティビティ」についてロケーション分析を実施した結果、本事業が立地する地域においては、「水ストレス」が高いことが確認されました。一方で、「生態系センシティビティ」については、本事業の近隣に保護区等の生物多様性の観点で重要なエリアは存在せず、リスクが低いことが確認されました。

③Assess（分析）

【想定される事業へのリスク評価と対応策】

- 潜在的なリスクの認識・分析結果

 セクターの一般的な依存・インパクト分析及びロケーション分析の結果、水ストレスが特に対処が必要なリスクとなるため、水ストレスに関する潜在的なリスクの将来変化を把握するべく、物理的リスクおよび移行リスクのシナリオ分析を実施しました。

 ＜物理的リスク＞
 AQUEDUCTを活用し将来の水ストレス予測を分析した結果、いずれのシナリオ（Pessimistic、Business as Usual、Optimistic）においても、将来（2030年、2050年、2080年）にわたり水ストレスが高い状態が継続することが確認されました。

 ＜移行リスク＞
 チリでは水資源枯渇が問題として広く認識されており、海水淡水化など、淡水の取水を削減するための設備導入の必要性が議論されています。従って、今後、内陸水の利用に関する規制が厳しくなる可能性があります。そのため、移行リスクの規制・市場・レピュテーション・技術の４つの観点のうち、規制の観点が特に対処すべきリスクと考えられます。

- 潜在的なリスクに対する、本事業の評価と対応策

 本事業では、海水淡水化設備を既に導入済みであり、事業に必要な水の9割以上を海水淡水化によって確保しています。加えて、使用した水の8割以上を再利用することで、淡水の取水量を大幅に低減しています。従って、取水による地域の水源への影響を最小化し、水ストレスの高い状態が継続することによる物理的リスクや、規制の観点での移行リスクを含む水ストレスに係る潜在的なリスクへの対応策を既に備えています。

④Prepare（準備）

【今後の対応】

本事業では、水利用のみならず生態系、先住民族の土地等に関する現地国の厳しい法規制を遵守し操業を行っており、今後も引き続き関連法規制を遵守した事業運営を行います。また、潜在的なリスクとして確認された水ストレスについて、取水量や水再利用・リサイクル率といった指標をモニタリングしながら事業を進めていきます。

【目標・指標】（情報ソース：Tech Resources Ltd）

<table>
<tr><th>潜在的なリスク</th><th>指標</th><th>データ（2024年）</th><th>TNFD指標番号</th></tr>
<tr><td rowspan="2">水ストレス</td><td>取水量（ML）</td><td>
<table>
<tr><th></th><th>High Quality（※）</th><th>Low Quality（※）</th></tr>
<tr><td>表流水</td><td>599</td><td>0</td></tr>
<tr><td>地下水</td><td>4,024</td><td>0</td></tr>
<tr><td>海水</td><td>0</td><td>45,827</td></tr>
<tr><td>第三者経由</td><td>9</td><td>0</td></tr>
</table>
</td><td>C3.0</td></tr>
<tr><td>水再利用・リサイクル率</td><td>84%</td><td>A3.2</td></tr>
</table>

※ High quality：飲料水、農業用水など多用途に利用可能で、飲料水基準を満たすために最低限から中程度の処理が必要となる水
Low Quality：工業用水などを除き有益な用途の可能性が低く、飲料水基準を満たすために大幅な処理が必要となる水

III. 【鉱山セクター】南アフリカ鉄鉱石・マンガン鉱山事業：Oresteel

①事業概要

当社の持分法適用会社であるORESTEEL INVESTMENTS (PROPRIETARY) LIMITED （以下「Oresteel」）は、南アフリカの鉄鉱石・マンガン鉱石生産会社Assmangの株式50%を保有するAssoreの持株会社です。Oresteelは南アフリカを拠点としており、Assoreを通じてクロム鉱山等を、またAssmang（Assore及びAfrican Rainbow Minerals（ARM）が株式50%ずつを保有）を通じて鉄鉱山、マンガン鉱山等を間接的に複数保有しています。

②Locate/Evaluate（発見・診断）

【セクターの依存・インパクト】

セクターレベルでの依存・インパクトの分析結果、鉱山セクターでは一般的に「水の利用」、「陸上生態系の利用」によるインパクトが特に大きいとされています。

【ロケーション分析】

「水ストレス」「生態系センシティビティ」についてロケーション分析を実施した結果、各鉱山（今回の分析対象はKhumani鉄鉱山、Black Rockマンガン鉱山の2鉱山）が立地する地域においては、水ストレスが高いことが確認されました。一方で、生態系センシティビティについては、各鉱山の近隣に保護区等の生物多様性の観点で重要なエリアは位置しないことが確認されました。

③Assess（分析）

【想定される事業へのリスク評価と対応策】

- 潜在的なリスクの認識・分析結果

 セクターの一般的な依存・インパクト分析及びロケーション分析の結果、水ストレスに関するリスクが、特に対処が必要なリスクとなるため、水ストレスに関する潜在的なリスクが将来どのように変化していくかを把握するべく、物理的リスクおよび移行リスクのシナリオ分析を実施しました。

 ＜物理的リスク＞
 AQUEDUCTを活用し将来の水ストレス予測を分析しました。分析の結果、いずれの鉱山が立地する拠点において、またいずれのシナリオ（Pessimistic、Business as Usual、Optimistic）においても、将来（2030年、2050年、2080年）水ストレスが高い状態が継続することが確認されました。

 ＜移行リスク＞
 今後、水ストレスが高い状態が継続する場合、南アフリカにおいて鉱山セクターにおける淡水利用に対する制限が強化される、またこれに伴う追加設備・技術導入による追加コストが上昇する、といったリスクが潜在的にあると考えられます。そのため、規制・市場・レピュテーション・技術の4つの観点のうち、規制リスクと技術リスクが主に対処するべきリスクであると考えています。

 - 潜在的なリスクに対するOresteelの評価と対応策

 Khumani鉄鉱山においては、水回収、貯水設備の建設、雨水管理の改善といった包括的な対策を行っています。また生産量1トン当たりの水利用量目標を設け、実績のモニタリングを実施しています。加えて、Black Rockマンガン鉱山においても再生水の利用、雨水管理の改善に加え、近隣コミュニティにおいて処理水の使用を推奨することで、地域全体の取水量を減らす取り組みを行っています。

 各鉱山において内陸水の取水量を削減することで、取水による地域の水源への影響及び将来にわたり水資源が枯渇した場合の事業への影響を最小化しており、水ストレスに係る潜在的なリスクへの対応策を既に備えていると考えています。

④Prepare（準備）

【今後の対応】

Oresteelでは水利用や生態系等に関する現地国の環境許認可等の厳しい法規制を遵守し操業を行っており、今後も引き続き関連法規制を遵守した事業運営を行います。

潜在的なリスクとして確認された水ストレスについては、水利用量（及び水再利用／リサイクル率）に関し、目標未設定の鉱山における対応状況を含めて、事業会社との対話を通じて確認していきます。また、引き続き現地における規制動向等を注視していきます。

【目標・指標】

<table>
<tr><th>潜在的なリスク</th><th>指標</th><th colspan="6">データ</th><th>TNFD指標番号</th></tr>
<tr><td rowspan="5">水ストレス</td><td rowspan="3">取水量 （万m^3）</td><td>決算年度（※）</td><td>2021</td><td>2022</td><td>2023</td><td>2024</td><td>2025</td><td rowspan="5">C3.0</td></tr>
<tr><td>Khumani</td><td>482</td><td>466</td><td>404</td><td>390</td><td>494</td></tr>
<tr><td>Black Rock</td><td>138</td><td>110</td><td>204</td><td>162</td><td>222</td></tr>
<tr><td colspan="6">※Operational Water withdrawal</td></tr>
<tr><td rowspan="2">生産量1トン当たりの 水利用量（m^3／トン）</td><td>Khumani</td><td colspan="5">2025年度　0.343（目標値：0.319以下）</td></tr>
<tr><td>Black Rock</td><td colspan="5">※今後、定量目標を設定予定</td></tr>
</table>

※ Oresteel社の決算月は６月

IV. 【鉱山セクター】ブラジル鉄鉱石鉱山事業：MUSA(Mineração Usiminas S/A)

①事業概要

Mineração Usiminas S/A（以下、「本事業」）は、Usiminas社が70%、当社が30%株式を保有する合弁会社であり、ブラジルのミナスジェライス州のセ―ハアズール地域において3つの鉱山を操業し鉄鉱石の生産、販売を行っています。

②Locate/Evaluate（発見・診断）

【セクターの依存・インパクトの分析】

セクターレベルでの依存・インパクトの分析結果、鉱山セクターでは一般的に、「水の利用」、「陸上生態系の利用」によるインパクトが特に大きいとされています。

【ロケーション分析】

「水ストレス」「生態系センシティビティ」のロケーション分析を実施した結果、水ストレスについては、本事業が位置する地域では水ストレスは高くないことが確認されました。一方で、生態系のセンシティビティについては、本事業が立地する地域は、高い生物多様性を有する熱帯原生林が分布する地域に位置していることが確認されました。

③Assess（分析）

【想定される事業へのリスク評価と対応策】

- 潜在的なリスクの認識・分析結果

 セクターの一般的な依存・インパクト分析及びロケーション分析の結果、陸上生態系の利用によるインパクトが特に大きい事業であることを確認しています。高い生物多様性を有する熱帯原生林が事業地の近隣に分布する本事業では、「土地利用の変化」と「汚染（特にテーリングに由来する汚染）」が特に対処が必要なリスクとなるため、これらのリスクが将来どのように変化していくかを把握するべく、物理的リスクおよび移行リスクのシナリオ分析を実施しました。

 ＜物理的リスク＞
 Climate Impact Explorer（※）を用いた分析を行いました。その結果、本事業が位置するブラジルのミナスジェライス州では、洪水や極端な降雨の発生可能性が将来上昇する可能性があることが確認され、テーリングダムなどの関連施設がダメージを受けた場合に、汚染物質が周辺環境に排出される可能性もあり、周辺の生態系や生物種に影響を与えるリスクが潜在的にあることを認識しています。

 ※ Climate Impact Explorer：地域別・シナリオ別に物理的リスクを分析できるClimate Analyticsが開発したツール。

 ＜移行リスク＞
 近年の自然資本への関心の高まりや、鉱山セクターでのテーリング施設に由来する汚染の可能性が一般に認識されていることを踏まえ、閉山に伴う土地保全や、テーリングダム管理に関する規制が厳しくなり、追加の対応や、新たな技術の導入に係るコストなどが発生するリスクがあります。そのため、規制・市場・レピュテーション・技術の４つの観点のうち、規制および技術の観点が主に対処すべきリスクであると考えています。

- 潜在的なリスクに対する、本事業の対応策と評価

 本事業では、土地利用の変化に対して環境影響評価を実施し、廃棄物の適切な管理や、植物や野生動物のレスキュープログラムなどの、土地改変による影響を最小化する緩和策を実施しています。また、鉱山フットプリントよりも大きい面積の土地を植林活動や保全地役権の設定、元来の植生保護等を行う保全・保護エリアとして確保しています。さらに、本事業が位置する地域で動物モニタリングプログラムを実施しており、将来的に調査結果等を地域での保全に生かしていくことを検討しています。従って、本事業では、こうした土地改変の影響緩和や保全・保護に係る取り組みにより、移行リスクを含む土地利用の変化に係る潜在的なリスクに対処可能であり、洪水や局所豪雨による関連施設への損害等の物理的なリスクにも効果があると考えております。

 テーリングに由来する汚染に対しては、従来式のテーリングダム設備の代わりに、プロセス水を再利用・循環することで外部環境への排水が発生しない安定性の高ドライスタッキングシステムの導入を進めており、日次での目視点検や地質工学的なモニタリングを含む、現地国の法規制を遵守した管理を行っているほか、水質モニタリングも実施して確認をしています。

 従って、土地利用や汚染に関する潜在的なリスクに対処可能であると考えています。

④Prepare（準備）

【今後の対応】

本事業では、水利用や生態系、先住民の土地等に関する現地国の環境許認可等の法規制を遵守し操業を行っており、今後も引き続き関連法規制を遵守した事業運営を行います。潜在的なリスクとして確認された土地利用の変化については、鉱山事業のフットプリントや保全・保護面積といった指標をモニタリングしていきます。

汚染については、2025年度には最後の従来式テーリングダムの解体が完了予定ですが、今後も継続して水質モニタリングを行うことで、事業活動が地域の水質に影響を与えていないか注視するほか、ドライスタッキングシステムからの排水についてもモニタリングしていきます。

【目標・指標】

潜在的なリスク	指標	データ（2025年）	TNFD指標番号
土地利用変化	陸／淡水／海洋生態系の利用変化の範囲	鉱山事業の合計フットプリント： 11km^2(1,100ha)	C1.1
	陸／淡水／海洋生態系の保全又は復元の範囲	法令又は規制により義務化： Environmental Protection Area： 74km^2(7,400ha) Legal Reserve：14.64 km^2(1,464ha)	C1.1
テーリングに由来する汚染	廃水排出	ドライスタッキングシステムからの排水：0 m^3	C2.1

V. 【火力発電セクター】UAEガス火力発電事業：Hamriyah

①事業概要

Hamriyahガス火力発電事業（以下「本事業」）は、アラブ首長国連邦 シャルジャ首長国で初となる大型IPP火力発電事業です。同国ハムリヤ地区に位置する本事業は、発電ユニット3基（約1,800メガワット）で構成されており、最初のユニットは2021年に、残りのユニットは2023年に商業運転を開始しています。

②Locate/Evaluate（発見・診断）

【セクターの依存・インパクト】

セクターレベルでの依存・インパクトの分析の結果、火力発電セクターでは一般的に「水の利用」によるインパクト及び「地表水」への依存が特に大きいとされています。

※ なお、GHG排出のインパクトに関しては、TCFDに基づいて気候変動リスクの分析・開示をガス火力発電事業として行っている気候変動のページをご確認ください。

【ロケーション分析】

「水ストレス」「生態系センシティビティ」についてロケーション分析を実施した結果、本事業が立地する地域は水ストレスが高いことが確認されました。また、生態系センシティビティについては、本事業の近隣に保護区が存在することが確認されました。

③Assess（分析）

【想定される事業へのリスク評価と対応策】

- 潜在的なリスクの認識・分析結果

 セクターの一般的な依存・インパクト及びロケーション分析の結果、水ストレスに関するリスクが、特に対処が必要なリスクとなります。また、生態系センシティビティについても生物多様性の観点で重要なエリアが近接することからリスク評価結果がMiddleであるため、補完的に対処すべきリスクとなります。

 水ストレスに関する潜在的なリスクが将来どのように変化していくかを把握するため、物理的リスクおよび移行リスクのシナリオ分析を実施しました。

 ＜物理的リスク＞
 AQUEDUCTを活用し将来の水ストレス予測を分析した結果、いずれのシナリオ（Pessimistic、Business as Usual、Optimistic）においても、将来（2030年、2050年、2080年）水ストレスが極めて高い状態が継続することが確認されました。

 ＜移行リスク＞
 アラブ首長国連邦では、水資源枯渇が問題として広く議論されており、国家戦略や各種法規制においても持続可能な水資源の維持・管理の重要性が認識されています。従って今後、企業への水関連の対応が一層求められるなど、対応コストが発生する可能性が潜在的にあると考えています。そのため、規制・市場・レピュテーション・技術の４つの観点のうち、規制の観点が特に対処するべきであると考えています。
 また、生態系のセンシティビティについては補完的に対処すべき潜在的リスクであると考えられます。具体的には、発電所の冷却にあたって生じる温排水、また海水淡水化にあたって生じる高濃度塩水（ブライン）による汚染の環境影響が潜在的に発生する可能性があります。本事業が立地するサイトの近隣には、マングローブや貴重な海洋生態系が存在する湿地が位置することから、こうした生態系への影響の可能性が考えられます。

- 潜在的なリスクに対する、本事業の評価と対応策

 本事業では海水淡水化設備を導入済みであり、淡水は使用しておらず、海水を淡水化することで事業活動に必要な水を確保しています。従って、取水による地域の水源への影響及び将来にわたり水資源が枯渇した場合の事業への影響を最小化しており、水ストレスに係るリスクへの対応策を既に備えていると考えています。

 また生態系センシティビティについては、本事業では温排水や高濃度塩水（ブライン）等による汚染の環境影響が想定されますが、いずれも環境影響評価の結果、海水表面で分散・希釈されるため海洋生態系への影響は軽微かつ基準内であることが確認されました。加えて、近隣のサンゴや真珠貝が生息するエリアでは年次の海洋生態系調査も行っており、本事業の活動のみに起因する広範な環境悪化が起きていないことも確認しており、生態系センシティビティに係る潜在的なリスクにも対処可能であると考えています。

④Prepare（準備）

【今後の対応】

今後も海水消費量や温排水温度のモニタリングを継続して実施していきます。また、将来的に海水淡水化設備の新設も想定していることから、こうした設備に対しても生態系影響に関する適切な評価を行います。

【目標・指標】

潜在的なリスク	指標	データ	TNFD指標番号
水ストレス	取水量	淡水の使用なし（海水を淡水化して使用） 【参考】 海水消費量2025年：約8.3億m^3	C3.0
生態系 センシティビティ	温排水の温度	2026年5月： 33.1℃（Outfall-10） 32.9℃（Outfall-20） 32.4℃（Outfall-30） ※いずれのユニットも取水時（31.2℃）との温度差は基準±5℃以内の閾値内	C2.1

【参考：ロケーション分析・評価方法詳細】

「水ストレス」、「生態系のセンシティビティ」、「樹木被覆の減少」、「先住民族・コミュニティの土地」の各項目の評価方法の概要を以下に示します。

水ストレス

「Aqueduct」を活用し、事業拠点が位置する地域における水ストレス（Baseline Water Stress）を確認し、そのレベルに応じ、「高リスク」、「中リスク」、「低リスク」の3段階でリスクを評価しました。

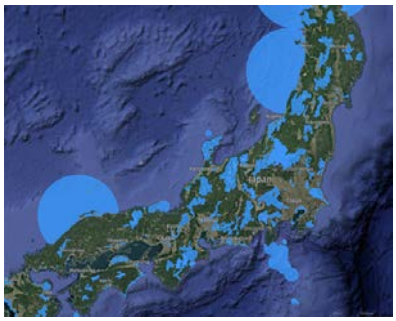


Aqueductを活用した水ストレス確認のイメージ

生態系のセンシティビティ

「Global Forest Watch」を活用し、生物多様性の観点で重要な以下のエリアと事業拠点の位置関係を確認し、その近接度合いにより、「高リスク」、「中リスク」、「低リスク」の3段階でリスクを評価しました。

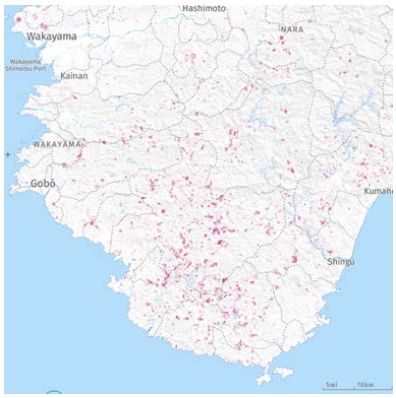
- 保護区：法的に保護されるエリアのうち、生物多様性保全の観点で特に重要であると考えられる、IUCNガイドラインでカテゴリⅠ～Ⅲにあたるものおよび国際的に重要性が認知されているラムサール条約湿地、世界遺産、生物圏保存地域（ユネスコエコパーク）を対象としました。
- KBA／AZE Site：生物多様性重要地域（Key Biodiversity Area）。また、KBAのうち、特に絶滅の危機に瀕する種に重要な地域がAZE Site：Alliance for Zero Extinction（AZE）Siteとして選定されています。
- 熱帯原生林（Primary Forests）：熱帯地方に分布する原生林で、高い生物多様性を有しています。
- マングローブ：マングローブ林は、高い生物多様性を有することが広く認識されています。



Global Forest Watchを活用した生態系のセンシティビティ確認のイメージ
（図では、KBAを表示）

樹木被覆の減少

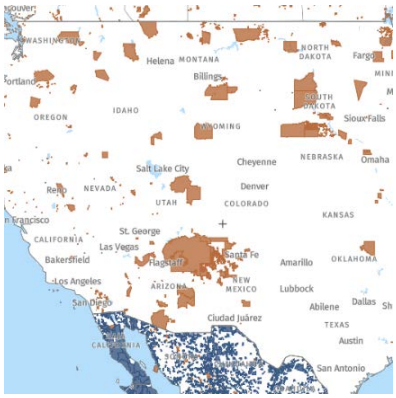
「Global Forest Watch」を活用し、事業拠点周辺における樹木被覆の減少が大きいエリアを確認し、その度合いに応じて、「高リスク」、「低リスク」の2段階でリスクを評価しました。



Global Forest Watchを樹木被覆の減少リスク確認のイメージ

先住民族・コミュニティの土地

先住民族やコミュニティの生活や生計は、土地、資源、水等の自然資本と深く結びついている場合があり、そのような重大な依存関係にある土地が分布する可能性があるエリアを確認するため、「Global Forest Watch」を活用して事業拠点周辺を確認し、分布の有無および評価データの有無に応じて、「高リスク」、「中リスク」、「低リスク」の3段階でリスクを評価しました。



Global Forest Watchを活用した先住民族・コミュニティの土地リスク確認のイメージ

5. リスクとインパクトの管理

5.1 自然関連課題の特定・評価プロセス

当社グループの事業は多岐にわたるため、セクターや地域に応じて自然との関係性が異なります。そのような事業特性を踏まえ、従来は個別事業ごとの取り組みを推進してきましたが、中期目標で掲げた「2030年ネイチャーポジティブに向けた取り組みの促進」のためには、より全社視点でのリスクとインパクトの管理および施策検討も必要であると考えています。

そこで今回は、より俯瞰したレベルで分析を実施するため、VCを含む当社グループの事業全体の依存・インパクトの概観の評価と、特に優先度が高いと考えられた鉱山セクターと農業セクターを対象にしたセクターレベル、また一部優先事業においては事業レベルでの自然関連課題の分析と検討を行いました。重要なリスクとインパクトの具体的な検討方法・評価結果は「戦略」をご確認ください。

なお、自然関連のリスク・機会には気候変動に関するリスク・機会も含まれますが、当社は気候変動に関してTCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）に基づいて開示しています。気候変動に関するリスク・機会については「気候変動」をご確認ください。

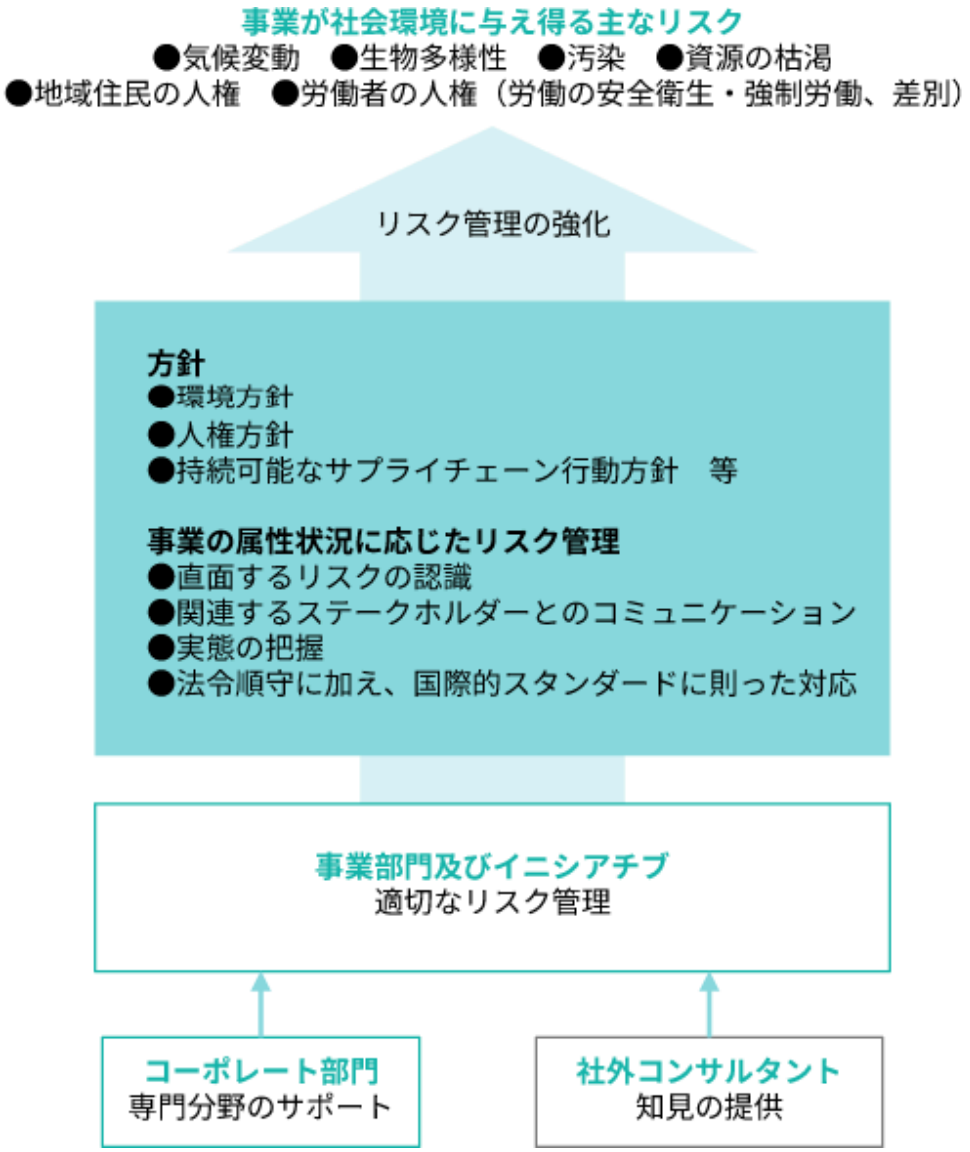
5.2 全社的なリスクマネジメント

当社グループのリスクマネジメントにおいては、営業活動を「投資」と「商取引」に大別した上で、それぞれに固有のリスクファクターおよび双方に共通するリスクファクターを洗い出して管理しています。「社会・環境リスク」は、リスクファクターの一つとして位置づけられており、自然関連リスクもその中で全社的なフレームワークに組み込んで管理しています。



5.3 自然関連リスクとインパクトの管理

当社グループの事業活動は、多様な産業、広範な地域に跨っており、それぞれの事業が地球環境や地域社会、取引先、あるいは役職員等の異なるステークホルダーに様々な影響をもたらします。当社グループの各事業活動が社会・環境に与える影響や、重点的に管理すべきリスクの性質は、事業が取り扱う商品、業態、あるいは活動地域等によって異なるため、個々の事業の特性を踏まえたリスク管理が必要です。
具体的には、各事業について、事業の内容や所在地域の特性、社会・環境との関わりやリスクを認識すること、地域社会や従業員等のステークホルダーとのコミュニケーションルートを持ち、深刻な問題が生じていないかどうかを把握すること、社会・環境に関する各問題について、法令を遵守するだけでなく、環境や人権に係る国際的なスタンダードに則って対応することに努め、リスク管理を行っています。

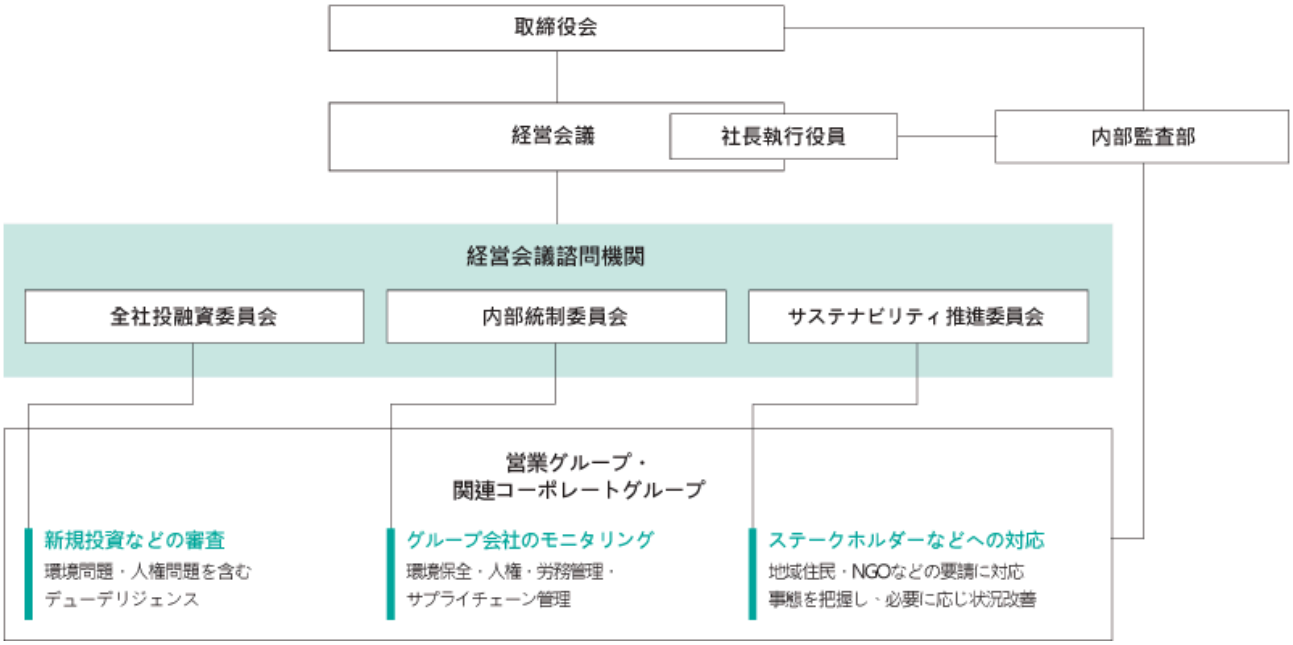


当社グループは、様々なビジネスを含むグループ全体の活動が与える社会・環境面への影響を適切に管理するため、投融資実行の際の審査や定期的なモニタリング等の全社的フレームワークを整えています。投融資に係るデューデリジェンスの際には、各事業内容・地域特性を踏まえ、気候変動、自然破壊、環境汚染、水リスク、労働環境・安全衛生、地域社会への影響などに関する社会・環境関連リスク評価を行います。リスク管理の実効性をさらに高めるため、SASB基準等のリスク情報をもとに、社会・環境関連リスクに特化したセルフアセスメントシートを用いてリスクおよび機会を洗い出すとともに、全社投融資委員会においても社会・環境への影響を踏まえた意思決定が行われる体制を整えています。
セルフアセスメントシートでの評価項目のうち、自然資本に関係する評価要件は以下の通りです。

評価項目	自然資本に関係する評価要件等
I. 労働者の人権	自然依存・影響度の高い分野での労働者の人権
II. 地域社会への影響	生態系の改変を含む大規模な土地の確保・利用、大量の取水・排水を伴う場合の先住民・地元コミュニティ (IPLC) の権利
III. 環境汚染・自然破壊	自社の事業活動において生じる排出物・廃棄物および危険物質・化学物質の取り扱い・漏洩、大気・水質・土壌汚染などの環境汚染や生態系の破壊の可能性
IV. 持続可能な調達	原材料の生産・調達に関し、貴重な天然資源の枯渇、森林破壊、あるいは人権リスクなどのリスク
V. パートナー・下請先・サプライチェーン	事業パートナー、下請け会社、直接の仕入れ先等における環境汚染・自然破壊の報道やNGO批判
VI. 新技術に関わるリスク	
VII.その他リスク	
VIII.気候変動	長期的な気候変動の激化、自然災害・異常気象の慢性化による事業パフォーマンスへの影響の可能性

投融資後の事業についても、事業会社との対話を通じた定期的なモニタリングや、内部監査等のプロセスを通じ、社会・環境関連リスク管理状況を確認し、課題がある場合は、その事業の特性に応じて改善を進めています。また、当社グループの事業活動の影響について、地域住民やNGO等、ステークホルダーから問題の指摘を受けた場合は、実態を踏まえて、対話・協議を行い、改善に努めているほか、重要事業については、当社から説明・対話を行うなど、エンゲージメントを強化しています。

また、こうした事前審査やモニタリングの結果、個別案件の重要な社会・環境問題への対応は、必要に応じて外部専門家からの助言も踏まえ適切な対応を検討するとともに、関連する社内の委員会を通じて経営会議・取締役会に付議・報告しており、取締役会の監督のもと、社会・環境関連リスクへの対応および管理体制の強化に取り組んでいます。



社会・環境関連リスクの考え方、管理体制の詳細については、「リスクマネジメント」をご覧ください。

6. 測定指標とターゲット

TNFDの示すグローバル中核開示指標、グローバル追加開示指標のうち、当社グループが測定し、「環境関連データ」に開示を行っている指標と、個別事業で測定し、「戦略」の中で開示を行っている指標を下表の通りに整理しました。
「2030年ネイチャーポジティブに向けた取り組みの促進」に向けて、さらなる測定指標の拡充、モニタリングおよび改善に努めます。

No	自然の変化の要因	指標	対象範囲	開示内容・対応状況
	気候変動	GHG 排出量	連結	Scope1・2、Scope3排出量
C1.0	**陸／淡水／海洋利用の変化**	総空間フットプリント	個別事業	【鉱山】MUSA：鉱業事業の総フットプリント
		陸／淡水／海洋の利用変化の範囲	個別事業	【農業】Fyffes：保全地域
				【鉱山】MUSA：Environmental Protection Area
C1.1				【鉱山】MUSA：Legal Reserve
C2.1	**汚染／汚染除去**	廃水排出	連結/個別事業	連結：総排水量
				【鉱山】MUSA：ドライスタッキング由来の外部排水量
C2.2		廃棄物の発生と処理	連結・単体	廃棄物排出量、事業系一般廃棄物のリサイクル量・最終処分量・リサイクル率、有害廃棄物排出量
C2.3		プラスチック汚染	単体	プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出量、再資源化量、熱回収量の開示
C2.4		温室効果ガス（GHG）以外の大気汚染物質総量	単体	大気汚染物質排出量（NOx、SOxを含む）
C3.0	**資源使用／資源補充**	水不足の地域からの取水量と消費量	連結/個別事業	連結：水ストレス地域の取水量
				【鉱山】Quebrada Blanca：取水量
				【鉱山】Oresteel：取水量、生産量1トン当たりの水利用量

No	自然の変化の要因	指標	対象範囲	開示内容・対応状況
C7.2	**リスク**	自然関連のマイナスのインパクトにより当該年度に発生した多額の罰金、科料、訴訟の内容と金額	単体	環境関連法規違反、罰金件数、罰金額（罰金100万円以上など）
A3.2	**自然の変化の要因： 資源の利用と補充**	削減、再利用／リサイクルされた水	個別事業	【鉱山】Quebrada Blanca：銅鉱山・選鉱場における水再利用・リサイクル率

Appendix: 新規事業開発

当社グループでは、自然資本に関する新たな事業開発にも挑戦しています。特に循環型経済への転換を促す製品・サービス・仕組みづくりは、当社グループにとって大きな事業機会があると捉えています。循環型経済への転換は、原材料の生産段階等で発生する自然へのインパクトを回避・軽減することにも繋がることから、自然関連のインパクトの低減・機会の創出にも関連する取り組みと考えています。製品・サービス・仕組みづくりとして、以下のような具体的な取り組み事例も出てきています。

- トムラ・ジャパンにおけるPET等回収リサイクル事業
- Werner Aeroにおける航空機のパートアウト事業
- 太陽光パネルのリユース・リサイクル事業確立に向けた実証実験

また、経済産業省が推進する「サーキュラーパートナーズ(CPs)」に参画し、ルール形成への参画やネットワーキング等を図り、循環型経済に貢献する事業の創出に取り組んでいます。
また2025年度には、マングローブ植林由来のカーボンクレジット事業へ参入しました。当該事業は、脱炭素化に向けた市場成長を促進するとともに、マングローブによる多様な生き物の生息地の確保・水質浄化等の生態系サービスの向上への寄与や、マングローブの育成管理等を行う地域住民の就業機会拡大・生計向上への寄与を通じて、ネイチャーポジティブへ貢献するものであると捉えています。
当社グループでは、以上のようなリスク低減と機会の創出の両面での取り組みを行っていますが、ネイチャーポジティブに向けた取り組みについては、今後国際的なルールや指標の策定・更新が見込まれるなど、社会全体として発展過程にあるものと認識しています。したがって上記戦略についても、投資家をはじめとしたステークホルダーとの対話を積極的に行いながら、今後の外部環境の変化を正しく捉え、当社の自然資本の取り組みに反映していきます。

関連事業

水ビジネスの取り組み

人口増加や都市化・工業化を背景に地球規模で水需要の増大が見込まれる一方、安全で衛生的な水インフラ環境の整備は進んでおらず、水問題は深刻化していくとみられています。21世紀に入ってからは、水問題解決を目指した水ビジネスへの取り組みが世界的に注目されはじめました。開発途上国における安全で衛生的な生活環境の実現に貢献するのは先進国の責務である、という意識の高まりも影響しています。

当社では、上水だけでなく下水も併せた水ビジネスを社会インフラの重要な柱と考え、世界各地でさまざまな取り組みを行っています。水需要の増大が著しい地域等、世界各地の有望市場において、上下水処理や海水淡水化等の民活型（※1）であるBOOT/BOO事業（※2）から完全民営化事業に至るまで領域を広げ実績を積んできました。

日本の技術を活かした安心・安全な水の提供や、民間資本を活用した社会コスト削減要請への対応を通して、世界中に広がる水問題の解決に貢献すべく、よりグローバルで多面的な水ビジネスへの挑戦を続けています。

※1 民活：公共により行われてきた事業に民間企業の持つ事業運営能力や資金力を導入し、効率化等を図る手法。
※2 BOOT：Build-Own-Operate-Transfer。公共との長期契約に基づきサービスを提供し、契約期限到来後は事業資産を公共へ移管する
BOO：Build-Own-Operate。BOOT同様、公共と長期契約をベースにサービスを提供するが、資産は事業者が保有し続ける形態。

国	事業内容	事業分類
ブラジル	上下水道23件のアセットを保有するブラジル水関連民間企業では最大級のBRK Ambiental社へ出資（当社間接持分比率は14%）、大きな成長が予想されるブラジル上下水事業に参画。	上下水事業
中国	中国水事業大手の北京キャピタル（北京首創生態環保集団）とCapital Summit社（当社持分比率は40%）を設立、山東省ならびに浙江省で下水処理場を共同運営。	下水事業
オマーン	逆浸透膜技術により海水を淡水化する民活型造水事業を受注。2016年2月より商業運転を開始。	造水事業

農薬・肥料販売事業における環境負荷軽減のための取り組み

農家のニーズに応えた高品質な農薬・肥料を世界中に届け、農作物の生産性向上に寄与すること、これこそが当社の農薬・肥料販売事業の最大のミッションです。輸入・生産・ディストリビューション・直販といった機能を各国市場の特性を踏まえ選択し組み合わせ、農薬・肥料販売事業を現在約40カ国で展開しています。国によっては、農薬の空ボトルやアルミバッグ等が適切に処分されずに放棄され、環境汚染を起こす可能性や残存した農薬による事故や環境への悪影響が懸念されています。ブラジルのアグロアマゾニア社、メキシコのサミットアグロメキシコ社では、農薬空容器の回収・リサイクルに同業他社とともに業界として取り組み、環境保全に努めています。一方、農薬そのものの環境負荷低減のため、バイオ農薬への取り組み（スペインのFutureco社、チリのBio Insumos Nativa社、米国のDPH Biologicals社などバイオ農薬メーカーへの出資参画、グローバル商品開発組織を立ち上げてのバイオ農薬取り扱い強化等）や、農薬だけに頼らない環境負荷の低いIntegrated Pest Management（IPM：総合的病害虫防除）にも取り組んでいます。IPMの一つとして信越化学工業㈱の開発した昆虫の性フェロモンを用いた交信攪乱剤（フェロモン剤）の普及に努めています。フェロモン剤は目的の害虫以外の生物には無害であり、害虫個体数の減少はもとより、植物の内部に侵入する防除が困難な害虫にも効果がある他、害虫の殺虫剤への抵抗性抑制も期待できます。現在、フランスの果樹園の約60%でこの防除法が採用されています。フランスのみならずポーランド、ブルガリア、トルコ等の東欧・中東地域にも販売を広げる等、これらの国での環境負荷を低減した農業生産の普及に貢献しています。また、緩効性肥料（肥料の溶出速度をコントロールし、肥料成分の有効利用率を高めることで減肥につながる）、バイオスティミュラント（植物が本来持っている免疫力・活力を高め、病害虫や寒暖等のストレスに対する耐性を上げることで減肥につながる）、微生物資材（空気中の窒素をアンモニアなどの植物が利用出来る形に変換し、化学肥料の窒素投入量の削減・土壌改良・環境負荷低減に資する）の拡販を通じて、従来の化学肥料の施肥量を減らし耕地への環境負荷を減らす取り組み(このような高機能肥料が主力商品であるルーマニアのNaturevo社への出資参画等)を行っています。



スペインのバイオ農薬メーカーに出資



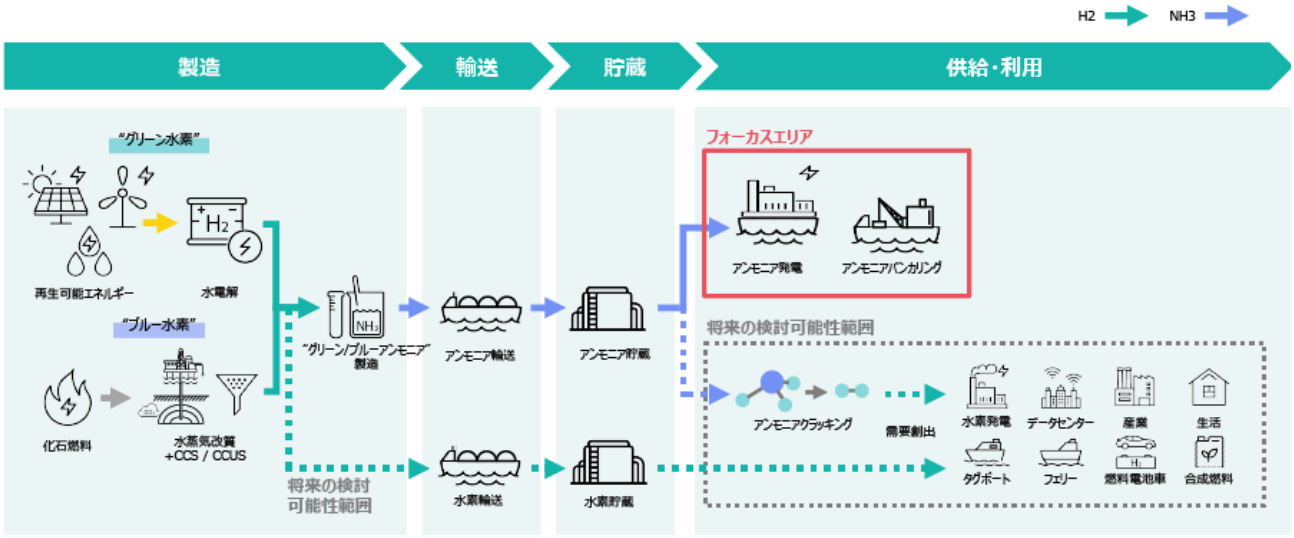
ブラジル農業資材直販事業（アグロアマゾニア社）



フェロモン剤使用の様子

船舶燃料の環境負荷低減

当社は1954年から海運会社向けに船舶燃料の供給事業を国内外で展開しています。また、海運業界の環境負荷の低減に貢献すべく、硫黄酸化物が排出されない、かつ窒素酸化物も従来比40-70%減、二酸化炭素も20%減となるLNG燃料の供給事業にも取り組んでいます。具体的には上野トランステック㈱、横浜川崎国際港湾㈱ならびに㈱日本政策投資銀行との合弁会社を通じてLNGバンカリング船を発注、東京湾でのLNG燃料供給開始の準備を進めています。
国際連合の専門機関である国際海事機関（IMO）は、世界中の海上輸送から発生する温室効果ガス（GHG）の排出量を2050年頃までにゼロにする戦略を掲げています。このような中、アンモニアは燃焼時にCO_2を排出しないため、海運業界におけるGHG排出量削減に大きく寄与する可能性のある次世代の代替船舶燃料として期待されています。特にグリーンアンモニアは、再生可能な電気、水、空気のみから製造され、ライフサイクルにおいてCO_2を排出しないため、海運業界のカーボンフリー化に大きく貢献する可能性を秘めています。当社はシンガポール政府より、同国における船舶燃料向けのアンモニアバリューチェーン構築の事業開発者に選定されており、アンモニアバンカリング船の詳細設計や、商用化に向けた供給実証の準備を進めています。本取り組みを通じてGHGを排出しない船舶燃料の供給・輸送・貯蔵・バンカリングを含む包括的サプライチェーンを構築し、海運業界の脱炭素化への貢献を目指します。



バードフレンドリー®認証コーヒー事業

当社グループは、生物多様性に配慮し、農家の安定収入にもつながる取り組みとして、2004年からバードフレンドリー®認証コーヒー（以下、BF®認証コーヒー）の輸入・販売を手掛け、2014年度からは住商フーズにてBF®認証コーヒーを取り扱っています。BF®認証コーヒーは、自然林と同様のシェード（木陰）を保ちながら栽培することで、環境保全やそこで羽を休める渡り鳥の保護につながる取り組みです。米国スミソニアン渡り鳥センターがその認証基準を設定し、現在、全世界で12カ国（※1）67農園･農協（2026年5月現在）が認証を受け、収益の一部は、同センターの渡り鳥の研究・調査・保護活動に使われています。

本事業は、2019年、国際自然保護連合日本委員会が認定する「国連生物多様性の10年日本委員会（※2）（UNDB-J）認定連携事業」に認定されました。UNDB-Jの認定連携事業になったということは、生物多様性保全活動として重要な活動であり、また、「愛知目標（※3）」の達成に向けて成果を上げてきた活動であることを意味します。
今後も本事業を通して、世界中の渡り鳥保護・生態系保護に貢献していきます。

この事業は、「国連生物多様性の10年日本委員会（UNDB-J）」が推奨する事業として認定を受けています。

※1 12カ国：**エチオピア**、**ペルー**、**エルサルバドル**、**コロンビア**、**グアテマラ**、**ホンジュラス**、ニカラグア、ボリビア、インド、メキシコ、ベネズエラ、コスタリカ（**太字**は2025年度の日本向け輸入実績あり）
※2 国内のあらゆるセクターの参画と連携を促進し、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する取り組みを推進するために2011年9月に設立された委員会。
※3 生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）で採択された、生物多様性保全のための新たな世界目標。



ホンジュラスの認証農園にて



エルサルバドルの認証農園にて



グアテマラの認証農園でのコーヒー収穫

天然資源の持続的活用・循環型経済

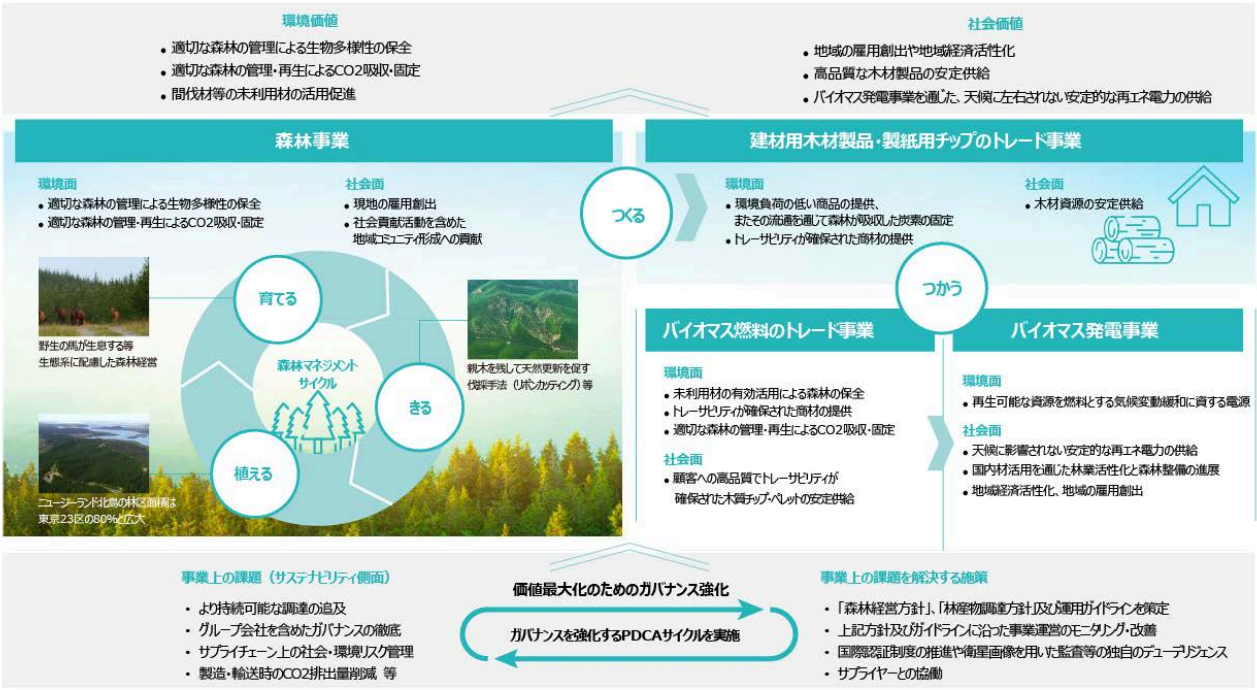
基本的な考え方

大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会活動は、健全な物質循環を阻害するほか、気候変動問題、天然資源の枯渇、大規模な資源採取による生物多様性の損失など様々な環境問題にも密接に関係しています。こうしたこれまでの経済・社会様式から、資源・製品の価値の最大化を図り、資源投入量・消費量を抑えつつ、廃棄物の発生の最小化につながる経済活動である「循環経済（サーキュラーエコノミー）」実現への取り組みは、気候変動対策、生物多様性の保全と並んで、国際社会共通の課題となっています。
加えて、近年では循環経済への移行が、産業競争力の強化や経済安全保障の確保にも貢献する点が強調されるようになってきています。
当社グループはリサイクル、省資源型の技術や商品への転換、森林などの天然資源の持続可能な調達に取り組むことで、限りある資源を有効に活用し、持続可能な資源循環の実現に貢献します。

資源・廃棄物に関するESG定量データ

森林資源の有効活用

森林は、計画的に伐採と育林を繰り返すことで、永久に再生が可能な循環資源です。その地域における多様な食料源や木材製品となる以外に、適切な管理によって生物多様性の保全やCO_2の吸収・固定による気候変動緩和にも貢献しています。その貴重な森林資源を用いた事業を展開している当社グループでは、森林減少や劣化、人権侵害をもたらさないようガバナンス強化に努めながら、持続可能な森林経営を通じて森林資源が提供する環境・社会価値を最大化していきます。



当社は、2022年3月に住友商事グループの「森林経営方針」及び「林産物調達方針」を制定しました。
また、リスクの低減を図るためのデューデリジェンスを強化すべく、方針を実践する上での「運用ガイドライン」もそれぞれ定めています。

住友商事グループの森林経営方針

2022年3月制定

適用の範囲

住友商事および連結子会社が経営する森林事業。なお、それ以外に経営に関与する森林事業のうち重要と判断したものを含みます。

ガバナンス

本方針は、住友商事の経営会議及び取締役会議で決定されたものです。本方針の実践にあたり、重大な課題があった場合は、対応・改善策等につきサステナビリティ推進委員会などで審議し経営会議及び取締役会に報告します。

コミットメント

住友商事は、持続可能な森林経営を行うにあたり、森林破壊ゼロおよび人権尊重の理念のもと、グループ会社と協力して、以下の実践に努めます。

【環境面】

- 総森林面積の減少につながる開発、植林事業開発における天然林の植林地への転換は行いません。
- 保護価値の高い森林（High Conservation Value Forest：HCVF）、泥炭地のような炭素貯留量の多い森林（High Carbon Stock Forest：HCSF）を開発しません。
- 絶滅のおそれのある生物種の保護など、森林事業における生態系への影響の低減に取り組みます。
- 森林火災防止のための管理を徹底し、森林火災の原因となるような施業は行いません。
- 森林の保全、再生に貢献します。

【社会面】

- 「人権方針」に則り、人権に配慮した森林事業を行います。
- 「国際人権章典」および国際労働機関（ILO）の「労働における基本的原則及び権利に関する宣言」が定める人権を尊重し、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に則って活動します。
- 「先住民族の権利に関する国際連合宣言」「自由意思による、事前の、十分な情報に基づいた同意（free, prior and informed consent：FPIC）」の原則などの、先住民の権利に関する国際規範を尊重します。
- 地域住民の雇用創出や森林に関わる教育プログラムの提供などを通じて地域コミュニティへの支援を行います。

運用ガイドライン

【リスク評価・モニタリング】

- 新規の森林事業開始前に、「住友商事グループの森林経営方針」に沿った環境・社会面のリスク評価を行います。また、事業開始後も随時環境面、社会面に関するコミットメントの状況をモニタリングします。

【認証】

- 上記モニタリングに加え、当社グループが経営する森林において国際的に認知された森林認証制度を有効に活用し、認証の取得を促進します。

【ステークホルダーとの対話】

- 世界の森林減少・劣化を防ぐため、林地が含まれる地域のステークホルダーとの対話を通じ、社会における持続的な森林資源の活用を促進します。
- ステークホルダーからの問題提起に対応するため、グリーバンスメカニズム（※）を構築します。

【情報開示】

- 透明性の高い森林経営を実施するため、「住友商事グループの森林経営方針」に則った取組みの情報開示に努めます。

【運用ガイドラインの見直し】

- 営業グループは年1回、方針に基づいた実施報告をサステナビリティ推進部へ行います。
- 報告を踏まえ、サステナビリティ推進部が運用ガイドラインの変更の必要性につき年1回見直しを行います。
- 方針の実践にあたり、重大な課題があった場合は、対応・改善策等につき経営会議及び取締役会に報告します。

※ サプライチェーンを含む事業活動全体に関し、人権侵害等に関する、従業員・ 地域住民等ステークホルダーからの訴えを受け付け、問題解決につなげる仕組み

住友商事グループの林産物調達方針

2022年3月制定

適用の範囲

住友商事および連結子会社が取り扱う原木、木材製品（合板、製材、単板、集成材）、木質チップ、木質ペレット

ガバナンス

本方針は、住友商事の経営会議及び取締役会議で決定されたものです。本方針の実践にあたり、重大な課題があった場合は、対応・改善策等につきサステナビリティ推進委員会などで審議し経営会議及び取締役会に報告します。

コミットメント

住友商事は、森林破壊ゼロ及び人権尊重の理念のもと、グループ会社と協力し、サプライヤー及び顧客と連携しながら、本方針に基づいた調達に努めます。

【環境面】

- 総森林面積を減少させ環境に著しい影響を与えるような森林破壊・開発を伴う土地からの調達物は取り扱いません。
- 保護価値の高い森林（High Conservation Value Forest：HCVF）、泥炭地のような炭素貯留量の多い森林（High Carbon Stock Forest：HCSF）の破壊など、深刻な環境問題に関わる土地からの調達物は取り扱いません。
- 遺伝子組み換えされた木材から生産された調達物は取り扱いません。
- 絶滅のおそれがある生物種を保護するため、ワシントン条約を遵守した調達をします。

【社会面】

- 「人権方針」に則り、人権に配慮した森林事業が行われている森林から調達します。
- 「国際人権章典」および国際労働機関（ILO）の「労働における基本的原則及び権利に関する宣言」が定める人権を尊重し、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に則って活動します。
- 「先住民族の権利に関する国際連合宣言」「自由意思による、事前の、十分な情報に基づいた同意（free, prior and informed consent：FPIC）」の原則などの、先住民の権利に関する国際規範を尊重します。
- 違法に伐採された木材から生産された調達物を取り扱いません。

運用ガイドライン

【モニタリング】

- 「住友商事グループの林産物調達方針」に沿った林産物調達を行うため、信頼できる国際的森林認証制度の認証を取得した調達物の取り扱いを促進します。また、サプライヤーに対し、アンケートや実査などの監査活動を通して詳細な情報を求めます。
- コミットメントを遵守するため、サプライヤーのリスク評価を実施し、コミットメントを遵守していないサプライヤーに対しては協議し、改善を要請します。改善が認められない場合は取引の見直しを検討します。

【ステークホルダーとの対話】

- 世界の森林減少・劣化を防ぐため、サプライヤーおよび顧客を含むステークホルダーとの対話を通じ、社会における持続的な森林資源の活用を促進します。
- ステークホルダーからの問題提起に対応するため、グリーバンスメカニズム（※）を構築します。

【情報開示】

- モニタリング結果報告など、「住友商事グループの林産物調達方針」に基づく取組み状況の開示に努めます。

【運用ガイドラインの見直し】

- 営業グループは年1回、方針に基づいた実施報告をサステナビリティ推進部へ行います。
- 報告を踏まえ、サステナビリティ推進部が運用ガイドラインの変更の必要性につき年1回見直しを行います。
- 方針の実践にあたり、重大な課題があった場合は、対応・改善策等につき経営会議及び取締役会に報告します。

※ サプライチェーンを含む事業活動全体に関し、人権侵害等に関する、従業員・地域住民等ステークホルダーからの訴えを受け付け、問題解決につなげる仕組み

森林経営、林産物調達に関する取り組み

森林経営を行う事業会社に対しては、森林保全、生態系への負荷低減や地域住民への配慮等、環境・社会面のリスク低減に向けた対応状況についてヒアリングを実施し、2025年3月期は森林経営方針に沿った活動がなされていることを確認しました。林産物のサプライヤーに対しては、年次アンケート調査や実地踏査などを実施し、2025年3月期における林産物調達方針に定めるコミットメントへの準拠を確認しました。

ニュージーランド木材ビジネス

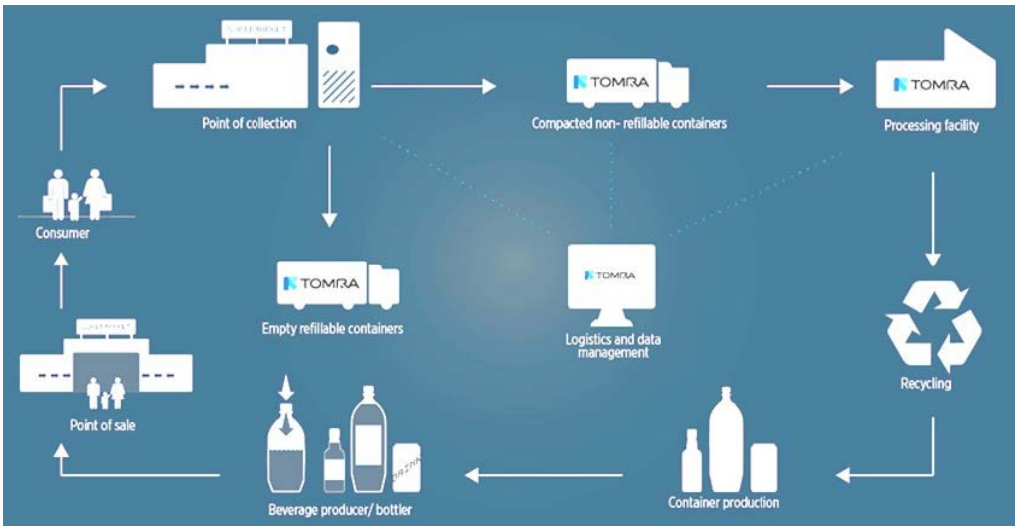
ニュージーランドでは「木を植えて育てて伐採した後、再度植林をする」地球環境に配慮した森林経営のもと、地域社会と共生した持続的な木材資源の供給が30年サイクルで行われています。
Summit Forests New Zealand社の保有する約5.0万haの森林では、水資源や原生林の保護、野生生物との共生が図られる他、先住民族マオリとも友好的な関係を構築して事業を運営してきました。また、保有森林の大部分で森林認証を取得しており、同社による適切な森林管理が客観的に証明されています。



SFNZ社が保有する森林

トムラ・ジャパン(株)
消費者参加型のPETボトルリサイクルシステムを構築・展開

海洋ゴミ問題や温暖化問題等の地球環境問題を改善する方策として、プラスチック資源の利用量削減と有効活用の重要性は年々高まっています。その中でも、持続可能な資源循環を達成するための資源回収システムの構築が重要となってきています。トムラ・ジャパンは、TOMRA Systems ASA社（在ノルウェー）と当社の合弁会社で、PETボトルのリサイクルシステム機器（RVM：Reverse Vending Machine）等の機器販売に加え、スーパーマーケット等の小売店店頭に設置したRVMからPETボトル資源を回収し、リサイクラーへ供給するリサイクルシステムを構築・展開しています。RVMは、消費者によってキャップやラベルが取り除かれたPETボトルのみを回収するため、不純物が少なく高品質な資源を集めることができます。同社は、回収した高品質な資源の供給を通じ、従来よりPETボトルからPETボトルをつくる水平リサイクルに貢献してきましたが、PETボトルからポリエステル衣類にも貢献することを目指し、2021年度に「bottlium®」というブランドを立ち上げました。繰り返し洗って使える衣類へのリサイクル、従来行ってきたPETボトルの水平リサイクル、消費者の積極的な参加を呼び掛け、より良質な資源を効率よく回収・リサイクルすることで、これからも環境負荷の低減と資源循環社会の発展に貢献していきます。



RVMをプラットフォームとした循環リサイクルシステム（水平リサイクル）



Reverse Vending Machine

bottlium®

公式ブランドサイト

トムラ・ジャパンリサイクルブランド「bottlium®」
同社の高品質資源を活かし、薬剤不使用のリサイクルでつくられる。中空等の特殊加工繊維にも利用できる。

住商グローバル・ロジスティクス㈱ 使い捨てからレンタルへ：液体輸送コンテナのMAXICON

当社グループの物流機能を担う、住商グローバル・ロジスティクス㈱は、マキシコン(MAXICON)と呼ばれる内袋式・折畳式IBC（※）のレンタル事業を展開しています。従来、食品・香粧品業界において流通するIBCの多くが購入・使い捨てタイプであったことに対し、マキシコンは「レンタル式IBC」の先駆け的存在として業界を牽引し、廃棄物を大幅に削減する循環型物流を実現しています。また、一斗缶・バッグインボックス・ドラム缶など小型容器を使用していた企業が、少子高齢化・運賃や包材コスト高騰等による深刻な影響を背景に、作業効率・輸送効率に優れるマキシコンを導入する事例が増えており、小型容器を使わない/捨てないという選択が、資源保全に繋がっています。これからも同社はマキシコンでサステナブルな物流に取り組んでまいります。

- MAXICONブランドサイト
- PV “What’s MAXICON?”

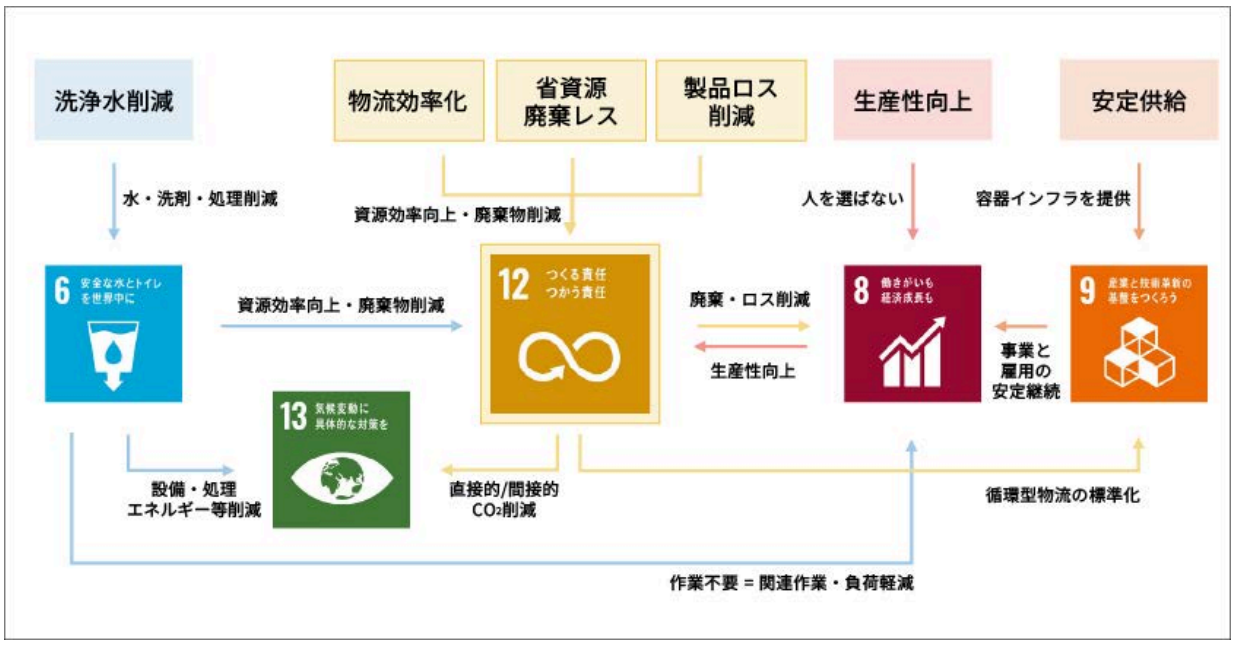
※ Intermediate Bulk Container：1,000L容量程度の中型容器



定番商品：マキシコン・マーク2



マキシコンが実現する循環型物流



マキシコンによる価値創出とサステナビリティ

非鉄金属鉱山事業における環境負荷軽減のための取り組み

当社は在米国JEX Technologies社への出資を通じて、非鉄金属鉱山事業の環境負荷の軽減に取り組んでいます。同社が保有するHydro-Jex®は、非鉄金属鉱山におけるHeap Leaching Padの残留金属を回収する技術です。本技術は採掘量を増やさずに金属生産量を増やす技術であり、生産量単位当たりの温室効果ガス排出量の削減と、新規開発される鉱山数の削減に間接的に貢献しています。また本技術はHeap Leaching Padの安定性の向上や、有害物質漏出リスクの低減にも寄与しています。



実績

当社グループでは、認証木材の取り扱いを積極的に推進することを目標に掲げ、取り組んでおります。2026年3月期のニュージーランド（Summit Forests New Zealand）における認証材取り扱い実績は下表の通りでした。

2025年度実績	
認証材原木（ニュージーランド材）	198千トン

社 会

サプライチェーン・マネジメント——172

人権の尊重——181

人財——200

従業員の安全——244

社会的責任——250

社会貢献活動——266

サプライチェーン・マネジメント

基本的な考え方

当社グループは、持続可能な社会の実現に向けて、取引先や事業パートナーとともに社会的責任を果たすべく、「持続可能なサプライチェーン行動方針」を制定し、さまざまな機会を捉えてその理解・浸透に取り組んでいます。
取引先や事業パートナーへ「持続可能なサプライチェーン行動方針」を共有し、必要に応じて、その遵守状況を確認しています。また、各事業における社会・環境関連リスクのモニタリングにおいて「持続可能なサプライチェーン行動方針」、個別調達方針や各法規制に基づき、サプライチェーンの確認を行っています。

持続可能なサプライチェーン行動方針

2009年11月制定
2013年11月改定
2026年7月改定

住友商事グループは、「住友の事業精神」および経営理念に基づき、健全な事業活動を通じて社会の持続的発展に貢献することを基本的な使命としており、「国際人権章典」、国際労働機関（ILO）の「労働における基本的原則及び権利に関する宣言」、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」および「国連グローバル・コンパクト 10 原則」をはじめとする人権等に関する国際規範を尊重した事業活動を実践します。

グローバルに多様な事業を展開し、多様なサプライチェーンを有する総合商社として、取引先・事業パートナーとともに、持続可能なサプライチェーンを構築していくため、当社グループは、以下に定める事項への賛同と理解、実践を取引先・事業パートナーに求め、関係するサプライチェーンにおける課題の把握および改善に向けて、それらと共にステークホルダーとの対話と協議を行いながら、社会的責任を果たしていきます。

1. **人権の尊重**
 当社グループは、その人権方針の下、人権を尊重し、自らが人権侵害をせず、サプライチェーンを通じて人権侵害を助長しないよう努めます。具体的には、労働に関する基本的な権利を尊重し、労働時間・十分な休息の確保や生活賃金の適切な支払いを行うほか、差別、暴力およびハラスメント行為を禁止し、強制労働、児童労働などの非自発的労働も認めません。結社の自由および団体交渉権を尊重するとともに、安全で衛生的かつ健康的な労働環境の提供に努めます。地域住民および先住民の安全や土地の権利にも配慮します。
2. **環境への配慮**
 当社グループは、気候変動（温室効果ガス排出量の把握・削減を含む）、生物多様性、資源・エネルギーの効率的利用、水資源の保全、汚染防止などの環境課題を認識し、環境負荷の低減と地球環境の保全に取り組みます。
3. **品質・安全の確保**
 当社グループは、提供する商品・サービスの品質および安全性を確保し、ステークホルダーに安心と信頼を提供します。
4. **公正な取引・腐敗防止**
 当社グループは、適用法令および国際規範を遵守し、公正な取引を徹底します。贈収賄、強要などあらゆる形態の腐敗を防止します。
5. **情報セキュリティの確保**
 当社グループは、取り扱う情報を適切に管理し、情報セキュリティの確保およびプライバシー・個人情報の保護に努めます。
6. **地域社会との共生**
 当社グループは、事業活動を行う地域社会の一員として、地域コミュニティとの対話を重視し、地域の持続可能な発展に貢献します。
7. **情報開示**
 当社グループは、本方針に関する取り組みについて、定期的に適切な情報開示を行います。

なお、本方針に反する行為を含む、人権・環境などに関する負の影響がサプライチェーン上で確認された場合には、人権等に関する国際規範に従い、取引先や事業パートナーとの対話を通じて是正を求め、必要に応じて改善に向けた計画の策定や実行を求めます。人権等に関する国際規範に従った当社グループの影響力の範囲内での継続的な指導・支援などにもかかわらず、改善しないと判断される場合には、取引の一時停止や見直しを含む適切な対応を検討します。

※ 本方針における「住友商事グループ」および「当社グループ」とは、住友商事単体および連結子会社を指します。
なお、持分法適用会社については、当社の影響力の範囲内で本方針の趣旨の理解と実践に努めます。

サプライチェーンに関する個別の方針

住友商事は、持続可能な社会の実現に向けて、取引先や事業パートナーとともに社会的責任を果たすべく、「持続可能なサプライチェーン行動方針」を制定しており、特に持続可能な調達を要する主要な天然資源については、個別の方針を制定して取り組んでいます。

- 森林経営方針
- 林産物調達方針

パーム油の持続可能な調達への対応

パーム油は世界で最も生産されている植物油で、食品や化粧品等さまざまな用途で私たちの生活と密接に関係しています。一方、その原料となるアブラヤシは、農園開発による貴重な森林の伐採や生物多様性の毀損、地域住民への影響や、生産現場での強制・児童労働が指摘される場合がある等、パーム油はサプライチェーン上流での社会・環境リスクが高い製品であると認識しています。

従い、当社グループは「持続可能なサプライチェーン行動方針」に基づき、取引先をはじめとするステークホルダーとともに社会的責任を果たすべく、パーム油を取り扱う複数の事業会社とともにRSPO（※）に加盟し、サプライヤーとともに透明性の高いサプライチェーン構築に努めています。

食品・食料専門商社の住商フーズ及び食用油メーカーのサミット製油では、サプライヤーへのアンケート調査を通じて、人権等における固有の問題の有無や対応状況の確認を行っています。また、化粧品関連の専門商社である住商コスメティクスにおいても、サプライヤーへのアンケート調査を行うとともに、行動規範（Code of Conduct）の遵守を依頼しており、パーム油の持続可能な調達に取り組んでいます。

※ Roundtable on Sustainable Palm Oil：持続可能なパーム油のための円卓会議

紛争鉱物への対応

2010年7月に米国で成立した金融規制改革法（ドッド・フランク法）により、米国上場企業は、世界的に最も紛争・人権侵害が多発している地域である、コンゴ民主共和国及びその周辺国で産出される「紛争鉱物（※）」の自社製品における使用有無を、毎年サプライチェーンを遡って調査し、その調査結果を米国証券取引委員会（SEC）に報告するとともに、自社ウェブサイト上で情報公開する義務を負うこととなりました。

当社グループ自身は、米国上場企業ではないため、直接の報告義務は負いませんが、 紛争鉱物に関する国際的な課題や取引先の要請を踏まえながら、企業活動における社会的責任を果たすため、関係する動向を注視し、サプライヤーとの情報連携などの対応を進めていきます。

※ 同法では、スズ、タンタル、タングステン、金の4鉱物を指す。

化学品・エレクトロニクス・農業グループにおけるEcoVadis認定取得について

企業の社会・環境に関するサステナビリティ・パフォーマンスを独自のプラットフォームを用いて評価する機関であるEcoVadisの評価を受け、以下のグループの会社がEcoVadis認定メダルを取得しております。

- プラチナメダル ： Summit Cosmetics Europe、Presperse
- ゴールドメダル ： Summit Pharmaceuticals Europe
- シルバーメダル ： Summit Cosmetics LATAM、住商コスメティクス
- ブロンズメダル ： 住商ファーマインターナショナル、ドイツ住友商事

※ プラチナは上位1%、ゴールドは上位5%、シルバーは上位15%、ブロンズは上位35%の企業に付与されます。

化学品・エレクトロニクス業界における取り組み

広範な産業と関わり、多くの用途に広がる化学品・エレクトロニクス分野におけるトレードを中核事業とする住友商事ケミカル㈱では、顧客の要請に基づき、 仕入先の原材料サプライヤーに「武装勢力の資金源となる紛争鉱物の不使用」や「製品含有化学物質管理」の確認を実施し、環境・人権に関する問題が発生していないことを確認しています。

また、環境保全推進等を目的とした販売先のグリーン調達制度等に同意するとともに、その原材料サプライヤーにもグリーン調達制度等に同意して環境関連法規等を遵守することを求め、その履行状況も確認しています。

企業がサプライチェーンの倫理的・持続可能な管理を行うための プラットホームを提供する非営利団体Sedexに加盟し、環境・人権に関するSedexの監査にも合格しています。

フェイラーにおける取り組み

当社子会社であるフェイラージャパン社では、シュニール織が特徴のドイツの織物ブランド「フェイラー」の製品を輸入・企画・販売しています。「フェイラー」はシュニール織に使用する全ての綿糸を繊維製品の国際的安全基準を満たしたエコテックス®スタンダード100（※）の認証企業から買い付けを行っています。

※ 「エコテックス®スタンダード100」は、有害化学物質に関する安全性試験にクリアした製品だけに与えられる、世界最高水準の安全な繊維製品の認証

OEKO TEX®
STANDARD 100





住商フーズにおける取り組み -フェアトレード商品の取扱いを通じた社会への貢献-

当社グループ会社の住商フーズは、2025年11月に発表された「第2回フェアトレード・ジャパン アワード」にて、トレーダー部門シルバー賞を受賞しました。これは特定非営利活動法人フェアトレード・ラベル・ジャパン主催の、日本国内のフェアトレード推進活動において優れた功績のあった企業・団体に対し、その功績を称え表彰するアワードです。住商フーズの選出理由は、中南米地域で開催されるフェアトレードコーヒー品評会には審査員として現地参加するなど、生産地との連携を積極的に推進。フェアトレードの意義を積極的にメーカーや消費者へ伝え、理解促進にも大きく寄与したとの評価です。なお同社は、2023年10月に発表された「第1回フェアトレード・ジャパン アワード」でも同じくトレーダー部門シルバー賞を受賞しています。

住商フーズは、美味しいだけではく、持続可能な豊かな「食」の未来に寄与するコーヒーを常に追求し、その意義を伝えながら世に流通させることを目指しています。その一環として、社会や地球環境に良いフェアトレード認証コーヒーの取り扱いとその普及に資する活動を行っています。具体的には、フェアトレード認証コーヒーの販売量に応じて支払われるフェアトレード・プレミアムがどのように生産地の役に立っているのか、長年関係を築いてきたサプライヤーからの詳細な情報を、実際に商品を買ってくださる焙煎業者や消費者の方へ提供したり、国内外のフェアトレード関連組織と連携して、フェアトレード認証自体の認知・購買を広げる活動を積極的に行っています。

フェアトレード認証コーヒーの事例の一つとして、フェアトレード認証が付いた原料であることを前提とした、Con Manos De Mujer(CMM、英語名：WOMAN'S HAND)認証のコーヒーを取り扱いがあります。CMM認証は、女性の社会的地位の向上・経済的環境の改善を目的に、 2010 年にMayacert S.A. が Asobagri組合とともに立ち上げたもので、認証コーヒーの価格に付与されるプレミアムは、奨学金や医療費補助等に形を変え、組合を通して所属する女性生産者が活躍する場、自己実現を支援しています。



サミットにおける水産物の認証製品の取り扱い

当社グループ会社でスーパーマーケット事業を展開するサミットでは、持続可能な調達や環境・社会への配慮を目的として一部の水産物製品に関してはASC認証（※）を取得した水産物製品を取り扱い、サステナブルな目線で商品開発を行っています。

※ ASC：Aquaculture Stewardship Council（水産養殖管理協議会）によって運営されている、環境と社会に配慮して生産された責任ある養殖水産物に対する国際的な認証制度。

不動産事業における取り組み（住商リアルティ・マネジメントのESG方針）

不動産事業における取り組み

当社グループの不動産投資事業を担う住商リアルティ・マネジメント(株)は、世界的潮流の変化に適応し、ステークホルダーの期待に応え、持続可能な社会の実現へ貢献するため、7つのマテリアリティを特定し、取り組みを進めています。また、不動産運用会社として投資判断・運用プロセスへESGの要素を組込んでいくことが、中長期的な投資主価値の最大化に不可欠であると考え、ESGに係る基本的な方針を定め、実践していきます。

7つのマテリアリティと取り組み

重要課題（マテリアリティ）		取り組み
E	• 気候変動の緩和	• エネルギー消費やCO2 排出の削減などの配慮
	• ポートフォリオのグリーン化	• GRESB、CASBEE、DBJ Green Building認証、BELS等のグリーンビル認証取得の推進
S	• 人材育成	• 充実した研修プログラムの提供 • 資格取得支援 • チームワークを重視した不動産のプロフェッショナルの育成
	• ダイバーシティ・エクイティ＆インクルージョン	• 多様な人材が中長期的に活躍できる職場環境の整備 • 人権の尊重 • ワークライフバランスの実現に向けた継続的な就業支援
	• テナント満足度向上と地域社会への貢献	• テナント満足度の高い施設の提供及び運営 • テナント、PM、BM などの関係者との協働による環境・社会配慮 • 地域コミュニティへの貢献と配慮
G	• 投資家とのエンゲージメントと信頼されるガバナンス	• 投資家への情報開示と建設的対話の推進 • 投資家から信頼されるガバナンス体制の充実
	• コンプライアンス・リスク管理の徹底	• リスク管理に関する監督と対応 • 法令順守のための内部管理体制の適切な運用

住商リアルティ・マネジメントのESG方針

ESG方針

当社は、不動産運用会社として投資判断・運用プロセスへ環境・社会・ガバナンス（以下ESG）の要素を組込んでいくことが、中長期的な投資主価値の最大化に不可欠であると考え、以下の通りESGに係る基本的な方針を定め、実践していきます。

1 **気候変動への対策**
運用不動産におけるエネルギー利用の効率化・削減に努め、温室効果ガス排出量を極力ゼロに近づけることにより、カーボンニュートラル化の実現を目指します。また、再生可能エネルギーの重要性を認識し、活用の機会についても検討します。

2 **環境負荷低減への取り組み**
運用不動産における水消費、廃棄物の排出といった環境負荷について認識し、これらの継続的な削減に取り組みます。

3 **自然環境への配慮**
自然生態系等の環境保全ならびに生物多様性の維持・保全についても十分配慮し、建物・地域の緑化を推進します。

4 **健康と快適性向上に対する取り組み**
テナントや地域コミュニティの健康・快適性の向上にむけたニーズ評価や適切に施策実施を通じて、テナント満足度の向上を図り、不動産価値の向上に努めます。

5 **レジリエンス向上に対する取り組み**
運用不動産の気候変動および災害へのレジリエンスを向上させることで、優良テナントの維持や獲得を図り、不動産価値の向上に努めます。また、都市化、ワークシェア等、社会構造の変化にも柔軟に対応できる不動産運用を目指します。

6 **ステークホルダーとの協働**
テナント、プロパティマネジメント会社、地域コミュニティなど運用不動産に関わるステークホルダーと良好な関係を構築し、協働してESG推進に取り組みます。

7 **当社の従業員への取組み**
人材戦略に基づき、専門的研修や資格取得支援などの能力開発に努めます。また、多様な人材が健康で快適に働くための良好な職場環境の整備に努めます。

8 **コンプライアンスとガバナンス強化**
投資家の保護及び当社の業務の適正化を図るため、法令遵守に加え、腐敗防止、利益相反防止、適切な情報管理、人権や多様性の尊重に努めます。

9 **ESGの情報開示と外部評価の活用**
当社ステークホルダーに対し適切で透明性のあるESG関連情報の実績開示に努め、外部評価や第三者保証の活用を検討します。

イニシアチブへの参画

RSPO：持続可能なパーム油のための円卓会議

当社は2019年にRSPOに正会員として加盟。また当社連結子会社の住商フーズ及びサミット製油は2021年度にRSPOサプライチェーン認証を取得しました。

2-1036-19-100-00

FSC：Forest Stewardship Council®（森林管理協議会）

当社は国際的な森林認証制度であるFSC（FSC-C016535）認証企業として、FSC認証材を販売しています。

PEFC：Program for the Endorsement of Forest Certification Schemes

国際的な森林認証制度の一つであるPEFCのCoC認証を取得しています。

ライセンス番号 PEFC/31-31-1393 ・ PEFC/31-31-1559

SBP：持続可能なバイオマスプログラム

当社は2019年9月に日本企業として初めてSBPのCoC（Chain-of-Custody）認証を取得しました。
本認証は、認証取得企業が製造・取引・使用するバイオマスが持続可能に管理された森林に由来することを証明する認証です。

ISCC PLUS：International Sustainability & Carbon Certification PLUS

当社はバイオベース製品の国際認証であるISCC PLUSを取得しています。これにより、ISCC PLUS認証商品のトレードが可能になっています。また、以下のグループ会社がISCC PLUSを取得しております。

- 住友商事ケミカル

ISCC EU ：International Sustainability & Carbon Certification EU

当社は、欧州連合(EU)の再生可能エネルギー指令に準拠した国際認証ISCC EUを取得しています。これにより、ISCC EU認証商品トレードが可能になっています。

ISCC CORSIA ：International Sustainability & Carbon Certification CORSIA

当社は、国際航空のためのカーボン・オフセットおよび削減スキーム に準拠した国際認証ISCC CORSIAを取得しています。これにより、ISCC CORSIA認証商品トレードが可能になっています。

ASI：Aluminium Stewardship Initiative

当社は国際的なアルミニウム業界団体であるASIに加盟しています。アルミニウムの素材と製品のグローバルな取引に積極的に参加する企業として、当社は世界のアルミニウムのバリューチェーンにおいて、ASIの活動や基準を支援します。

人権の尊重

当社は、国際的な要請や事業環境の変化を踏まえ、2026年に人権方針を改定しました。新たに「テクノロジーと人権」「環境と人権」を追加し、特に重要な人権課題を9項目に再編しました。また、是正・救済に向けた取組や苦情処理メカニズムの導入・運用状況を反映したほか、経営会議における承認や、監督責任について明記しました。

人権方針

2020年5月　制定
2026年7月　改定

住友商事グループは、「住友の事業精神」を基盤とし、人間尊重を経営の根幹に据えています。人権の尊重を、持続可能な社会の実現と当社グループの企業価値向上に不可欠な経営上の重要課題として位置付け、事業活動のあらゆる局面においてこれを尊重します。

1　**適用の範囲**

住友商事は、本方針の策定・実施に関する最終的な責任主体として、グループ各社と本方針を共有するとともに、すべてのグループ役職員が人権尊重の責任を果たすよう努めます。
また、当社グループとして、 取引先・事業パートナーに対し、本方針への賛同と理解、実践を求め、関係するサプライチェーンにおけるステークホルダーに対して、ともに人権尊重を含む社会的責任を果たすよう働きかけていきます。

2　**適用法令の遵守・国際規範の尊重**

当社グループは、「国際人権章典」、国際労働機関（ILO）の「労働における基本的原則及び権利に関する宣言」、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」および「国連グローバル・コンパクト 10 原則」をはじめとする人権に関する国際規範を尊重し、これらの原則に基づき、3.～10.の内容を含む事業活動を行います。
また、当社グループは、グループ全体の事業活動において、関連する国・地域の法令を遵守します。国際的に認められた人権と各国法の間に矛盾がある場合においては、国際的な人権規範を尊重するための方法を追求します。

3　**事業活動に関わる特に重要な人権課題**

(1) 適切な労働賃金・時間

当社グループは、適用法令および国際規範を遵守し、生活賃金の適切な支払いと十分な休息の確保に努めます。

(2) 安全で衛生的かつ健康的な労働環境

当社グループは、安全で衛生的かつ健康的な労働環境を提供し、労働災害および職業疾病の予防に努めます。適切なリスク管理、教育および継続的改善を通じて、従業員の身体的・精神的健康の確保を図ります。

(3) 差別、暴力およびハラスメント

当社グループは、あらゆる差別、暴力およびハラスメントを禁止し、平等な機会と待遇の公平性を確保します。また、個々人の個性および多様性を尊重し、尊厳と敬意に基づく、インクルーシブな職場環境を目指します。

(4) 強制労働・児童労働
当社グループは、強制労働、人身取引、債務労働などあらゆる形態の非自発的労働を禁止します。児童労働を認めず、若年労働者については安全、健康および教育機会に配慮した保護措置を講じます。

(5) 結社の自由および団体交渉権
当社グループは、従業員の結社の自由および団体交渉権を尊重します。

(6) 事業活動により影響を受ける人々の権利
当社グループは事業活動によって影響を受ける地域住民および先住民、並びに従業員の基本的人権を尊重します。とくに先住民の伝統的な生活様式や自由意思による事前かつ十分な情報に基づく同意を重視します。 また、人権擁護者の活動の正当性を認識し、脅威、嫌がらせ、不当な制限や報復を容認せず、安全で開かれた対話環境の確保に努めます。

(7) プライバシー・個人情報の尊重
当社グループは、プライバシーを基本的権利として尊重し、個人情報の収集、利用、管理において適用法令および国際規範を遵守します。不正アクセス、漏えいおよび不適切利用の防止に努めます。

(8) テクノロジーと人権
当社グループはAI含むテクノロジー開発・利用に伴う人権への配慮を重視します。差別的なバイアスの除去と公平性の確保、透明性・説明可能性の確保、人間による最終的な判断・関与の確保に努めます。

(9) 環境と人権
当社グループは、地球環境が人権に負の影響を与えることを認識し、気候変動、生物多様性、水資源などに配慮した事業活動を通じて、人々の健康および生活への負の影響の防止・軽減に努めます。

4 **人権デュー・デリジェンス**
当社グループは、人権デュー・デリジェンスの取り組みを通じて、自らの事業活動が引き起こし、助長し、または当社グループの事業、製品もしくはサービスと取引関係等を通じて直接関連する人権への負の影響を特定し、その防止、または 軽減を図るよう努めます。紛争影響地域および高リスク地域においては、人権侵害のリスクが高まることを認識し、国際規範に基づき強化されたデュー・デリジェンスを実施します。
当社グループの活動が人権に負の影響を引き起こし、または助長したことが明らかになった場合、適切な措置を講じることでその救済に努めます。また、当社グループの事業、製品またはサービスが取引関係等を通じて人権への負の影響に直接関連する場合には、当該影響の防止または軽減に向けて適切に対応するよう努めます。

5 **ステークホルダーとの対話・協議**
当社グループは、事業活動に関連する労働者、先住民、地域コミュニティ、市民社会団体などのステークホルダーとの双方向での対話と協議を通じて、人権尊重の取り組みの向上および継続的な改善に誠実に取り組みます。
また、対話においては、報復や不利益を排除した安全性を確保するとともに、各ステークホルダーの視点を重視し、言語、文化、社会的立場などに配慮した包括的かつ透明性のある対応を実行します。

6 **是正・救済**
当社グループは、人権への負の影響を引き起こし、または助長したことが明らかになった場合、適切なプロセスを通じて是正・救済に取り組みます。
また、直接の契約関係に限らず、事業活動を通じて直接関連する場合には、影響力の行使を通じて改善に努めます。

7 **苦情処理メカニズム**
当社グループは、事業活動およびサプライチェーンに関連する人権への負の影響を把握し、対応するため、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」第31原則に則った実効的な通報および苦情処理の仕組みを構築します。
影響を受ける可能性のあるすべてのステークホルダーが利用可能なものとし、匿名性および安全性を確保するとともに、報復や不利益の防止に配慮します。

8　**社内啓発**
当社グループは、本方針が理解され、効果的に実施されるよう、当社グループの役職員に対し、適切な啓発活動を推進します。

9　**情報開示**
当社グループは、人権尊重の取り組みおよびその進捗について、定期的に適切な情報開示を行います。

10　**ガバナンス**
本方針は、住友商事における経営会議、取締役会にて付議・決議された上で、サステナビリティ施策を管轄するコーポレート担当役員が本方針の遵守・実施状況を監督する責任を負います。
また、本方針は、住友商事の責任のもと、適用法令・国際規範および事業環境の変化を踏まえ、所定の手続に従い定期的に見直し、必要に応じて改定します。

※ 本方針における「住友商事グループ」および「当社グループ」とは、住友商事単体および連結子会社を指します。
なお、持分法適用会社については、当社の影響力の範囲内で、本方針の趣旨の理解と実践に努めます。

労働基準に関連する国際規範や法令の遵守

当社グループは、国連グローバル・コンパクト 10 原則及び国際労働機関（ILO）が中核的労働基準として定めている5分野10条約「結社の自由・団体交渉権の承認」「強制労働の禁止」「児童労働の禁止」「差別の撤廃」「安全で健康的な労働環境」を支持、尊重するとともに、事業活動を行う世界各国の法令を遵守し、人権課題に取り組んでいます。特に、「差別の撤廃」に関しては、人種、国籍、性別、宗教、信条、年齢、出身、身体的・精神的障害、その他業務の遂行と全く関係のない事由に基づく差別をなくし、職場における機会均等に努めます。また、各国の労働基準や労働協約に基づき、最低賃金の遵守にも取り組んでいます。

子どもの権利の尊重

世界人口の多くは子どもや若者で占められており、当社グループがグローバルに企業活動を行うにあたって、直接的にも間接的にも子どもの生活に影響を及ぼすことを認識しています。企業にとって子どもは、従業員の家族でもあり、さらにはこれからの社会の持続的発展を担う重要なステークホルダーです。こうした認識に基づき、当社グループは、国連グローバル・コンパクト10原則に署名するとともに、「子どもの権利とビジネス原則」の内容を尊重し、事業活動および社会貢献活動を通じて子どもの権利が侵害されることがないよう取り組んでいきます。

先住民の権利の尊重

当社グループは人権尊重へのコミットメントの一環として「先住民族の権利に関する国際連合宣言」「自由意思による、事前の、十分な情報に基づいた同意（free, prior and informed consent：FPIC）」の原則などの、先住民の権利に関する国際規範を尊重します。また、先住民が在住する地域での事業活動においては、先住民が有する固有の文化や歴史を認識し、それぞれの国や地域で適用される法令を遵守します。

警備会社起用に関する考え方

当社グループは、世界各国で事業展開を行うにあたり、従業員の安全・安心を守るため警備会社を起用します。必要に応じて、武装警備員を起用することもありますが、起用にあたっては、それに伴う人権リスクを認識した上で、事業活動を行う各国の法令を遵守するとともに「安全と人権に関する自主原則」や「法執行官による力と銃器の使用に関する基本原則」に沿った警備会社の選定を行っていきます。

人権デューデリジェンスの実施・進捗

当社は、「人権方針」に基づき、当社グループの事業活動が与える人権へのリスクを特定・防止・是正するために、2020年より人権デューデリジェンスを開始しました。2020年度は、その最初のステップとして、グループ全体の人権への影響・リスクを評価するために、優先的に対応すべき顕著な人権課題の特定に取り組みました。2021年度から2024年度にかけては、社外有識者を起用し、全事業を対象に人権デューデリジェンスを実施し、人権リスクの特定と評価を行いました。

全事業を対象とする人権デューデリジェンスが一巡したことから、今後は、ライツホルダーとのエンゲージメント等も含め強化した人権デューデリジェンスの実践などを通じて、リスクベースアプローチで取り組んでいきます。リスクベースアプローチで人権デューデリジェンスに取り組むためには当社グループにおける人権リスクが高い事業の特定が必要なことから、2024年度は、これまでの人権デューデリジェンスの結果および各事業の特性・リスク等も踏まえた全社的なリスクマッピングをおこないました。具体的には、OECDが定めるデューデリジェンスのガイダンスに基づき、4つのリスク要因（セクター、製品、地理的、企業固有）を踏まえつつ、サステナビリティ・アドバイザリーボードを含む社外有識者の意見を得ながら、高リスク事業の特定に取り組みました。
リスク要因の検討に際して、以下のような文献、規制、外部指標等を参照しました。

セクターや製品のリスク：SASB Standards, 米国労働省「List of Goods Produced by Child Labor or Forced Labor」など10超の文献、規制
地理的リスク：Global Rights Indexなど



また、各セクター・製品のリスクの整理においては、当社グループの8つの顕著な人権課題に「顧客の健康と安全」「サプライチェーン上流の課題」の2つを加えた計10項目とし、それに地理的リスクを加えてマッピングを行い、以下のように整理しました。

対象事業	セクター・製品のリスク*1										地理的リスク
	労働条件	結社の自由と団体交渉権	強制労働・児童労働	労働安全衛生	差別・ハラスメント	地域住民の健康安全	土地の権利	個人情報・プライバシー	顧客の健康と安全	サプライチェーン上流の課題	
アパレル・服装飾品	○	○	○	○	○	○	-	-	○	○	-
鉱山（鉱物トレード含む）	-	○	○	○	○	○	○	-	-	○	-
農業・食品流通	○	-	○	○	○	-	-	○	○	○	-
EPC・発電	-	○	○	○	○	○	○	-	-	○	-
電子材（EMS）	○	○	○	○	-	-	-	-	-	○	-
森林（林産物トレード含む）	-	-	○	○	-	○	○	-	-	○	-
船舶輸送	○	○	○	○	-	○	-	-	-	-	-
オイル＆ガス（トレード含む）	-	○	-	○	-	○	○	-	-	○	-
通信*2	-	-	-	○	-	-	-	○	-	-	○
自動車流通*2	-	○	-	○	-	-	-	○	○	○	○
工業団地*2	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	○

※1 各セクター・製品のリスクは、作成当時の当社グループにおける人権課題に「顧客の健康と安全」「サプライチェーン上流の課題」の2つを加えた計10項目で整理したもの

※2 地理的リスク観点での一部地域の事業のみ

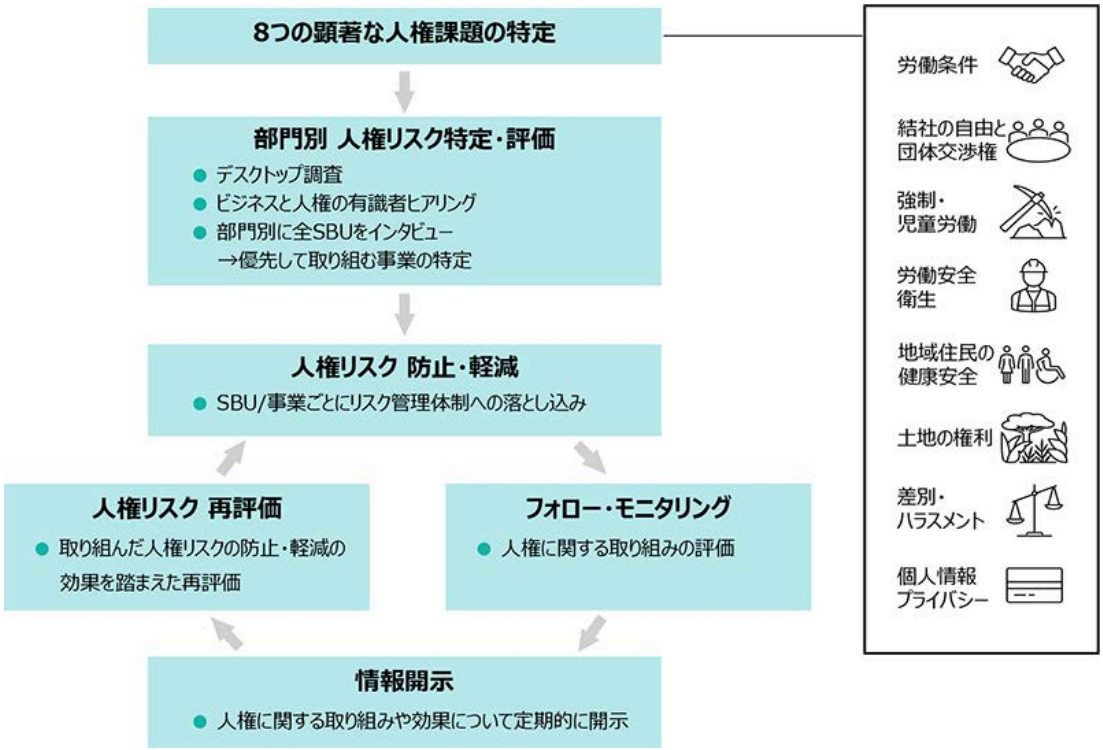
人権リスクへの対応については、そのリスクの深刻度や事業への関与度合い等、さまざまな要因によって対応方法や時間軸が異なることから、各SBUや事業会社が主体となり実施していく必要があります。特定・評価した人権リスクについては、その重要性に基づき、SBU・事業会社が優先順位付けをした上で、具体的なアクションプランに落とし込み、リスク対応状況の確認、リスク顕在化の防止を含む必要な施策の実施を行い、PDCAサイクルを回していきます。

【参考】過去の全事業への人権デューデリジェンス

※ 過去の全事業への人権デューデリジェンスについては、2024年4月1日付の機構改正前の事業部門別に実施したため、当時の事業部門別での記載となっています。

これまで当社では、デスクトップ調査で、当社グループの事業における人権課題を8つの顕著な人権課題を中心に俯瞰的に洗い出し、他社も含めたグローバルで発生している顕在化事例等も参考に、相対的に人権リスクが高いと思われる事業部門から人権デューデリジェンスを実施してきました。

具体的には、外部専門家を起用し、部門に属する全てのSBUに対してインタビューを実施し、それぞれの事業におけるサプライチェーンや事業活動に関連する地域住民等、ステークホルダーへの影響を含めたビジネスの実態や顕在化事例を確認するとともに、想定される潜在的リスクについても特定し、それらに対する対応状況もヒアリングしました。ヒアリング結果を踏まえて、人権リスクの発生可能性と発生した場合に生じる深刻度の観点から、優先してリスク低減に取り組むべきSBU、あるいはSBU内の個別事業を特定しました。以後、サステナビリティ推進部と対象SBU・対象事業会社が協力し、特定された人権リスクに対する具体的な防止・軽減策の検討・実行を進めています。また、このプロセスを通じて、改めて住友商事グループの役職員に対して、企業の人権尊重に係る責任について理解・浸透を促しています。



※ 部門別人権デューデリジェンスで特定した優先的に取り組むべきSBU/事業以外についても、人権デューデリジェンスの実施を促進。

2024年度に実施

エネルギー・イノベーションイニシアチブ

森林事業、林産物調達関連の事業を展開する同イニシアチブにおける人権リスクについては、森林経営方針、林産物調達方針に基づき、先住民の権利や労働条件、労働安全衛生などを中心にサプライヤーも含めて年次で状況確認を実施しており、問題が生じていないことを確認しています。

今回の部門別人権デューデリジェンスにおいては、それ以外の事業に関してインタビューを通じた状況確認を実施しました。事業の特性を踏まえ、労働安全衛生や労働条件、地域住民の健康安全といった人権リスクを中心に確認を行った結果、人権リスクの顕在化、および手当てがされていない潜在的な高リスクは確認されませんでした。

2023年度に実施

輸送機・建機事業部門



主な人権課題	特定された顕在的・潜在的リスク	評価・対応策
労働条件 労働安全衛生 結社の自由と団体交渉権	• 自動車鋳造・部品や船舶の建造等、製造現場を有する事業においては、労働者の安全衛生や労働条件への留意が必要。	• 安全管理推進体制（労働災害リスク低減プロセス、労働災害発生率目標と達成施策）、災害発生時の再発防止等のPDCAプロセスに問題が無いことを確認。 • 外国人技能実習生の起用状況や労働条件・労働安全衛生に関して労働者に負の影響が及ばないように配慮している点を確認。
強制・児童労働	• 自動車部品・産業機器等の製造事業において、調達する原料などサプライチェーン上流における強制労働に留意が必要。	• 一部事業では、サプライヤーに対して調達物のトレーサビリティを確認するとともに、当社グループの「持続可能なサプライチェーン行動指針」や「人権方針」を周知し、サプライチェーン上における人権侵害リスクの更なる低減に向けて取り組みを強化していることを確認。
個人情報プライバシー	• 自動車・自動車二輪のファイナンス事業、駐車場事業、個人向けの車両リース事業において、個人情報の漏洩、プライバシーの侵害に関するリスクに留意が必要。	• 各地法令に基づく個人情報管理がなされており、管理状況につき問題が無いことを確認。

金属事業部門



主な人権課題	特定された顕在的・潜在的リスク	評価・対応策
労働安全衛生	• 重量物である鋼材および鋼管の加工や輸送など、労働災害発生のリスクが高い現場を有する事業が多い。	• 一部事業において労働災害の発生はあるものの、安全管理推進体制があること、災害発生時の再発防止等のPDCAプロセスに問題がないことを災害・安全対策推進部とも協働し確認。 • 鋼管事業においては、グローバルでの安全管理体制の構築・運用が実施され、外注業者の労働安全のパフォーマンス管理や改善要求等が実施されていることを確認。
労働条件 結社の自由と団体交渉権 強制・児童労働	• 鋼材および鋼管の加工や輸送などの現場においては、外国人労働者の雇用や交代勤務など、労働条件や結社の自由に十分に配慮する必要あり。 • 鉱物を原材料とする事業であり、紛争鉱物など、サプライチェーン上流の人権尊重に配慮する必要あり。	• 一部事業では外国人労働者の雇用があるほか、2交代/3交代の勤務形態の現場もあるが、労働組合との対話やスピーク・アップ制度に上がった事象への適切な対応等を通じて、深刻な問題が起きていないことを確認。 • 紛争鉱物に関する調査や、取引先からの人権に関連した調査依頼に適切に対応されており、サプライチェーン上流での問題は確認されていない。

2022年度に実施

インフラ事業部門



主な人権課題	特定された顕在的・潜在的リスク	評価・対応策
労働安全衛生 労働条件	• インフラ事業部門は、建設工事現場等、労働者の労働条件、安全衛生に留意すべき現場を有する事業が多い。	• 労働安全衛生管理に対し、いずれの事業においても、従業員教育も含めて意識高く取り組んでいることを確認。 • 労働条件が適切であるかを、労働者との対話等により確認し、必要に応じ対応する仕組みがあり、現状深刻な問題が起きていないことを確認。
地域住民の健康安全 土地の権利	• 天然資源を調達・使用するインフラ事業においては、サプライチェーン上流の地域住民の人権尊重に十分に配慮する必要あり。	• 使用する天然資源のサプライチェーン上流については、地域住民への影響に配慮し、社会・環境リスクの確認プロセスをさらに強化。
地域住民の健康安全 土地の権利 労働条件	• 各国地域の土地開発、建設工事、インフラ設備運営等を行うインフラ事業においては、かかわる地域住民や労働者との迅速・丁寧なエンゲージメント及び適切なアクションに繋げる仕組みが重要。	• 地域住民との対話は、事業に関する事前説明会の実施や、現地事務所における日常のコミュニケーションを含め、いずれの事業においても、丁寧に実施されていることを確認。

資源・化学品事業部門



主な人権課題	特定された顕在的・潜在的リスク	評価・対応策
労働条件 労働安全衛生	• 鉱山事業や製造事業においては、労働者の労働条件、労働安全衛生に関するリスクが高い。	• 事業会社において安全管理推進体制があること、災害発生時の再発防止等のPDCAプロセスに問題がないことを確認。また、労働条件に問題がないことを確認。
強制・児童労働	• 製造事業やトレーディング事業では、サプライチェーン上流での労働条件や強制労働等の人権侵害リスクが懸念される。	• サプライヤーに対して調達物のトレーサビリティを確認するとともに、当社グループの「持続可能なサプライチェーン行動指針」や「人権方針」を周知し、サプライチェーン上における人権侵害リスクの更なる低減を検討。
労働条件 地域住民の健康安全 土地の権利	• 鉱山事業において、閉山時に従業員への補償（再就職補償等）や地域コミュニティや周辺環境への影響に留意が必要。また、閉山計画にそれらの点を織り込む必要あり。	• すでに閉山計画を政府に提出済の鉱山事業においては、閉山計画制定の段階で長年にわたりコミュニティとも対話を実施しており、また、閉山後の採掘地の安定化に向けたリハビリ活動についても記載されていることを確認。
労働条件	• 鉱山事業や製造事業において、従業員の声を拾い上げる仕組み（スピーク・アップ制度や目安箱等）を構築することが望ましい。	• 当社グループの事業会社においてはSC Global Speak-Upが使用可能。一部の事業会社では必要に応じて、スピーク・アップ制度構築や目安箱設置を検討。
全般	• 鉱山事業等では、当社がマイナー出資の事業が多い。人権侵害の発生や対策状況等の情報が、メジャー出資者から当社へも迅速に情報共有される体制が重要。	• 一部事業において、事態発生後、取締役会やレポート等でメジャー出資者より当社宛に情報共有がされるよう、メジャー出資者と協議を実施。

2021年度に実施

メディア・デジタル事業部門



主な人権課題	特定された顕在的・潜在的リスク	評価・対応策
労働条件 強制労働・児童労働	• サプライチェーン上（間接仕入先や業務委託先）で労働条件や強制労働等の人権課題が懸念される事業あり。	• 人権方針や調達方針の策定と取引先への周知や取引先を介してのサプライチェーン上流における実態把握等の取り組みの強化につき検討。
差別・ハラスメント	• デジタルマーケティング事業等において動画配信やエンタメ系コンテンツ、広告等の取り扱いがあり、差別的発言・表現が問題になり得るケースあり。	• 製作者・出演者に対する注意喚起や教育プログラムの導入等、リスク防止・軽減策を検討。
個人情報・プライバシー	• デジタルマーケティング等データ活用を進める事業や消費者向け事業が多く、個人情報漏洩やプライバシーの侵害に関するリスクに留意が必要。	• 各事業において個人情報漏洩やプライバシー侵害に関するリスクを認識し、法令遵守を徹底して取り組んでいる点を確認。
知る権利、表現の自由	• 海外通信事業において、通信遮断・通信傍受の指示・要請によって、知る権利や表現の自由等を侵害するリスクあり。	• ミャンマー通信事業において、人権影響評価を踏まえ、人権の尊重に資する取り組みを継続。
新しい人権問題 （AI & Data）	• DX/AIを推進するに際して、差別を助長するようなデータ使用・アルゴリズム使用による差別、プライバシー侵害等の人権リスクあり。	• 比較的新しい人権リスクであり、人権侵害の事例、他社の対応、規制・ガバナンスの動向等につき詳細調査を実施。

生活・不動産事業部門



主な人権課題	特定された顕在的・潜在的リスク	評価・対応策
労働条件 （賃金・労働時間） 労働安全衛生	• 不動産関連事業では、当社と直接の契約先のみならず、工事業者や保有不動産の管理業者等、サプライチェーン上の関係先における労働条件や労働安全衛生についても留意が必要。	• 取引を行う工事業者や委託業者等に対してヒアリングや契約時における人権方針や調達方針の周知徹底等の対応について検討余地あり。
結社の自由と団体交渉権	• 農地における従業員等、労働者の結社の自由・団体交渉権について、労働者の意見を吸い上げる仕組みの構築が重要。	• 従業員へのインタビューを含む人権デューデリジェンスプロセスの構築や労働者含むステークホルダーからの意見受付窓口の設置と周知等の取り組みを実施している点を確認。
強制労働・児童労働	• 国内事業において外国人技能実習生を起用する事業あり。 • 食品流通はサプライチェーン上流（農地）における強制労働・児童労働に注意が必要。	• 外国人技能実習生の起用状況の把握や労働条件・労働安全衛生に関して労働者に負の影響が及ばないように配慮している点を確認。今後も、実習生自身への定期ヒアリング等を通じて、労働環境の維持・改善に取り組む。 • 顕在化後の調査・改善の実行ならびに潜在的リスクの高いサプライチェーンの特定・調査、等の取り組みを実施している点を確認。
土地の権利 地域住民の健康安全	• 不動産関連事業では、土地の権利や地域住民の暮らしに影響を与える事態に備えた対応が必要。	• 法令遵守、自治体・コミュニティへの事前説明・協議を実施している点を確認。

グリーバンスメカニズム（社外ステークホルダー向け通報窓口）

当社は、従業員を対象にした内部通報窓口のほか、一般の方やお客様を含む社外ステークホルダーの方々からのご意見やお問合せを受け付け対応しています。

2024年度からは、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に準拠して苦情処理プラットフォームを提供する一般社団法人ビジネスと人権対話救済機構（JaCER）に正会員企業として加盟し、JaCERが提供する苦情処理プラットフォームでステークホルダーの方々から人権に関する様々な意見を受け付けています。専門性を有する第三者を介して意見を受け付け、公平性・透明性を向上し、受け付けた事案については、サステナビリティ・DE&I推進グループ長を含む経営陣やサステナビリティ推進委員会に報告のうえ、適時・適切に是正、再発防止を徹底しています。

匿名での通報を受け付けており、また、事案の対応にあたっては、通報したことにより通報者や関係者が不利益を被ることがないこと、並びに通報者のプライバシー、機密情報の保護に努めます。

JaCERの通報フォーム

受け付けた事案に関する進捗及び対応結果については、JaCERウェブサイト上の苦情処理案件リストで匿名性に配慮した形式にて公開されます。

人権教育

当社グループは、人権方針にある通り、幅広い国・地域、産業分野で事業活動を展開するに当たり、自社だけではなく、サプライヤーをはじめとする取引先や事業パートナーとともに、サプライチェーン全体で人権の尊重に努める責任があると考えており、当社グループ役職員を対象にした人権教育を展開しています。新任管理職研修や中途採用者研修等において人権教育を実施しているほか、2025年度は、外部講師を招き、サプライチェーンにおける人権デューデリジェンスに関する対面型のワークショップを開催しました。参加者は、外部講師からデューデリジェンス実施時における確認ポイントについてレクチャーを受けたあと、グループに分かれ、様々な産業分野のサプライチェーンにおける人権リスクを取り上げながら、具体的な人権デューディリジェンスの実施方法等について議論しました。

ステークホルダーエンゲージメント、外部との協働

部門別人権デューデリジェンスおよび、人権リスクが懸念される事業個別で一部実施している人権デューデリジェンスの進捗について、必要に応じて弁護士、NGO、国連機関、コンサルタントなど様々な外部有識者とエンゲージメントを行い、その内容を取り組みの改善に活かしています。また、グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパンの人権分科会や、国連開発計画ビジネスと人権アカデミーなど、各種外部団体の活動への参加を通じて、人権に関する知見の獲得にも取り組んでいます。

AIと人権

先進技術であるAIは人々の暮らしを豊かにする一方で、その開発・運用・利活用において、プライバシーの侵害やアルゴリズムによる差別など、人権問題につながる可能性が国際的にも指摘されています。当社グループでは、人権問題を防ぐ必要性を認識し、政府機関や学会などによる議論や指針、他企業の取り組み事例等を調査しています。当社は、様々なビジネスの現場でデジタルトランスフォーメーション（DX）を進めていますが、顧客やユーザーのプライバシーの保護、不当な差別の防止など、人権侵害を引き起こさないように取り組んでいきます。

英国現代奴隷法（Modern Slavery Act 2015）への対応

当社グループは、英国で施行された現代奴隷法に基づき、取引先やビジネスパートナーとともに、奴隷労働や人身売買などを防止すべく取り組んでいる内容について、各社取締役会で決議した声明を公表しています。

- 2025年度声明：英文 ／ 和文仮訳

- 2024年度声明：英文＋和文仮訳
- 2023年度声明：英文＋和文仮訳
- 2022年度声明：英文＋和文仮訳
- 2021年度声明：英文＋和文仮訳
- 2020年度声明：英文＋和文仮訳
- 2019年度声明：英文＋和文仮訳
- 2018年度声明：英文＋和文仮訳
- 2017年度声明：英文＋和文仮訳
- 2016年度声明：英文＋和文仮訳
- 2015年度声明：英文＋和文仮訳

事例紹介

青果事業（Fyffes）での取り組み



当社グループの青果流通事業を展開するFyffesは、2019年より人権デューデリジェンスを開始し、過去4年間、毎年人権レポートを発行しています。2025年には、人権・環境影響評価（＝Human Rights and Environment Impact Assessment, 以下HREIA）をFyffesグループ全社を対象に実施しました。最新の評価では、新たに2つの重要な人権リスクとして「先住民族の権利および土地の権利」と「十分かつ適切な住居への権利」を追加しています。

2025年において、Fyffesは独立した人権専門家と協働し、ベリーズのサプライヤー農場およびコスタリカの自社バナナ農場で現地調査を伴う詳細なHREIAを実施しました。

HREIAに加え、Fyffesは独自に産地6カ国における事業所周辺の55の地域コミュニティでコミュニティ・ニーズ・アセスメント（以下CNA）を実施し、現地の懸念点や関心事を認識すると同時に、Fyffesの事業が及ぼす可能性のある顕在的・潜在的リスクの管理・軽減を行ってきました（CNAの一環として、3,000人以上に匿名インタビューを実施済）。これらCNAの結果をもとに、Fyffesは地域プロジェクトへの投資優先順位を決定しており、顧客との協働による学校・診療所の建設、ジェンダー平等に関する研修プログラムの実施、さらにコスタリカのバナナ生産コミュニティにおいて女性のエンパワーメントを推進する「Trudi’s Partnership for Good Program」などを展開しています。

Fyffesは2019年から従業員やステークホルダー向けに国連のガイドラインに準拠した苦情処理ホットラインを提供しており、2025年にはネットワークカバレッジや対応時間の改善を目的にホットラインのアップグレードを実施し、現在はSpeak Up社のAIを活用した「Fyffes Ethics Hotline」となっています。ホットラインは、メールや農園・加工センターのポスター、タウンホールを通して従業員に周知されており、ステークホルダーはFyffes社の行動規範に違反する不正行為を報告することができます。苦情はFyffes社の倫理委員会の規約に基づいて管理され、Fyffes倫理委員会によって受領、評価、調査されます。同委員会は最高法務＆コンプライアンス責任者を議長とし、最高企業広報責任者、最高人事責任者、倫理コンプライアンスマネージャーらで構成されています。

また、Fyffesは自社及びサプライヤーの人権教育にも注力しており、全従業員が人権研修（結社の自由に関する研修を含む）の受講を完了、加えて2030年までにサプライチェーンにおける全労働者に対し同様の人権研修の受講完了を目指しており、現在32%が受講完了（※）しています。さらに、Fyffesの全従業員と、サプライヤーのうち50%に対しGender Equalityプログラムの受講完了を目標に設定し、達成に向け取り組んでいます。

※ 2026年3月末時点

さらに、あらゆる強制労働と移民労働者の人権侵害は許容しないという考えのもと、サプライチェーンの主要部分である自社農園や仕入れ先の生産者、バナナの追熟工場等で、SMETA監査（Sedex Members Ethical Trade Audit）等の外部監査や、自社による内部監査を実施しています。

英国においては、人材派遣会社においても、派遣会社によるパスポートの保管等の強制労働の兆候がないか定期的な監査を実施しています。また、社内に人権および環境デューデリジェンス委員会を組成し、人権リスクへの改善策を実行に移しています。同委員会は、Fyffesが2028年に適用されるCSDDDに準拠するため、86件の行動計画を監督しています。

Fyffesは、毎年人権影響評価を実施し、３年ごとに外部専門家によるHREIAを実施することとしており、2025年12月に競合他社や多くの取引先である量販店に先駆けて、人権報告書第4版（初版は2022年1月発行）を発行しました。

またサプライヤー行動規範とデュー・デリジェンス・ポリシー [https://www.fyffes.com/our-story/policy-documents/] を導入することで第三者によるデューデリジェンスを強化し、いずれもサプライヤーとの契約にて参照・反映させています。更に、これら取組みを強化するため、CSDDDへの取り組みの一環として、サプライチェーンにおける人権や環境に関する不正行為について調査を行うためのトレーニングを受けたResponsible Supply Chain Teamを組成しました。2025年には、サプライヤーをリスク別に分類するリスク管理手続を策定しました。加えて、Fyffesの取締役会は、倫理コンプライアンス憲章（Ethical Compliance Charter）を承認しました。

また、2021年にはサステナビリティレポートを発行しています。同レポートでは、「地球環境の保全」、「人々の豊かな生活」、「健康な生活のための健康な食事」、「責任ある企業活動のための行動規範」の4つの重点分野のもと、13の具体的なサステナビリティ目標が提示されています。これらのサステナビリティ目標は、国連の持続可能な開発目標のうち特に9項目に沿ったもので、従業員、請負業者、サプライチェーンの中で働く全ての人々を対象とする人権研修実施を含めた、人権に関する6つの目標が含まれています。

GRIに準拠した同レポート第3版は2025年9月に発行されており、CSRDおよびダブルマテリアリティ評価に対応するため、2026年には新たな目標を設定する予定です。



サステナビリティレポート



人権レポート

食料事業でのサプライヤー管理と人権デューデリジェンス

当社グループの各事業が関与するバリューチェーン全体での人権尊重が推進されるよう、サプライヤーをはじめとする取引先や事業パートナーに対しても働きかけています。

食料・食品の専門商社として、商品開発から世界各地における産地の選定、原料の調達、生産・加工の管理、物流・国内流通までを一貫して手掛ける住商フーズ（株）は、人権尊重等のサステナビリティにも配慮した安全・安心で高品質な商品を提供するために、サプライチェーン管理を行っています。

海外から調達する商品を対象に順次アンケート調査を実施し、すべての海外取引先に対する調査を完了したうえで、対象を国内取引先にも拡大しています。また、調査結果を踏まえ、リスクが高いと判断された事項については、防止策や軽減策を検討・実施し、その実施状況をモニタリングすることで、継続的な改善につなげています。このように、人権デューデリジェンスのPDCAサイクルを構築し、現在は2巡目の取り組みを進めています。

ミャンマーにおける通信事業での取り組み

当社は、通信インフラの整備、営業拠点の設置、マーケティング活動などを通じて、ミャンマー国民の生活向上に寄与すべく、2014年にKDDI株式会社と共同でKDDI Summit Global Myanmar Co. Ltd.（以下KSGM）を設立し、ミャンマー国営郵便・電気通信事業体（Myanma Posts & Telecommunications、以下MPT）が行う通信事業運営を支援してまいりました。

2021年の非常事態宣言以降、ミャンマー国内の情勢は大きく変化し、当社の事業活動も困難な局面に直面しておりますが、これまでの技術移転・人材育成の成果を踏まえ、2025年度からはMPTへのサポート範囲を縮小しつつ、事業目的であるミャンマー国民の生活向上に努めています。

こういった経緯も踏まえ、 2022年当社はグループの人権方針に則り、外部専門家を起用し、人権影響評価を実施いたしました。当該評価では、「全従業員の安全確保」「継続的な人権デューデリジェンスの実施」「信頼できるステークホルダーとの対話と支援」などが推奨され、それに沿った取り組みを進めております。一例としては、2024年度、人権専門家の助言を得ながら、現地NGOを含む多様なステークホルダーとの対話を実施しました。これらの対話を通じ、ミャンマー国民のための通信網の維持・確保が人権尊重の観点から重要であることを再確認するとともに、人権に関する取り組みの継続と進捗の共有を求める声も認識しました。

また、2025年3月末に発生したミャンマー中部地方での大地震に際しては、迅速なネットワーク回復に向けて最大限の支援を行うとともに、義援金の拠出など、人道支援の観点からもライフラインの復旧活動を支援しております。

さらに、2025年、当社は外部専門家を起用して改めて人権影響評価を実施し、当該評価において推奨されたアクションについて、優先順位をつけて取り組みを進めております。その一つとして、2026年3月にKSGMとしての人権方針を策定し、人権尊重に関する考え方やコミットメントを明文化しました。KSGMの従業員への研修を通じ、今後その理解浸透を図ってまいります。

今後も第三者の専門的知見も得ながらステークホルダーとの対話を継続し、得られた助言を基にアクションプランを策定、人権尊重の取り組みを誠実に推進してまいります。加えて、ビジネス環境も踏まえつつ、ミャンマー国内の情勢を注視し、適切な対応を検討していきます。

なお、これまでの開示内容の詳細につきましては、以下のリンクをご参照ください。

- ミャンマーにおける通信事業への取り組みについて
- ミャンマーにおける当社通信事業について
- ミャンマーにおける通信事業の契約改定について

KSGMの人権方針につきましては、以下のリンクをご参照ください。

- KSGM Human Rights Policy

人財

方針・考え方

住友商事グループの人的資本

当社グループにおいて、「No.1事業群」の実現という経営戦略を遂行し、持続的な価値創造を実現する最大の原動力は人財です。この考え方は、400年以上にわたる歴史の中で受け継がれてきた住友の事業精神の一つである「事業は人なり」に根差したものです。これを根底とし、当社グループはグローバル共通の人材マネジメントに関するビジョンである「グローバル人材マネジメントポリシー」において、個と組織の目指す姿を掲げています。

- 目指す個の姿：グループの理念に共感し、高い志を持ち、自律的な成長を続けながら、グローバルフィールドで新たな価値創造に挑戦する人財。
- 目指す組織の姿：個々人が能力を発揮しながら新たな価値を生み出し続け、「挑戦の場」として選ばれる組織。

当社グループが事業を展開する地域・産業およびビジネスモデルは多様化しており、外部環境は非連続かつ急速に変化しています。こうした中、人的資本－世界各地で事業を担う多様な人財が有する知識・スキル・経験、さらには一人ひとりが仕事にそそぐ時間や情熱－の価値を高めることを通じて、戦略実行力を強化する人的資本経営を推進しています。
人的資本の価値を高めていくため、人的資本への投資領域を5つの基盤と定め、継続的に投資しています。これらの基盤への投資を通じ、社員のエンゲージメントを高め、社員の成長がビジネスの成長を牽引し、その成果として企業価値の向上につなげています。さらに、その価値創出の成果を、5つの基盤を通じた新たな成長機会として社員に還元する好循環を実現しています。

グローバル人材マネジメントポリシー

住友商事グループは、グローバルベースでの人材マネジメントに関するビジョンや大切にしたい考え方を示し、個別人事施策の拠り所としながら、新たな価値創造に向けた人材マネジメントを実現するため、「グローバル人材マネジメントポリシー」を制定しました。

冊子ダウンロード



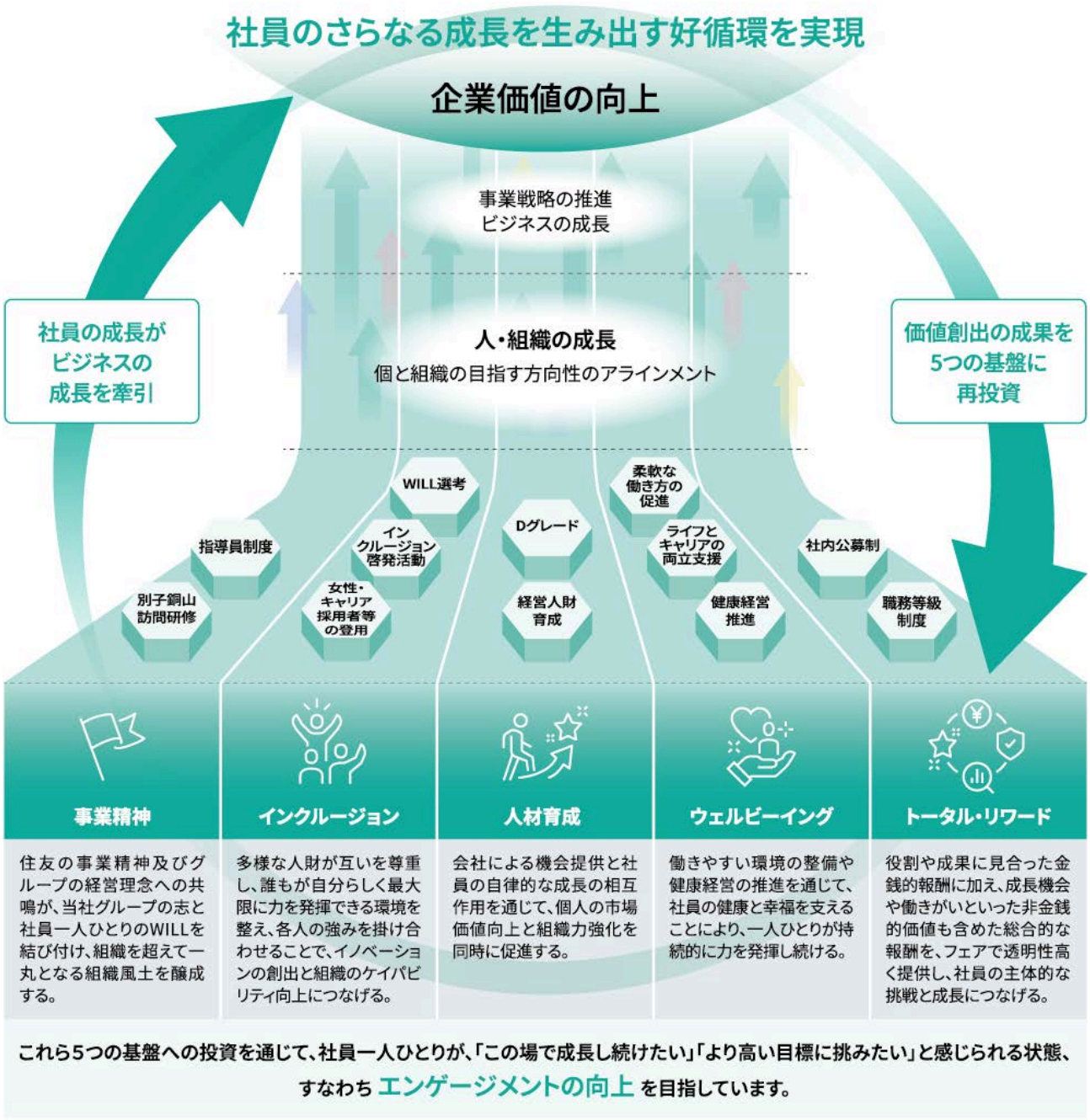
e-book

- 日本語 (e-book)
- 英語 (e-book)

PDF

- 日本語
- 英語

人的資本への投資における5つの基盤と企業価値向上のサイクル



戦略と人をつなぐ“Strategy Powered by People“
中期経営計画2026の達成とその先へ

中長期目線で５つの基盤への継続的な投資を行いながら、戦略の各ステージに応じて、その中でも特に優先的に強化すべき人的資本の領域を特定し、戦略実行力を高めるための施策を講じています。
前中計SHIFT2023では、低採算事業からの撤退、ターンアラウンドを行い、より強みを発揮できる注力事業に経営資源を再分配するなど下方耐性の強化と収益力のレベルアップに向けた構造改革を推進してきました。そのための基盤整備として、人事制度改革に取り組み、年功や職掌といった旧来あったバリアを撤廃してきました。これにより、Pay for job, pay for performanceの考えに基づき、属性にとらわれず、一人ひとりの個性、強み、価値観に向き合った適所適材をグローバルベースで追求していく準備を整えました。成長ステージに大きく舵をきった中期経営計画2026においては、前中計で築いた土台の上で、No.1事業群の実現に向けて、社員一人ひとりが自らの強みを磨くとともに、組織はその力を最大限に引き出し、多様な強みを掛け合わせていく「人と組織のエンパワーメント」に注力しています。
また、グローバルSBU戦略の実行力を一段と高めるべく、人材マネジメントもグローバルベースでの推進と、その高度化に取り組んでいます。前中計で日本においてバリアを撤廃した取り組みと成果を、今後はよりグローバル全体に広げていきます。例えば、世界各地のメンバーが一体となって同じ目標に向けて戦略を推進するうえで、目標管理プロセスや評価制度が地域毎に異なる点などが課題に挙げられます。こうした障壁を取り除くべく、グローバルで統一化すべき制度・仕組みの段階的な整備を進めるとともに、社員一人ひとりの能力・スキル・経験等の可視化を進め、グローバルベースでのベストタレントの戦略的な配置を実現していきます。



人と組織に対する取り組みのモニタリング指標

エンゲージメントサーベイを国内外の地域組織を含むグローバルベースで毎年実施し、人と組織に対する取り組みの効果をモニタリングしています。

指標	概要	FY24	FY25
社員エンゲージメント	組織のコミットメント度合いや仕事に対する自発的な取り組み意欲	70%	71%
社員を活かす環境	社員一人ひとりの持つ能力を発揮する	71%	72%

エンゲージメントサーベイ

事業精神

住友の事業精神の継承

住友商事グループの根底には、いつの時代でも、目の前の変化に惑わされることなく、「信用・確実」「浮利を追わず」「公利公益」に重きを置きつつ、「進取の精神」をもって変化を先取りしていくという、400年にわたり脈々と受け継がれてきた「住友の事業精神」が流れています。この当社グループの「経営理念」の源流である「住友の事業精神」を体感・継承していくことを目的として、愛媛県新居浜市の別子銅山を訪問する研修を、コロナ禍を除き毎年実施しています。1691年の開坑から1973年の閉山までの約280年間にわたり銅を生産し続け、住友の事業の根幹を支えた銅山を訪れることで、当社グループが社会で果たすべき役割等を再確認する機会となっています。また、全役職員が入社時に別子銅山の歴史を学習しています。



人権の尊重に関する社内教育啓発

住友商事グループは、広く社会に貢献するグローバルな企業グループとして「人間尊重を基本とし、信用を重んじ確実を旨とする」ことを経営理念に掲げています。この経営理念に基づき、人権問題をはじめとするさまざまな課題に配慮すべく「人権方針」、「持続可能なサプライチェーン行動方針」を制定し、企業に求められる社会的責任として人権を尊重し、社会とともに持続的に成長することを目指しています。それらを踏まえ、当社では人権・同和問題推進委員会を設置して、毎年各階層に部落差別、障がい者差別、在留外国人差別、インターネット上の人権侵害等の人権問題について社内で議論する場を設けています。また、人権問題のさらなる啓発を図るべく、外部の講師を招いた「人権研修」を毎年実施しています。これに加えて、企業活動が人権に与える影響と企業の人権尊重の責任に関するe-learningコンテンツを配布し、さらなる社内啓発活動に努めています。ほかにも、メンタルヘルスや人事労務についての研修も実施しています。管理職を対象とした階層別研修ではハラスメント予防に関する内容も取り入れており、ハラスメントが発生しない環境づくりや、万が一発生した場合の対処等についても教育・啓発を実施し、職場における人権侵害が起きないように徹底しています。

その他取り組み

職務・役割別研修や新人・キャリア入社者向け研修、海外ナショナルスタッフ研修において、住友の事業精神に関する講話や、別子銅山・住友有芳園・住友活機園への訪問、経営理念に関するエピソードや自身の強みや業務を共有し、「わたしの”Enriching lives and the world”」を作り上げるワークショップを実施しています。これらの取り組みにより、社員へ住友の事業精神や住友商事グループの経営理念、コーポレートメッセージを浸透させる活動を推進しています。

インクルージョン

インクルージョンの推進

当社グループを取り巻くビジネス環境は目まぐるしく変わり、事業を展開する地域・分野およびビジネスモデルも多様化が進む中、多様な人財の「インクルージョン」は経営戦略として不可欠な要素です。属性（人種、国籍、性別、年齢、性的指向、性自認、性表現など）や従来の価値観にとらわれず、多様な視点や考え方を持つ一人ひとりが自分らしく力を発揮できる組織文化の醸成に取り組んでおり、こうした環境づくりは、個々の力を最大限に引き出し、新たな価値や革新を生み出す源泉となり、企業価値の向上にもつながると考えています。

人財の採用・登用においても、各国の雇用関連法規を遵守し、いかなる属性に基づく不当な優遇・差別を行わず、適性と能力に基づく機会の提供を重視することを基本としています。
インクルージョン推進最高責任者であるサステナビリティ・DE&I推進グループ長（常務執行役員）のもと、各種施策に取り組んでいます。

多様な人財の確保

採用に関する基本方針

グローバルにビジネスを展開する当社では、当社のビジネスや理念に共感し、高い志を持ち、自律的な成長を続け、進取の精神で、グローバルフィールドで新たな価値創造に挑戦する人財を求めています。また、経営戦略・事業戦略に沿った人財を通年で機動的に採用すべく、新卒採用、キャリア採用ともに積極的に行っています。

新卒 / キャリア採用人数

（単位：人）

		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
新卒（※1）		106	101	100	98	100
	男性	75	72	63	62	58
	女性	31	29	37	36	42
キャリア（※1）		20	75	88	64	52
	男性	14	47	68	46	33
	女性	6	28	20	18	19
キャリア採用比率（※2）		16%	43%	47%	40%	34%

※1 医療従事職含む
※2 各事業年度に採用した正規雇用労働者に占めるキャリア採用者の比率

新卒採用情報

当社では、採用に関する各種セミナーに加えて、学生のキャリア形成を支援する機会を設けています。

大学生・大学院生向けインターンシップ

総合商社のビジネスを体感し、キャリア観醸成につながる機会を提供すべく、例年、大学生・大学院生向けのインターンシップを実施しています。

2025年度は、各組織にてビジネスを実体験する就業体験型プログラム、並びに当社が手掛けるビジネスを模擬したワークショップ型プログラムを実施しました。

就業体験型は、全19組織に配属され、社員とともに業務に従事しビジネスの現場を体感できるプログラム、ワークショップ型は現場社員とともにグループワークを行い、新規ビジネス創出プロセスを体感できるプログラムです。このようなプログラムを通じて、総合商社のビジネスへの理解を促すことで、学生のキャリア観醸成を支援するとともに、当社ならではの新たな価値創造プロセスへの理解醸成に取り組んでいます。

（過去参加者数実績）2021年度148名/2022年度230名/2023年度319名/2024年度193名/2025年度210名

キャリア採用

当社では事業戦略に基づき、高い専門性や知見を有するプロフェッショナル人財のキャリア採用を行っています。当社におけるキャリア採用者のバックグラウンドは多岐にわたり、各々の専門性や他社での経験に基づく異なる視点が、組織全体に新たな気づきや発想をもたらしています。

実績としては、 新卒を含む年間の全採用者に占めるキャリア採用者の割合はここ数年4割前後に増加しており、2026年4月時点における、全管理職に占めるキャリア採用者の割合は15%（約430名）となっています。今後もキャリア採用を強化し、多様なビジネス領域におけるプロフェッショナル人財の拡充を進めていきます。



新卒・キャリア採用情報

インクルージョン啓発イベントの実施

年1回、全社の取り組みとして、インクルージョン啓発イベントを実施しています。このイベントは、グローバル全ての役職員が“競争力の源泉”としての人財の多様性を改めて意識し、さらなるインクルーシブな環境づくりに向けた具体的な行動変容のきっかけとすることを目的とした取り組みです。社長メッセージなどを通じてマネジメントのインクルージョンへのコミットメントを発信するとともに、地域・組織・職位を越えた多様なメンバーがインクルージョンについて共に考え、つながりを深める参加型・体験型のイベントを開催しています。



シニアマネジメントダイアローグ

異なるキャリア・価値観を持つ同期入社のリーダーをパネラーとし、見えない多様性とリーダーシップをテーマとした対談を開催。



Global Connect Chat - No more borders feat. Teams Interpreter Agent –

Microsoft Teamsの翻訳機能を活用し、海外地域組織間でそれぞれの母国語で1対1のコミュニケーションを実施。



Family day

インクルーシブな組織文化醸成に向けて、職場で家族や育児に関して話題にするきっかけとし、育児に対する職場の理解を深める機会として、労使共催でファミリーデーを開催。



Meet & Learn for Women（女性マッチング企画）

キャリアやライフイベントに悩む女性社員が似た経験を持つ社内の女性社員と気軽に話せるマッチング企画を実施。



Kaigoカフェ

現在介護に直面している社員や今後介護予定がる社員が、介護に関して気軽に話し相談できる場として、Kaigoカフェを実施

女性の活躍推進

女性活躍推進の考え方・現状

特に日本においては女性の活躍推進を重要なテーマと捉え、女性がさらに活躍することを目的とした行動計画を策定し、2030年度までに、以下の目標を達成することを掲げています。

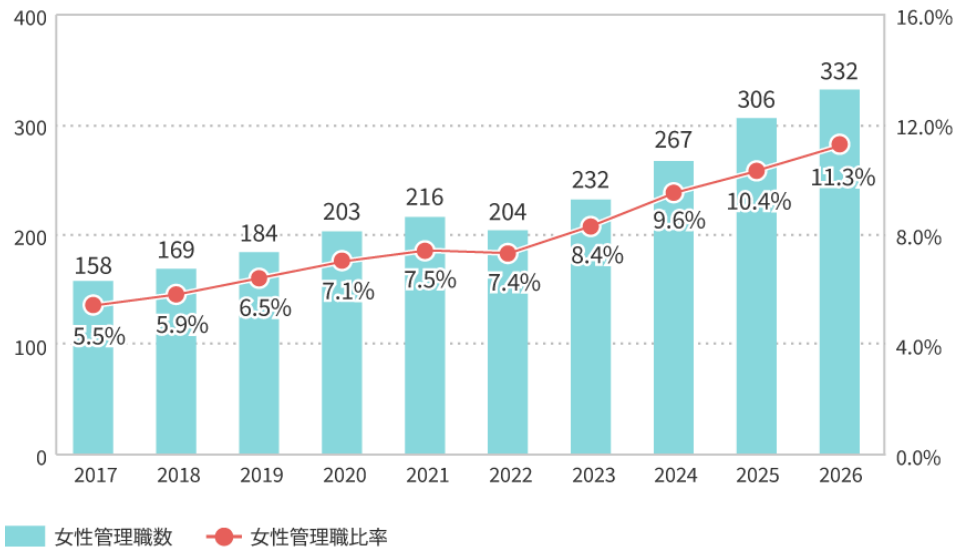
女性管理職比率を20%以上とすること（実績 11.3% （2026年4月1日時点））
女性部長級比率を10%以上とすること（実績 2.6% （2026年4月1日時点））
日本経済団体連合会が21年3月に公表した「2030年30%へのチャレンジ」に賛同し、女性取締役比率を30%以上とすること（実績 20.0% （2026年4月1日時点））

実現に向けては、2021年度に導入した人事制度を軸に、人材育成、配置・登用や個々人が最大限に力を発揮できる環境整備に加えて、キャリア入社社員の執行役員を含む積極登用や、女性・若手社員の部長級ポジションへの登用を推進しています。

また、ライフイベントとキャリア形成の両立支援の観点から、法定を上回る水準での各種制度の整備など、「ハード面」の充実化に加え、長時間労働の是正や有給休暇取得の促進、社員の意識改革など「ソフト面」の取り組みを実施し、出産・育児を経ても会社で活躍できるような環境づくりを進めています。

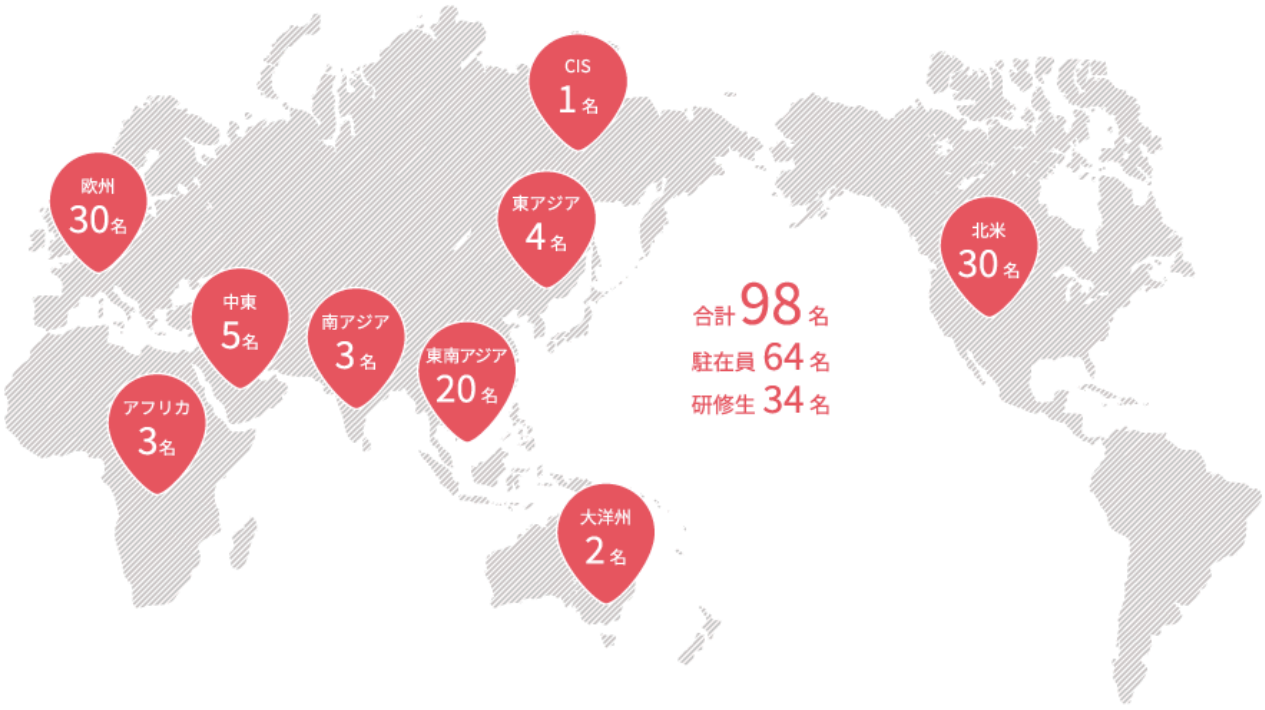
- 行動計画
- 外部からの評価

女性管理職数（※）



※ 4月1日時点

女性の海外駐在員および研修生



グローバルに活躍する人財の育成・登用

当社グループは、幅広い産業においてグローバルに事業を展開しており、これらをカバーするグローバルネットワークとして、2026年4月時点で日本21、海外103の拠点網を世界62ヵ国・地域に展開、約7,300名の社員が活躍しています。当社グループでは、国籍を問わず、能力と適性に基づき、グローバルで事業戦略を実現していくための適所適材を推進しています。これを推進する上で、職務の大きさを地域横断で比較可能とする「Job Grading」の導入や、人財データベースの構築を進め、育成プログラムや拠点間の人財交流等の成長機会の拡充を通じて、海外採用社員を含めた人財の計画的な育成・登用に取り組んでいます。
実績としては、現在では、海外拠点の管理職における海外採用社員の割合は67%（約980名）まで増加しています。今後も、当社の持続的な成長に向けて、国籍にとらわれず、能力と適性に基づいた育成・登用を推進していきます 。

LGBTQ+（※1）についての理解浸透

「住友商事グループ・コンプライアンス・ポリシー」および当社就業規則の中で、性的指向、性自認に基づいた差別的言動、嫌がらせ、誹謗・中傷、脅迫・粗暴行為などにより、他人に恐怖心を与える、または不快な思いをさせない方針を明文化しています。また、社員一人ひとりが正しい知識を持ち、当事者を理解し受け容れるための社内研修などの啓発活動に取り組んでいる他、性的指向、性自認、性表現などにかかわらず、個々人がそれぞれの力を最大限に発揮し、当事者を含む全社員が安心して自分らしく働くことができる環境づくりを進めています。

主な取り組み例（日本国内）

- 同性パートナーに各種福利厚生制度を適用
- 通称名の使用、性別適合手術・ホルモン移行時の就業継続サポート
- LGBTQ+関連ガイドライン
 「トランスジェンダー/ノンバイナリー対応ガイドライン」、「SOGIハラスメント(※2)ガイドライン」
- 相談窓口の設置（当事者だけでなく、Ally(※3)や職場の方も利用可能）
- 社内セミナー・研修
- Inclusion & Connection Weeksを通じた啓発
- 採用エントリー時の性別欄に「その他」を追加
- ユニバーサルトイレの設置

※1 LGBTQ＋：L=レズビアン、G=ゲイ、B=バイセクシュアル、T=トランスジェンダー、Q=クエスチョニング、クィアの略
※2 SOGIハラ：性的指向や性自認に関わる差別的な言動やハラスメント
※3 アライ：LGBTQ+当事者たちに共感し、寄り添いたいと思う人。当事者含め、誰でもアライになれる。

障がい者雇用の促進、定着の推進

住友商事は、「障がいの有無を問わず全ての社員が相互に尊重し合い、共生・活躍できる場であること」を目指しています。

2014年に特例子会社として住商ウェルサポート㈱を設立し、以後、同社と協力しながら障がい者の雇用と活躍の場の創出を推進しています。

2026年6月時点で、両社合わせて約120名の障がい者が活躍しており、当社の法定雇用率は2.71%となっています。

住商ウェルサポート㈱では、職場の庶務業務の代行やスキャニングによる書類の電子化、事業紹介資料の印刷・製本、事業関連データのインプットをはじめ、デザイン制作やメールセンター業務など多様な業務を受託・遂行しています。近年は業務領域の拡大や拠点展開も進める中で、品質と効率の両面から当社グループのビジネス活動を支える重要な役割を担っています。今後も障がいのある社員一人ひとりの個性や強みを活かし、住友商事グループの付加価値創造に貢献していきます。

特例子会社 住商ウェルサポート（株）



各フロアのリターナブルカップの交換・補充



回収した紙資源の分別作業

Alumni Networkの活用

2019年度に、社外で活躍中の当社Alumniと現役職員の交流を行う場として「SC Alumni Network」を立ち上げました。社内外の多様な知見・人的ネットワークの融合を通じ、新たなビジネスチャンスの創出につなげるとともに、よりオープンな企業風土の醸成を目指していきます。さらにAlumniには人材確保の面でのサポーター的な役割を期待しており、多面的な連携を図っていきます。

オープン・イノベーション・ラボ「MIRAI LAB PALETTE」

「MIRAI LAB PALETTE」は、住友商事グループという枠を超えて、多様な分野のパートナーと一緒に、新しい価値を創り出していくコミュニティのオーガナイザーとして、さまざまなコラボレーションを推進しています。MIRAI LAB PALETTEは、住友商事の創立100周年事業の一環として2019年にオープンしました。

「これまでの慣習にとらわれず、全く異なるカラーの人たちや最先端のテクノロジーと出会い、刺激し合える場であること。そして、あらゆる組織の壁を超えて新しい価値を創造していくこと。」というコンセプトのもと、多種多様な人々が出会い、共創を生み出していくための施設（大手町）や機能を提供しています。

MIRAI LAB PALETTEの最大の強みは多様性であり、産学官民問わず多種多様なメンバーが9,000名以上（2026年4月時点）登録しています。また、月間の来館者数は平均1,500名程度となっています。

コラボレーションスペースの提供、イベントやプログラムの開催、メンバー間のマッチングなど、日々さまざまな活動を通じて、あらゆる垣根を越えたコラボレーションを生み出しています。

MIRAI LAB PALETTE





人材育成

人材育成基本方針

住友商事では、400年以上にわたる歴史の中で受け継がれてきた住友の事業精神の一つである「事業は人なり」の考えのもと、「人」が競争力の源泉、成長の原動力であり、最も重要な経営資本であるという揺るぎない価値観を共有しています。

そして、グローバルに多様なビジネスを展開するなかで、戦略の立案・実行を担うのは、幅広い知識や経験をもとに事業を構想し、推進する社員一人ひとりです。当社は、こうした人財の育成に注力し、変化の激しい経営環境においても価値を創出し続けられる経営人財のパイプラインをグローバルに構築することにも重点を置いています。

社員一人ひとりの持続的な成長を支援し、個人としての市場価値の向上を後押しするとともに、組織としての総合力を高めるため、戦略的・継続的に人財への投資を行います。

経営人財の育成

中長期の戦略実現を担う次世代の経営人財育成・輩出に向けて、多様な人財が必要なスキル・経験を早回しで身につける機会を計画的に提供しています。この取り組みは、全社的なコミットメントのもとで推進しており、社長・グループCEO・地域組織長・HRが協議し、5年～10年先のビジネス展望を見据えた将来の経営人財について議論し、求められるケイパビリティの解像度を上げています。そのうえで、多様な人財が、求められるケイパビリティを高められるよう、組織の枠組みを超えた異動・タフアサインメントのマッチングを行い、その後のパフォーマンスをモニターするタレントレビューのサイクルを回すことで、経営人財を着実に輩出していきます。

人材育成プログラムの紹介

当社では、住商ビジネスカレッジ（通称：SBC）として年間のべ130講座のOFF-JT研修を開催し、多様な分野で活躍する個々人がそれぞれのフィールドで必要とされる知識・スキルなどを主体的に学べる環境を構築しています。また、事業経営に必要な知識・スキルを習得する機会として長期・選抜プログラムを継続実施しており、プログラム終了後には多くの人財が国内外の事業会社経営を担って活躍しています。また、社内プログラムのみならず、海外エグゼクティブ・プログラム等社外で開催される研修等も活用し、人材育成の強化に努めています。

ビジネススキル

ビジネスを通じ社会に貢献できる経営人財として活躍するために必要となる知識・スキルを基礎レベルから高度なものまで幅広く網羅したプログラムを用意しています。まずは、商社パーソンとしての標準装備を身につけるため「入門編」「基礎編」を受講した後、数あるプログラムの中から、自身の業務を遂行する上で必要な知識・スキルを得られるプログラムを自由に選択して受講することができます。経営に必要なリテラシーや各種専門知識・理論・フレームワークを、現在の所属部や業務にかかわらず学べるようになっており、常に学び続ける社員を研修の側面からサポートする環境を設けています。

e-learning

2024年度からは、勤務地や勤務状況に左右されない平等な自己学習機会の提供と、自ら学ぶラーニングカルチャーを社内醸成し、社員一人ひとりの自律的な成長、キャリア形成を後押しすることを目的に、e-learningプラットフォームのLinkedIn Learningを全社導入しました。対面研修の理解度深化のため、対面研修の事前課題としてLinkedIn Learningのコースを受講したり、通勤時間などの隙間時間を利用して社員一人ひとりが自己研鑽として興味のあるコースを自ら選択して受講するなど、多種多様な場面で利用されています。

リーダーシップ研修

当社では、役割に応じて求められるリーダーシップを内省し強化するための「リーダーシップ研修」を実施しています。また、海外のビジネススクールと提携し、将来の経営人財候補となるポテンシャルの高い人財に対し、経営者としてのReadinessを高め、経営観を醸成するための長期選抜研修も実施しています。更には、各組織において今後の活躍が期待される社員を選抜し、国内外の様々な社外研修(社費MBA含む)へ社費にて派遣実施しています。「経営観の醸成」、「自己改革」「総合的なマネジメント知識と経営判断力の習得」、「他社人材や経営者との交流による啓発」などを目的に、年間約80名以上(2025年度実績：89名)、多様な分野におけるトップレベルの教育機関に毎年継続して派遣しています。

キャリア開発研修

当社では、人事制度の方向性として「個々人の自律的成長」を掲げています。変化のスピードが加速し、将来のキャリアの正解が一つではない時代。グローバルフィールドで勝ち抜くための主体的なビジネスキャリア形成はもちろんのこと、「自分はどうありたいのか」「何を大切にし、何を成し遂げたいのか」といった、一人ひとりの価値観に根ざした“広義のキャリア形成”が重要だと考えています。このような考え方のもと、自律的なキャリア形成を考えるため、そして一人ひとりの挑戦を後押しするためのキャリア開発プログラムを実施しており、2025年度は551名の社員が受講しました。

DX推進研修

当社では、DAIS（Digital and AI Strategy）の一環でデジタル・AI戦略を推進しており、2026年度よりデジタルスキル認定制度「Dグレード」を導入し、全社員のデジタルスキルの高度化と可視化を目指しています。本制度では、「知識（資格取得／研修受講）」に加え、事業現場に実装した「経験」を重視し、経験の難易度によりグレード認定がなされます。全社員が知識習得や実装経験を通じて一定グレードを取得必須化としており、そのために必要な資格取得機会や社内研修を提供しています。

グローバル対応力

グローバルに事業を展開する中で、多様な人財の強化や事業環境に対応できる組織力の拡充を目的として、海外赴任者を対象とした研修を実施しています。災害・治安リスク等に関する安全対策教育に加え、異文化理解、人財マネジメント、人事評価、部下との面談・育成手法など、海外拠点運営に必要な知識・スキルの習得を支援しています。グローバル対応力の向上を通じて、海外事業の競争力強化と適切なリスクマネジメントの実現に取り組んでいます。

コンプライアンス・ESG・ITなど

持続可能な企業価値の向上と健全な事業運営を支える基盤として、コンプライアンス、ESGおよびIT・情報セキュリティに関する研修をグローバルに展開しています。新入社員から経営層に至るまで各層に応じた研修内容を、昇格時や職務変更時など適切なタイミングで受講機会を提供しています。法令遵守や人権・環境課題への対応、サイバーセキュリティをはじめとする重要リスクへの理解と実践力の向上を通じて、リスクマネジメントおよびガバナンスの強化を図り、グローバルベースでの責任ある事業活動の推進に取り組んでいます。

国内グループ会社社員の育成プログラム

国内のグループ会社向けに、新人から部長層までの各階層に求められるリーダーシップマインドとスキルを効果的に習得し、さらなるステップアップのきっかけとするプログラムを幅広く用意しています。



海外採用社員の育成プログラム

海外拠点や海外事業会社の育成をサポートするため、海外ナショナルスタッフ（マネージャー級）を日本へ招き、英語で研修を実施しています。世界各地での採用社員を東京本社に集め、住友商事グループの理念・戦略に関する講義や別子銅山訪問などを通じて、当社グループの一員としての一体感の向上とスキルアップを図っています。

新人育成体制・指導員制度／新人サポーター制度

新入社員を一人前の住商パーソンに育成する初期教育として、指導員制度・新人サポーター制度は重要な制度となっており、それぞれに研修を実施しています。

指導員制度

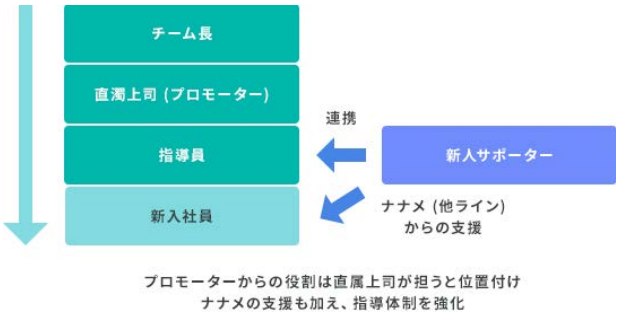
新入社員が、初めて経験する社会人生活を円滑にスタートできるよう実務面でのOJT 支援（業務内容の説明や社会人としての基本動作の徹底）と住商パーソンとしての総合的な人間教育、当社社員として持つべき価値観、組織の仕事文化の伝承など、住商パーソンとして成長していくための土台となるマインドを醸成します。

新人サポーター制度

新入社員の社会人生活のソフトランディングを支援することを目的に、2022年度より新人サポーター制度を導入しました。新人サポーターは新入社員と少し離れた立ち位置の先輩として、定期的な1on1面談などを通じて支援・育成を行います。上司・指導員と連携しながら組織全体での人財育成を目指します。

	指導員	新人サポーター
要件	P1（APも可）	
任期	1年間	

※APは「Advanced プロフェッショナル」、P1は「プロフェッショナル1」の略
※上司は「プロモーター」として、一段高い目線での指導・組織全体での新人指導・育成の環境づくりを行う



研修生制度（国内外派遣プログラム）

住友商事グループでは、グローバルな企業グループとして世界各所で活躍できる社員の育成を目的に数多くの研修生プログラムを用意しています。

グローバルフィールドで活躍できる人財の育成を目的とした「トレイニー」、語学・地域スペシャリストを養成するための「語学研修生」、MBAを中心とした「海外留学生」、さらには国内スタートアップ企業における個の力の醸成を目的とした「ベンチャーインターン」があります。

これら「研修生制度」を活用し、毎年80～100名程度、国内外問わず世界中のあらゆる地域に社員が派遣され、活躍しています。

研修生プログラム				
	トレイニー	語学研修生	ベンチャーインターン	留学生
目的	海外店舗・事業会社での経験を通じ、グローバルフィールドで新たな価値を生み出し、活躍できる人財を育成します。	高度な特殊語学能力を有する人材の育成のため、1年間の海外語学学校・大学の通学後、海外店舗・事業会社で1年間実習を行います。 語学例：中国語・ロシア語・ポルトガル語・スペイン語・フランス語・ミャンマー語・ベトナム語など	住友商事の後ろ盾が無い中、スタートアップ企業における経営者目線での経験を通じ、個の力を育成します。 また、R&D から販売展開までを一気通貫して経験することで、ビジネスを創り上げるノウハウを吸収・実践し、帰任後に組織に還元することを目的としています。	グローバルスタンダードに対応できる高度な専門知識・スキルを習得します。
対象	P1・P2		AP～P2	
期間	1.5年～2年	2年	半年～1年	1年～2年
派遣先	海外店舗・事業投資会社・他企業など	特殊語学圏の語学学校・大学 + 海外店舗・事業投資会社など （通学＋現場実習 =2 年間）	国内のベンチャー企業	Business/Law School

※ APは「Advanced プロフェッショナル」、P1は「プロフェッショナル1」、P2は「プロフェッショナル2」の略

シニアの活躍支援

全ての社員が年齢に囚われることなく生き生きと働くことができる環境を整備しています。

現行の人事制度や2022年度改訂の再雇用制度でも、基本コンセプトとして「Pay for Job, Pay for Performance」を掲げており、潜在的な年次概念を払拭し、個々の社員の持つ強みやスペシャリティに基づいた「適所適材配置」を徹底し、有為な若手社員の抜擢を進めます。

一方で、多様な経験と豊富な知見を有するシニア社員に対しては、自律的なキャリア形成を後押し、持続的な学び直しの機会提供も含め、各人の「強み」を生かしたキャリア形成に役立つ各種支援策を拡充しています。

キャリアデザインセミナー、社外越境体験プログラム

キャリアデザインセミナーでは、キャリア・ライフプランを考えるための情報を提供し、シニア社員の学び直しの第一歩を後押ししています。

社外越境体験プログラムでは、異業種の人たちとの交流を通して自己価値を再認識し、社外でも通用するスキルに気づく機会を提供することで、将来の選択肢を広げています。

キャリアアセスメント面談

45歳以上の社員に対しては、所属上長との間で毎年実施しているキャリアアセスメント面談の中で、定年後および退職後のキャリアの方向性やライフプランについて共有かつ相談する仕組みとしており、個々人の希望に応じて多様な働き方をサポートしています。

また、58歳と59歳に到達した年度の面談では、本人に対して定年後の想定アサインメントと想定処遇を伝えており、本人と会社の期待をすり合わせる機会になっています。

ネクストキャリア支援サービス

45歳以上の社員に対してネクストキャリアを支援する専任組織を設置して、キャリア相談を通じ、社内異動のマッチングや社外転進活動の支援をはじめ、ネクストキャリアを考える上で有益な情報提供を行っています。

再就職・起業などの社外転進を希望する社員に対しては、会社が起用する再就職支援会社の専任キャリアコンサルタントを伴走させ、個々のニーズを踏まえたさまざまなサービスの提供を通じて、ネクストキャリアでの活躍をサポートしています。

住友商事グローバル人材開発センター

「グローバル人材育成拠点」と「価値創造空間」を兼ねた研修施設

当社は、東京都中央区銀座に「グローバル人材育成拠点」と「価値創造空間」を兼ねた研修施設「住友商事グローバル人材開発センター」を保有しています。グローバルベースでのさらなる人材育成の強化と多様な人財の活躍促進の拠点として、当社グループの社員同士が職場や国を越えて集い・語らうことで、将来のビジョンや戦略など新しい価値創造の発信源となっています。



住友商事グローバル人材開発センター

ウェルビーイング

基本方針

住友商事は、社員一人ひとりが最大限にパフォーマンスを発揮するためには、心身の「健康」が最重要であり、これを基盤としてこそ新たな価値創造を続けていくことができるという考えの下、住友商事グループの「イキイキワクワク健康経営宣言」（2018年9月制定）を策定しました。住友商事グループは「イキイキワクワク健康経営宣言」に基づき、グループ各社の実情に応じた取り組みを行っていきます。

イキイキワクワク健康経営宣言

住友商事グループは、すべての社員がイキイキワクワク健康的に働き新たな価値創造にチャレンジする会社を目指します。

当社グループの経営理念である「健全な事業活動を通じて豊かさと夢を実現する」ためには、社員一人ひとりが最大限にパフォーマンスを発揮し、新たな価値創造を続けていく必要があります。そのためには、社員一人ひとりの「健康」がなにより大切です。

従来取り組んできた健康維持・増進施策を一段とパワーアップして、イキイキワクワク健康的に働き、付加価値を生み出す「健康経営」に住友商事グループの人財戦略として取り組みます。住友商事グループで共有できる健康増進基盤の整備やグループ各社の実情に応じて、実効性ある施策の検討・実施・効果検証・改善を行っていきます。

住友商事グループは、変化が激しく複雑性に満ちた、厳しいグローバルビジネス環境で働く社員の健康を最重要経営資本と捉え、社員の心身の健康維持・増進を戦略的に実践していくことを宣言します。

住友商事株式会社　代表取締役 社長執行役員 CEO

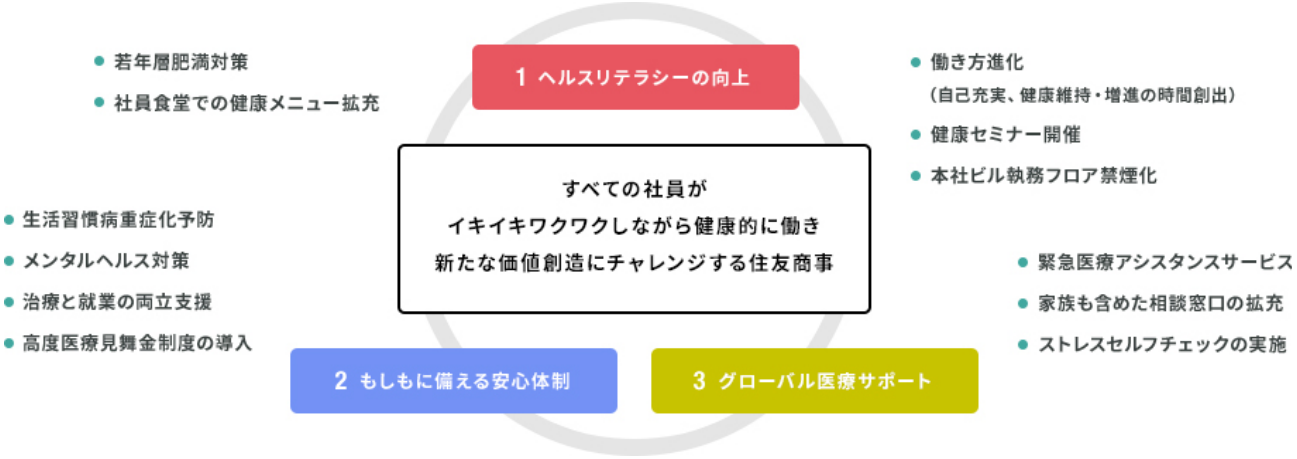
人的資本経営の基盤の一つであるウェルビーイングの実現に向け、上記「イキイキワクワク健康経営宣言」のもと、自律的に健康をマネジメントできる人材を”ビジネスアスリート"と定義し、取り組みを支える健康経営の方針と成果を、健康経営戦略マップにて可視化し、モニタリングしています。

健康経営戦略マップはこちら

取り組み

当社としては、イキイキと働き続けるための「ヘルスリテラシー向上」、万が一病気になっても大丈夫という「もしもに備える安心体制」、そして商社ならではの「グローバル医療サポート」の3つを健康経営の主軸として「イキイキワクワク健康経営宣言」に基づき、より一層健康経営に取り組みます。

【住友商事の福利厚生】世界で戦う商社パーソンの"イキイキ!"を作る社内施設を紹介



当社は、経済産業省より優良な健康経営を実践している法人として、「健康経営優良法人」の認定を10年連続（2017～2026年）受けています。

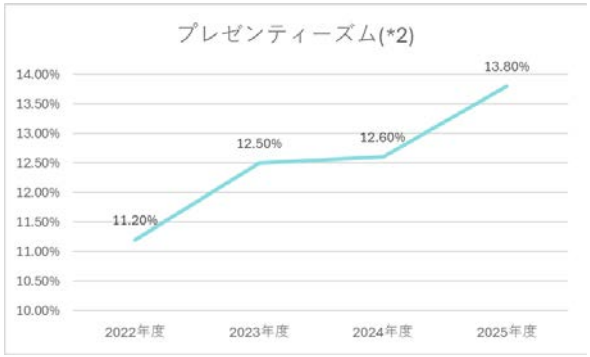
１．ヘルスリテラシーの向上

健康意識調査・健康経営施策

定期的に国内外で勤務する全社員を対象に健康意識調査を実施し、プレゼンティーズム（※1）の測定及び社員が感じている健康課題を把握し、その予防・解消に向けてさまざまな取り組みを実施しています。なお、2025年度健康意識調査でのプレゼンティーズムは13.8パーセント（※2）でした。

＜実施した健康経営施策の例＞

- ヘルスリテラシー向上・健康維持に向けた施策：
 - 未病・予防の観点から、各種健康セミナーを実施（飲酒習慣・睡眠・メンタル不調・女性特有の健康課題など）
 - 健康保険組合との協働による健康施策
 - 社内診療所医療職による定期的な情報発信
- 女性特有の健康課題に対する取組み
- 社内歯科診療所による健診：定期歯科健診・海外赴任前歯科健診など



※1 社員が勤務していても、心身の不調が原因で本来発揮されるべきパフォーマンス（職務遂行能力）が低下している状態のこと

※2 東大一項目版、「病気やけが（健康問題）がないときに発揮できる仕事の出来を100パーセントとして過去4週間の自身の仕事を評価してください」への回答結果を集計し、100パーセントから減算したもの

健康経営セミナー（ビジネスアスリートプログラム）の実施

＜下段リンク＞の通りセミナーを実施。オンラインセミナー、動画配信はグループ会社社員や家族も閲覧可とすることで幅広く健康リテラシー向上を支援しています。

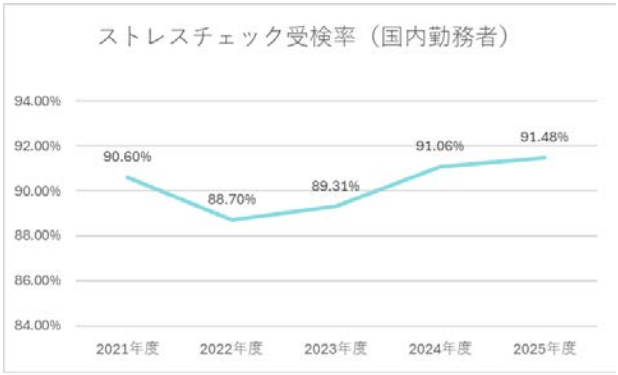
2025年度は、食生活、男女の更年期、睡眠などをテーマとした健康セミナーや健康関連展示会「Wellness Day」を実施し、延べ400名超が参加しました。参加者アンケートでは、各セミナー・イベントともに80～100%の高い満足度を記録しています。





メンタルヘルスケア対策

社内メンタルヘルスに関するセルフケア、ラインケアの研修を実施しています。内容としては、自身および周囲のメンタルケアに関して必要なポイントを外部講師により網羅的に学ぶものであり、グループ会社社員を含め、毎年多くの若手社員および管理職が受講しています。また、「なんでも相談・守秘義務厳守」を掲げる、「SCGカウンセリングセンター」を設置しており、年間延べ2,900以上の利用数があります。ストレスチェックは、海外勤務者も対象に実施、企業内診療所にあるメンタルヘルスも含めた健康関連相談窓口では、海外勤務者からの相談も受け付けています。企業内診療所には心療内科医が勤務しており、メンタル疾患の重症化予防や復職支援の取り組みを行っています。2025年度のストレスチェックでは、高ストレス者比率は6.53パーセント（2019年全国平均14.0パーセント）でした。





SCGカウンセリングセンター

住友商事グループ社員が「生き生きと働く」ことを支援する組織として、「SCGカウンセリングセンター」が本社ビル内に設置されています。同センターには複数のカウンセラーが在籍し、さまざまな悩みや問題の解決をサポートしています。2005年4月の開設以来、守秘義務厳守、何でも相談の方針が社員に浸透し幅広い層の社員が気軽に同センターを利用する習慣が定着しています。（年間の相談件数は2,900件超）



提供	サービス	対象者	機能
SCG カウンセリングセンター	対面カウンセリング	主に東京勤務者	公認心理師、シニア産業カウンセラー、臨床心理士、キャリアコンサルタント、家族相談士などの資格を保有したカウンセラーが国内外の社員にカウンセリングを提供
	電話・オンラインカウンセリング	全社員	
	出張カウンセリング	地方勤務者	
	各種セミナー	全社員	管理職向け、一般社員向け、海外勤務者向け、帯同家族向けなどのセミナーを実施
	コンサルテーション	管理職	部下への対応の仕方について上司にコンサルテーションを提供
外部契約企業	対面・電話・オンラインカウンセリング	全社員	外部契約企業に委託し、対面・電話によるカウンセリングを提供

２．もしもに備える安心体制

社内診療所（内科・歯科）による支援

住友商事では、社内診療所（内科および歯科）を設置して、社員の健康管理を支援しています。
内科では糖尿病や高脂血症などの生活習慣病の予防・未病に対する取り組みや、専門医による慢性疾患者へのフォローなどを行っています。海外赴任前には通常の検査項目に加えて検査を実施、赴任先の医療状況に応じた予防接種の補助を行っています。また、海外勤務中も適切な医療を受けられるよう、サポートしています。

歯科においても、年2回の定期歯科健康診断や個別の歯科口腔衛生指導を行っています。

※ 診療所長と人事健康担当者のクロストークはこちら

Cross Talk

健康診断と事後フォロー（若年層への保健指導含む）

社内診療所において、定期健康診断、入社時健診、海外赴任前健診、帰国時健診などを行っています。また、35歳以上の社員に対しては、外部医療機関での人間ドック受診を推奨しており、その費用については、健康保険組合から上限8万円まで補助を受けることが可能です。

また、定期健康診断の結果を基に、社内診療所での治療や特定保健指導の対象にならない若年層（35歳未満)に対して、診療所の保健師による保健指導（2025年度参加率90.2パーセント）を実施しています。

健康保険組合で実施している特定保健指導と併せ、社員の疾病予防・早期発見に努めています。



女性の健康に関するサポート施策の拡充

若年層の婦人科検診受診率向上を目的に、ピンクリボン月間（10月）に、乳がん・子宮頸がんの早期発見・適切な治療の大切さを伝えるとともに婦人科健診受診を呼びかけました。また、その健診費用は、健康保険組合によりそれぞれ上限1万円の補助を受けることができます。

また、女性特有の健康問題に関するセミナーや情報発信などの啓発活動を強化しています。2022年度からはFemtech Dayとして、月経・妊活・妊娠・産後・更年期などの女性特有の健康課題について取り上げ、解決・緩和する製品やサービスの展示会やセミナーを実施し、一緒に働く男性社員への理解を深めるため、参加を促しています。

高度医療見舞金制度の導入

保険適用外の治療による経済的負担の大きい疾病を対象にした、社員向け高度医療見舞金制度を導入しています。



３．グローバル医療サポート

海外勤務者の健康支援

住友商事では、66 カ国・地域に900名を超える社員、及び帯同家族が駐在しています（2026年4月現在）。日本とは異なる環境で働く彼らの健康を守るため、年に一度の定期健康診断の受診支援はもちろん、心身の不調を感じた時の診療所や「SCG カウンセリングセンター」への相談体制を整備しています。

グローバルな健康問題に対する取り組み

現在、世界では新型コロナウイルスに限らず、HIV（エイズ）、結核、マラリアなどといった深刻な健康問題に悩まされている国も多く存在します。当社グループは、こうしたグローバルな健康問題に積極的に対応していくこととしています。当社では自社グループ役職員がこのような感染症に関する正しい知識を身に付け、予防できるように、海外赴任する役職員に対しては、事前に健康診断を実施し、必要に応じて感染症の予防接種を推奨しています。また、派遣前には各種研修も実施しています。さらに、初めて海外出張に行く社員や、感染症に関する最新情報を求める社員の要求に応えるべく、e-learning や安全対策セミナーを開催し、危機管理意識の醸成と正しい最新知識の浸透を図っています。対象者は当社内にとどまらず、国内外のグループ全体の役職員が参加しています。これらの活動を通して、社員の健康で安全な海外生活をサポートしています。

４．その他

SCGマッサージルーム「コリトン」

住友商事グループ社員の健康増進、疲労回復を目的として、2008年4月に本社ビル内にマッサージルーム「コリトン」をオープンしました。「業務の合間の時間を使って気軽に体調管理が図れる」「施術後の業務効率が向上した」などと好評で、月間では平均約380名が利用しています。安心してご利用いただけるよう、衛生面に留意した施設運営を行っています。



健康成果指標

		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
健康診断受診率（国内勤務者）		100.00%	100.00%	100.00%	99.97%	100.00%
	うちC･D判定率（※1）	-	45.00%	46.00%	41.00%	43.10%
	若年層保健指導実施率	48.00%	91.00%	82.00%	100.00%	90.20%
適正体重維持率		69.00%	69.00%	68.00%	68.00%	69.40%
ストレスチェック受検率（国内）		90.60%	88.70%	89.31%	91.06%	91.48%
	高ストレス者率（国内）	6.00%	6.80%	5.89%	6.27%	6.53%
ストレスセルフチェック受検率（海外）		77.70%	73.30%	76.01%	80.69%	79.45%
	うち、高ストレス者率（海外）	7.90%	7.00%	7.28%	6.78%	5.60%
35歳未満役職員の婦人科健診受診率		19.10%	20.70%	-	37.80%	40.28%
喫煙率		13.70%	13.30%	14.20%	13.50%	13.50%
海外赴任前歯科健診受診率		81.40%	83.00%	92.20%	91.70%	95.49%
プレゼンティーズム（※2）		-	11.20%	12.50%	12.60%	13.80%
アブセンティーズム（※3）		2.0日	1.5日	1.5日	1.9日	2.2日
ワーク・エンゲージメント（※4）		2.59	2.58	2.66	2.69	2.71
入社1年目保健師面談参加率		-	95.10%	95.20%	84.70%	92.20%

※1 健康診断結果に対する産業医の総合判定結果の内、C（再検査が必要）・D（早期の医療受診が必要）の全体に占める比率

※2 東大一項目版、「病気やけが(健康問題)がないときに発揮できる仕事の出来を100パーセントとして過去4週間の自身の仕事を評価してください」への回答結果を集計し、100パーセントから減算したもの。回答者率はストレスチェック受検率と同じ。

※3 2026年3月31日時点全従業員数4,938人の平均休業日数（傷病欠勤・傷病特別休暇・傷病休職）

※4 ストレスチェックにおける、「仕事をしていると、活力がみなぎるように感じますか」「自分の仕事に誇りを感じますか」の2設問に対する肯定回答率。

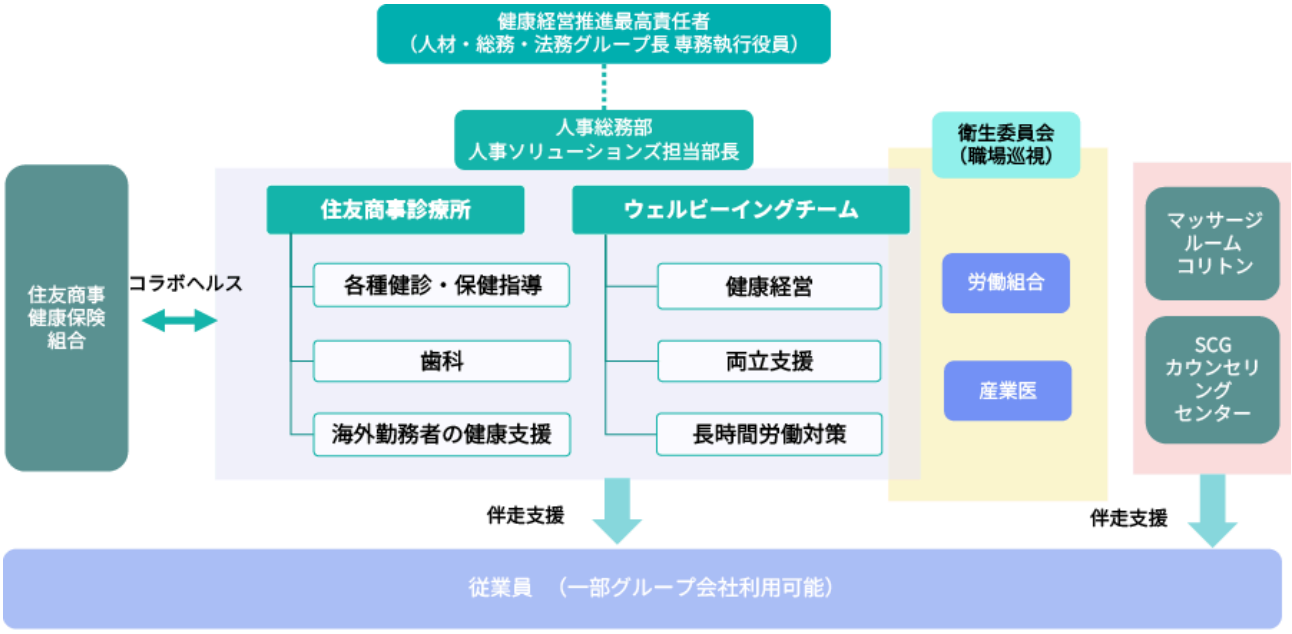
実施済み健康経営セミナー

セミナー名		開催形式
2021年12月	「眠り」はセルフケアの最大の武器	オンライン
2022年2月	卵子のはなし	オンライン
2022年7月	食生活改善セミナー	対面・オンライン
2022年10月	Femtech展示会	社内展示会
2022年12月	メンタルヘルス不調への向き合い方と“生活リズム論”	オンライン
2023年3月	相互に影響しあう“歯周病”と全身疾患	オンライン
2023年3月	若・壮年期のメンタル不調～社会で生き抜くために～	オンライン
2023年8月	老後もお酒を楽しむための”賢い”付き合い方	対面＆オンライン
2023年10月	男性・女性の更年期障害対策	オンライン
2023年12月	睡眠が見える時代。見える化で変わる睡眠改善	オンライン
2024年3月	心のしくみとメンタルヘルス	動画視聴＆ライブQA
2024年3月	Femtech Day	社内展示会
2025年2月	管理栄養士が伝えたい食生活と健康の正しい知識 ～健康食品について考える～	オンライン
2025年4月	高血圧や心血管疾患予防の新しいキーワード！ ～ナトカリ比を意識して食生活改善！～	対面＆オンライン ※カゴメ㈱共催
2025年9月	体幹が変わればパフォーマンスが上がる！ ～ゴルフ上達・シェイプアップに～	対面
2025年12月	“私にも関係ある”男女の更年期セミナー ～知る・話す・支え合う職場づくり～	対面＆オンライン
2026年2月	Wellness Day	社内展示・体験会
2026年3月	睡眠力向上セミナー～仕事の質を高める、眠れるカラダの作り方～	対面
2026年6月	職場における健康セミナー【肩こり・腰痛エクササイズ】	対面

オンラインセミナー、動画配信はグループ会社社員や家族も閲覧可とすることで幅広く健康リテラシー向上を支援しています。

健康経営推進体制

健康経営推進最高責任者である人材・総務・法務グループ長（専務執行役員）のもと、社員の健康保持増進のために以下の体制にて健康経営を推進しています。



社員の参画：衛生委員会・働き方に関する懇談会

当社では月1回、衛生委員会を開催しており、社員を代表して労働組合の役員も参加し、産業医による職場巡視の報告や社員の健康促進と働きやすい職場環境について議論しています。また、年に2回、会社と労働組合との間で、働き方に関する懇談会を開催し、組合員の適正な労働時間の観点から、働き方の質・量両面での改善に向け、意見交換を行っています。

職場環境づくり

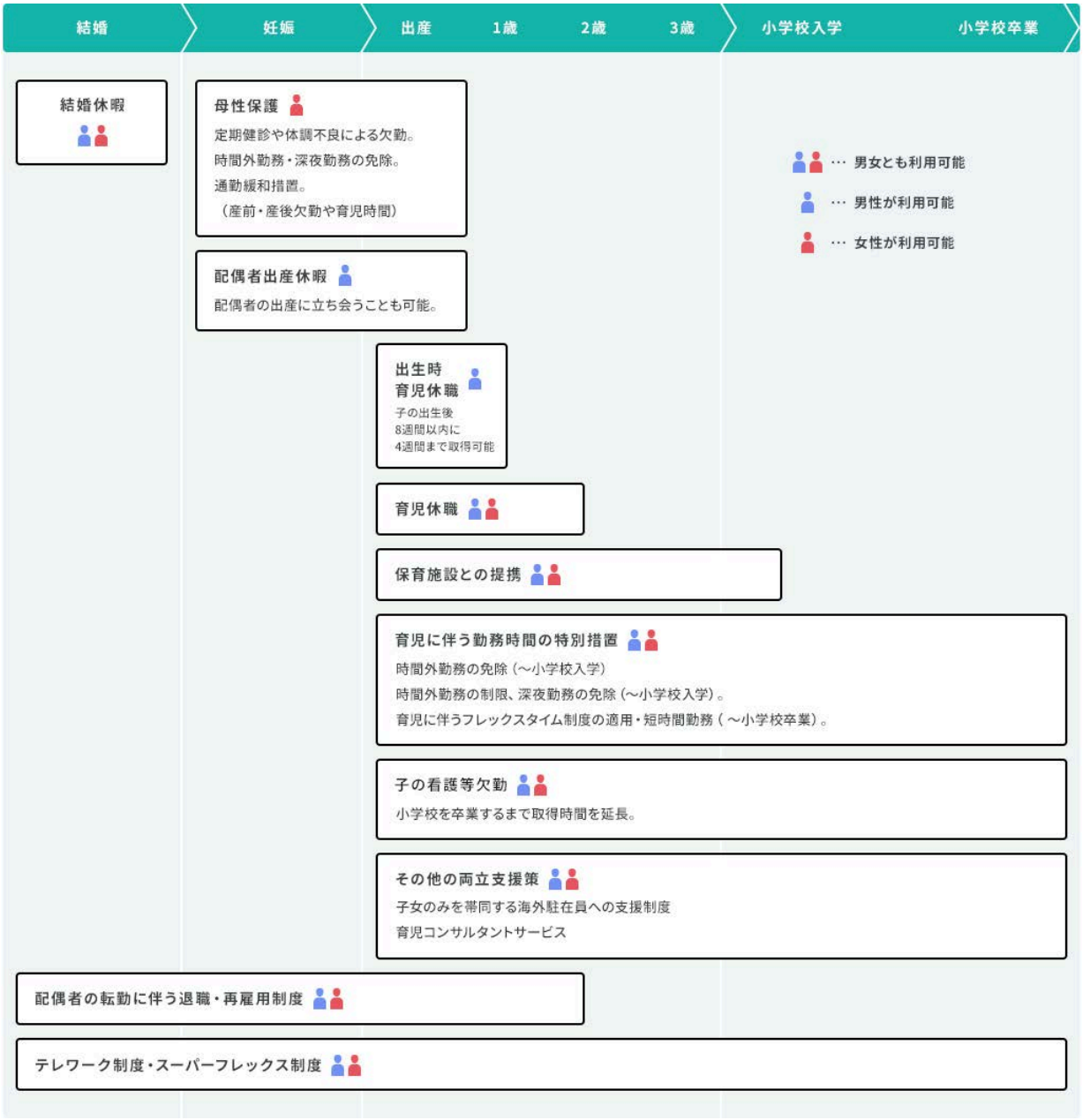
「グローバル人材マネジメントポリシー」に掲げるとおり、多様な個々人がイキイキと、新たな価値を生み出し続ける「Great Place to Work」を築き上げることを目指しています。多様な価値観とさまざまなライフスタイルを持つ一人ひとりが、仕事とプライベートによる生活全体を充実させ、最大限のパフォーマンスを発揮できるよう、さまざまな働き方の選択肢を用意しています。自律的かつ柔軟に働ける環境整備により、高い付加価値を生み出すアウトプット志向の働き方を実践・促進しています。

仕事と育児の両立支援

男女ともに利用できるさまざまな選択肢を用意することで、育児というライフステージを迎えた後も、多様な個々人が最大限能力を発揮できる環境づくりを推進しています。また、本人あるいは配偶者の、妊娠・出産の申し出のあった社員に対して育児休職関連制度を周知するとともに、アンケートにより育児休職取得意向を確認の上、必要に応じて人事がサポートに入るなど、男性を含めた希望者が希望どおり育児休職を取得できるよう取り組んでいます。

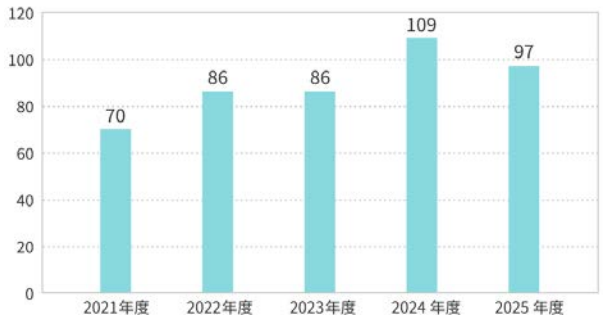
- 仕事と育児の両立支援ハンドブック
- 育児コンサルタントサービス
- 保育施設との提携
- 子のみを帯同する海外駐在員への支援制度
- 男性育休座談会などのセミナー開催
- 企業内学童

外部からの評価

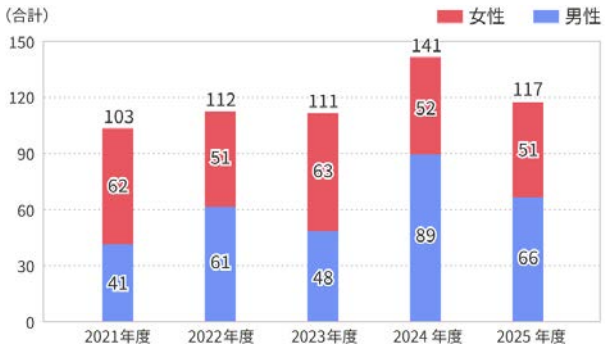


育児関連制度取得状況（単位：人）

配偶者出産休暇



育児休職



子の看護欠勤



短時間勤務取得者



配偶者の転勤に伴う退職者の再雇用

配偶者の転勤により、退職を余儀なくされる社員を一定条件のもとで再雇用することで、再び当社で活躍してもらうための制度です。

	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
配偶者の転勤に伴う 退職制度の利用	14件	11件	16件	13件	8件

仕事と介護との両立支援

安心して仕事を続けながら介護ができるように、さまざまな介護支援制度を用意しています。「介護e-learning」や「介護に関する個別相談会」の実施、介護サービス・介護用品購入費用補助、「仕事と介護の両立支援ハンドブック」の作成などを通して、介護というライフステージを迎えた後も、会社で活躍できるような環境づくりを推進しています。

制度		対象者・条件	取得回数・期間
介護相談	介護セミナー	当社従業員	1～2回 / 年開催
介護相談	介護相談	当社従業員	常時開催
働きながら介護	フレックスタイム制度	配偶者、父母、子ども、祖父母、兄弟姉妹、孫および配偶者の父母のいずれかが要介護状態で看護が必要な場合	-----
働きながら介護	短時間勤務	配偶者、父母、子ども、祖父母、兄弟姉妹、孫および配偶者の父母のいずれかが要介護状態で看護が必要な場合	フレックスタイム制度を適用の上、1日120分を限度として勤務時間を短縮
働きながら介護	時間外勤務の免除	配偶者、父母、子ども、祖父母、兄弟姉妹、孫および配偶者の父母のいずれかが要介護状態で看護が必要な場合	-----
働きながら介護	深夜勤務の免除	配偶者、父母、子ども、祖父母、兄弟姉妹、孫および配偶者の父母のいずれかが要介護状態で看護が必要な場合	-----
一定期間休業して介護（短期）	看護欠勤	配偶者、父母、子どもいずれかの看護が必要な場合	1事態につき原則30日間
一定期間休業して介護（短期）	看護欠勤	祖父母、兄弟姉妹、孫および配偶者の父母のいずれかが要介護状態で看護が必要な場合	1名の場合 / 年間5日 2名以上の場合 / 年間10日
一定期間休業して介護（長期）	介護休職	配偶者、父母、子ども、祖父母、兄弟姉妹、孫および配偶者の父母のいずれかが要介護状態で看護が必要な場合	1人につき3回利用可 通算365日を限度

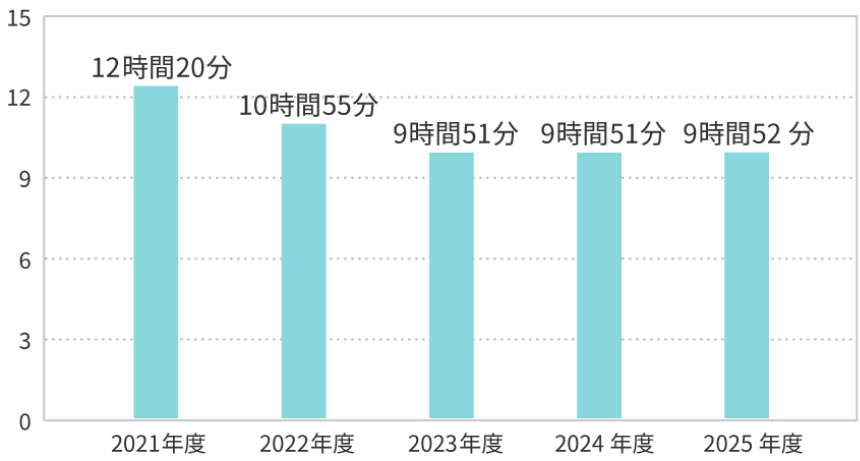
各種セミナーの開催

- 介護セミナー
 リテラシーアップを目的とした介護e-learningの導入や、介護経験者による対談セミナー、介護座談会を開催。

付加価値を生み出す働き方の追求

住友商事では、従来より「やる時はやる」、「休む時は休む」という「メリハリある働き方」を推進してきました。ビジネス自体が多様化・高度化している中、業務の状況やあり方も一様ではなく、一律定量的な労働時間の削減はそぐわない一方、長時間働くことで必ずしも成果が出る時代ではなく、グローバル競争の観点からも「付加価値を生み出す働き方の追求」を全社一丸となって目指していきます。

月間法定時間外平均



意識改革

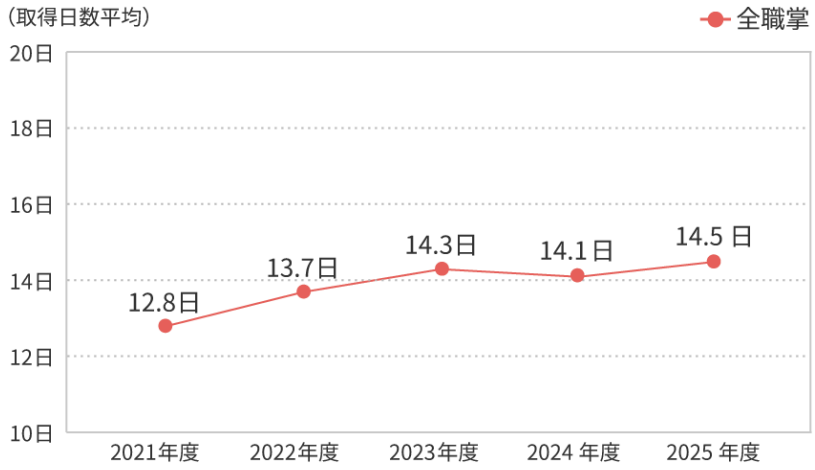
意識改革の取り組み、および社員への有益な情報提供や環境整備の一例をご紹介します。

- **労務管理セミナー**
 新任管理職研修、および新任チーム長研修のプログラムの一環として、労務管理に関する研修を行っています。労務管理に関する意識向上のため、労務管理や生産性向上をテーマとしたセミナーなど、継続的な啓発活動に努めています。
- **高いパフォーマンスを発揮するための環境整備**
 勤務時間の実態把握・分析を行うとともに、一定の負荷がかかっている社員に関しては個別ヒアリングを実施し、健康面への影響の確認や、必要に応じた業務体制の見直しに繋げています。
 また、十分な休息時間の確保を目的とした勤務間インターバル制度を導入するとともに、長時間労働者に対する面接指導について法律を上回る基準を設定する等、社員の健康確保にも配慮した、社員が安心して高いパフォーマンスを発揮できる環境整備に取り組んでいます。

休暇の取得促進

住友商事では「メリハリある働き方」の推進を通じて、限られた時間で高い成果を出すための生産性向上を目指しています。

有給休暇取得実績



「メリハリのある働き方」の推進を通じて、限られた時間で高い成果を出すための生産性向上を目指しています。実現に向けた施策の一つとして、2016年から2019年までは有給休暇の全社取得目標を設定。取得日数を着実に伸ばし、目標も達成しました。2020年からは一律の全社定量目標の設定を行わず、各組織・個人が自律的に管理する方針としています。

自律的で柔軟な働き方の促進



テレワーク制度・スーパーフレックス制度の目的は、従来の枠にとらわれない自律的かつ柔軟に働く環境を整備し、高い付加価値を生み出すアウトプット志向の働き方を実現することです。自律的かつ柔軟に働くことで時間を積極的に創出し、社員の心身の健康増進、自己価値向上を図り、一人ひとりの最大限のパフォーマンス発揮につなげていきます。

ドレスコードの見直し

自律的かつ柔軟に働く環境整備の一環として、働く「場所」と「時間」にフォーカスし、2018年にテレワークとスーパーフレックスを導入しましたが、両制度に続く一手として、組織と個人の意識改革を促し、自律的な働き方をさらに促進すべく、働く「服装（＝ドレスコード）」について2020年に見直しを行いました。現行の服装に関する規程を整理の上、TPOに応じた会社での執務・職場にふさわしい常識の範囲内でドレスコードフリーとします。

テレワーク制度

2018年にテレワーク制度を導入し、一定の日数上限のもと、自宅でのテレワーク勤務を可能としています。また、出張・外出時には全国数百カ所の契約サテライトオフィスなどでのテレワークも可能で、働く場所のフレキシビリティを拡大しています。利用資格の制限は原則設けておらず、育児・介護など、個別事情がある方も含め、全社で自律的かつ柔軟な働き方を実現しています。2021年より、組織のパフォーマンスを最大化できるよう、社員が自律して出社とテレワークをバランスよく組み合わせるベストミックスの働き方を推奨しています。2025年度平均の出社率は約8割となっています。

これまでのテレワーク推進の取り組みが高く評価され、令和2年度「テレワーク推進企業等厚生労働大臣表彰（輝くテレワーク賞）」の優秀賞を受賞しました。詳細は以下リンク先をご参照ください。

令和2年度「テレワーク推進企業等厚生労働大臣表彰（輝くテレワーク賞）」の優秀賞に当社が選定

スーパーフレックス制度

従来よりフレックス制度を導入していましたが、2018年にコアタイムを廃止したフレックス制度として「スーパーフレックス制度」を導入しています。コアタイムのないスーパーフレックス制度では、5：00～22：00のフレキシブルタイムの間であればどの時間帯に始業・終業時間を設定しても構わないこととしています。柔軟な働き方を通して、社員一人ひとりが自身のワークスタイルを自身でデザインし、マネージしていくことで、組織と個人双方のさらなるパフォーマンス向上につなげていきます。

ハラスメントのない職場の実現

当社では、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティハラスメント、LGBTQ+など性的マイノリティを含むすべてのハラスメントの問題を、重大な人権侵害の問題と捉え、真摯かつ厳格に対処しています。

具体的には、以下を実施しています。

1. すべてのハラスメントを懲戒の対象とする旨を就業規則に明示
2. すべてのハラスメントの禁止を、コンプライアンス・マニュアルに明示
3. ハラスメントに関しては、ウェブサイトの開設や、各種階層別研修などにより、会社が厳格に対処していく旨を役職員全員に周知徹底。全管理職を対象に、2014年以降、随時、セクハラ、パワハラに対する理解促進のための研修を、それぞれ実施
4. ハラスメントの防止や、問題が生じた場合の早期解決を目的として、苦情相談窓口を人材・総務・法務グループ長の所管する部内に設置
5. 「スピーク・アップ制度」を利用して、問題に遭遇した人、気づいた人が直接「チーフ・コンプライアンス・オフィサー（CCO）」に情報連絡することのできる体制も構築

エンゲージメント

エンゲージメントサーベイ

年1回のエンゲージメントサーベイにて、①組織へのコミット度合いや、仕事における自発的な取り組み意欲を示す社員エンゲージメント、②社員一人ひとりの持つ能力を発揮するための働く環境について調査しています。人材マネジメントの領域にとどまらず、事業戦略や組織体制、仕事の進め方などさまざまな要素が影響を及ぼすものであり、サーベイ結果を丁寧に読み解きながら、さまざまな施策を全社・現場レベルで推進しています。

2023年度からは、国内・海外拠点における採用社員も含め全世界の社員を対象として同サーベイを実施する他、役員報酬における株式報酬の算定指標の一つに同エンゲージメント指数も追加し、前年度同水準維持または改善を目標として掲げ、達成有無を確認しています。

トータル・リワード

前中期経営計画において、経営基盤のシフトとして人事諸制度の基盤整備に取り組みました。旧来あった様々な制度的制約＝「壁」を撤廃することによって、属性によるバイアスに引っ張られがちな人財マネジメントを打破し、属性を意識せずに真に適所適材を進めていく土台を築いています。

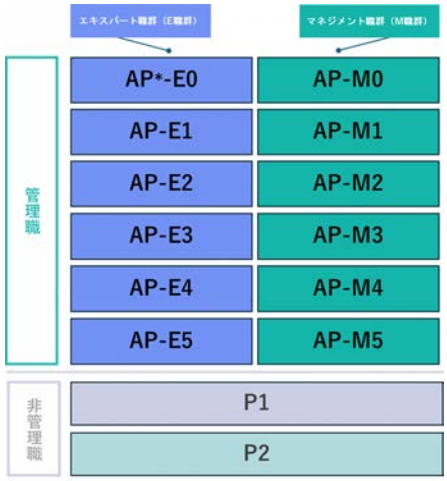
金銭的な報酬のみならず、キャリア開発の機会や働きがいなどを含めた非金銭的な報酬をフェアで透明性の高いプロセスにより提供することで、社員のモチベーションを引き出し、自律的なキャリア形成を支援しています。

人事制度

職務等級制度

当社では、年次管理を撤廃し、管理職において「職務の大きさ」に応じて等級を決定する「職務等級制度」を導入しています。これにより、専門性やスキルを重視したベストタレントの最適配置を実現し、組織パフォーマンスの最大化を図っています。

職務ベースの人材マネジメントを通じて、若手からシニアまで全世代での人材活性化を追求し、高い創造性や専門性を発揮するエキスパート職群と組織マネジメントを担うマネジメント職群の複線型のキャリアパスを構築しています。こうした取り組みにより、多様なプロフェッショナル育成モデルへの転換を実現しています。



※ APは「Advanced プロフェッショナル」の略
※ P1は「プロフェッショナル1」、P2は「プロフェッショナル2」の略

配置

当社の人事制度においては、上司・部下間で質・量ともに適切なコミュニケーションを実施し、会社の期待と個人のキャリア志向の擦り合わせを行った上で、異動・配置を行っています。また、当社が総合商社として、その時々の社会課題に即したソリューション（付加価値）を継続的に生み出していくには、多様な知見と専門性を有する商社パーソンの継続的な育成が不可欠です。その人財候補群拡充のために、ローテーションを実施しています。必ずしも一律のローテーションではなく、個々のキャリア志向や専門性の深化を重視し、特定の分野に長期間携わることで専門性を高めるようなケースもあります。

自律的なキャリア形成

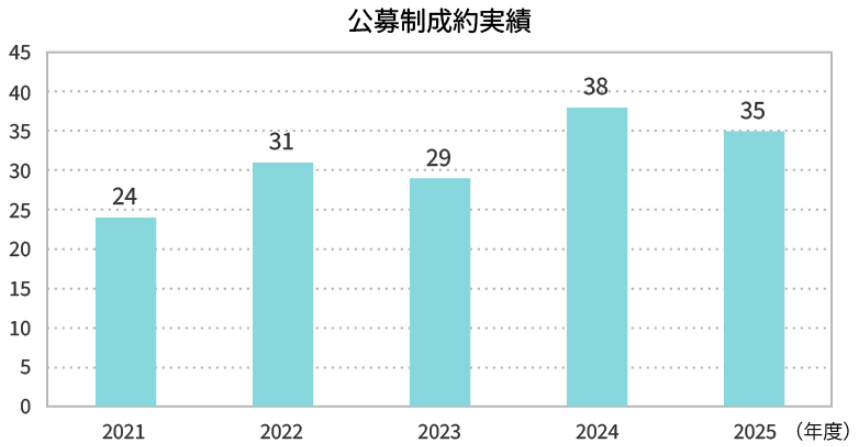
キャリアアセスメント

当社では年1回、上司と部下がキャリアについてすり合わせを行う「キャリアアセスメント面談」を設けています。ここでは、中長期的な視点で個々人のキャリア観や経験・適性・課題のレビューを行い、会社が期待する業務・育成ニーズと各自の志向のマッチングを行っています。面談の場を上司と部下がキャリアプランや克服すべき課題に徹底的に向き合う機会であると位置づける意識改革を行い、また、この真剣勝負のコミュニケーションを支援するために、コミュニケーションスキルの向上や、部下との向き合い方の参考となる研修プログラムも拡充しています。 これらを通じて、一人ひとりに寄り添った成長支援や多様なキャリアの実現を目指しています。

職務プロファイル公開

社員一人ひとりの自律的な成長とキャリア形成を支援する取り組みの一つとして、各ポジションにおけるアサインメント内容を記した一定等級以上の職務プロファイルの社内公開を行っています。本取り組みにより、社員が様々な職務の内容や求められる水準を理解し、自身のキャリアを主体的に設計するとともに、必要な能力開発に取り組むための基盤を整えています。

社内公募制



中期経営計画2026において、No.1事業群を目指すための重要な要素として掲げる「人と組織のエンパワーメント」の具体的施策の一つとして、2025年度より社内公募制を改定しました。 年1回の実施から随時実施に変更するなど、人と組織それぞれが社内公募制を柔軟に利用できる仕組みにすることで、社員一人ひとりの自律的なキャリア形成の支援、フェアで透明なプロセスに基づく挑戦と競争、多様性向上による新たな価値の創出を、各現場で一層実践できるようにしたものです。

0→1 Next

「0→1 Next」は2018年度に「0→1 チャレンジ」という名称でスタートした社内起業制度を2024年度から一部内容をアップデートし運営しているものです。所属・職位・年次を問わず、全世界の住友商事グループ社員を対象に、現場社員の一人ひとりによる新たな事業アイデアを実現することを目的としています。今までにない発想（ゼロ）から次世代のビジネス（ワン）を創造する、というコンセプトの制度です。また、新事業の実現に加え、チャレンジを通じて事業構想力やリーダーシップを磨くことも目的としています。自分のアイデアを「絶対に実現する」という情熱・自発的な意志を起点に、チャレンジャーは所属組織の枠を越えて積極的に社内外の人・組織と交流・コラボレーションし事業構想を磨き込みます。そうした挑戦者の姿や志は、社内に広く共感を呼んでおり、チャレンジ文化の醸成にもつながっています。2018年度から2025年度の8年間で1,000件を超える応募がありました。2025年度末時点では、過年度に選考を通過したアイデアを含めた合計14件が事業化に向け活動をしています。住友商事グループでまだ着手していない、社会の潮流を捉えた新たなアイデアを実現すべく、挑戦者は熱心に取り組んでいます。仮にチャレンジが終了しても、事業開発を経験した人財がその後組織内で活躍することや、挑戦者の奮闘を目にした社員も刺激を受けることで、既存事業での新たな取り組み、社内外との積極的な交流など、組織活性化にもつながっています。





社外副業制度

社外での副業を「Top Tierプロフェッショナル」の育成及び企業価値向上に資する手段と捉え、本業だけでは得難い多様な経験・知見・人脈の獲得、自律的成長の促進を期待して積極的に承認しています。

評価の仕組み

絶対評価・360度評価

「個」と向き合うピープルマネジメント力の強化を重要テーマとした仕組みにしています。評価制度では「個」にフォーカスする絶対評価を導入しており、一人ひとりが果たすべきアサインメントとそのアサインメントを踏まえた目標について、具体的な行動事実や進捗、成果に基づき、他者との比較ではなく、その被評定者に求める期待水準との比較によって評価します。また、評価の客観性や納得性を向上させるとともに、「個」と真摯に向き合い、そのポテンシャルを引き出すことを促進する仕組みとして「360度評価」を導入しています。「360度評価」は現時点では管理職以上のみの運用としていますが、対象者と業務上の関係があるメンバーから多面的な評価コメントを集め、それをもとに上司が最終的に評価を行います。これにより、対象者が周囲からどう評価されているかについて情報を補完し、上司のピープルマネジメント力を向上させるとともに、部下一人ひとりとのより真摯な向き合いにつなげ、部下本人にとっても良い気付きの機会とすることを目的としています。

組織評価

成長へのマインドセットシフトを後押しし「成長の実現」を促進するために組織評価を導入しています。本制度は、SBUなど戦略単位ごとに、短期的な成長に加え、中長期的に企業価値が向上しているかの視点で、定量・定性両面から総合的に評価し、報酬に反映するものです。「成長の実現」に向けた好事例の共有やPDCAサイクルの高度化にもつなげていきます。

報酬制度

従業員給与等の決定方針

当社では、経営戦略の実現に必要となる職務・役割の大きさ及びその成果を金銭的な報酬に連動させています。これにより、国籍・性別・年齢等の属性によらず、透明性の高い処遇を実現しています。

報酬体系

基本給と賞与で構成されます。基本給には職務・役割の大きさを（Pay for Job）、賞与には個人・組織・会社全体の成果を（Pay for Performance）反映させる仕組みとしています。

報酬水準及び割合

職務・役割の大きさに応じた等級別に、標準的な評価・目標業績達成を前提とした理論年収を設定しています。人財の確保・リテインに向けて適切な報酬水準を設定するため、理論年収については、外部専門機関による客観的な報酬市場調査データ等を参考に競争力を確認しています。また、職務・役割が大きい等級ほど、会社業績との連動性を高めることで、経営層に近い視点での価値創造を促す設計としています。最上位等級では年収の約30%が会社業績と連動します。

報酬決定プロセス

等級別の理論年収は、ガバナンスと従業員の納得感の双方を担保するため、毎年、経営会議での決議および労働組合との対話・協議を経て決定しています。個々人の各年の報酬額は、評価制度・報酬制度の基準に基づき、フェアで透明性を確保した形で決定されます。

今後も、人財戦略や外部環境の変化等を踏まえ、適切な制度・運用を継続的に目指していきます。

投資パフォーマンス連動報酬

「投資の厳選/投資後のバリューアップ強化」策の一つとして、投資パフォーマンス連動報酬制度を導入しています。本制度は、新規投資案件のパフォーマンスを報酬に反映することで、新規大型投融資案件の成功確度向上と、投資実行者の案件に対する「Sense of Ownership」の向上を図るものです。

労働組合

労働組合による取り組み

住友商事労働組合と締結している労働協約に基づいて、経営方針や事業状況に関する社員への説明や、賃金、労働条件、人事、安全衛生、福利厚生等に関する協議を定期的に実施しています。同協約において「会社は、労働条件の維持改善と組合員の生活の安定確保を図り、組合は、労働の秩序と規律を遵守し、労働能率の向上に努力し、双方協力して事業の発展を期する」として、その目的を定めており、相互理解、相互信頼の基本姿勢のもと、個々の具体的案件につき、真摯かつ十分な議論を尽くすよう努めています。団体交渉事項、事務折衝事項に加え、誠意をもって幅広く話し合う場としての「社長との懇談会」、「業績及び中期経営計画等に関する懇談会」、「人財戦略・人事制度に関する懇談会」、「働き方・働きがいに関する懇談会」、「組織長との懇談会」、「海外関連の懇談会」や、会社・組合の共催でセミナー・企画を実施しています。また、キャリア採用が増える中で、ネットワーキングに関する取り組みを会社・組合双方で実施しています。ユニオンショップ制を採用しており、一定以上の役職者及びその他業務の性質などを勘案して個別の合意に基づき非組合員とする者を除いた全職員が加入することとなっています。2026年3月時点で、住友商事労働組合の組合員数は3,272名、住友商事の社員に占める労働組合員比率は66.3%となっています。

人財インタビュー

当社グループの最重要の経営資本は人財です。さまざまなビジネスフィールド・地域において活躍する社員の姿、多様なキャリアのあり方等を、インタビューを通じてご紹介します。



人財インタビュー

従業員の安全

基本方針

住友商事グループは、従業員に対して安全で衛生的で健康的な労働環境を整備しており、また、心身の健康管理は、ワークライフマネジメントの基本と考え「メリハリのある働き方」の推進を通じて、健康を維持・増進しながら高い成果を出す働き方を目指しています。

住友商事は「健全な事業活動を通じて豊かさと夢を実現する」ことを経営理念の一つに掲げており、社員をはじめ、株主、取引先、地域社会の人々など世界中の人々の経済的・精神的な豊かさと夢を実現することが企業使命であると考えています。この実現のためにも、従業員の健康の維持・増進は最も重要な要素の一つであり、今後も住友商事は健康経営の実践に向けてさまざまな取り組みを推進していきます。

なお、このような取り組みが評価され、当社は優良な健康経営を実践している法人として、経済産業省より2017年から10年連続で「健康経営優良法人」の認定を受けております。

労働安全の取り組み

2023年に、住友商事グループとしての「安全に対する共通の価値観の創生」と、「安全マネジメントシステムの確立」を行いました。更に、当社グループ全体で以下の取り組みを行い、労災の発生防止に努めます。

- 組織横断の労働安全連絡会の実施に加え、独自の労働災害管理システム（GENSAI）を構築し、グループ内での労災事例や改善ベストプラクティスを積極的に共有して類似労災の予防に繋げる
- グループ内で発生した労働災害に対し、人事総務部（災害・安全対策ライン）が初動対応支援
- 人事総務部（災害・安全対策ライン）が国内外の重要拠点である事業会社を訪問し、労働安全セミナーおよび現場視察の実施を通じて安全管理を支援







安全セミナーや現地視察の様子

危機管理体制

国内および海外で続発する様々な事件、事故、災害等に備えるには、社員一人ひとりが日頃から危機意識と適切な安全確保策を認識するとともに、各組織での安全対策インフラを整備しておく必要があります。また、緊急事態が発生した場合には、支援体制構築と早期の業務復旧を行うことが重要であり、そのためには迅速な事態の把握が必要です。

危機発生時には、 人事総務部（災害・安全対策ライン）が対応に関与し、自然災害、事故、感染症等のうち、即時の情報共有及び経営判断が必要とされる事象について、国内外を対象に全社的な情報集約及び経営層への報告を行う体制を整えております。国内にて大規模な自然災害が発生した場合には、人材・総務・法務グループ長を本部長とする緊急対策本部を設置し、社員の安全確保及び事業の早期復旧に向けた対応を行います。

2021年度より各組織の持つ事業継続計画（BCP）の実効性を高めるため、計画策定に留まらず、各種訓練の実施、レビュー、改善というPDCA化に取り組んでいます。さらに、2022年1月にグループ会社の労働安全体制強化と、労働災害が実際に発生した場合の初動対応及び再発防止を支援する専門チームを人事総務部（災害・安全対策ライン）内に設け、安全管理の情報集約、ノウハウ蓄積及びベストプラクティスの当社グループ全体への共有を図っています。

グローバルな健康問題に対する取り組み

現在、世界ではHIV(エイズ)、結核、マラリアなどといった深刻な健康問題に悩まされている国も多く存在します。当社グループは、こうしたグローバルな健康問題に積極的に対応していくこととしています。

当社では自社グループ役職員がこのような感染症に関する正しい知識を身に付け、予防できるように、正確且つ最新の情報を常に収集し、海外赴任する役職員に対して提供しています。また、派遣前には各種研修も実施しています。さらに、初めて海外出張に行く社員や、感染症に関する最新情報を求める社員の要求に応えるべく、2017年度よりe-learningや安全対策セミナーを開催し、危機管理意識の醸成と正しい最新知識の浸透を図っています。対象者は当社内にとどまらず、国内外のグループ全体の役職員が参加しています。
これらの活動を通して、社員の健康で安全な海外生活をサポートしています。

労働災害の報告

労働災害が発生した場合は、速やかに人事総務部（災害・安全対策ライン）に報告される体制を取っています。当社単体における過去5年間の社員の労働災害件数は以下のとおりです。

労働災害件数

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
2件	2件	5件	2件	5件

単体のみならず関連会社での労働災害の防止のため、各営業グループのグループCFOオフィス/内部統制担当メンバーによる労働安全情報連絡会を隔月に開催し、グループ内労働災害の発生状況と、再発防止策となるベストプラクティスの共有を行っています。

グループ内で発生した死亡や生命の危機を脅かすような事態による重大労働災害に関して、人事総務部（災害・安全対策ライン）から社長以下の関係者への即時報告を実施して、必要に応じて原因分析と再発防止策立案も共有しております。

危機管理に対する啓発

当社では、社員一人ひとりに危機意識を醸成し、必要な知識を身に付けてもらうため、各種訓練・セミナーを実施しています。
自然災害等への対策として、東京本社においては発災時に緊急対策本部を設置する体制を整え、首都直下地震を想定した訓練や各フロアにおける初動対応訓練を毎年実施しています。また、国内外各拠点においても、発災時訓練を実施するとともに、グループ全体として、地震だけでなく、風水害や新興感染症等、複数災害に対応可能なマルチハザードBCPの整備に取り組んでいます。

海外における当社グループ社員の安全対策については、拠点ごとに安全対策マニュアルの整備、渡航先での安全行動を啓発するとともに、渡航者の経験レベルに合わせて初級から上級までの各種e-learningや実地訓練プログラムを提供しています。さらに、有事の際に各拠点と協力して、迅速かつ有効な救援・支援活動を行える体制を構築しています。
また、世界中で発生する危険情報（紛争、テロ、暴動、大事故、天災、その他）を海外拠点とも連携して即時に収集し関係者で共有する仕組みを整えています。

フマキラーインドネシア

「命を守る」をスローガンに、フマキラーはデング熱やマラリア等の感染症から身を守ることが生活課題となっているインドネシアにて30年超にわたって、地域の隅々まで品質の高い同社製蚊取り線香を地道に普及し続けた結果、現在では同国市場シェアトップとなり、現地の社会課題解決に貢献しています。その製品性能のみならずマーケティング、販売手法（BOPと呼ばれる新興国大衆ユーザーへ直接商品を届けるモデル）も社会貢献の観点から意義深いと考えています。2021年度は最新の設備を備えた研究所も完工、効能と安全性を追求した新製品開発体制も整備しました。当社グループは1990年の設立時から出資継続し同社のオペレーションをサポートしています。



フマキラーの蚊取り線香

鉄鋼グループの安全の取り組み

鉄鋼グループでは、さまざまな産業においてグローバルにビジネスを展開しています。それぞれのビジネスにおいて何よりも「安全」を優先し、従業員や関係する方々の命と安全を守るため、安全活動を継続して取り組んでいます。
代表的な事例として、鋼板関連ビジネスのコイルセンター事業群（鋼板加工、販売拠点網）におけるグローバルなゼロ災害に向けた取り組みと、鋼管関連ビジネス（サプライチェーンマネジメント・問屋事業・加工事業）において、治安や衛生も含めた事故の撲滅とその先を目指すグローバルなHSSE管理の取り組みがあります。

コイルセンター事業群は、自動車、電機、エレクトロニクス、建材等のさまざまな業界にサービスを提供しており、日本を含めた10カ国以上で事業を展開しています。扱う商品によって危険度が異なったり、労働事情が異なったりすることから、共通の安全基準を設けて活動するほか、所在国や事業会社固有の状況を踏まえたオーダーメイドの安全への取り組みの支援も行っています。

その活動の中心となっているのが、住友商事グローバルメタルズ㈱安全TQMチームです。同チームはTQM（Total Quality Management）をコイルセンター各社に導入・推進させ、会社の安全目標と個人目標を連関させるなど、安全意識の向上・安全活動の実効性の向上を図っています。また、安全診断も実施しています。150項目以上の安全チェックリストを制定し、事業会社による自己診断結果を同チームが現場を訪問して確認、対応が十分でない項目のフォローアップ等を実施しています。

一方の鋼管ビジネスでは、石油・ガス会社向けを中心として鋼管販売を行っており、サプライチェーン拠点・問屋事業・加工事業をグローバルに展開していますが、”Beyond Zero Harm（事故ゼロを超えて）”のスローガンを掲げ、事故ゼロの状態を常態化し、HSSEを組織文化として浸透・定着させようとしています。これを実践していくに当たりHSSEの専門家を主要海外拠点に配して労災・事故等のデータを蓄積・分析し、起用する輸送・加工業者も含めた監査を実施しています。また、鋼管をハンドリングする際の安全上のエッセンスを纏めて“TRIP RULES(Tubular Rules for Incident Prevention)”を策定し、小冊子にして全世界に配布しています。加えて、迅速にグローバルに情報共有するITシステムやe-learning教育プログラムも整備する等、安全・安心に働ける環境構築の努力を重ねて参ります。



事故防止の為のルール

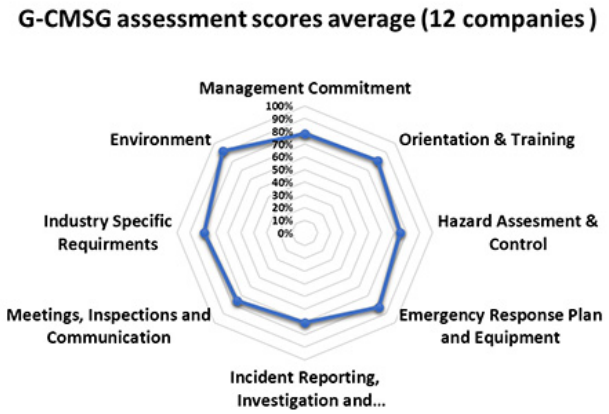
今後も鋼板（コイルセンター事業群）・鋼管両事業のほか、厚板・特殊鋼・鉄道機材・自動車部品に加え、鉄鋼GXの取り組みも含めた鉄鋼グループ全体で「ゼロ災害」を目指し、よりよい労働環境の構築という社会的使命を果たして参ります。

重大事故“０”を目指し、グローバル建機ソリューションSBUの英知を結集「G-CMSG HSE Initiatives」

Global Construction & Mining Systems Group (G-CMSG) では、重大事故撲滅を目指して、グローバル人財をフルに活用したHSE Promotion Officeを2018年に設立、Health, Safety & Environment（HSE）向上活動を実施しています。
Vision、Standardsの策定に続き、毎月Safety Newsを発行によるHSE情報共有、事故事例共有のSafety Alertの発信を行うとともに、2019年度までにグループ事業会社の安全点検（Gap Analysis）を実施済み、2022年度からはより詳細を確認するSafety Auditを開始し、2025年度上半期までに対象全１２社で実施完了しました。2025年下半期からは高エネルギーに起因し発生する重大事故防止に焦点を絞ったHECA（High Energy Control Assessment）を開始し2社実施済み、2026年度は4社実施する計画となっています。安全教育については、新しく建機ソリューションSBU所属になったメンバー及び海外派遣者対象に安全トレーニングを継続的に実施しています。
また、グループ内のコミュニケーションの活発化のためにPortal Siteによる資料・情報の共有や四半期毎に全世界事業会社参加による労働安全Quarterly MeetingをWEBで開催しています。さらに年間優秀事業会社を表彰するSafety Awardを毎年実施し、2024年に事故ゼロを達成した４社に対しては2025年10月東京で開催したG-CMSG Global Meetingの場でトロフィーを授与しモチベーション向上を図っています。



事故事例を共有する「Safety Alert」



グループ事業会社のSafety Auditを実施。
各社のBest Practices等をグループ内で共有し
さらなる改善につなげる。





Safety Auditで事業会社を訪問

ウラン採掘における安全対策

当社グループの、ウラン鉱山開発、ウラン精鉱の生産・販売事業（※1）ならびに放射性物質を含む各種原子燃料の取引は、IAEA（国際原子力機関）で定める基準に準拠した各国法規制に則り、実施しています。また、HSSE（Health, Safety, Security and Environment）を最優先事項として、作業にあたる従業員及び地域住民の安全を確保することを大前提とします。具体的には、ウラン精鉱の生産・販売事業においてはプラント入出者全員に対する放射線量チェック、従業員の累計放射線量の管理、モニタリングの徹底等の対策を行います（※2）。なお、取り扱うウラン精鉱や各種原子燃料は全て民生の発電用途等平和利用目的として使用され、安全保障貿易管理に関連する法規制を遵守しており、安全・品質確保のマネジメント体制を整備しているほか、より高い基準を満たすためにマネジメント体制の見直し、改善も随時行っています。

※1 同事業で製造する製品は天然ウラン精鉱であり、鉱山及び製錬工場内で発生する廃棄物はこの製錬に起因して少量発生する（天然起源の）低レベル放射性廃棄物に限定され、IAEA及びカザフスタン国内法等の法令・省令並びに業界基準等を踏まえた社内指針を整備し、当該指針に基づく管理体制のもとで適切に処理されています。なお、同事業では、2023-2024年度の2年間において、高レベル放射性廃棄物及び中レベル放射性廃棄物は発生していません。また、安全・品質確保のマネジメント体制も整備されています。

※2 従業員の最大許容被ばく量はカザフスタン国法規制よりも厳しい社内基準を設定し、この基準を遵守しています。また2023-2024年度の2年間において外部への放射性物質の漏洩問題は発生していません。

OHSAS18001、ISO45001取得状況

OHSAS18001については、2020年12月時点で、当社連結子会社372社のうち1.1%にあたる４社で取得していました。
なお、2018年3月に発行され、移行が推奨されているISO45001については、2026年9月現在、以下の5社で取得していることを確認しています。

- (株)キリウ
- FUJIWA MACHINERY INDUSTRY （HUBEI）CO., LTD.
- Fujiwa Machinery Industry(Kunshan)Co.,Ltd
- Aver Asia Singapore Pte Ltd.
- SummitD&V Kft

社会的責任

方針・基本的な考え方

顧客責任に関する基本的な考え方

住友商事グループは、テレビ通販、食品スーパーなど消費者に近い商品・サービス事業も展開していますが、社会に深刻な悪影響をもたらし、企業の社会的責任に反するような商品（安全性が確認されておらず社会的に問題視されている商品、人権・人格・名誉などを傷つける可能性のある商品、他社製品などへの誹謗中傷表現がある商品、特許権・実用新案件、意匠権、商標権、著作権などの知的所有権、その他第三者の権利を侵害する商品など）は取り扱いません。また、商品・サービスの安全に関する法律や規制、品質基準を遵守します。万が一、当社グループの提供した商品・サービスに品質上の問題が起こった場合には、被害拡大を防ぐために迅速に対応し、原因究明・再発防止に努めます。

責任ある広告・マーケティング

ライフスタイル・リテイル分野など、消費者に直接商品を届けるビジネスについては、広告表現が消費者に与える影響の重要性を十分認識しています。安心・安全を最優先し、社会的な責任を十分考慮した広告やマーケティング活動を実施しています。消費者の立場を重視し、常に事実に基づく表現を基本とし、商品・サービスの特性や品質などを誤認させるような表現は用いません。

地域雇用の創出

当社グループは、世界各国で大規模な資源開発、インフラ整備、製造・加工・販売業などを展開しているため、事業活動を通じて同国・地域の経済やライフスタイルに与える影響は小さくありません。事業活動を展開する上では、同国・地域の歴史に目を向け、現地に住む人々に思いを寄せる責任があることを認識し、地域の雇用創出・促進のみならず、持続的な発展のために技能開発、自立支援、地域文化や環境保護などにも取り組み、地域の発展に貢献していきます。

トヨタイラクにおける職業訓練プログラム

当社は連結子会社であるトヨタイラクを通じて、現地での安定した雇用機会創出と求職者の技能向上を支援すべく、職業訓練プログラムを実施しています。イラクでは紛争の長期化による国民への被害が甚大で、これまで300万人以上が居住地を離れざるを得ない、いわゆる国内避難民（Internally Displaced Persons,以下「IDPs」）となっています。また、近年は特に若年層における雇用問題も深刻であり、現地では技能教育や雇用の機会を創出することが急務となっています。このような問題に対し、トヨタイラクでは2016年以降UNDP（United Nations Development Programme）と共同でIDPsを対象に職業訓練を行っており、2020年からは国連傘下組織にあたるIOM（International Organization for Migration）とも新たに手を組みIDPs以外にも対象を広げ、これまで通算計12回の職業訓練を通じて153名の卒業生を輩出しています。また、訓練プログラム卒業生に対して、地元企業への就労支援を行っており、現在もプログラムを継続しています。地域社会の持続的な発展は住友商事の願いであり、今後もイラクにおける雇用機会の創出と技能向上を支援していきます。





車両整備の他、部品倉庫管理や顧客サービスに関するトレーニングを受ける訓練生

目標

住友商事グループは、生活者目線で、食と健康に関する社会課題に向き合い、暮らしを楽しくすることをテーマに、食の安全・安心を最優先し、良質な栄養源への安定したアクセスを、ビジネスを通じて提供します。また、健康や栄養面に配慮した商品・サービス、環境やサステナビリティ等の多様なニーズに対応した、付加価値の高いスペシャリティ商品・サービスの開発・提供を目指します。

個別方針

住友商事ライフスタイルグループは、原材料調達から消費者の皆様に製品やサービスが届くところまで食に関する幅広いバリューチェーンで活動しており、「食の安全・安心」に貢献するとともに、機能性に優れた食品を取り扱うことにより、栄養問題にも取り組んでいきます。付随する諸課題を認識し、未然の防止ならびに影響の低減に向けた取り組みを実施します。

食品安全管理体制

食品安全管理方針

住友商事ライフスタイルグループでは、食の安全・安心を最優先し、商品管理（原材料・添加物・表示）、サプライヤー管理（品質管理・工程管理）、食品安全情報の収集・従業員教育などの食品安全管理活動を通じて、食品関連法令を遵守し、食品による危害の発生を防止し、安全・安心な食料・加工食品・生鮮食品の提供に努めます。

サミットにおける食品安全管理

重点課題と対応方針

サミットでは、消費者の皆様に商品やサービスをお届けするまで幅広いバリューチェーンを形成しており、「食の安全・安心」に貢献するとともに、機能性に優れた食品を取り扱うことにより、栄養問題にも取り組んでいきます。付随する諸課題（以下、事例）を認識し、未然の防止ならびに影響の低減に向けた取り組みを実施します。

重点課題	主要なテーマ	管理機能・啓発
消費者の食品安全衛生の確保	加工食品・生鮮食品の安全管理	HACCPに基づく「店舗衛生管理計画」による管理 商品部による取引先工場調査の実施
食品における責任あるマーケティング	食品アレルギーや食品添加物に関する情報の提供	原材料登録システムによる表示管理の徹底 食品表示に関する確認スキルの向上
酒類における責任あるマーケティング	未成年者や妊婦の飲酒防止に関する情報提供	酒税法等に関する社内教育
消費者の食の栄養バランスの確保	店内加工品の栄養成分の表示	顧客が自ら求める食品を選択するための情報提供

食の安全・安心に関する取り組み

サミットでは、お客様に安心して召し上がっていただける商品をお届けするために、独自の基準を設定し管理しています。

工程	食の安全
物流管理	• 物流センター施設の管理 • 冷凍／チルド／低温の温度帯別の保管、配送の実施
店舗管理	• 店舗での衛生管理に関する教育 • HACCPに沿った衛生管理の実施

食料SBUおよび住商フーズにおける食品安全管理

食料SBUおよび住商フーズでは、2003年より食品安全管理の担当ラインを設置し、食品安全管理に取り組んでいます。

課題と対応方針

食料SBUおよび住商フーズでは、原材料調達から製品やサービスを届けるまで一貫して「食の安全・安心」に貢献するとともに、付随する諸課題（以下、事例）を認識し、未然の防止ならびに影響の低減に向けた取り組みを実施します。

重点課題	主要なテーマ	管理機能・啓発
食品安全衛生の確保	輸入食品・加工食品・生鮮食品の安全管理（産地・製造工程・工場、原材料、食品添加物、異物、残留農薬、遺伝子組み換え食品等）	食品安全管理担当による食品安全管理規程に則った、輸入食品・加工食品・生鮮食品の食品安全管理 サプライヤー管理 （品質管理体制調査・工場調査等） 商品管理 （商品カルテによる商品情報管理） 所属員の教育・啓発
食品における責任あるマーケティング	輸入食品・加工食品・生鮮食品の原材料・食品添加物・産地・食品アレルギー等に関する正確な情報の提供・表示	食品安全管理担当によるチェックおよび商品カルテ管理による商品情報（原材料・食品添加物・産地・食品アレルギー等）の正確な表示・顧客への提供

食の安全・安心に関する取り組み

食料SBUおよび住商フーズでは、原材料・食品添加物・食物アレルギーに関わるアレルゲン・原産国等の商品情報について食品安全管理担当による確認を行い、法令に則り、正確で分かりやすい食品表示および情報の提供に努め、厳しい独自の品質管理基準を設定し、管理しています。

工程	食の安全
原材料管理	• 輸入食品・加工食品の原材料・食品添加物・製造工程・産地・商品規格・表示・分析情報等について、食品安全管理担当が法令・規格基準への準拠を審査の上、商品カルテシステムにて管理
製造・品質管理	• 輸入食品・加工食品のサプライヤー工場調査に加え、各種検査結果で法令および契約に定める規格への準拠を確認 • 商品特性に応じ適宜検査項目を選定 （残留農薬検査、微生物検査、 理化学検査、官能検査） • 検査頻度は商品特性・商品取扱い状況に応じて個別に設定

品質管理体制

食生活の多様化、食品流通のグローバル化、健康意識の高まり等を背景に、食の安全・安心に対する消費者の関心は、一層高まっています。一方で食品表示基準違反、農薬等の残留基準値超過、安全性未審査の添加物を使用した食品の流通といった、食の安全・安心をおびやかす事件や問題が発生しています。
食料SBUおよび住商フーズでは、これらの課題に対応するため、食の安全・安心を最優先し、食品安全管理担当（食料SBU食品安全管理担当および住商フーズ食品安全管理部）を中心に品質管理体制を整備しています。

食料SBUおよび住商フーズでは食品安全管理に関して以下のような取り組みを実施しています。

- 食品安全に関する従業員の教育・啓蒙活動
- 食品安全・食品表示等に関する管理
- グループ会社およびサプライヤーの食品安全管理状況の調査・工場調査
- サプライチェーンにおけるサステナビリティ対応

サプライヤー管理体制

新規サプライヤー起用時における確認体制

食料SBUおよび住商フーズでは、食品安全管理規程に則り、新規取引開始時に、食品安全管理担当（食料SBU食品安全管理担当および住商フーズ食品安全管理部）が品質管理状況の事前調査票を使用し、サプライヤーの品質管理体制・製造工程・取引状況・食品安全規格の認証取得状況・サステナビリティへの対応状況等を確認の上、必要と判断する工場の調査を行っています。

サプライヤーの定期調査を通じた食の安全確保

食品安全管理規程に則り、サプライヤーとの新規取引開始時に加え、品質・製造工程の管理体制、商品リスク特性・商品取扱い状況等により食品安全管理担当が調査必要と判断する工場を対象に、原則5年に1回の頻度での食品安全管理担当による工場調査も行っています。

工場調査

工場調査に関する手順と実績は以下の通りです。

概要	内容
工場調査対象先	食料SBUおよび住商フーズでは、食品安全管理規程（生産委託管理マニュアル・仕入管理マニュアル）に則り、輸入食品・加工食品のサプライヤー工場に対し、管理体制・食品安全認証取得状況等について事前調査票による書面調査の上、商品のリスク特性・取扱状況も考慮し、食品安全管理担当が必要と判断する工場に対し、工場調査シートを用いて工場調査を実施。
工場調査実施頻度	取引開始時および取引開始以降、原則5年に1回の頻度で調査実施。（食品安全管理担当が必要と判断する場合は都度調査実施）

	2023年度	2024年度	2025年度
工場調査実績 （工場数）	15工場	17工場	13工場

認証

食料SBUのグループ会社ではHACCPに基づく食品安全管理に対応した食品安全規格認証を取得し、食品安全管理体制の構築・運用を行っています。

SQF、FSSC22000、ISO22000、JFSなどHACCPに対応した食品安全規格認証を取得しているグループ会社

- SQF認証取得：Juice Products New Zealand Limited
- FSSC22000認証取得：ウェルネオシュガー
- ISO22000認証取得：住商フーズ川崎塩浜プロセスセンター
- JFS-B認証取得：サミット製油、新光糖業

食品安全に関する責任あるマーケティングおよびコンプライアンスに関する教育訓練プログラム

食料SBUおよび住商フーズは食品安全に関する責任あるマーケティングおよびコンプライアンスについて、社員の食品安全、法令遵守、サステナビリティに関する意識・知識向上を目的とした研修プログラムを実施しています。

①食品安全管理導入セミナー（年１回以上実施）	＜主な内容＞ • 食品安全に関する責任あるマーケティングにかかる事項（食品事業者の責務・食品安全管理・サステナビリティ） • 食品関連法規に関する事項（食品衛生法・食品表示法他） • 食品安全の取り組み体制（社内規程・ルール・組織体制） • 食品の商品管理・品質管理・工程管理に関する事項 ＜受講対象者＞ 食料SBU所属員・住商フーズ所属員。 （採用・異動等の所属時に必須受講）
②フードコンプライアンス委員会（年6回隔月実施）	＜主な内容＞ 食品安全管理・コンプライアンス・サステナビリティ関連情報のアップデート・周知 ＜参加者＞ 食料SBU食品安全管理担当・住商フーズ食品安全管理部、ライフスタイルグループCFOO、営業各ユニット・物流関連部署・グループ会社から選任の委員メンバー

受講状況	2023年度	2024年度	2025年度
受講者数	①10名 ②14名/回	①10名 ②12名/回	①17名 ②13名/回

取り組み

より栄養素の高い食品へのアクセス

住友商事ライフスタイルグループは、食料分野において、青果や食肉を中心とした生鮮流通・加工事業や、穀物・油脂、砂糖などの食品原料事業、スーパーマーケットやドラッグストアのリテイル事業など川上から川下まで広い事業領域において食と健康をテーマにビジネスを展開し社会課題に取り組んでいます。
先進国においては、超高齢社会を迎えた現在、高齢者の低栄養化・栄養バランスの偏りによる医療費の増加や要介護者の増加は大きな課題となっています。さらに糖尿病や腎臓病等食事制限が必要な在宅療養患者向けの栄養維持、肥満を防止する栄養バランスの確保が必要です。また、新興国においては、貧困等によって引き起こされる飢餓や栄養不足が社会課題となっています。

サミット、トモズが併設する一部の店舗にて、「食と健康」で地域のお客様に寄り添う場として、「健康コミュニティコーナー『けんコミ』」を展開しています。ご来店されるお客様の健康状態セルフチェックや常駐する管理栄養士による栄養指導や健康相談、レシピ紹介なども行っています。

住友商事ライフスタイルグループは、食の安定供給を通じた栄養改善や、栄養価の高い製品の提供・販売促進などを通じて社会課題解決に寄与し、人々が健康で豊かに暮らせる社会づくりを進めていきます。

加工食品の負の影響への取り組み

社会的弱者に対する加工食品の負の影響への取り組み

サミット

加工食品の表示は、食物アレルギーをお持ちの方が食品を摂取する際の安全性の確保および特定物質の大量摂取による健康被害を避けるために重要な情報です。サミットは、食物アレルギーをお持ちの方の健康被害を防ぐべく、法令に則り分かりやすい食品表示に努めています。

食料SBUおよび住商フーズ

原材料・食品添加物・食物アレルギーに関わるアレルゲン・原産国等の商品情報について食品安全管理担当による確認を行い、法令に則り、正確で分かりやすい食品表示および情報の提供に努めています。

健康を訴求し負の影響を排除する商品・サービスの開発と提供

住商フーズ・サミット製油

住商フーズおよびサミット製油では、高まる健康意識ニーズにこたえて様々な機能性を有するプレミアム植物油を世界各地から調達し、顧客・消費者へ提供しています。
アマニ油、エゴマ油には、体内で作り出すことができない「必須脂肪酸」で人体の健康維持機能をサポートしてくれるオメガ３（n-3系脂肪酸）が含まれており、機能性表示食品へも展開されています。

ウェルネオシュガー

ウェルネオシュガーは、糖のチカラと可能性を切り拓き、“Well-being”（幸せ・健康）の実現を目指します。
ウェルネオシュガーでは一般的な砂糖をはじめ様々な砂糖・甘味料製品を提供しており、腸内のビフィズス菌増殖促進物質として有効なガラクトオリゴ糖を使用した商品や、歯垢(プラーク)形成抑制効果を持ち、オーラルケアができるユニークな環状オリゴ糖である「サイクロデキストラン」 など、生活者のニーズに合わせた、社会課題の解決につながる商品の開発・提供を行っています。ウェルネオシュガー「カップオリゴ」は、牛乳の中に含まれる乳糖を原料に、バイオ技術を駆使して開発したものです。ビフィズス菌増殖促進物質として有効なガラクトオリゴ糖を主成分とする食品用糖質で、物性面に優れ、しかも母乳にも含まれる素材でつくられた安心安全な製品です。 ガラクトオリゴ糖の機能性に関する研究は、現在世界中で論文数が増え、非常に注目度が高まっています。

社会的弱者に対するアルコール製品の負の影響への取り組み

サミット

サミットでは地域に密着したリテイル事業を展開し、社会的弱者を支援する以下の取り組みを実施しています。

サミットでは、酒類・たばこを販売しており、20歳未満者への酒類・たばこの販売防止を徹底しています。 20歳未満者の飲酒は、身体(性機能・脳・肝臓等)の成長を妨げる、飲酒開始年齢が若いほどアルコール依存症に陥るリスクが高まる、危険な行動を取りやすいこと等が指摘されており、健康への影響をはじめ、多大な悪影響を及ぼします。
酒類販売を行うサミットでは、責任ある事業者として、飲酒によってこれらの負の影響が20歳未満者に及ぼされうることを認識しており、20歳未満者をはじめとする社会的弱者に負の影響が及ばないよう、以下の通り予防策を講じて真摯に取り組んでいます。

1. お客様への注意喚起
20歳未満者に対して酒類販売をしない旨を記載したポスターの掲示や、商品が酒類であると認識できる表示等を通じ、注意喚起を行っています。 また、これらのポスター表示や区分陳列が適正か、運用も正しく行われているかについて、店舗責任者による定期的な確認を実施しています。

2. レジでの年齢確認
20歳未満者への酒類販売防止に向けて、酒類販売の際には必ず年齢確認を行っています。セルフレジについては、酒類を購入するとアラームが点灯しアテンダント係が確認をしたうえで解除する仕組みを導入しています。

3. 定期的な従業員研修の実施
サミットでは、酒類に関する知識やお客様への注意喚起に関して自社従業員への教育・啓発を定期的に実施することを通じて、20歳未満者に酒類を販売しないよう徹底しています。部門研修テキストへの記載や、夏休みや年末など飲酒の機会が増加する前に、連絡会や発信文書で店舗従業員に対し注意喚起を行っています。

4. ノンアルコール商品の販売
サミットでは、ノンアルコール商品やアルコール度数の低い酒類等をはじめとした負の影響の少ない商品の販売にも積極的に取り組んでいます。

安全・安心な地域社会づくり
地域社会のより良い未来のために

サミット

サミットは、「地域コミュニティとの共生」を図るため、地域の生活を支えるインフラとしての機能発揮のみならず、学校、商店街、自治体との連携による地域活性化、地域の人々が集う「ふれあいの場」づくりに取り組んでいます。
人々が集まるスーパーマーケットには、コミュニケーションが生まれます。インフラとして地域の生活を支えるのはもちろんのこと、地域の方々が「楽しい」「ほっとできる」場所でありたいと考えています。

災害時にも人々の生活を支えるインフラであり続けるため、「自然災害発生時事業継続計画」を策定する他、店舗が所在する自治体との災害支援協定締結やオリジナル防災ガイドBOOKの配布を行っています。
また、地域の小学校・中学校の店舗見学や体験学習受け入れ、店頭回収したペットボトルキャップ売却代金の寄付活動、地域との交流を深めるお楽しみ店内企画なども実施しています。
地域コミュニティとの共生の取り組みの一例として、毎年、当社本部がある東京都杉並区の大宮八幡宮で杉並花笠祭りを開催しており、お取引先様にご協力いただく出店ブースの他、地元商店会と当社社員による花笠踊りパレードや抽選会等のイベントがあり、例年2万人以上の方にご来場いただく初冬の風物詩となっています。

住商フーズ

日本の農林水産分野におけるGHG排出量で最も環境負荷が大きいコメ分野において、当社グループの住商フーズではGHG排出量削減への取り組みを推進しています。

従来型農法と比較して水田に直接種を播く直播米はGHG排出量が1/4程度低いことが見込まれ、それに加え農作業の省力化・経営規模の拡大が期待できます。直播米の取り扱いを拡大することで、環境負荷や食糧問題に引き続き貢献してまいります。

また、廃棄物・有害物質の出ないゼロ・エミッションへの取り組みについてご紹介します。サトウキビの商業生産の北限地に位置する種子島では、サトウキビを重要な基幹作物と位置づけており、島内の耕作面積の約3割、農家の約6割がサトウキビ栽培に関わっています。こうした環境のなかで操業する当社グループの新光糖業では、製品の製造過程で生成される副産物や廃棄物を堆肥やボイラー燃料として工場内外で有効活用。排水や排気には有害物質が含まれないよう適切な処理を行うなど、地球環境への配慮にも最善を尽くしています。

さらに、住商フーズは共立女子大学・共立女子短期大学と産学連携協力に関する協定を2022年2月5日に締結しました。これは両者が多面的な連携のもとに相互に協力して、教育・研究の推進、人材の育成及び産業と社会の発展に寄与することを目的とした協定です。

住商フーズの取扱商品であり、新光糖業が生産した「種子島産粗糖」の認知度向上に向けた「種子島産粗糖プロジェクト」を両者で推進しており、「種子島産粗糖」を使用したレシピ開発や種子島での食育交流などを実施し、地域振興にも努めています。

また、本協定の一環で、2025年度には同大学食物栄養学科主催「食物学特別講演会」において「商社から見た食品の生産から消費まで」というテーマで講演をさせていただきました。本講演では、商社としての住商フーズは、生産現場から消費者の手元に届くまで、またサステナブルな活動も含めた、あらゆる段階に関わっていること、その多様さと重要性についてお話しさせていただきました。

トモズ

高齢化の進展等によりドラッグストアに求められる機能が増加しつつある中、トモズでは、地域の人々の健康で豊かな生活をサポートする「かかりつけドラッグストア」を目指し、従来のドラッグストア・調剤薬局機能に加え、健康計測器を用いたセルフチェックや管理栄養士による栄養相談、行政施設や教育機関、企業と連携したセミナー・健康イベントの開催、特定保健指導の実施の他、ビデオ通話によるオンライン服薬指導、在宅調剤時に管理栄養士が薬剤師に同行し、在宅患者に向けた栄養指導を行う等、専門性を活かした様々なサービスを展開しています。トモズでは地域の人々のニーズに応える様々なタイプの「かかりつけドラッグストア」の開発に鋭意取り組んでいますが、例えば、「処方箋を持っていないお客様でも気軽に立ち寄れる薬局」をコンセプトとした薬局トモズ練馬高野台店では、地域の皆様との交流を促進するイベントスペースの設置、練馬区高野台地域包括支援センターとの連携等、調剤薬局の枠組みを超え、地域連携のハブとなるような施策を推進しています。

薬樹

薬樹（住商ファーマシーズグループの主要会社）は、「まちの皆さまと共に健康な毎日をつくり 笑顔とありがとうの輪を広げる」という理念のもと、「健康な人・健康な社会・健康な地球」を目指し、地域に根ざした薬局を展開しています。
「健康な人」という面では、患者の自宅や施設に医薬品を届け、医師や看護師等と連携しながら安全な服薬支援、残薬管理、ならびに緊急時対応を行うなど、安心して暮らせる環境づくりに貢献しています。また、「処方せん屋」としての薬局から脱却し、単に処方せんを受け取り薬をお渡しするだけでなく栄養相談や特定保健指導、ならびにメディカル・ウォーキングを実施するなど、薬剤師と管理栄養士、理学療法士が連携し、「薬・食事・運動」の観点から「健康屋」として健康を総合的に支援することで、生活習慣病予防や健康寿命延伸を推進しています。
「健康な社会」という面では、地域住民を対象とした健康相談や啓発イベント、コミュニティ形成支援などに取り組むと共に、特例子会社である薬樹ウィルにおいて障害者の雇用推進、自立支援ならびにキャリア開発にも取り組んでいます。
「健康な地球」という面では、店頭でのペットボトルキャップや使用済み天ぷら油の回収といったエコステーション活動に加えて、再生可能エネルギーの利用推進や森林保全プログラムへの参画などを通じて自然保護活動に取り組んでいます。

鉱山事業における取り組み

“Social License to Operate”（社会的な操業許可）とは、社会から事業活動を行う許可を得るという概念であり、とりわけ鉱山事業においては、開発によって生じる環境負荷の軽減や地域社会の持続可能な発展に向けた取り組みが求められます。当社グループは、鉱山事業を行う上で、法令遵守とともにこの考え方を重視しており、事業活動を行う全ての現場においてリハビリテーションに取り組み、生態系への影響最小化および回復への寄与に努めます。

また、鉱山はいつか生産を終えて閉山します。従って、その後も地域が持続的に発展できるよう、経済的自立の後押しや採掘後の環境影響の最小化が重要です。当社は、鉱山事業参画時には必ず、鉱山寿命を踏まえた事業計画を策定しており、例えばこれには閉山に向けた原状復帰に必要な費用も含まれています。実際に閉山する際には各国の法令などにのっとり、適切に措置を実施します。

メディア事業・デジタル事業における取り組み

当社グループは、顧客から提供される個人情報を尊重し、データプライバシーに関して最大限の注意を払っています。特に厳密・適切な管理が求められるメディア事業やデジタル事業においては、その重要性を認識し、個人情報の取り扱いに関する法令、行政機関が定める指針、その他の規範などの遵守を徹底しています。例えば、通信販売「ショップチャンネル」を運営するジュピターショップチャンネル、ITサービスを提供するSCSKでは、日本工業規格「JIS Q 15001個人情報保護マネジメントシステム―要求事項」に適合して、個人情報について適切な保護措置を講ずる体制を整備している事業者としての評価を受け、プライバシーマークを取得しています。また、番組供給などのメディア事業を展開するにあたっては、言論および表現の自由を守り、民主主義の精神に従い、基本的人権と世論を尊び、法と秩序を尊重して、社会の信頼に応えるように努めています。

イニシアチブへの参画

食品安全関連のイニシアチブへの参画

住友商事ライフスタイルグループでは、安全・安心な食品の供給に向け、食品安全に関する情報収集、知識向上、及び意見交換を目的として「公益社団法人日本輸入食品安全推進協会(ASIF)」および「一般社団法人日本食品添加物協会」に所属しています。

＜公益社団法人日本輸入食品安全推進協会（ASIF）について＞
輸入食品の増加と安全性への社会的関心の高まりを背景に1992年9月に輸入食品に携わる有志企業が中心となり、当時の厚生省（現・厚生労働省）の支援・協力を受けて設立。輸入食品の安全性を確保することにより、消費者の信頼確保や公衆衛生の向上に寄与することを目的としています。
主な活動としては、輸入食品衛生管理者制度の運営を通じた人材育成、講習会・セミナー等による教育・啓発、食品安全に関する情報の収集・提供（法改正情報や海外動向など）、行政機関との連携や業界への支援、輸入食品に関する相談対応や広報活動など幅広い活動を行っています。
特に「輸入食品衛生管理者」制度では、食品安全管理担当が資格を取得し、輸入食品事業者の自主管理体制を構築し、安全で安心な食品供給の実現に寄与し、輸入食品の安全確保と安定供給を支える役割を果たしています。

＜一般社団法人日本食品添加物協会について（JAFA）＞
食品添加物についての正しい知識の普及などを目的として、食品添加物を製造、輸入、販売、使用する企業及び団体によって1982年に日本食品添加物団体連合会を母体として設立。2014年4月に一般社団法人化しています。
厚生労働省他の関係官庁との連絡指導のもと、会員に対し食品添加物の製造、販売、使用について正しい知識の普及、一般消費者に対して安全性と有用性の理解を求める活動を行い、食品関連業界の健全な発展と、一般消費者の食生活、公衆衛生の向上に寄与することを目的とした活動をしています。
住友商事は、同協会のメンバーとして食品添加物に関する情報の取得・活用、講習の受講などにより、食品添加物に関する知識の向上に努めています。

アルコールの安全性に関する業界イニシアチブへの参画

アルコール飲料への依存症、急性アルコール中毒、20歳未満者の飲酒等のアルコールが社会的弱者に対して与える負の影響に配慮し、住友商事グループでは以下の「東京小売酒販組合」に加盟し、情報収集と業界動向を確認しています。

＜東京小売酒販組合について＞
酒類については、法律による酒税の保全と致酔性飲料としての商品特性から、製造とともに販売についても酒類販売業免許制度によって規制され、免許を受けたものだけが販売できることになっております。その免許の要件として人的なものとして、免許人の社会的適格性、経営知識・販売能力、経営資金の要件を考慮し付与されるものであります。
酒類販売免許の交付を受けた者の社会的責任は、関係法規を遵守して、その商品特性からの社会的弊害や国民衛生等に配慮し、飲酒文化の継承と安定した経営管理並びに適正な飲酒環境の維持・向上に努め、国民の福祉と利益を重視した対応に努め、公正なルールの下の市場競争を促進することにあります。
そのためにも組合を通じた緊密な連絡親和と相互扶助の精神に基づく活動により、個々の経営維持と業界全体の発展という共同利益の増進を図ります。

開発途上国の飢餓・貧困に関する業界イニシアチブへの参画

WFP 国連世界食糧計画への支援
住商フーズでは、飢餓と貧困の撲滅を使命とするWFP国連世界食糧計画を支援する認定NPO法人で、日本におけるWFP国連世界食糧計画の公式支援窓口である、認定NPO法人 国際連合世界食糧計画WFP協会（国連WFP協会）のサポーターとなり、活動を支援しています。

顧客責任に関する業界イニシアチブへの参画

当社グループの中でも消費者に直接商品を届けている、通信販売「ショップチャンネル」を運営するジュピターショップチャンネル、食品スーパーマーケットチェーンのサミット、調剤薬局併設ドラッグストアを展開するトモズなどでは、それぞれが関連する以下の業界イニシアチブに参画しています。
（2024年6月時点）

日本通信販売協会
特定商取引法の第30条に位置付けられた通信販売業界を代表する公益法人。「安心・便利な」 通信販売を目指して、取引公正化に資する各種ガイドラインの作成・周知、消費者・事業者から寄せられる苦情相談の解決、各種調査や情報交換による業界動向の把握、関係法規制をクリアした通販事業者（正会員）のみ利用できるジャドママークの普及等を、消費者団体や官公庁などと協力して推進。

オール日本スーパーマーケット協会
「教育」「商品」「情報」の３つの側面から会員企業をサポートし、業界全体の発展に寄与することを目的に1962年に設立

日本スーパーマーケット協会
地域社会とともに食料品流通政策を立案・提言・推進していくために1999年に設立。

日本チェーンストア協会
チェーンストアの健全な発展と普及を図ることにより、小売業の経営の改善を通じて、流通機構の合理化、近代化を促進するとともに、国民生活の向上に寄与することを目的として1967年に設立。

日本保険薬局協会
安全性、利便性、経済性のキーワードの下に、国民の利益を再優先に考える保険薬局の役割を明確にするため、国民の視点に立った保険薬局の育成、関連情報と業務の効率化およびそれらに付随する各種基盤整備などを行い、真に国民から信頼と満足が得られる保険薬局の実現に寄与することを目的とする。

外部との協働

パートナーシップ構築宣言

経団連会長、日商会頭、連合会長および関係大臣（内閣府、経産省、厚労省、農水省、国交省）をメンバーとする「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」において、2020年6月に「パートナーシップ構築宣言」の仕組みが創設されました。サプライチェーンの取引先や価値創造を図る事業者との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築することを、企業の代表者の名前で宣言するものです。

「パートナーシップ構築宣言」では、

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列などを越えた新たな連携
2. 親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）の遵守

を宣言し、これを公表することで、各企業の取り組みの「見える化」を行います。

当社はこの趣旨に賛同するとともに、仕入先、販売先、JVパートナー、金融機関や物流会社など商流に関わるあらゆるビジネスパートナーとの健全な事業活動を通じて信頼関係を構築・維持・発展し、共に新たな価値を創造することを表明しました。

パートナーシップ構築宣言（2025年6月13日）更新

社会貢献活動

住友商事グループの社会貢献活動

住友商事グループの社会貢献活動の基本的な考え方

目的

私たちは、住友商事グループの経営理念・行動指針を実践し、グローバルな企業グループとして、事業活動と社会貢献活動を通じて、企業の立場から社会的課題の解決に向けて取り組み、持続可能な社会の実現に貢献します。

活動

私たちは、社会の持続的発展を担う次世代人材の育成支援、並びに、事業活動の場である内外地域社会への貢献を軸として、社会貢献活動を推進します。また、良き企業市民として、さまざまな活動に参加します。

姿勢

私たちは、すべてのステークホルダーとの関わり合いを深めながら、謙虚さと高い志を持って持続的に活動するとともに、活動内容の継続的な向上と透明性高い情報開示に努めます。

具体的な取り組みについては、こちらをご覧ください。

住友商事グループの社会貢献活動 →

ガバナンス

コーポレートガバナンス 268

グループガバナンス 290

コンプライアンス 291

リスクマネジメント 299

情報セキュリティ 303

BCP（事業継続計画）
・BCM（事業継続マネジメント） 305

内部統制 308

コーポレートガバナンス

原則

コーポレートガバナンスの基本原則

当社は、「住友の事業精神」と当社の「経営理念」が企業倫理のバックボーンであり、コーポレートガバナンスを支える基盤であると考えています。当社は、この考えのもと、コーポレートガバナンスの要諦は「経営の効率性の向上」と「経営の健全性の維持」およびこれらを達成するための「経営の透明性の確保」にあるとの認識に立ち、「住友商事コーポレートガバナンス原則」を策定しました。当社は、同原則に則り、より良いガバナンス体制の構築と事業活動の遂行に努めることが、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上、ならびに社会における企業としての使命を果たすことに資するものであり、株主を含めた全てのステークホルダーの利益にかなうものと認識し、コーポレートガバナンスのより一層の充実に向けて不断の改善に努めています。

住友商事コーポレートガバナンス原則

体制

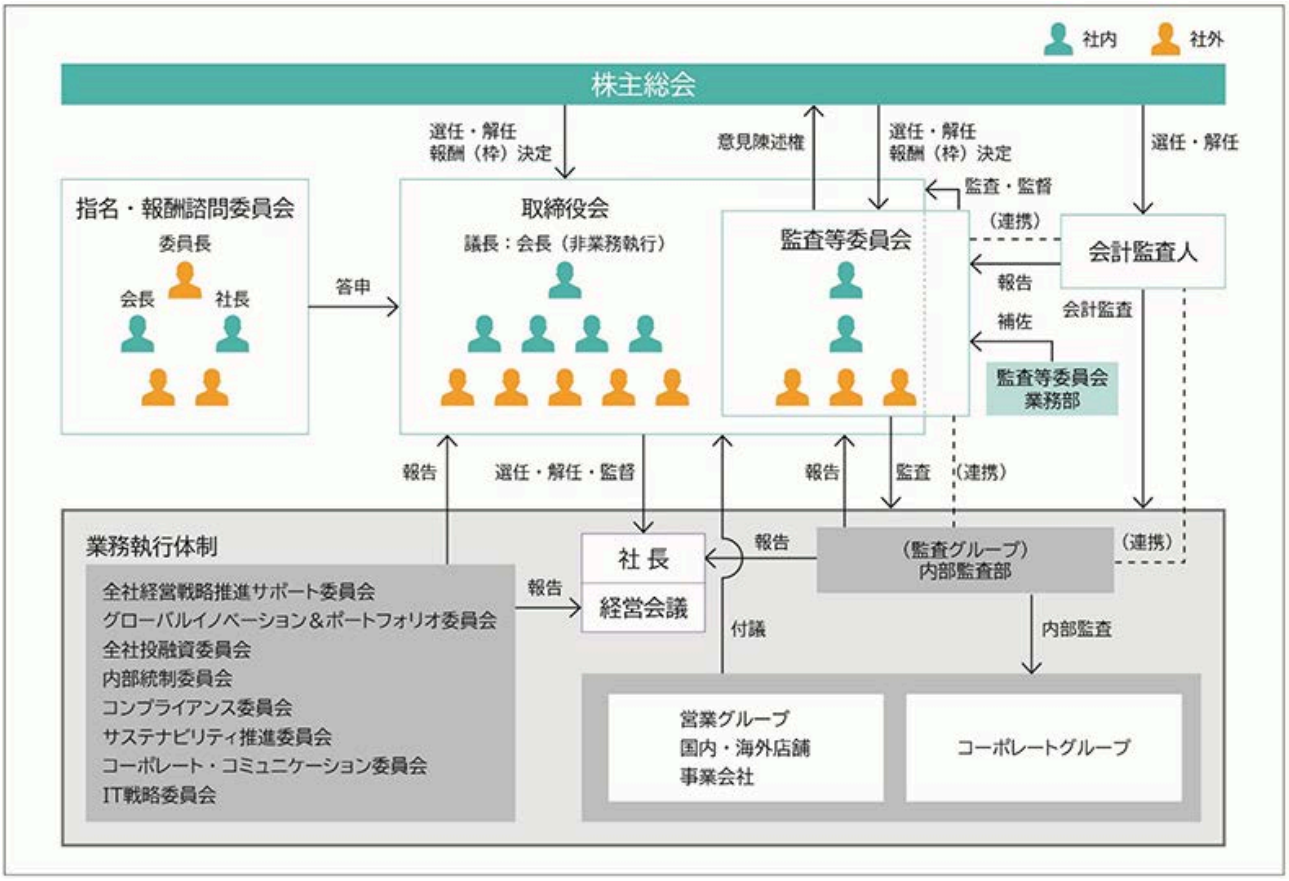
コーポレートガバナンス体制と特徴

当社は、2024年4月よりスタートした「中期経営計画2026」において掲げた成長戦略の実行を加速させるために、適時的確に経営執行を行い、重要事項に関わる意思決定と執行の監督機能を担う取締役会の実効性を強化していくことを目的として、監査等委員会設置会社に移行しました。現在、当社では、取締役15人の過半数となる8人の経験や専門性が異なる独立した社外取締役を選任し、より多様な視点から、取締役会の適切な意思決定と、経営に対する監督機能の一層の強化を図っています。また、取締役会の諮問機関として、過半数が社外取締役で構成され、社外取締役が委員長を務める指名・報酬諮問委員会を設置し、経営陣幹部の指名・報酬に係る取締役会の機能の独立性・客観性・透明性を高めています。監査等委員会については、外部の視点からの監視体制強化のため、監査等委員である取締役5人のうち3人が独立した社外取締役で、1人が企業経営経験者、1人が法律家、1人が会計の専門家と、多角的な視点からの監査体制となっています。さらに、監査等委員である取締役は、全ての重要な社内会議に出席でき、監査に欠くことのできない十分な情報を入手できるようになっています。これらにより、実効性が高く、充実したコーポレートガバナンス体制を構築できているものと考えています。

当社のマテリアリティにおいても、「ガバナンスを維持・強化する」と掲げており、取締役会の機能の一層の強化に向けて、取締役会による重要な経営方針・戦略（経営資源の配分や事業ポートフォリオに関する戦略、サステナビリティ経営などの諸施策）の実効的な監督、およびそのさらなる客観性強化のための体制整備を通じて、執行に対するモニタリング機能のさらなる改善に取り組んでいきます。

住友商事のコーポレートガバナンス体制

住友商事のコーポレートガバナンス体制（監査等委員会設置会社）



コーポレートガバナンス報告書

「経営の効率性の向上」と「経営の健全性の維持」のための仕組み

取締役および取締役会

社外取締役の選任

取締役会は、十分な議論と迅速かつ合理的な意思決定を行うにあたり適切な人数で構成するとともに、経験、知識、専門性、性別などの多様性を確保しています。また、取締役15人のうち、経験や専門性が異なる社外取締役8人を選任し、多様な視点から、取締役会の適切な意思決定を図るとともに、監督機能の一層の強化を図っています。いずれの社外取締役も当社が上場する金融商品取引所が定める独立性に関する基準および当社が定める独立性に関する基準を満たしています。

氏名	社外取締役に選任している理由および期待される役割の概要など
御立 尚資 2022年6月就任 ＜2025年度取締役会出席状況＞ 16/16回（100%）	長年にわたり米国大手経営コンサルティング会社において要職を歴任するなど、企業経営や統合型リスク管理などに関する広範な知識と豊富な経験を有し、誠実な人格、高い識見と能力を兼ね備えていることから、当社取締役会が多様な視点から適切に意思決定を行い、また、監督機能の一層の強化を図るうえで、当社の社外取締役として適任であり、かつ、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、選任しています。御立取締役には、これらの経験や知見を生かし、取締役会の適切な意思決定と経営の監督機能の強化の役割を果たしていただくとともに、指名・報酬諮問委員会の委員長として、取締役および経営陣幹部の指名・報酬決定プロセスの独立性、客観性および透明性のより一層の向上に貢献していただくことを期待しています。
高原 豪久 2023年6月就任 ＜2025年度取締役会出席状況＞ 16/16回（100%）	長年にわたり大手消費財メーカーにおいて、取締役、常務取締役、代表取締役社長執行役員等の要職を歴任するなど、企業経営に関する広範な知識と豊富な経験を有し、誠実な人格、高い識見と能力を兼ね備えていることから、当社取締役会が多様な視点から適切に意思決定を行い、また、監督機能の一層の強化を図るうえで、当社の社外取締役として適任であり、かつ、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、選任しています。高原取締役には、これらの経験や知見を活かし、取締役会の適切な意思決定と経営の監督機能の強化の役割を果たしていただくことを期待しています。
朝倉 陽保 2024年6月就任 ＜2025年度取締役会出席状況＞ 16/16回（100%）	長年にわたりプライベート・エクイティ・ファンド運営会社において要職を歴任し、複数の企業の経営者や社外取締役を務めるなど、M&Aや企業経営等に関する広範な知識と豊富な経験を有し、誠実な人格、高い識見と能力を兼ね備えていることから、当社取締役会が多様な視点から適切に意思決定を行い、また、監督機能の一層の強化を図るうえで、当社の社外取締役として適任であり、かつ、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、選任しています。朝倉取締役には、これらの経験や知見を活かし、取締役会の適切な意思決定と経営の監督機能の強化の役割を果たしていただくとともに、 指名・報酬諮問委員会の委員として、取締役および経営陣幹部の指名・報酬決定プロセスの独立性、 客観性および透明性のより一層の向上に貢献していただくことを期待しています。

氏名	社外取締役に選任している理由および期待される役割の概要など
大槻 奈那 2024年6月就任 ＜2025年度取締役会出席状況＞ 16/16回（100%）	長年にわたり大手証券会社などにおいて要職を歴任し、また、大学教授や上場会社の社外取締役を務めるなど、市場分析やコーポレートガバナンス等に関する広範な知識と豊富な経験を有し、誠実な人格、高い識見と能力を兼ね備えていることから、当社取締役会が多様な視点から適切に意思決定を行い、また、監督機能の一層の強化を図るうえで、当社の社外取締役として適任であり、かつ、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、選任しています。大槻取締役には、これらの経験や知見を活かし、取締役会の適切な意思決定と経営の監督機能の強化の役割を果たしていただくとともに、 指名・報酬諮問委員会の委員として、取締役および経営陣幹部の指名・報酬決定プロセスの独立性、 客観性および透明性のより一層の向上に貢献していただくことを期待しています。
後藤 靖子 2026年6月就任	長年にわたり運輸省 （現：国土交通省） において海外を含む要職を歴任し、退官後は上場企業の取締役や社外役員を務めるなど、 企業経営およびガバナンスに関する広範な知識と豊富な経験を有するとともに、 誠実な人格、 高い識見と能力を兼ね備えていることから、 当社取締役会が多様な視点から適切に意思決定を行い、 また、 監督機能の一層の強化を図るうえで、 当社の社外取締役として適任であり、 かつ、 社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、選任しています。 後藤取締役には、 これらの経験や知見を活かし、 取締役会の適切な意思決定と経営の監督機能の強化の役割を果たしていただくことを期待しています。
長嶋由紀子 2025年6月就任 （2021年6月～2025年5月は当社監査役） ＜2025年度取締役会出席状況＞ 16/16回（100%）（※）	長年にわたり大手人材総合サービス事業会社（持株会社）において要職を歴任し、グループ会社の経営者や持株会社の常勤監査役、 大手企業の社外役員を務める等、企業経営やコーポレートガバナンス等に関する高度な専門知識と豊富な経験を有し、誠実な人格、高い識見と能力を兼ね備えていることから、当社取締役会が多様な視点から適切に意思決定を行い、また、監督機能の一層の強化を図るとともに、多角的な視点からの監査を実施するうえで、当社の監査等委員である社外取締役として適任であり、かつ、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、選任しています。長嶋取締役には、これらの経験や知見を活かし、取締役会の適切な意思決定と経営の監督機能の強化の役割を果たしていただくとともに、多角的な視点から監査を実施いただくことを期待しています。
稲田伸夫 2025年6月就任 （2024年6月～2025年6月は当社監査役） ＜2025年度取締役会出席状況＞ 16/16回（100%）（※）	長年にわたる検察官及び弁護士としての経歴から法律に関する高度な専門知識と豊富な経験を有し、誠実な人格、高い識見と能力を兼ね備えていることから、当社取締役会が多様な視点から適切に意思決定を行い、また、監督機能の一層の強化を図るとともに、多角的な視点からの監査を実施するうえで、当社の監査等委員である社外取締役として適任であり、かつ、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、選任しています。稲田取締役には、これらの経験や知見を活かし、取締役会の適切な意思決定と経営の監督機能の強化の役割を果たしていただくとともに、多角的な視点から監査を実施いただくことを期待しています。

氏名	社外取締役に選任している理由および期待される役割の概要など
國井泰成 2025年6月就任 （2024年6月～2025年6月は当社監査役） ＜2025年度取締役会出席状況＞ 16/16回（100%）（※）	長年にわたる公認会計士としての経歴から財務及び会計並びに会社の監査業務に関する高度な専門知識と豊富な経験を有し、誠実な人格、高い識見と能力を兼ね備えていることから、当社取締役会が多様な視点から適切に意思決定を行い、また、監督機能の一層の強化を図るとともに、多角的な視点からの監査を実施するうえで、当社の監査等委員である社外取締役として適任であり、かつ、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、選任しています。國井取締役には、これらの経験や知見を活かし、取締役会の適切な意思決定と経営の監督機能の強化の役割を果たしていただくとともに、多角的な視点から監査を実施いただくことを期待しています。

※ 長嶋 由紀子氏、稲田 伸夫氏、國井 泰成氏の出席回数は、監査役及び監査等委員である取締役として就任していた期間における総出席回数を記載しております。

社外取締役の選任および独立性に関する基準

取締役会の監督機能の強化

当社は、「住友商事コーポレートガバナンス原則」において、取締役会の役割を、「経営の大きな方向性を示し、大局的かつ多様性に富んだ視点から経営執行に対する実効性の高い監督を行うとともに、全社経営に影響を及ぼす重要な意思決定を行うもの」と位置付けています。
この考えのもと、経営方針・経営計画などの経営全般に係る重要事項についてより集中して議論を行えるよう要付議事項を厳選するとともに、重点的に議論すべき年間の議題を取締役会メンバーで議論のうえ選定（アジェンダ・セッティング）しています。
また、当社の経営にとって重要な事業の状況や主要な委員会からの報告を受けることにより、会社全体の業務執行の状況について定期的にモニタリングしています。
取締役会の場以外のオフサイト・ミーティングにおいても、経営方針・計画、取締役会の在り方、ESG（環境・社会・ガバナンス）を含む様々な経営上の重要事項について自由闊達な議論を行っています。また、取締役会における議論に社外取締役が積極的に貢献することを目的として、社外取締役で構成する社外役員会を毎月開催し、活発な討議が行われています。
取締役会の開催の都度、社外取締役に対して、取締役会に付議する案件の内容を事前に説明しています。

取締役会長・社長執行役員の職務の分離および在任期間の制限

相互牽制（けんせい）の観点から、原則として、取締役会長および社長執行役員を置くこととし、これらの役位の兼務は行わないこととしています。取締役会長の役割は、経営の監督を行うことであり、日常の業務執行に関与せず、代表権もありません。

また、取締役会長および社長執行役員の在任期間は、原則としてそれぞれ6年までと定めています。これにより、経営トップが長期間交代しないことでガバナンス上の弊害が発生する可能性を排除しています。

取締役会評価の実施

当社は、取締役会の実効性の維持・向上のため、毎年、取締役（監査等委員を含む）による評価および複数回の討議の方法により、取締役会の実効性についての分析・評価を行い、その結果の概要を開示しています。2025年度の実効性評価およびその結果の概要は以下のとおりです。

1　評価の手法

実施方法：
2025年12月にアンケート（※）を実施しました。その結果を踏まえ、取締役で複数回議論し、結果の分析・評価を行うとともに、課題の特定と改善に向けた取組について議論しました。
アンケートは取締役全員（15名）が回答し、各取締役が課題と捉えている点を自由に記述する形式を主としています。また、議論を深めるために回答者の課題意識や意見の背景を把握するべく、現状の取締役会で忌憚の無い意見交換が十分に行われていることを踏まえ、2022年度から記名式としています。

評価項目：
①取締役会の機能と役割
②取締役会の構成
③議題・アジェンダ
④議論の内容・質
⑤サポート・情報提供
⑥取締役会の諮問委員会
⑦議長の役割発揮
⑧社内取締役の役割発揮
⑨社外取締役の役割発揮
⑩自己評価
⑪監査等委員への期待
⑫総合評価

第三者機関の補助：
アンケートの設問選定などにおいて、第三者機関（外部コンサルタント）のアドバイス、補助を受けました。

2　評価結果の概要および2026年度の重点取組課題

監査等委員会設置会社への移行（2025年6月）後に実施した2025年度の実効性評価では、取締役会付議基準改定やアジェンダの再整理等、モニタリングと議論の実効性向上を目的とする施策の実施の結果、監査等委員会設置会社への移行の狙いであった「経営執行の意思決定の機動性・迅速性の向上」と「モニタリング機能の強化」について一定の成果があった事が、アンケート結果から読み取れました。アンケートの回答およびアンケート結果に関する取締役全員による議論のいずれにおいても、実効性に対する大きな指摘事項は無く、当社取締役会は引き続き実効的に機能していると評価しました。
2026年度は、実効性評価における意見を踏まえ、以下の4項目を重点的に取組む課題として位置付けました。これらの課題の改善に向けて着実に実行し、取締役会のさらなる機能発揮、ならびに当社グループの持続的成長・中長期的な企業価値向上へと繋げてまいります。

- モニタリングボードとしての機能強化
- 取締役会の構成（スキル・多様性・規模）最適化検討
- 監査等委員会の監査活動から得られる情報のさらなる活用と、取締役会の経営執行に対するモニタリング機能のさらなる向上
- 指名・報酬諮問委員会からの報告内容拡充による指名・報酬ガバナンスの向上

3　**2024年度の実効性評価において挙げられた課題に対する2025年度の取組実績**

2024年度の実効性評価において、2025年度の重点取組課題として位置付けた5項目に対する取組実績は以下のとおりです。

2025年度の重点取組課題	2025年度の取組実績
機関設計変更後の新体制の運営安定化	• 付議基準改定、アジェンダ再整理
全社経営テーマに関する議論の充実に資する アジェンダ設定	
取締役会の人数規模、求めるバックグラウンド についての検討	• 社外取締役の過半数化
監査等委員会設置会社へ移行後の監査体制の 在り方の検討・実行	• 年間監査方針・監査計画の対面報告実施 • 監査状況、重要事項の共有機会を設定
指名・報酬諮問委員会と取締役会の連携の強化	• 半期活動報告の機会を設定 • 常勤監査等委員のオブザーバー参加

指名・報酬諮問委員会の設置

取締役会の諮問機関として、過半数が社外取締役（監査等委員である取締役を含む。）で構成され、委員長も社外取締役が務める「指名・報酬諮問委員会」を設置しています。指名・報酬諮問委員会は、必要に応じ開催され、①社長執行役員の選任・解任の方針・手続、②取締役会長の選定・解職の方針・手続、③取締役（監査等委員である取締役を含む。）の指名基準、④社長執行役員の選任・解任（社長の後継者指名を含む）、⑤監査等委員でない取締役候補者の指名（代表取締役・役付取締役の決定を含む）、⑥監査等委員である取締役候補者の指名、⑦経営会議構成員の選任、⑧監査等委員でない取締役および執行役員の報酬・賞与の体系・水準、ならびに監査等委員である取締役の報酬枠、⑨顧問制度に関する事項を審議し、取締役会に答申します。また、①～⑨以外で取締役会から委任を受けた事項を審議・決定し、取締役会に答申・報告します。2025年度においては、上記審議事項について指名・報酬諮問委員会を8回開催し、その結果を取締役会に答申しました。

指名・報酬諮問委員会の構成

全委員数	社内取締役	社外取締役	委員長（議長）
5人	2人（会長、社長）	3人	社外役員

当社取締役会が備えるべき知識・経験・能力等（スキル）および各取締役が有するスキル（2026年6月時点）

当社取締役会が備えるべき知識・経験・能力等（スキル）

当社の取締役は、その資格において、社内・社外の区別を問わず、誠実な人格、高い識見と能力を備えるべきこととしています。また、当社は、中期経営計画2026において、「No.1 事業群」をテーマに掲げ、強みを核とした個別事業の強化、成長の原動力である人と組織の強化を通じた事業ポートフォリオ変革を進めてまいります。これらの取組により当社グループの競争優位を磨き、社会課題解決を通じた成長の実現に取り組んでまいります。この経営計画の実現に向けて取締役会がその役割である経営執行に対する実効性の高い監督と全社経営に影響を及ぼす重要な意思決定の機能を十分に発揮するため、取締役会として備えるべき知識・経験・能力等（以下、「スキル」）を以下のとおり特定しています。「ガバナンス」と「グローバル視点」は、全ての取締役が備えるべきスキルであり、その他の７つは取締役会全体で備えるべきスキルと考えています。また、監査等委員である取締役については、取締役の職務執行を監査・監督するため、これら７つのスキルのうち「企業経営」、「財務・会計」および「法務・リスクマネジメント」を特に重要視しています。当社取締役会に求められるスキルは、経営戦略や外部環境の変化に応じて変わり得ますので、今後も必要なスキルについて取締役会で議論し、必要に応じて変更し、その内容を開示します。

全ての取締役が備えるべきスキル、およびその理由

ガバナンス	株主の負託に応え、同時に全てのステークホルダーの利益にかなう経営を実現するため、全ての取締役がガバナンスに関して高度な知見を十分に備えていることが必要と考えています。当社が考えるガバナンスの要諦は、「住友商事コーポレートガバナンス原則」において、「経営の効率性の向上」と「経営の健全性の維持」、および「経営の透明性の確保」であると定めています。
グローバル視点	当社が世界各国で取引・事業投資を行っている観点から、全ての取締役がグローバルな視点での高い識見を有することが必要と考えています。異文化や異なる産業構造、最新の地政学等を踏まえ、不確実性の高い状況においても注意深さと機動性を兼ね備えた最適な経営戦略を立案、実行し、また当該経営執行を適切に監督できる能力が本スキルに該当すると考えています。

取締役会全体で備えるべきスキル、およびその理由

企業経営	当社は、様々な事業活動を行い、安定的で持続的な企業価値向上を目指しています。取締役会は経営の大きな方向性を示し、 大局的かつ多様性に富んだ視点から経営執行に対する実効性の高い監督を行うとともに、 全社経営に影響を及ぼす重要な意思決定を行う機関であり、常に変化する事業環境において、ステークホルダーの期待に応えながら当社の経営理念にかなう価値創造を実現しています。
投資・M&A	当社は様々な事業分野で事業投資を展開しています。当社の戦略に合致する投資案件を選定し、その進捗を監督していくため、投資・M&Aのスキルを重要視しています。投資テーマの明確化や戦略への適合性判断、投資対象の適正な価値評価、投資実行後のモニタリングや最適な資産入替時期の見極めなどのスキルがこれに該当し、取締役会はこれらのスキルを踏まえ投資案件に関する重要な意思決定・監督を行っています。

IT・DX・テクノロジー	テクノロジーの加速度的発展により社会・産業構造が大きく変化していく中、当社はこの変化に機敏に対応し、変化を先取りした事業の変革、新たなビジネスの創出を行い価値創造へ繋げていきます。また、事業遂行においてAIなどの新しいデジタルテクノロジーを当社の価値観の下で有効に活用し、当社自身の事業基盤の改革を実現します。取締役会では、これらの重要な意思決定およびその監督を行っています。
サステナビリティ	当社では、優先的に取り組むべき重要な課題としてのマテリアリティを特定し、これを経営の根幹に据え、当社の事業が社会に貢献しているかを常に意識しています。社会課題をめぐる長期的な事業環境変化を見通し戦略的に経営資源を配分し、持続可能な社会と当社の持続的成長を実現するサステナビリティ経営を進めており、取締役会は、サステナビリティに関する国際潮流や課題把握を踏まえてサステナビリティ経営の実行に対する監督を行っています。
財務・会計	当社は、持続的な企業価値の向上を図るため、成長投資と強固な財務基盤の健全なバランスを保ちながら、中長期的な利益成長と株主還元の増加を目指して取り組んでいます。その実現に向けて適切な意思決定を行うため、また、ステークホルダーに対して当社の取り組みを正しく伝えるために、正確な財務報告を適時に行う必要があります。取締役会においても、 これらを監督しています。
法務・リスクマネジメント	当社が持続的かつ健全に成長するには業績安定・体質強化・信用維持の三点が重要と考えており、この目的のため、商取引や事業投資等の事業機会に伴うリスクを評価、分析し、全社のリスク量を体力（株主資本）の範囲内に収め、リスクに対するリターンを最大化する等、適切なリスクマネジメントを行います。取締役会においても、そのために必要な取引・投融資の審査、モニタリングや、コンプライアンス・法務リスク管理を含む各種のリスクマネジメントの観点を踏まえ、 経営執行を監督しています。
人事・人材開発	当社は人材を最も重要な経営資本と位置付け、一人ひとりに自律的な成長と自己実現の場を提供し、人材マネジメントサイクルの高度化に取り組み、多様な人材と組織のパフォーマンスを最大化することで、新たな価値創造に繋げています。とりわけDE&Iを「価値創造、イノベーション、競争力の源泉」と位置付け重要視しています。取締役会においては、これらの重要な決定やその監督を行っています。

各取締役が有するスキル

上記で特定した取締役会全体で備えるべきスキルのうち、各取締役が現に有するスキルを下表で表示しています。各取締役のスキルは、その経歴、知識、経験、能力、保有資格、具体的な成果などを総合的に考慮し、各取締役と協議のうえ、決定しています。
各取締役の略歴を公表していますので、ご参照ください。

役員一覧

監査等委員でない取締役

氏名	地位（取締役在任期間）	社内/社外	知識・経験・能力等（スキル）						
			企業経営	投資・M&A	IT・DX・テクノロジー	サステナビリティ	財務・会計	法務・リスクマネジメント	人事・人材開発
兵頭 誠之	取締役会長（8年）（※）	社内	●	●	―	●	●	●	●
南部 智一	取締役副会長（2年）（※）	社内	●	●	●	―	●	―	●
上野 真吾	代表取締役社長執行役員（3年）	社内	●	●	●	●	―	―	●
諸岡 礼二	代表取締役副社長執行役員（4年）	社内	●	―	―	―	●	●	―
吉田 安宏	代表取締役専務執行役員	社内	●	―	●	―	●	●	●
御立 尚資	社外取締役（4年）	社外	●	●	―	●	―	●	●
高原 豪久	社外取締役（3年）	社外	●	●	―	●	―	―	―
朝倉 陽保	社外取締役（2年）	社外	●	●	―	―	●	―	―
大槻 奈那	社外取締役（2年）	社外	―	●	―	●	●	―	―
後藤 靖子	社外取締役	社外	●	―	―	●	●	●	―

※ 兵頭誠之氏は、上記のほか、2016年6月から2017年6月までの1年間、南部智一氏は、上記のほか、2019年6月から2023年6月までの4年間、当社取締役に在任していました。

監査等委員である取締役

氏名	地位（取締役在任期間）	社内／社外	知識・経験・能力等（スキル）						
			企業経営	投資・M&A	IT・DX・テクノロジー	サステナビリティ	財務・会計	法務・リスクマネジメント	人事・人材開発
御子神 大介	取締役（常勤監査等委員）（※1）（1年）	社内	●	●	●	―	―	―	●
竹田　光宏	取締役（常勤監査等委員）	社内	●	●	―	―	●	●	―
長嶋 由紀子	社外取締役（監査等委員）（※2）（1年）	社外	●	●	―	―	―	―	●
稲田 伸夫	社外取締役（監査等委員）（※2）（1年）	社外	―	―	―	●	―	●	●
國井 泰成	社外取締役（監査等委員）（※2）（1年）	社外	●	―	―	―	●	―	―

※1 御子神大介氏は、2023年6月から2025年6月までの2年間、当社監査役に在任していました。
※2 長嶋由紀子氏は、2021年6月から2025年6月までの４年間、稲田伸夫氏は、2024年6月から2025年6月までの1年間、國井泰成氏は2024年6月から2025年6月までの1年間、それぞれ当社社外監査役に在任していました。

現在、取締役会は15名のうち3名が女性です。

監査等委員および監査等委員会

監査等委員会の役割・責務

監査等委員会は、法令、定款等の定めに基づき、取締役会と協働して会社の監督機能を担い、かつ、株主の負託を受けて取締役の職務執行を監査する独立の法定機関として、株主や利害関係者の利益を守るため、その職務を適正に執行することが求められています。これにより監査等委員会は、当社及び当社グループのコーポレートガバナンス体制を一層充実させ、健全で持続的な成長と中長期的な企業価値創出の実現により、社会的信頼に応えるべく努めます。

監査等委員会の体制

監査等委員会は、社内の常勤監査等委員2人と社外の非常勤監査等委員3人（うち女性1人）の5人で構成されています。社内監査等委員は、誠実な人格、高い識見と能力を有し、業務上の専門的知識と広範囲にわたる経験を兼ね備えた者としています。また、社外監査等委員は、誠実な人格、高い識見と能力を有し、多様な視点を取り入れる観点から、広範な知識と経験及び出身分野における実績を有し、特に法律、会計、企業経営等の分野における高度な専門知識と豊富な経験を有する者としています。いずれも、その性別や国籍等は問いません。社外監査等委員のうち1人は企業経営および上場企業における常勤監査役としての経験を有しており、1人は検事総長の経歴を持つ法律家、1人は財務および会計に関する相当程度の知見を有する公認会計士です。いずれの社外監査等委員も、当社が上場する金融商品取引所が定める独立性に関する基準および当社が定める独立性に関する基準を満たしています。

監査等委員会監査の実効性の確保

監査等委員会では法定事項の決議等を行うほか、以下の取組等をとおして、監査等委員会による監査活動の効率化と質的向上を図り、実効性を確保しています。

2025年度の取組

● **経営・業務執行責任者との対話（対話人数：139名）**
会長、社長執行役員と定期的打合せを持ち、経営方針、会社が対処すべき課題について意見交換をしました。国内外コーポレートグループや営業グループの組織長及び事業会社の社長などから、面談等を通じ、業務及び財産の状況、法令等遵守体制並びに損失危険管理体制等、職務の執行状況を聴取し、調査しました。

● **重要な会議への出席（出席回数：197回）**
監査等委員は、監査等委員会のほか、取締役として取締役会に出席しています。加えて、重要な意思決定の過程及び役職員の職務執行状況を把握するため、経営会議、主管者会議、戦略会議、全社投融資委員会、内部統制委員会、コンプライアンス委員会、サステナビリティ推進委員会、指名・報酬諮問委員会等の重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べました。

● **地域組織・事業会社往査（往査数：47拠点/社）**
監査等委員は、国内外の地域組織及び事業会社を往査し、組織長等から組織運営状況・課題や内部統制の整備・運用状況などを聴取し、現場状況の把握に努めました。

● **グループガバナンス強化**
子会社等の監査役と、情報連絡会や個社単位の打合せ等を通じて意見交換及び情報交換をし、必要に応じて意見を述べました。また、当社派遣監査役による監査活動報告書の供覧を受け、子会社等の経営状況・監査実施状況の把握に努めました。

● **内部監査・内部統制推進組織とのコミュニケーション**
内部監査・内部統制推進組織と定期的に情報交換をするとともに、内部監査部による社長報告会（月１回）に出席しました。また、監査等委員会において内部監査結果に関する報告を受ける等、内部監査結果を活用して、監査等委員会による監査機能を高めました。

● **会計監査人との連携**
会計監査人と定期的に会合を持ち、監査に関する報告を適時かつ随時に受領できるようにし、重要な子会社の監査上の論点、内部統制監査報告などの論点につき積極的に意見交換及び情報交換をしました。

なお、常勤監査等委員は、日常監査活動で得た情報を適宜社外監査等委員に共有し、監査等委員会監査の実効性の向上に努めます。監査等委員会の職務を補佐する専任組織を設置し、同組織所属者の人事評価および人事異動については監査等委員が関与しています。

取締役のトレーニングおよび情報提供

社外取締役に対して、就任時に、当社グループの経営理念、経営方針、事業、財務、組織、中期経営計画およびリスク管理体制などについて説明する機会を設けています。これに加え、取締役が必要な知識の習得や適切な更新などの研鑽を行えるよう、セミナーやeラーニングなどの機会も提供しており、これらに要する費用の支援も行っています。

また、住友の事業精神および当社の事業活動への理解を深めるため、原則として社外取締役は就任年度中に住友関連施設を訪問するとともに、少なくとも毎年国内1回および海外1回の現場視察の機会を提供するようにしています。なお、2025年度は、国内1回、海外1回の現場視察を実施しました。

役員報酬制度

取締役（監査等委員である取締役を除く。本項において以下同じ。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、過半数が社外取締役で構成される指名・報酬諮問委員会（委員長：社外取締役）の審議を経て、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しました。その概要は、以下のとおりです。

(1) 報酬体系（●は、それぞれの報酬等の支給対象者を示します）

報酬等の種類		支給対象		
		業務執行取締役	取締役会長 取締役 副会長	社外取締役
固定	例月報酬	●	●	●
変動	業績連動賞与	●	—	—
	株式報酬	●	●	—

(2) 各報酬の水準および割合

外部専門機関による客観的な報酬市場調査データ等を参考に、当社の経営環境や経営戦略・人財戦略を踏まえ、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に不可欠な優秀な人財を確保・リテインするために適切な報酬水準を設定したうえで、持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能させるために、役割に応じて、固定報酬と変動報酬の割合等を適切に設定します。

(3) 各報酬の決定方針および決定方法

○ 各報酬の決定方針：以下のとおりです。
○ 各報酬の決定方法：
株主総会で承認された限度額の範囲内で、指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえ、取締役会にて決定します。
その他の決定方法については以下のとおりです。

		各報酬の決定方針	各報酬の決定方法
固定	**例月報酬**	• 上記水準により、毎月定額を支給	—
変動	**業績連動賞与**	• 経営戦略との関連性を強化する観点から、中期経営計画における業績管理指標等に応じて総支給額を決定 • 各支給額は、役位や個人評価に応じて配分のうえ、事業年度終了後に支給 • 個人評価は、財務指標と非財務指標の両側面により実施	• 指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえ、当該事業年度に係る業績管理指標等の想定値を設定し、その実績に応じて業績連動賞与を算出する業績連動賞与フォーミュラを当該事業年度の取締役会で決定 • 当該事業年度終了後に、取締役会から委任を受けた代表取締役 社長執行役員 CEOが各業務執行取締役との面談を経て当該フォーミュラの指標のうち個人評価を決定し、株主総会にて承認された限度額の範囲内で個人別賞与額を算出 • 個人評価の決定が適切に行われるよう、代表取締役　社長執行役員 CEOはその結果を指名・報酬諮問委員会に報告 • 社長執行役員CEOの業績評価および支給賞与額は、対象となる社長執行役員CEO本人が退席したうえで、指名・報酬諮問委員会で審議を行い、取締役会にて決定
	株式報酬	• 株主価値に加え、環境・社会・企業統治（ESG）に関する指標との連動性を重視しつつ、中長期的な事業ポートフォリオの最適化や企業価値向上、持続可能な成長に向けた取組を促進するとともに、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めるものとし、その具体的な内容および支給時期は、指名・報酬諮問委員会の諮問を経て取締役会で決定	• 指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえ、複数の事業年度に係る指標等の実績に応じて株式報酬を算出する株式報酬フォーミュラを最初の事業年度の取締役会で決定各事業年度中に、取締役会から委任を受けた指名・報酬諮問委員会が当該フォーミュラの指標のうち非財務指標の当該事業年度に係る評価を決定し、その決定内容を取締役会に報告

役員報酬等の報酬体系

(1) 役員の報酬体系（●は、それぞれの報酬等の支給対象者を示す）

報酬等の種類		支給対象			
		業務執行取締役／執行役員	取締役会長 取締役 副会長	社外取締役	取締役（監査等委員）
固定	例月報酬	●	●	●	●
変動	業績連動賞与	●	—	—	—
	譲渡制限付業績連動型株式報酬	●	●	—	—

(2) 業務執行取締役および執行役員の報酬水準および報酬構成比率

- 独立した外部専門機関による報酬市場調査データ等を参考に、当社の経営環境や経営戦略・人財戦略を踏まえ、競争力ある報酬水準および報酬構成比率を設定しています。
- 中長期的な企業価値向上のためのインセンティブを設けるとともに、株価および株主の皆さまとの価値共有を意識した経営を推進するため、変動報酬のうち譲渡制限付業績連動型株式報酬の比率を設定します。
- 代表取締役 社長執行役員 CEOの報酬イメージは以下のとおりです。

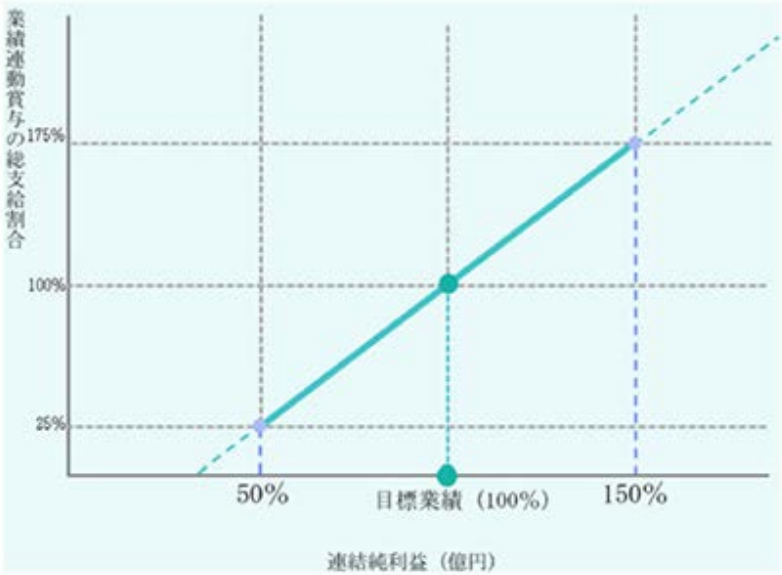
固定報酬	変動報酬	
例月報酬	業績連動賞与	譲渡制限付業績連動型株式報酬
22%	27%	51%
計22%	計78%	

なお、業績達成率、株価成長率および非財務指標評価が何れも100%の場合に算出したイメージであり、これらの比率の変動に応じて各報酬の構成比率は変動します。

(3) 業績連動賞与

- 各年度の通期予想（当期連結純利益）またはROE12%時の当期連結純利益のいずれか高い金額を目標業績として単年度毎に設定し、その達成割合に応じて総支給額を決定します。
- 業績レンジは、毎年度定める目標業績から±50%の範囲とし、総支給額の水準を目標業績達成時に100%、業績レンジに応じて変動幅を25%～175%となるよう設定します。
- 業績が当該レンジに収まらなかった場合には、指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえ、別途取締役会にて総支給額を決定します。
- 各役員への支給額は、役位や個人評価に応じて配分のうえ、事業年度終了後に支給します。
- 各役員の個人評価は、経営戦略と成果へのコミットメントをより強く意識することができるよう、財務指標（担当事業領域における事業計画等の達成状況）と非財務指標（戦略事業単位であるStrategic Business Unit（SBU）毎の目標の達成状況および全社重要課題への取組状況等）の両側面により実施し、この割合を各50%として設定します。
- 非財務指標のうち、全社重要課題であるDX（デジタルトランスフォーメーション）によるビジネス変革、サステナビリティ経営の高度化およびDiversity, Equity & Inclusionの推進については、その割合を全体の20%とします。

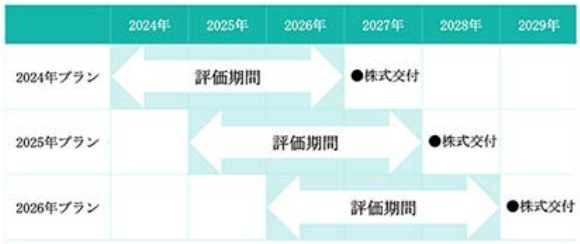
［業績連動賞与の総支給額（イメージ）］



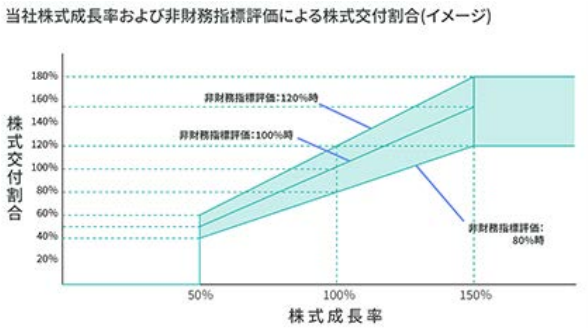
(4) 譲渡制限付業績連動型株式報酬

- 当社グループの中長期的な企業価値向上と、株主の皆さまとの価値共有を重視した経営を推進すべく3年間の評価期間における当社株式成長率（TOPIX（東証株価指数）成長率に対する当社株価成長率の割合）に応じて交付株数を計算します。
- 加えて、サステナビリティ経営の高度化へのコミットメントをより強く意識できるよう、環境・社会に関する非財務指標との連動性を高め、重要社会課題の解決に向けた取組をより一層促進すべく、非財務指標（「気候変動問題対応」、「女性活躍推進」、「従業員エンゲージメント」）の評価結果を反映し、当社普通株式を譲渡制限付株式として交付します。
- 株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は、株式交付日から取締役または執行役員その他取締役会で定める地位のいずれも退任または退職する日までの期間とします。

［当社株式成長率及び非財務指標の評価期間(イメージ)］



当社株式成長率および非財務指標評価による株式交付割合(イメージ)



内部監査部

当社は、全社業務をモニタリングするための独立した組織として「内部監査部」を置き、当社および海外現地法人、国内外関係会社の監査を行っています。内部監査は年間の監査計画に基づき実施しており、監査の結果については、毎月社長執行役員に直接報告するとともに、取締役会および監査等委員会にも定期的に直接報告しています。監査は国際内部監査基準に準じて定期的に実施し、資産およびリスクの管理、コンプライアンス、業務運営からなる監査先の内部統制全体を対象としています。監査先に内在するリスクの重要度を考慮の上、監査先の内部統制の有効性・妥当性を評価するとともに、改善に向けた適切な助言を提供し、住友商事グループのガバナンス、内部統制の向上に貢献しています。

各種委員会

全社的観点から重要性の高い特定の事項につき、経営会議に対する諮問機関として全社経営戦略推進サポート委員会、グローバルイノベーション＆ポートフォリオ委員会、全社投融資委員会、内部統制委員会、コンプライアンス委員会、サステナビリティ推進委員会、及びその他の委員会を設けています。

「経営の透明性の確保」のための体制

情報開示の基本方針

当社は、経営方針と営業活動を全てのステークホルダーに正しく理解してもらうため、法定の情報開示にとどまらず、任意の情報開示を積極的に行うとともに、開示内容の充実に努めています。

情報開示方針

株主・投資家とのコミュニケーション

株主総会に関連した取り組み

当社は、定時株主総会の約3週間前に株主総会資料へのアクセス方法等を記載した通知書面（書面交付請求をした株主に対しては株主総会資料）を発送し、それに先立って当社のウェブサイトに英訳版とともに掲載しています。加えて、株主総会の開催に先立ち、有価証券報告書を開示しています。さらに、インターネットによる議決権行使（株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームを含む）を可能とすることで、株主・投資家のために議案内容の十分な検討時間を確保しています。また、株主総会の様子を株主向けにインターネット上で同時配信し、株主総会終了後に当社ウェブサイト上で一定期間、株主総会の模様を動画配信しているほか、株主総会に際して株主からインターネットによる事前質問の受付を行っています。

各種情報の開示

当社のウェブサイト上では、決算情報・有価証券報告書・適時開示資料などのほか、会社説明会資料など、投資判断に資する資料をタイムリーに掲載しています。また、年次報告書である統合報告書や、サステナビリティディスクロージャーサイトにおいて、財務情報のみならず、非財務情報についても積極的な情報開示を行っています。

IR・SR活動

株主・投資家の皆さまとのダイレクト・コミュニケーションの場として、国内のアナリスト・機関投資家向けに経営トップの出席の下、年4回、定期的な決算説明会を行っているほか、個別ミーティングを実施しています。また、個人投資家向けには、主要都市での会社説明会に加えて、オンラインでの会社説明会を開催しています。海外投資家については、欧州・北米・アジアの機関投資家を中心に、継続的に個別ミーティングを実施しています。当社株式を実質的に保有する国内・海外の機関投資家とのミーティングでは、当社のESG（環境・社会・ガバナンス）に関する取り組みや方針などについて定期的に建設的な対話（エンゲージメント）を行っています。今後も、経営の「透明性」を高めつつ、株主・投資家の皆さまとの信頼関係の強化に努めていきます。

当社は、これらの取り組みを通じて、コーポレートガバナンス体制の改善・充実を図るとともに、「経営の効率性の向上」および「経営の健全性の維持」の観点から、内部統制の実効性の維持・向上のため、内部監査、リスクマネジメント、コンプライアンスの一層の徹底・強化に努めています。

コーポレートガバナンス・コードへの対応状況

当社は（株）東京証券取引所の「コーポレートガバナンス・コード」に記載された各項目を全て実施しています。詳細につきましては、コーポレートガバナンス報告書をご参照ください。

コーポレートガバナンス報告書

政策保有株式の保有方針および議決権行使基準について（コーポレートガバナンス・コードに基づく情報開示）

当社は、純投資以外の目的で上場株式を取得・保有しないことを原則とします。
但し、協業や事業上の必要性などを踏まえ、個別銘柄毎に資本コストを考慮した経済合理性や保有意義などを総合的に評価・検証し、適当と判断した場合には例外的に保有することがあります。また、これら上場株式の保有の適否は、毎年、取締役会において検証します。

その結果、保有意義が認められない株式については、売却を進めていきます。
なお、2025年度は11銘柄（一部売却を含む）、420億円の上場株式を売却し、2026年3月末時点での保有残高は39銘柄・1,790億円となっております。

議決権行使に当たっては、社内ガイドラインに基づき、投資先企業及び当社の中長期的な企業価値・株主価値の向上に繋がるかどうかという観点に立ち、定量・定性の両面から様々な検討を十分に行ったうえで、総合的に判断し、各議案について適切に議決権を行使することとしています。

当社の株式を純投資目的以外の目的で保有している会社から当該株式の売却などの意向が示された場合には、原則としてこれを尊重し、取引関係にも影響を及ぼしません。

ガバナンス強化の変遷

当社はこれまで、社外役員の増員、取締役会の実効性評価等、継続的なガバナンス強化に取り組んできました。2025年6月には、適時的確に経営執行を行い、重要事項に関わる意思決定と執行の監督機能を担う取締役会の実効性強化を目的として、監査等委員会設置会社へ移行しました。併せ、監督機能を強化するため、取締役（15名）のうち社外取締役（8名）が過半数となる体制としております。

今後も取締役会の機能強化や、グループガバナンスの強化等、ガバナンスのさらなる実効性向上に向けて、より一層注力していきます。

1993年	社外監査役の導入
1998年	「住友商事グループの経営理念・行動指針」の策定
2003年	「住友商事コーポレートガバナンス原則」の策定
	取締役の減員（24名→12名）
	執行役員制度の採用
	会長・社長の在任期間制限（6年）を「住友商事コーポレートガバナンス原則」に明記
	社外監査役を1名増員し、3名（監査役5名）体制に
2005年	取締役および執行役員の任期を1年に短縮
2007年	取締役会の諮問機関として半数以上が社外委員で構成される報酬委員会を設置
2013年	社外取締役の導入（2名）
	社外取締役の在任期間制限（6年）及び社外監査役の在任期間制限（8年）を「住友商事コーポレートガバナンス原則」に明記
2015年	ガバナンスおよび意思決定プロセスの見直し • 経営会議を執行レベルの最高意思決定機関に • 取締役会のモニタリング機能の強化 • 報酬委員会を過半数が社外取締役で構成される指名・報酬諮問委員会に改組
	社外取締役を1名増員し、3名体制に
2016年	取締役会の実効性評価を開始（評価対象は2015年度から）（以後、毎年継続）
	コーポレートガバナンス・コードの全原則を実施（以後、毎年継続）
	社外取締役を1名増員し、4名体制に
2017年	社内取締役を10名から6名に減員
2018年	社外取締役5名体制に

2019年	相談役・名誉顧問制度の見直し
	社長執行役員CEOの選任・解任に関する方針・手続きを決定
	取締役会長の選定・解職に関する方針・手続きを決定
2020年	取締役会における「アジェンダセッティング」の開始
2021年	取締役・監査役のスキルマトリックスの開示
2023年	取締役を支援する専門部署の新設
2025年	監査等委員会設置会社へ移行
	社外取締役の過半数化

グループガバナンス

グループマネジメントポリシーのもと、企業価値の最大化を促進

住友商事グループは、世界の様々な国と地域にグループ会社を有しています。これらグループ会社は、事業領域が幅広い産業分野にわたり、業界トップクラスの事業会社も多数あり、当社グループにとって強みの源泉となっています。
グループ各社は住友商事グループの経営理念や経営戦略を尊重し、自律的な経営を実践します。住友商事は株主として信頼関係に基づく積極的な対話を通じてグループ各社の取締役会等における重要な意思決定に関与するとともに、当社を含むグループ各社の連携を通じて新たな価値を創造します。このグループ経営の基本的な考え方・方針の共有とより高度な実践を目的として、2021年にグループマネジメントポリシーを制定しました。
グループマネジメントポリシーでは、「自律」「対話」「連携」を当社及びグループ各社が尊重すべき三原則として掲げた上で、グループ経営におけるそれぞれの役割と責任を明確化しました。当社は、住友商事グループの経営理念・行動指針及びグループマネジメントポリシーに示された価値観をグループ内で共有し実践することで、産業構造の変化やサステナビリティをめぐる潮流等へ迅速・適切に対応するとともに、将来の収益の柱となるような事業会社群に成長させていくことで、当社グループの事業ポートフォリオをより確固たるものに進化させ、企業価値の最大化を図ります。



コンプライアンス

基本方針

コンプライアンスの基本方針

住友商事グループのコンプライアンスの原点は、「法と規則を守り、高潔な倫理を保持する」という行動指針を実践し、社会からの信用を得ることにあります。

そのため、当社グループでは、コンプライアンスはあらゆる企業活動に優先し、会社が利益追求を優先するあまりコンプライアンス違反を起こすことは絶対にあってはならないという「コンプライアンス最優先」と、万が一コンプライアンス上の問題が発生したときは、マネジメントレベルを含む上司および関係するコーポレートグループの各部署に対して直ちに事態を報告し、最善の措置を取るという「即一報」を二大原則として掲げ、日々実践しています。

「住友商事グループ・コンプライアンス・ポリシー」の制定

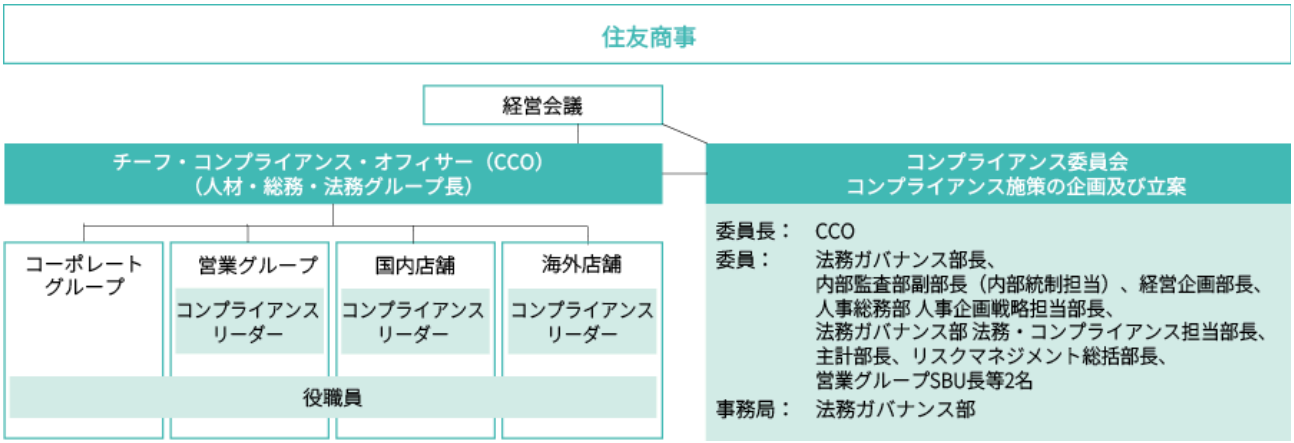
上記コンプライアンスの基本方針を住友商事グループ全体に明確に示すために、従来の当社の「コンプライアンス指針」を踏まえ、グループ全体に適用させる指針として「住友商事グループ・コンプライアンス・ポリシー」を取締役会の承認のもと2019年3月に制定しました。このポリシーにつき、当社では、セミナーやe-learning、研修の実施などの継続的な啓発活動を通じ、グループ全体への浸透・徹底を図っており、かかる状況について取締役会の監督を受けています。また、当社、各海外店舗、およびグループ各社では、役職員の日々の業務の拠りどころになるものとして、贈収賄防止、競争法遵守、安全保障貿易管理など、コンプライアンスの観点からポリシー中の特に重要な事項を詳説した「コンプライアンス・マニュアル」を作成し、周知・配布しています。これらのポリシーやマニュアルは、当社グループの事業や取り巻く環境・状況の変化に合わせ、その有効性や妥当性に関するレビューを定期的に行い、必要に応じてその内容の改定を行っています。

住友商事グループ・コンプライアンス・ポリシー

コンプライアンス管理体制

当社およびグループ各社のコンプライアンス問題に対し、より機動的な対応を図ることを目的に、コンプライアンスに関する最高責任者としてチーフ・コンプライアンス・オフィサーを置いています。また、コンプライアンス施策の企画および立案を担うコンプライアンス委員会には、コーポレートグループの部長のみではなく、営業グループのSBU長を加えるなど、当社の実態に即した施策を多面的に検討するための体制を整備しています。

引き続き、当社およびグループ各社において「コンプライアンス最優先」を実践するための体制整備を積極的に推進していきます。



違反事案への適切な対応と適切な施策の策定・実行

当社およびグループ各社では、競争法違反や贈収賄・腐敗行為などの各種法令違反のみならず、職場での不正行為、不正経理、ハラスメント行為など、コンプライアンスに関する問題が生じた場合またはそのおそれのある事態を知った場合には、「即一報」を行うことを社則に明記し、マネジメントレベルを含む上司あるいは関係するコーポレートグループの各部署に対して直ちに事態を報告することの徹底を図り、都度関係部署の総力を結集し、速やかに最適な対応・対策を講じています。

多国籍・他法域にわたり事業を展開し、官公庁・国営企業・取引先企業との接点が多い当社グループは、グループ会社、ジョイント・ベンチャー、代理店等を通じた間接的な事業遂行も多いという特性を有しています。このため、法令違反またはそのおそれのある事態が、現場レベルや第三者の行為として潜在化しやすく、経営層や本社部門による把握が遅れるリスクが構造的に存在します。このような事業特性を踏まえ、問題の早期把握と迅速な是正を可能とする仕組みとして、「即一報」を当社グループの基本と位置づけています。

さらに、何らかの事情で「即一報」または職制ラインでの報告・相談が困難な場合に備えて、この通常の報告・相談ルートの他に、問題に気付いた役職員が社内外の受付窓口を通じてチーフ・コンプライアンス・オフィサーに連絡できる、「スピーク・アップ制度」（※）を2000年11月から設置しています。

※ 当社およびグループ各社では、いわゆる内部通報制度のことを「スピーク・アップ制度」と呼んでいます。「スピーク・アップ」という言葉には、「言いにくいことでも勇気を持って発言しよう」という積極的な意味を込めており、当社のコンプライアンス体制の一つとしてふさわしい表現であると考えています。

「即一報」およびスピーク・アップ制度に基づき連絡が行われた場合や、その他社内でコンプライアンス上の問題またはそのおそれのある事態が判明した場合には、必要に応じ外部専門家なども起用のうえ、法務ガバナンス部などが中心となり、国内外の関係部署とも連携し、速やかに事実関係の把握および原因究明を行います。その結果を受けて、是正措置や必要な処分を実行するとともに再発防止策を定め、実施しています。

当社およびグループ各社における日々の事業活動においてコンプライアンスに関する問題が生じた場合またはそのおそれのある事態を知った場合として、「即一報」を通じてマネジメントレベルまで報告が行われた件数は、2025年度は約630件でした。また、2025年度に当社コンプライアンス委員会にて受け付けたスピーク・アップの件数は、49件でした。これらの事案については、その都度、しかるべく事実調査のうえ、問題があった場合には真因分析をも踏まえた是正その他の対応や、再発防止のための必要な措置を速やかに講じており、両制度ともに、状況および必要性に応じて適切に運用されていると評価しています。

コンプライアンス委員会事務局では、毎年度、当社グループにおけるコンプライアンス違反の状況、スピーク・アップ制度の運用状況、実施したコンプライアンス関連施策や啓発活動を取りまとめたうえで分析、評価するとともに、今後のコンプライアンス関連施策などの検討を行っています。その結果や内容は、コンプライアンス委員会での議論を経て、経営会議、監査等委員会、取締役会でも報告、議論されています。このように、PDCAサイクルを活用しながら、施策の改善・充実を重ねることにより、当社グループにおけるコンプライアンスの周知徹底に取り組んでいます。

なお、2025年度、当社において、非倫理的行為（詐欺、インサイダー取引、反トラスト法違反、反競争的行為、市場操作、不正行為、またはその他の関連業界の法律や規制の違反）についての規制当局による訴追の結果発生した、罰金や課徴金等の金銭的損失はありません。

スピーク・アップ制度

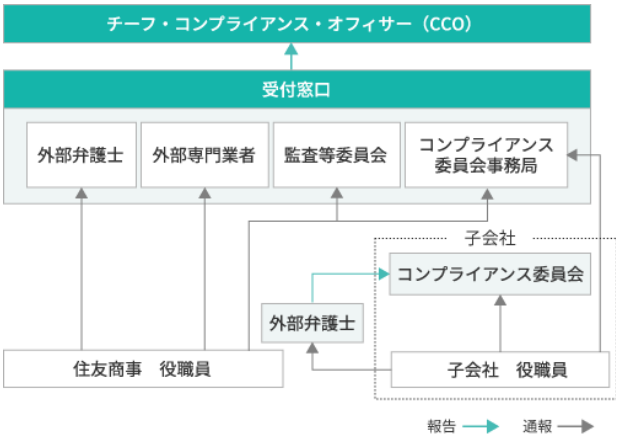
スピーク・アップ制度の概要、多様な窓口

当社のスピーク・アップ制度では、当社またはグループ各社における法令・社内規則の遵守、職場での不正、職場環境を含めたハラスメントなどのコンプライアンス問題を受け付けています。チーフ・コンプライアンス・オフィサー（コンプライアンス委員会事務局）のほかに、社外の専門業者、外部弁護士および監査等委員会という多様な受付窓口を設けており、当社およびグループ各社のすべての役職員（契約社員、派遣社員、出向者などを含む。）および当社と業務委託関係にある特定受託業務従事者、情報連絡の日前一年以内にこれらの立場にあった者、ならびに当社の取引先におけるこれらの者からの情報連絡を受け付けています。さらに、競争法違反、贈収賄行為、不適正会計などの重大なコンプライアンス問題について、国内外を問わず、グループ各社の役職員が通報することが可能なグループ・ベースのスピーク・アップ制度「SC Global Speak-Up」も設置し、16言語に対応するものとして運用しています。これに加えて、各海外店舗、グループ各社においても個別に受付窓口を設けています。

スピーク・アップ制度の運用状況、利用の促進など

スピーク・アップ制度では、匿名による情報連絡も可能です。また、匿名か顕名かを問わず、連絡された事実や内容の秘密が厳守され、連絡したことにより連絡者本人に不利益となる処遇が行われないことを保証しています。

また、受け付けたそれぞれの情報連絡に対し、チーフ・コンプライアンス・オフィサーの指揮、指示のもと事実調査および真因分析を行い、その結果に応じて是正措置を講じたうえで、関係者の懲戒処分・人事的な対処を行い、再発防止策を実施するなど、適切に対処しています。複数の外部の弁護士からも、個別案件の対応時に助言を得ているほか、スピーク・アップ制度の適切な運用が確保されるよう定期的なレビューを受けています。



スピーク・アップ制度体制

また、当社ウェブサイトの「お問い合わせ」などを通じて社外の方からいただいたお問い合わせや通報についても、いただいた内容に応じ、しかるべき部署が対応しています。

当社、海外店舗およびグループ各社では、次の施策などを通じて、スピーク・アップ制度のさらなる利用促進を図るとともに、スピーク・アップ事案に関して、秘密厳守や不利益な取り扱いの禁止が実務上どのように徹底されているかなどについてわかりやすく説明し、より安心して同制度を利用してもらうための環境の向上を目指しています。

- 役職員向けセミナーの実施
- 役職員向けＱ＆Ａ、スピーク・アップ制度周知動画、制度の運用状況の詳細解説のイントラネットへの掲載
- チーフ・コンプライアンス・オフィサーからの役職員向けのメッセージの発信
- 制度概要と受付窓口の連絡先を記載した「スピーク・アップ・カード」の全役職員への配布
- 社内全フロアおよびイントラネットへのポスターの掲示など

継続的な啓発活動

「住友商事グループ・コンプライアンス・ポリシー」や「コンプライアンス・マニュアル」のさらなる理解と浸透を図るために、国内外を問わず、当社役職員（嘱託社員、契約社員、派遣社員も含む）に対して定期的な研修を行っています。新人研修、キャリア採用者研修や、新任管理職研修、新任組織長研修、当社グループ会社への出向者研修などの各階層向けの研修を実施するとともに、当社全役職員を対象にその時々の状況に応じたテーマについてのe-learningを毎年開講しています。また、毎年一度、当社全役職員から、コンプライアンスの遵守徹底にかかる誓約書を取得することにより、「法と規則を守り、高潔な倫理を保持する」という当社グループの行動指針を定期的に確認しています。これらの定期的な活動に加え、贈収賄防止、競争法遵守、安全保障貿易管理、インサイダー取引の防止、ハラスメントの撲滅などの個別のテーマで、セミナーや研修なども随時実施しています。

営業グループ、国内店舗、海外店舗では、コンプライアンス・リーダーのもと、各グループや地域特性に応じたコンプライアンス研修を都度実施し、きめ細やかな啓発活動を行っています。

さらに、当社グループ会社に向けてもグループ会社新人研修その他個別のテーマでのセミナー、研修実施のほか、「住友商事グループ・コンプライアンス・ポリシー」や贈収賄防止、競争法遵守、その他の重要テーマに関するe-learningコンテンツを展開するなど、グループ会社のコンプライアンス体制の強化のための各種支援を行っています。

当社グループは多国籍・多事業分野にわたり事業を展開し、様々な取引先等との接点が多いという事業特性を有しており、特に贈収賄防止、競争法遵守、安全保障貿易管理、インサイダー取引防止について、これらの分野における違反事案の発生は、制裁金等の直接的損失にとどまらず、事業継続への制約、取引先・投資家からの信頼低下、資本市場における評価悪化などを通じて、中長期的な企業価値に重大な影響を及ぼす可能性があり、当社グループの事業の根幹にも直結する事態となる可能性を有していることから、これらの違反事案の発生を事業遂行過程における特に重要なリーガル・コンプライアンスリスクであると認識し、重点的に管理し、継続的な啓発活動を行っています。

贈収賄・腐敗防止への取り組み

当社グループでは、「コンプライアンス最優先」の大原則の下、住友商事グループ・コンプライアンス・ポリシーにも示すとおり、日本および海外でのあらゆる形態の贈収賄・腐敗防止に向けて不断に取り組んでいます。このような当社グループの考え方や取り組み方針などは、特に贈賄防止について「住友商事グループ贈賄防止指針」（2017年制定・公表）にまとめています。同指針では、「日本国内の公務員等に対して、贈賄に該当するような行為やその疑いのある行為を絶対に行わないことはもちろん、贈答や接待等を原則として行ってはならない。また、外国公務員等に対して、ビジネスの獲得等を目的として、不正に金銭等の利益を供与したり、その約束をしたり又はその申し出をしてはならない。」という当社グループの贈賄防止に関する原則を宣言しています。また、取引先の皆さまを対象に、当社グループの贈賄防止体制や贈賄防止のための取り組みについて説明し、ご理解とご協力をお願いしています。

住友商事グループ贈賄防止指針

かかる取り組みとして、当社において「公務員等への贈賄防止規程」および細則等を制定し運用しています。具体的には、国内外の公務員およびこれに準ずる立場の者に対する接待・贈答、代理店の起用、招聘、寄付の実施を検討する場合は、実施組織における事前審査やその結果に応じた社内の他部署による追加審査を義務付けています。また、代理店の起用にあたっては、これらの対応に加え、代理店からの贈賄禁止に関する誓約の取得を義務付けており、これらの活動によって公務員等の腐敗を抑止することに努めています。加えて、当社の投資活動に関しては、個別案件ごとに贈賄・腐敗リスクを社内で慎重に検討のうえ、外部専門家を起用したデューディリジェンス等を含む適切と考えられる対応を実施しています。

これらの取り組みについて、当社では、毎年度その運用状況の確認・評価（内部監査を含む）を実施するとともに、各国の法令改正や外部専門家からのアドバイス、その他社会的な情勢の変化などを踏まえながら、社内規程等を継続的に見直し、改善しています。また、海外拠点およびグループ各社には、各社の贈賄リスクの度合いに応じた体制の整備と運用を促しつつ、その体制や運用状況の定期的な確認を通じて、当社グループ一体としての贈賄・腐敗防止に取り組んでいます。加えて、当社グループ各社内のセミナーの継続的な実施等を通じ、その周知徹底を図っています。

なお、2025年度、当社において公務員等への贈賄に関連して、罰金を科されたり、有罪判決を受けたりした事案はありません。

競争法遵守徹底のための取り組み

当社は、住友商事グループ・コンプライアンス・ポリシーにおいて「公正な競争行為」を行うことを定め、競争法遵守に取り組んでいます。全役職員に配布している「コンプライアンス・マニュアル」においては競争法の背景、禁止される具体的な行為例、違反時のペナルティ等について解説しているほか、より実務に即した、日々の取引における留意事項をまとめた役職員向けのマニュアルを作成しており、役職員への理解の浸透を図っています。

さらに、職掌別・各階層向けに実施している定期的なコンプライアンス研修および当社全役職員受講必須のプログラムにおいても競争法遵守および留意点について解説・周知しているほか、水平的規制・垂直的規制・企業結合・グループ会社運営上の留意等のテーマごとに、様々な形式での定期的な社内研修(外部講師を招聘しての対面研修、e-learning、動画配信等)の実施を通じて、日本および海外における競争法の遵守徹底を図っています。

また、国内外の競争法を専門とする弁護士との定期的なコミュニケーションを通じて、国内外競争当局の動きに関する情報を収集するとともに、社内への発信を行っています。

安全保障貿易管理と物流コンプライアンス

当社は、総合商社として、トレードに関わる日本の法令はもちろんのこと、貿易に関する条約や国際的な枠組みを遵守するため、グループ会社を含めて、さまざまな施策を定期的かつ継続的に実行しています。武器や軍事転用可能な民生用の製品・技術などが、大量破壊兵器の開発を行っている国家や非国家主体（テロリスト）の手に渡らないよう安全保障貿易管理に万全を期しているほか、関税関連法規を始め、公共の秩序や安全に関わる関連諸法令遵守のために、社内ルール・マニュアル・ガイドラインを整備するとともに、研修・指導・モニタリングなどを随時実施しています。

また、当社は、国際社会が協調して進める制裁措置を遵守するために、リスクの度合いおよび経営への影響を踏まえつつ、個別ビジネスにおける取引先モニタリングを含む対応方針を、制裁対応に関する「リスクマネジメント細則」としてルール化しています。加えて、関連するコーポレートグループの各部署を集めた横串組織としての制裁対応デスクを設置し、全社的に統一した対応が取れるように管理体制を整えています。

インサイダー取引の防止

当社は、当社の事業活動および役職員の私的取引に関連してインサイダー取引規制違反を防止すべく、「内部者取引防止規程」や「プロジェクト管理ガイドライン」を制定し、さまざまな観点からの社内チェック体制を敷いています。また、インサイダー取引規制および社内ルールの遵守徹底のため、定期的に社内研修などの啓発活動を実施しています。

住友商事グループ税務方針

住友商事グループは、税務に対する基本姿勢及び行動規範を示した「住友商事グループ税務方針」を、2018年に取締役会監督の下で定めました。
住友商事グループは、住友商事グループ税務方針に従い適切な納税を行うべく、各国の租税及び関連法令を遵守し、租税回避のみを目的とした取引は行わず、税務コンプライアンスの維持・向上に努め、税務リスクへの対応およびタックスマネジメントを進めます。

グループ税務方針

リスクマネジメント

当社は、「リスク」を「あらかじめ予測し、もしくは予測していない事態の発生により損失を被る可能性」および「事業活動から得られるリターンが予想から外れる可能性」と定義し、以下3点をリスクマネジメントの目的としています。

1. 業績安定：計画と実績の乖離を少なくして安定収益を確保する。
2. 体質強化：リスクを体力（株主資本）の範囲内に収め、リスク顕在化の場合にも事業に支障を来さないようにする。
3. 信用維持：法令順守などの社会的な責任を果たし、信用を維持する。

また、当社の営業活動を「投資」と「商取引」に大別の上、それぞれに固有のリスクファクターおよび双方に共通するリスクファクターを洗い出して管理しています。

現在のフレームワークは、外部環境の変化に先んじた効果的なリスクマネジメントの実践に向けて、最先端の手法や枠組みを積極的に導入して作成したものです。なお、外部環境は激しく変化し、想定外の新しいビジネスモデルが日々提案されています。こうした状況に適切に対応するため、当社は経営トップの主導のもとリスクマネジメントの進化に取り組んでいます。一例として、広範な事業領域における多様な投資機会に対し、より適切な案件を選別するための共通の判断軸として厳格な投資規律を制定しています。また、投資実行後における各事業のバリューアップに最適なガバナンス体制を構築したり、投資のパフォーマンスに連動した報酬制度を導入したりしています。

フレームワークの対象となるリスクファクター（投資・商取引）



投資の厳選／投資後のバリューアップ強化

当社では、全体のポートフォリオの変遷や個別投資機会のリスクの性質を踏まえ、投資案件の検討・フォローのプロセスを適時に見直しつつ、投資の入口から出口まで一貫した管理フレームワークを導入しています。

投資案件の検討においては、取り組みの初期段階から「投資テーマ」を明確にし、デューデリジェンスによって重点的に投資テーマの妥当性を検証しています。加えて、当該事業のリスクに応じた割引率を適用することにより、投資対象の「適正な価格」を算定するなど、定性・定量の両面から評価を実施しています。

意思決定に際しては、案件の規模や重要性に応じて、検討・実行の各段階において、経営会議およびその諮問機関である全社投融資委員会、またはグループ経営会議（各営業グループにおける投資意思決定機関）にて審議しています。それらの会議体において、戦略上の位置付けや案件選定の背景・理由、投資後のバリューアップ施策の前提とその確からしさ、ESG観点など、投資の成否を左右する諸条件について、早い段階から多様な視点で深く議論しています。

また、投資の各ステージでその成功確度を高めるための仕組みを強化しています。投資案件を選定するための厳格な投資規律の策定、投資実行後における各事業のバリューアップに最適なガバナンス体制の構築、外部環境の変化を捉えた戦略見直し・中期計画の策定、適時適切なリソースの投入などを着実に遂行することで、各事業の価値向上を実現します。さらに価値向上実現へのコミットメントを高めるべく、2022年には投資先のパフォーマンスに連動した報酬制度を導入しました。加えて、投資先のモニタリング制度を通じ、一定の定量基準に基づく撤退候補先の洗い出し、新規投資案件の進捗状況のフォローを行うとともに、投資先の成長性や収益性にフォーカスした事業投資先レビューを実施するなど、定期的に全投資先の保有意義をレビューし、ポートフォリオの入れ替え、最適化に取り組んでいます。

社会・環境関連リスク管理の考え方

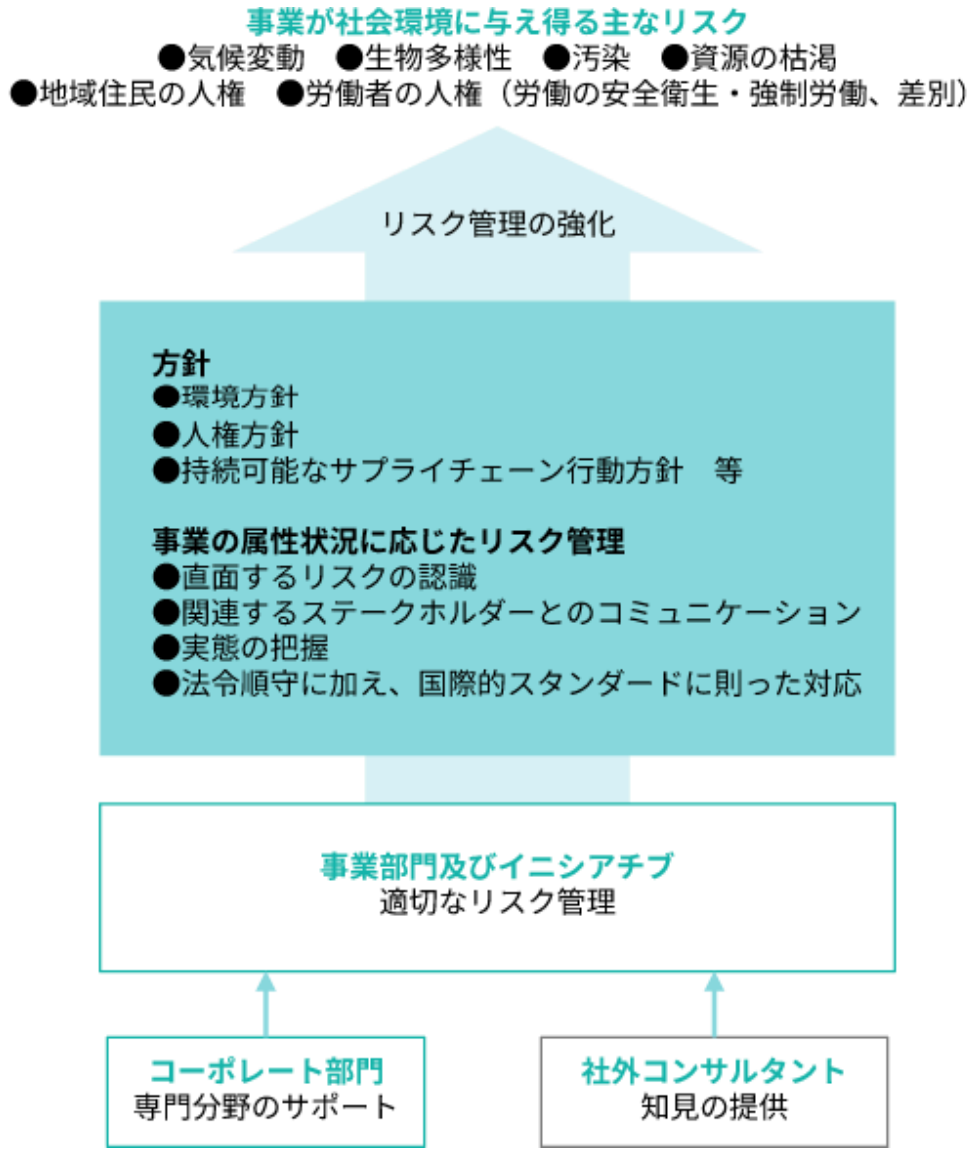
住友商事グループの事業活動は、多様な産業、広範な地域に跨っており、それぞれの事業が地球環境や地域社会、取引先、あるいは役職員等の異なるステークホルダーにさまざまな影響をもたらします。当社グループは社会とともに持続的に成長するために、グループ内の各事業による社会・環境への影響をコントロールし、また、それぞれのサプライチェーン全体に目を配りながら、事業活動による影響が、人々の生活や地球環境を脅かすこと、当社グループの経営の持続性を妨げることがないように努めています。

私たちは、その取り組みの基盤として、「環境方針」「人権方針」「持続可能なサプライチェーン行動方針」を制定し、当社グループ事業全体の運営についての社会・環境問題に対応する考え方を明確化しています。

当社グループの各事業活動が社会・環境に与える影響や、重点的に管理すべきリスクの性質は、事業が取り扱う商品、業態、あるいは活動地域等によって異なるため、個々の事業の特性を踏まえたリスク管理が必要です。

具体的には、各事業について、事業の内容や所在地域の特性、社会・環境との関わりやリスクを認識すること、地域社会や従業員等のステークホルダーとのコミュニケーションルートを持ち、深刻な問題が生じていないかどうかを把握すること、社会・環境に関する各問題について、法令を遵守するだけでなく、環境や人権に係る国際的なスタンダードに則って対応することに努め、リスク管理を行っています。

また、個々の事業の担当営業組織と関連するコーポレート組織が、外部有識者の知見も活用しながら、多様な事業を展開する当社グループ全体の社会・環境にかかわるリスク管理水準の向上に取り組んでいます。

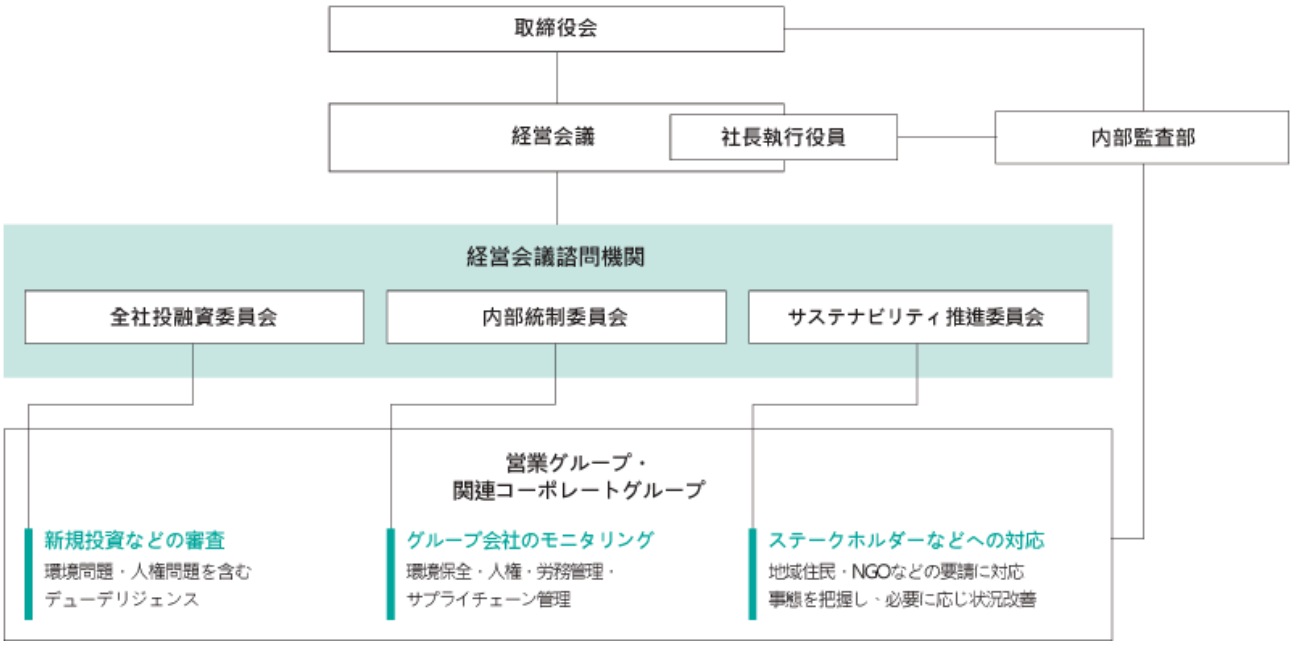


社会・環境関連リスク管理体制

当社グループは、さまざまなビジネスを含むグループ全体の活動が与える社会・環境面への影響を適切に管理するため、投融資実行の際の審査や定期的なモニタリング等の全社的フレームワークを整えています。投融資に係るデューデリジェンスの際には、各事業内容・地域特性を踏まえ、気候変動、自然破壊、環境汚染、水リスク、労働環境・安全衛生、地域社会への影響などに関する社会・環境関連リスク評価を行います。リスク管理の実効性をさらに高めるため、SASB基準等のリスク情報をもとに、社会・環境関連リスクに特化したセルフアセスメントシートを用いてリスク及び機会を洗い出すとともに、全社投融資委員会においても社会・環境への影響を踏まえた意思決定が行われる体制を整えています。

投融資後の事業についても、事業会社との対話を通じた定期的なモニタリングや、内部監査等のプロセスを通じ、社会・環境関連リスク管理状況を確認し、課題がある場合は、その事業の特性に応じて改善を進めています。また、当社グループの事業活動の影響について、地域住民やNGO等、ステークホルダーから問題の指摘を受けた場合は、実態を踏まえて、対話・協議を行い、改善に努めている他、重要事業については、当社から説明・対話を行うなど、エンゲージメントを強化しています。

また、こうした事前審査やモニタリングの結果、個別案件の重要な社会・環境問題への対応は、必要に応じて外部専門家からの助言も踏まえ適切な対応を検討するとともに、関連する社内の委員会を通じて経営会議・取締役会に付議・報告しており、取締役会の監督のもと、社会・環境関連リスクへの対応及び管理体制の強化に取り組んでいます。



情報セキュリティ

基本方針・体制

当社は、情報セキュリティの重要性を認識し、チーフ・インフォメーション・オフィサー（CIO）を委員長とするIT戦略委員会を中心に、「情報セキュリティ基本方針」をはじめ関連規程を整備し、情報セキュリティの確保及び情報資産の適切な管理に努めています。個人情報についても、「プライバシー・ポリシー」を制定するとともに、関連規程や組織体制を整備し適切な保護に努めています。

情報セキュリティ基本方針

1 **情報セキュリティへの取り組み**

当社は、情報セキュリティの重要性を認識し、事業活動における当社の信用強化を図るため、情報セキュリティに関する規程・ガイドラインの整備を行い、グローバル連結ベースで情報資産の適切な管理に努め、これを定期的に見直していきます。

2 **法令等の遵守**

当社は、情報セキュリティに関連する法令、規制、その他の社会的規範を遵守します。

3 **情報資産の管理**

当社は、個人情報等を含む情報資産の適切な管理を通じて、機密性、完全性および可用性を確保し、その漏洩、滅失または毀損を防止するための措置を講じます。

4 **情報セキュリティ事件・事故への対応**

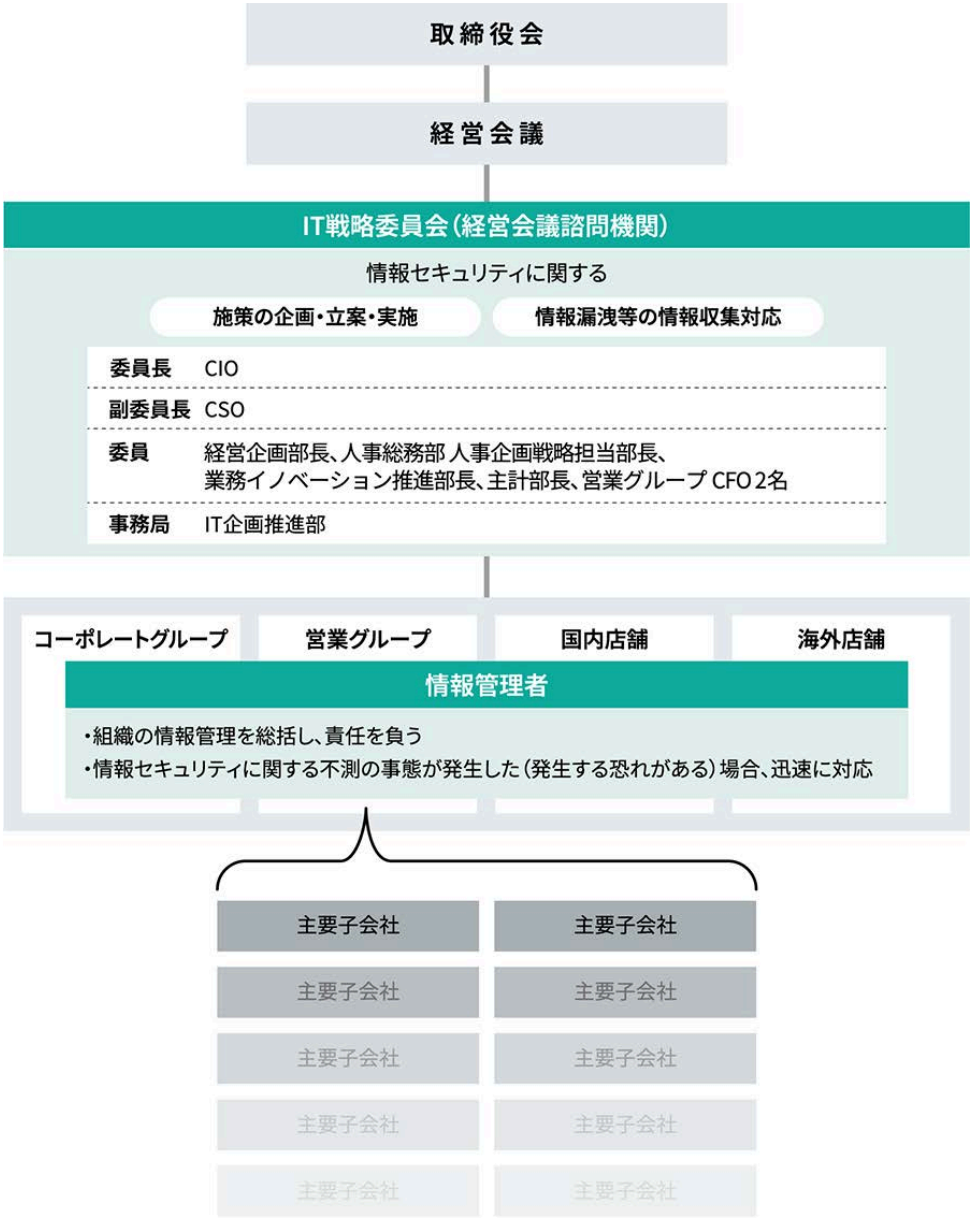
当社は、情報セキュリティに関する事件・事故の発生予防に努めるとともに、万一発生した場合は、再発防止策の検討を含め、速やかに適切な対策を講じます。

5 **情報セキュリティ教育・啓発**

当社は、情報資産を適切に管理することの重要性を啓発することを含め、情報セキュリティ教育を継続的に実施します。

IT戦略委員会において検討された重要事項については経営会議に付議され、意思決定及び監督が行われています。また、情報セキュリティ施策の実施状況や情報セキュリティインシデントの発生状況等については、IT戦略委員会から経営会議及び取締役会に対し、定期的に報告を行う体制としています。

情報セキュリティ管理体制



また、会社情報の窃取・破壊等を目的とした外部からの攻撃等、情報セキュリティに関する不測の事態に備え、システム上のサイバーセキュリティ対策に加え、役職員の継続的な教育・啓発や訓練（※）、インシデント対応体制の確認・整備を行い、外部専門機関とも連携の上、リスクの最小化に取り組んでいます。
さらに、各組織に情報管理者を配置し、情報資産をその重要度によって区分した上で取り扱い方法・手順を指示し、情報セキュリティの確保を図っています。

※ 教育施策の概要
- サイバーセキュリティ対策や情報管理に関する情報セキュリティ講座を年に3回実施。
- 標的型攻撃を想定した訓練メールを年に4回実施。

加えて、子会社等における情報セキュリティ対策においては、情報資産に関する規程の整備、役職員向けの教育実施、危機管理対応及び復旧計画に関する体制の整備等の状況について、内部統制の仕組みや内部監査を通じて、継続的な向上及び定期的なモニタリングに取り組んでいます。

プライバシー・ポリシー

BCP（事業継続計画）・BCM（事業継続マネジメント）

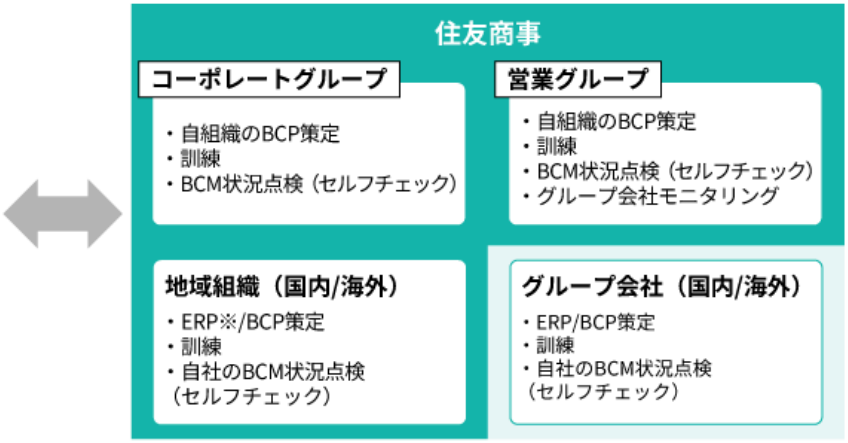
基本的な考え方

当社グループは、大規模災害等発生時に社員の安全を確保し、地震・水害・感染症・サイバー攻撃等の事業停止、機会損失、レピュテーションの毀損等の影響を最小化し、事業の継続性と中長期的なレジリエンスを確保するため、「事業継続計画」（Business Continuity Plan/BCP）策定に留まらない「事業継続マネジメント」（Business Continuity Management/BCM）の構築・定着を推進しています。

BCM推進基盤

- ERP/BCPの雛型の整備・提供
- 訓練ツールの整備・提供
- 教育・啓蒙
- マネジメントによるレビュー

BCMの整備・点検・改善体制



※ERP（初動対応計画）：Emergency Response Plan

推進体制

当社グループのBCP・BCMに関するガバナンスは、サステナビリティ経営全般のガバナンスに組み込まれており、その枠組みの下で運営しております。

東京本社においては人事総務部（災害・安全対策ライン）がリード役となり、大規模災害等発生時に社員の安全を確保し、全社的な被害を最小化するための初動対応計画（Emergency Response Plan：ERP）を策定しております。また多種多様なビジネスを展開する総合商社の業態に鑑み、事業継続計画（Business Continuity Plan：BCP）をSBU・ユニット単位で細分化し、有事においても各組織長の指揮のもと、可能な範囲で事業を継続する体制を整えております。

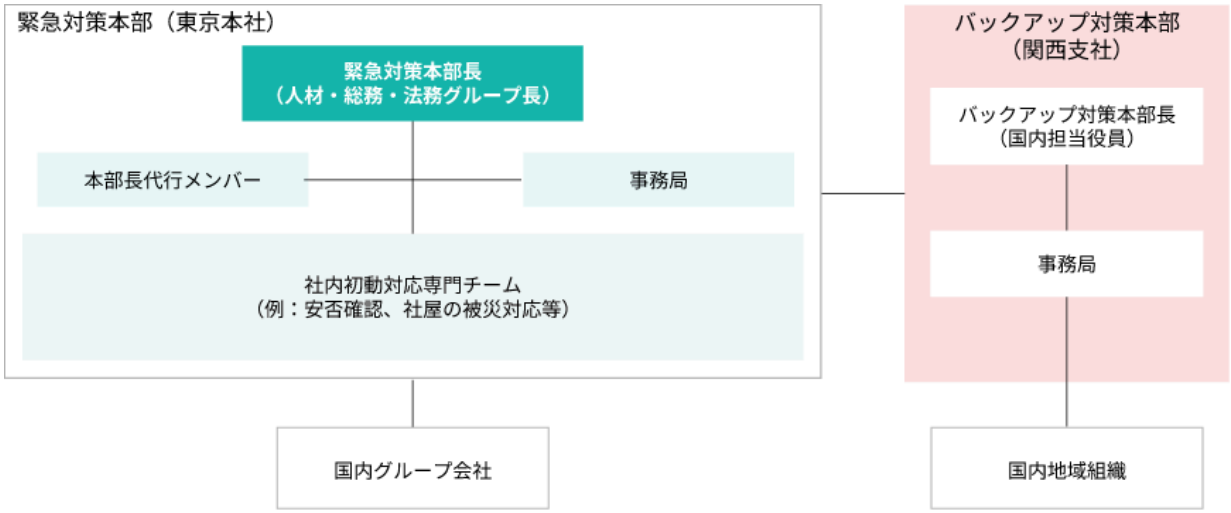
国内・海外の地域組織、グループ会社においては、各々の地域性・業種・業態等を踏まえたERP・BCPを個別に策定し、有事に備えています。

サステナビリティ経営のガバナンス

危機事象発生時の対応

日本国内において首都直下地震・南海トラフ地震・富士山噴火等の大規模な自然災害等の危機事象が発生した場合、当社は人材・総務・法務グループ長を本部長とする緊急対策本部を設置し、社員の安全確保及び事業の早期復旧に向けた対応を行います。
またコーポレート各グループの専門チームが当社グループの被害状況等に関する情報を収集・取りまとめ、速やかに経営層に報告する体制を整備しております。

上述の体制の実効性を担保するため、国内地域組織とも連携しつつ、大規模自然災害を想定した緊急対策本部訓練を継続的に実施することにより、社員の安全確保、共助、事業の早期復旧を基本方針とした対応力の強化に取り組んでおります。



本社　緊急対策本部体制図

自律的な点検と訓練による実効性向上

当社グループでは組織単位でのBCP策定にとどまらず、その実効性を確保し、組織に定着させるための事業継続マネジメント（Business Continuity Management:BCM）を重視し、自律的かつ継続的な取組みを行っております。
その一環として、当社各組織、国内・海外の地域組織及びグループ会社では毎年「BCPセルフチェック」を実施しており、BCPの見直しを行うとともに訓練の実施状況等について自己点検する仕組みを整えています。またセルフチェックの結果は人事総務部（災害・安全対策ライン）が取りまとめ、マネジメントに報告の上で、全社的な傾向や改善すべき点について社内共有するとともに、BCPの雛型提供や机上訓練の指導といった各組織やグループ会社への支援を行うなど、BCM推進のための基盤を整備しております。また、Basic Elements(BE)対話の対象となるグループ会社においてはBCMを重要な経営課題と捉え、主管組織との対話の中で実効性向上について継続的に議論しています。

指標・目標

当社グループではBCMの取組みを通じて、大規模災害等の発生により業務遂行環境が著しく制限された場合においても可能な範囲で重要業務を継続しつつ、早期に事業を再開することを目標としております。
この目標を達成するため、各組織におけるBCPの整備・訓練状況をセルフチェック等で定期的にモニタリングし、必要に応じて見直し・改善を行うというPDCAサイクルを回すことで、グループ全体のレジリエンスの向上を図っております。

内部統制

基本方針・体制

住友商事グループは、持続的な成長・発展に向けて、グループ全体のビジネスにおいて「事業活動に関わる法令等の遵守」「資産の保全」「業務の有効性および効率性」「財務報告等の信頼性」などを合理的に保証するため、内部統制に関する基本規程を定め、適正な内部統制の構築・運用・モニタリング及び評価・改善を通じて、グループガバナンスの向上およびグループ全体の業務品質向上に取り組んでいます。

既存の各内部統制フレームワークの効率的運用、相乗効果創出、内部監査機能との連携などを行うため、当社グループ内部統制関連業務を統合的に行う機能を「監査グループ長」のもとに内部監査機能と並列させて設置し、課題の把握やグループ内の内部統制活動の活用を能動的に行うことで、上記の取り組みを、グループ全体でより効果的かつ一貫性のあるものとしています。

内部統制システム

当社は、実効性の高い内部統制を実現するため、取締役会において会社法及び会社法施行規則に定める業務の適正を確保するために必要な体制（内部統制システム）を決議し、運用しています。毎年運用状況の評価を実施し、継続的な見直しによって、その時々の要請に合致した内部統制システムの構築を図ることとしています。

当社の内部統制システムに関する取締役会決議内容と、内部統制システムの概要及びその運用状況の概要については、それぞれ以下のとおりです。なお、内部統制システムの運用状況については、内部統制委員会において評価を実施し、内部統制システムが有効に機能していることを確認し、取締役会においてその旨を報告しています。

- 内部統制システムに関する取締役会決議内容（2025年6月20日現在）
- 内部統制システムに関する取締役会決議内容（2026年4月1日現在）
- 当社の内部統制システムの概要およびその運用状況の概要（第158期）

財務報告

当社グループは、グループ内の会計処理方針である「アカウンティングポリシーマニュアル」に準拠して連結財務諸表等を作成し、関係法令および会計基準を遵守した上で適時・適切に情報開示を行っています。

財務報告に係る内部統制については、COSO（The Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission）の内部統制フレームワークに沿った金融商品取引法に定める内部統制報告制度に従い、同法の要請に沿った内部統制活動を推進し、業務プロセスの評価と改善を実施しています。

内部監査

当社は、全社業務をモニタリングするための独立した組織として「内部監査部」を置き、当社および海外現地法人、国内外関係会社の監査を行っています。内部監査は年間の監査計画に基づき実施しており、監査の結果については、毎月社長執行役員に直接報告するとともに、取締役会および監査等委員会にも定期的に直接報告しています。監査は国際内部監査基準に準じて定期的に実施し、資産およびリスクの管理、コンプライアンス、業務運営からなる監査先の内部統制全体を対象としています。監査先に内在するリスクの重要度を考慮の上、監査先の内部統制の有効性・妥当性を評価するとともに、改善に向けた適切な助言を提供し、住友商事グループのガバナンス、内部統制の向上に貢献しています。

Sumitomo Corporation | Enriching lives and the world

https://www.sumitomocorp.com/ja/global/